

現場における工事の生産性向上をめざして



北陸地方整備局

※ 本資料は、国土交通省本省及び北陸地方整備局が作成した資料等により構成されています。

令和8年度（前期）生産性向上等説明会 内容

説明会の趣旨と品確法	資料－ 1
工事施工の円滑化 4 点セット	資料－ 2
工事書類スリム化ガイド	資料－ 3
工事事故の発生状況	資料－ 4
営繕工事の生産性向上等の取組	資料－ 5（午後）

説明会の趣旨と品確法

- 公共工事は、国民へ良質な社会インフラを提供することが求められる
- 将来にわたる公共工事の品質確保のためには、より一層の生産性の向上が必要不可欠とされる
- 北陸地方整備局では受発注者が対等の立場で協働し、コミュニケーションの充実を図るために「工事の円滑化推進会議」（工事施工の円滑化4点セット）を運用。
工事の生産性を向上させるための有効な手段として活用
- 令和6年2月に「工事書類スリム化ガイド ～現場技術者の負担軽減のために～」を発刊。
受注者・発注者間における役割分担の明確化など、現場技術者の負担を軽減するための、現場技術者の負担を軽減するための観点を示し、具体的な取組み事例を紹介。

公共工事の品質確保の促進に関する法律

平成17年法律第18号 ⇒ 一部改正：平成26年6月4日公布・施行 ⇒ 一部改正：令和元年6月14日公布・施行
⇒ 一部改正：令和6年6月19日公布・施行

(目的)

第一条 この法律は、公共工事の品質確保が、良質な社会資本の整備を通じて、豊かな国民生活の実現及びその安全の確保、環境の保全（良好な環境の創出を含む。）、自立的で個性豊かな地域社会の形成等に寄与するものであるとともに、現在及び将来の世代にわたる国民の利益であることに鑑み、公共工事の品質確保に関する基本理念、国等の責務、基本方針の策定等その**担い手の中長期的な育成及び確保の促進**その他の公共工事の品質確保の促進に関する基本的事項を定めることにより、**現在及び将来の公共工事の品質確保の促進**を図り、もって国民の福祉の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第三条 公共工事の品質は、公共工事が現在及び将来における国民生活及び経済活動の基盤となる社会資本を整備するものとして社会経済上重要な意義を有することに鑑み、国及び地方公共団体並びに公共工事等（公共工事及び公共工事に関する調査等をいう。以下同じ。）の発注者及び受注者がそれぞれの役割を果たすことにより、現在及び将来の国民のために確保されなければならない。

8 公共工事の品質は、地域において災害時における対応を含む社会資本の維持管理が適切に行われるよう、**地域の実情を踏まえ地域における公共工事の品質確保の担い手が育成され及び確保**されるときともに、**災害応急対策又は災害復旧に関する工事等**（以下「災害応急対策工事等」という。）が**迅速かつ円滑に実施される体制が整備**されることにより、**将来にわたり確保**されなければならない。

公共工事の品質確保の促進に関する法律

平成17年法律第18号 ⇒ 一部改正：平成26年6月4日公布・施行 ⇒ 一部改正：令和元年6月14日公布・施行
⇒ 一部改正：令和6年6月19日公布・施行

9 公共工事の品質は、これを確保する上で公共工事等の受注者のみならず下請負人及びこれらの者に使用される技術者、技能労働者等がそれぞれ重要な役割を果たすことに鑑み、公共工事等における請負契約（下請契約を含む。）の当事者が、各々の対等な立場における合意に基づいて、市場における労務の取引価格、健康保険法（大正十一年法律第七十号）等の定めるところにより事業主が納付義務を負う保険料（第八条第二項において単に「保険料」という。）等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期又は調査等の履行期（以下「工期等」という。）を定める公正な契約を締結し、その請負代金をできる限り速やかに支払う等信義に従って誠実にこれを履行するとともに、公共工事等に従事する者の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の適正な整備について配慮がなされることにより、確保されなければならない。

（発注者等の責務）

第七条 発注者は、基本理念にのっとり、現在及び将来の公共工事の品質が確保されるよう、公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成及び確保に配慮しつつ、公共工事等の仕様書及び設計書の作成、予定価格の作成、入札及び契約の方法の選択、契約の相手方の決定、工事等の監督及び検査並びに工事等の実施中及び完了時の施工状況又は調査等の状況（以下「施工状況等」という。）の確認及び評価その他の事務（以下「発注関係事務」という。）を、次に定めるところによる等適切に実施しなければならない。

七 地域における公共工事の品質確保の担い手が中長期的に育成され及び確保されるよう、地域の実情を踏まえ、競争に参加する者に必要な資格、発注しようとする公共工事等の規模その他の入札に関する事項を適切に定めること。

公共工事の品質確保の促進に関する法律

平成17年法律第18号 ⇒ 一部改正：平成26年6月4日公布・施行 ⇒ 一部改正：令和元年6月14日公布・施行
⇒ 一部改正：令和6年6月19日公布・施行

十 地域における**公共工事等の実施の時期の平準化を図るため**、計画的に発注を行うとともに、工期等が一年に満たない公共工事等についての繰越明許費（財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第十四条の三第二項に規定する繰越明許費又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百十三條第二項に規定する繰越明許費をいう。第十二号において同じ。）又は財政法第十五条に規定する国庫債務負担行為若しくは地方自治法第二百十四条に規定する**債務負担行為の活用による翌年度にわたる工期等の設定**、他の発注者との連携による中長期的な公共工事等の発注の見通しの作成及び公表その他の必要な措置を講ずること。

十一 **公共工事等に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保**されるよう、公共工事等に従事する者の休日、工事等の実施に必要な準備期間、天候その他のやむを得ない事由により工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮し、**適正な工期等を設定**すること。

十二 設計図書（仕様書、設計書及び図面をいう。以下この号において同じ。）に適切に施工条件又は調査等の実施の条件を明示するとともに、設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合、設計図書に示されていない施工条件又は調査等の実施の条件について予期することができない特別な状態が生じた場合その他の場合において必要があると認められるときは、**適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金の額又は工期等の変更を行うこと**。

この場合において、工期等が翌年度にわたることとなったときは、繰越明許費の活用その他の必要な措置を適切に講ずること。

公共工事の品質確保の促進に関する法律

平成17年法律第18号 ⇒ 一部改正：平成26年6月4日公布・施行 ⇒ 一部改正：令和元年6月14日公布・施行
⇒ 一部改正：令和6年6月19日公布・施行

(受注者等の責務)

第八条 受注者は、基本理念にのっとり、契約された公共工事等を適正に実施しなければならない。

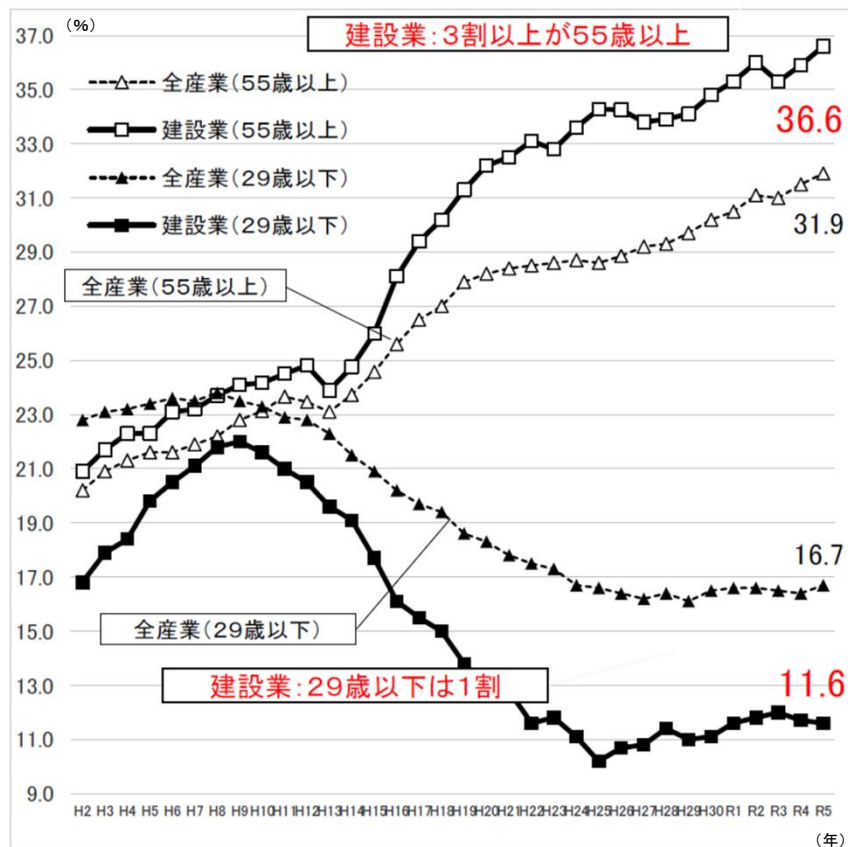
2 公共工事等を実施する者は、下請契約を締結するときは、下請負人に使用される技術者、技能労働者等の賃金、労働時間、休日その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が適正に整備されるよう、市場における労務の取引価格、保険料等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期等を定める下請契約を締結しなければならない。

3 **公共工事等を実施する者**（公共工事等を実施する者となろうとする者を含む。次項において同じ。）は、契約された又は将来実施することとなる**公共工事等の適正な実施のために必要な技術的能力（新たな技術を活用した資材、機械、工法等を効果的に活用する能力を含む。）の向上、情報通信技術を活用した公共工事等の実施の効率化等による生産性の向上並びに技術者、技能労働者等の育成及び確保並びにこれらの者に係る賃金、労働時間、休日その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければならない。**

建設業就業者の現状

- 今後、中長期的には、60代以上が大量離職(引退による退職)する可能性。
- 担い手の確保、育成が喫緊の課題。

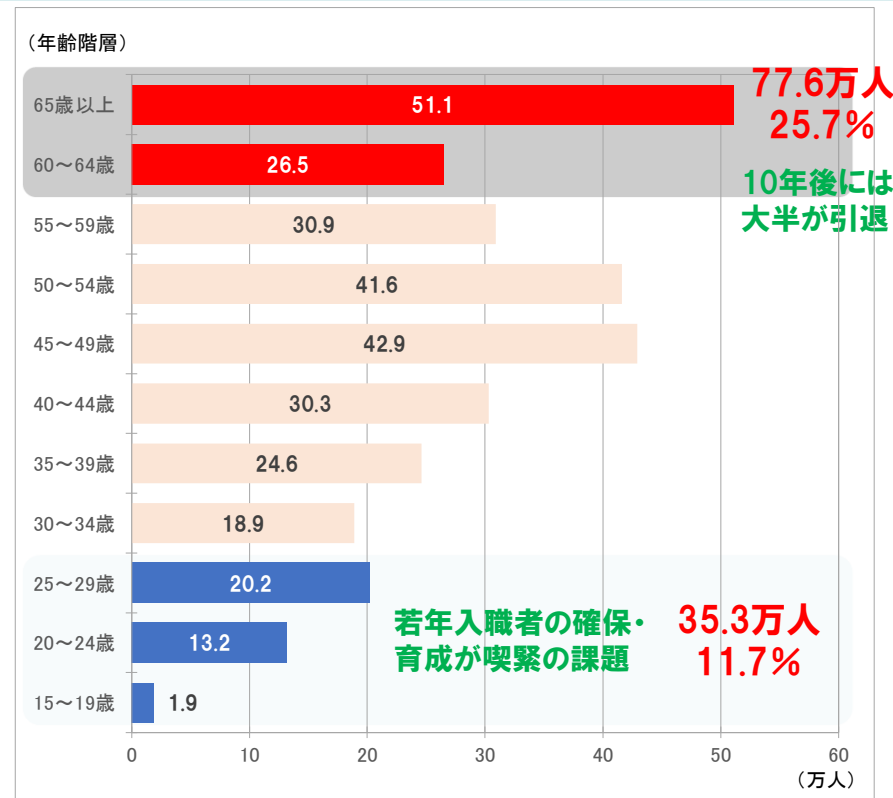
建設業の年齢階層別構成比の推移(全国)



出典: 総務省「労働力調査」を基に国土交通省で算出

- ◆ 建設業就業者は、55歳以上が36.6%、29歳以下が11.6%と高齡化が進行し、次世代への技術承継が大きな課題。
- ◆ 令和5年度は、実数ベースでは、建設業就業者数のうち令和4年と比較して55歳以上が5万人増加(29歳以下は増減なし)。

建設従事者の年齢構成分布(全国)



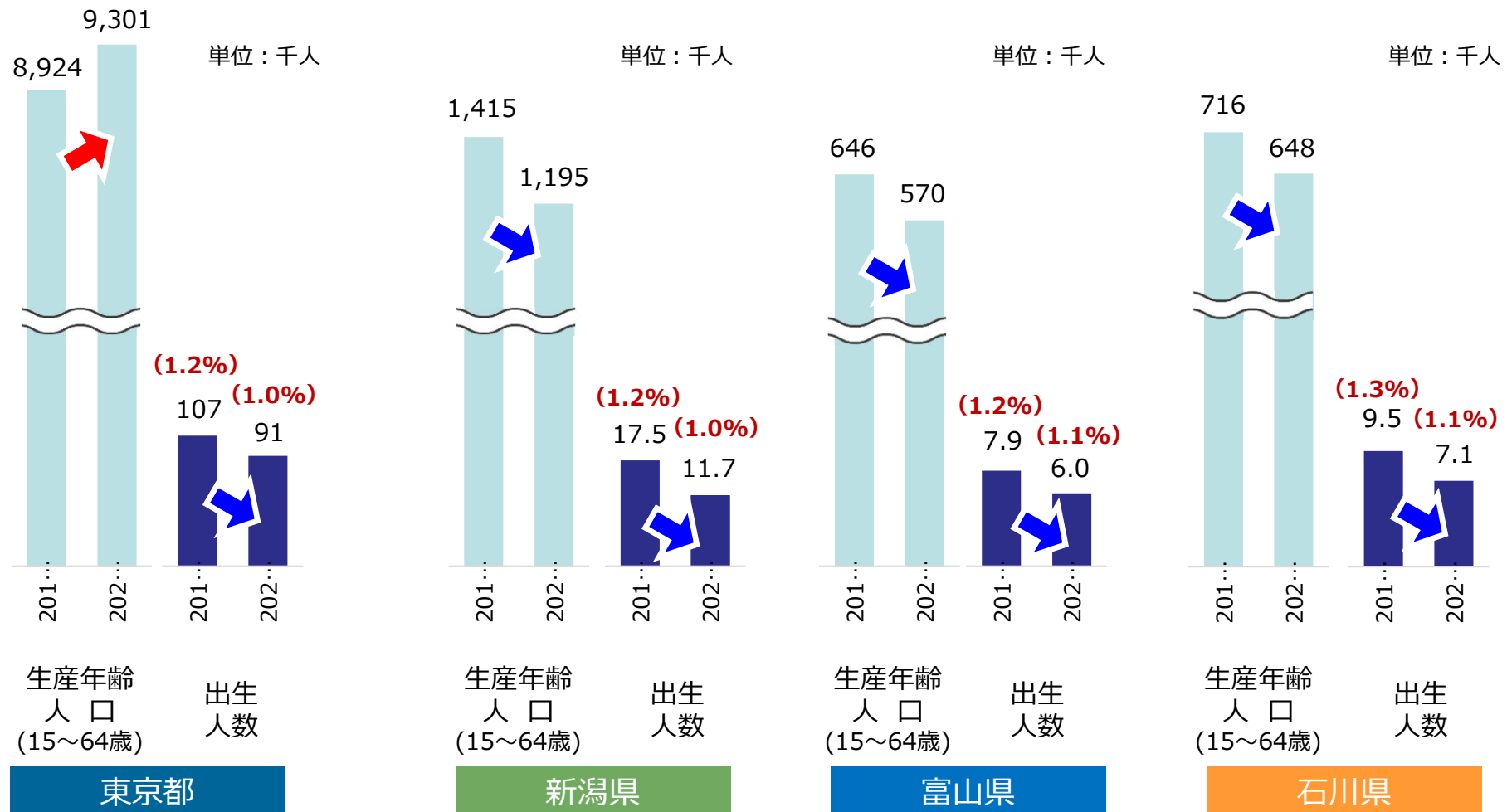
出所: 総務省「労働力調査」(令和4年平均)をもとに国土交通省で作成

- ◆ 60歳以上の技能者は全体の約4分の1(25.7%)を占めており、10年後にはその大半が引退することが見込まれる。
- ◆ これからの建設業を支える29歳以下の割合は全体の約12%程度。若年入職者の確保・育成が喫緊の課題。

- 東京都では生産年齢人口は増加しているが、出生人数は減少している。
- 北陸3県(新潟県、富山県、石川県)では、生産年齢人口と出生人数がともに減少している。

■ 東京都と北陸3県における生産年齢人口・出生人数の比較

※カッコ内の割合は生産年齢人口に対する出生人数の割合



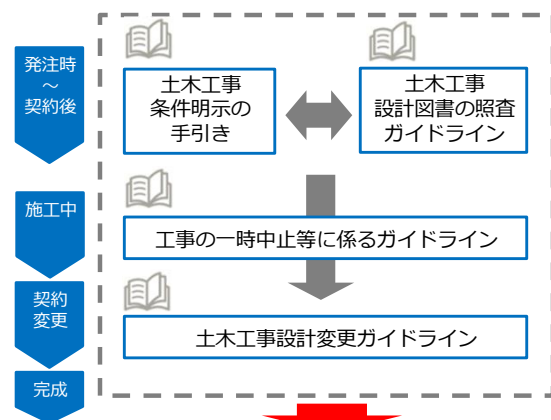
「工事施工の円滑化4点セット」改訂について

○ 工事施工における受発注者間のコミュニケーションを充実させるため、これまで個々に作成していたガイドラインを「工事施工の円滑化4点セット【統合版】」として集約し、よりわかりやすく内容を充実

I 工事施工の円滑化4点セットについて

Point

より使いやすいよう各ガイドラインを集約



工事施工の円滑化4点セット【統合版】として集約



Point

受発注者それぞれの活用方法を分かりやすいデザインに

受発注者共通の活用

発注者の活用

受注者の活用

II 土木工事条件明示の手引き

Point

施工条件として必要な項目に精査

■チェック項目

- 1 工程関係
- 2 用地関係
- 3 公害関係
- 4 安全対策関係
- 5 工事用道路関係
- 6 仮設備関係
- 7 建設副産物関係
- 8 工事支障物件等
- 9 薬液注入関係
- 10 無線設備関係
- 11 その他

Point

発注機関により修正等が必要と思われる項目を着色

■チェックリスト

発注機関により修正等が必要と思われる項目を着色	発注機関により修正等が必要と思われる項目を着色	発注機関により修正等が必要と思われる項目を着色
1 工程関係	2 用地関係	3 公害関係
4 安全対策関係	5 工事用道路関係	6 仮設備関係
7 建設副産物関係	8 工事支障物件等	9 薬液注入関係
10 無線設備関係	11 その他	

Point

概数・概略発注工事の条件明示項目を見直し数量又は設計成果提示時期の明示を徹底

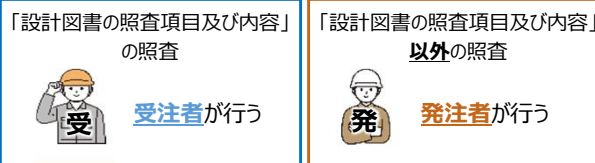
III 土木工事設計図書の照査ガイドライン

Point

照査に関連する受発注者の責任の表現を明確化

■受発注者が行う作業の位置付け

必要な設計図書の照査内容



照査後

設計図書の訂正、変更、追加調査

計画の見直し、図面の再作成、追加調査の実施等
発注者が行う

IV 工事一時中止等に係るガイドライン

■工事一時中止区分の違い

	一時中止	一部一時中止
技術者の専任	工事を全面的に一時中止している期間は専任を要しない	工事施工期間は専任が必要
工期変更	原則として、中止期間分を工期延期する	中止に伴う影響期間分を工期延期する

■中止期間と増加費用の範囲

中止時期	準備期間	準備工事期間	本工事施工中
3ヶ月以内の場合	増加費用は計上しない	積上げ計上	標準積算(率)+積上げ計上
3ヶ月を超える場合	増加費用は計上しない	積上げ計上	積上げ計上

Point

工事一時中止区分の違いや増加費用の範囲を明確化

V 土木工事設計変更ガイドライン

Point

設計変更における留意事項を記載

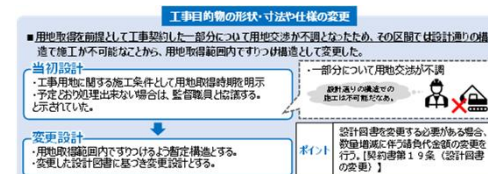
■変更見込金額が請負代金額の30%を超える場合の対応

変更見込金額（変更累計金額）が請負代金額（当初請負代金額）の30%を超えたことをもって設計変更に応じない、もしくは、設計変更に伴って必要と認められる請負代金の額や工期の変更を行わないことはあってはならない。

Point

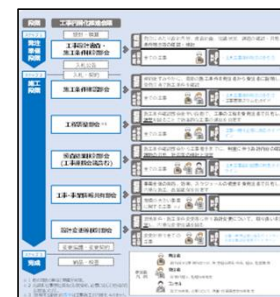
設計変更事例を追加

■設計変更の事例



VI 受発注者間のコミュニケーション

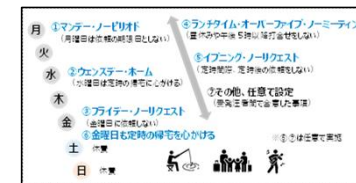
■工事円滑化推進会議



Point

受発注者間のコミュニケーションに関する取組内容等を整理

■ウィークリースタンス



工事施工の円滑化 4点セット

【統合版】



北陸地方建設事業推進協議会
工事施工対策部会

はじめに

公共土木工事の円滑な施工には、発注者・受注者双方の適切な対応と協力が不可欠です。

しかし、現場では条件明示の不足、設計図書の不備や解釈の相違、予期せぬ事態における設計変更や、受注者の責に帰することができない事由による工事の一時中止に関する対応において見解の相違など、様々な課題が指摘されてきました。

こうした状況を踏まえ、北陸地方建設事業推進協議会 工事施工対策部会では、官民協働により「土木工事条件明示の手引き」「設計図書の照査ガイドライン」「工事一時中止ガイドライン」「設計変更ガイドライン」を策定し、改訂を重ねてきました。

今回、各ガイドラインの活用を通じて明らかになった課題を踏まえ、より実務に役立つ内容へ改訂しました。さらに、「工事施工の円滑化 4 点セット（統合版）」として集約し、より分かりやすく、使いやすい形に整えました。

本ガイドラインが広く活用され、公共工事の品質確保と円滑な事業推進に寄与することを心より願っております。

令和 8 年 3 月

北陸地方建設事業推進協議会 工事施工対策部会長

「北陸地方建設事業推進協議会 工事施工対策部会」とは

北陸地方の**工事施工における**安全管理や現場環境などの**諸課題に対し、官民相互の協力により対応策を収集・検討し、魅力ある建設事業を**効率的かつ効果的に**推進**するため、平成2年5月に設置。

委員

受注者

(一社)新潟県建設業協会
(一社)富山県建設業協会
(一社)石川県建設業協会
(一社)日本建設業連合会北陸支部
(一社)日本道路建設業協会北陸支部
(一社)建設コンサルタンツ協会北陸支部



発注者

新潟県・富山県
石川県・新潟市
東日本高速道路(株)新潟支社
中日本高速道路(株)金沢支社
北陸地方整備局



工事施工の円滑化4点セット【統合版】 目次

I	工事施工の円滑化4点セットについて	3
	1 背景	4
	2 活用のポイント	5
	3 策定・改訂経緯	6
II	土木工事条件明示の手引き	7
	1 背景・目的	8
	2 活用方法	9
	3 留意事項	10
	4 内容	11
	5 参考資料	21
III	土木工事設計図書の照査ガイドライン	22
	1 背景・目的	23
	2 活用方法	24
	3 内容	25
IV	工事一時中止等に係るガイドライン	38
	1 背景・目的	39
	2 活用方法	40
	3 留意事項	41
	4 内容	42
V	土木工事設計変更ガイドライン	69
	1 背景・目的	70
	2 活用方法	71
	3 留意事項	72
	4 内容	74
VI	受発注者間のコミュニケーション	84
	1 工事円滑化推進会議	85
	2 ワンデーレスポンス	88
	3 ウィークリースタンス	89
	4 良くわかる〇〇シリーズ	90
	5 工事書類スリム化ガイド	91
VII	参考資料	92
	1 公共工事標準請負契約約款	93

I 工事施工の円滑化4点セットについて

1	背景	4
2	活用のポイント	5
3	策定・改訂経緯	6

I 工事施工の円滑化4点セットについて

1 背景

■ 公共工事の基本的考え方

- 公共工事の品質を確保するためには、適正な工期、適正な予定価格をもとに発注し、技術と経営に優れた建設企業が適切に施工することが基本となる。

■ 現状における課題

- 土木工事は、当初発注時点では予見できない事態が発生しやすい。
- 施工過程において発生する地質など自然条件の変化に伴う設計条件の変更に対し、受発注者における費用等のとらえ方に相違がある場合もあり、適正な変更契約や円滑な施工に支障をきたしている。
- 予見できない事態に備え、前提条件を明確にし設計変更を円滑に行う必要がある。
- 工事の施工途中で受注者の責に帰することができない事由等により施工ができなくなった工事については、工事の一時中止の指示を行わなければならない。

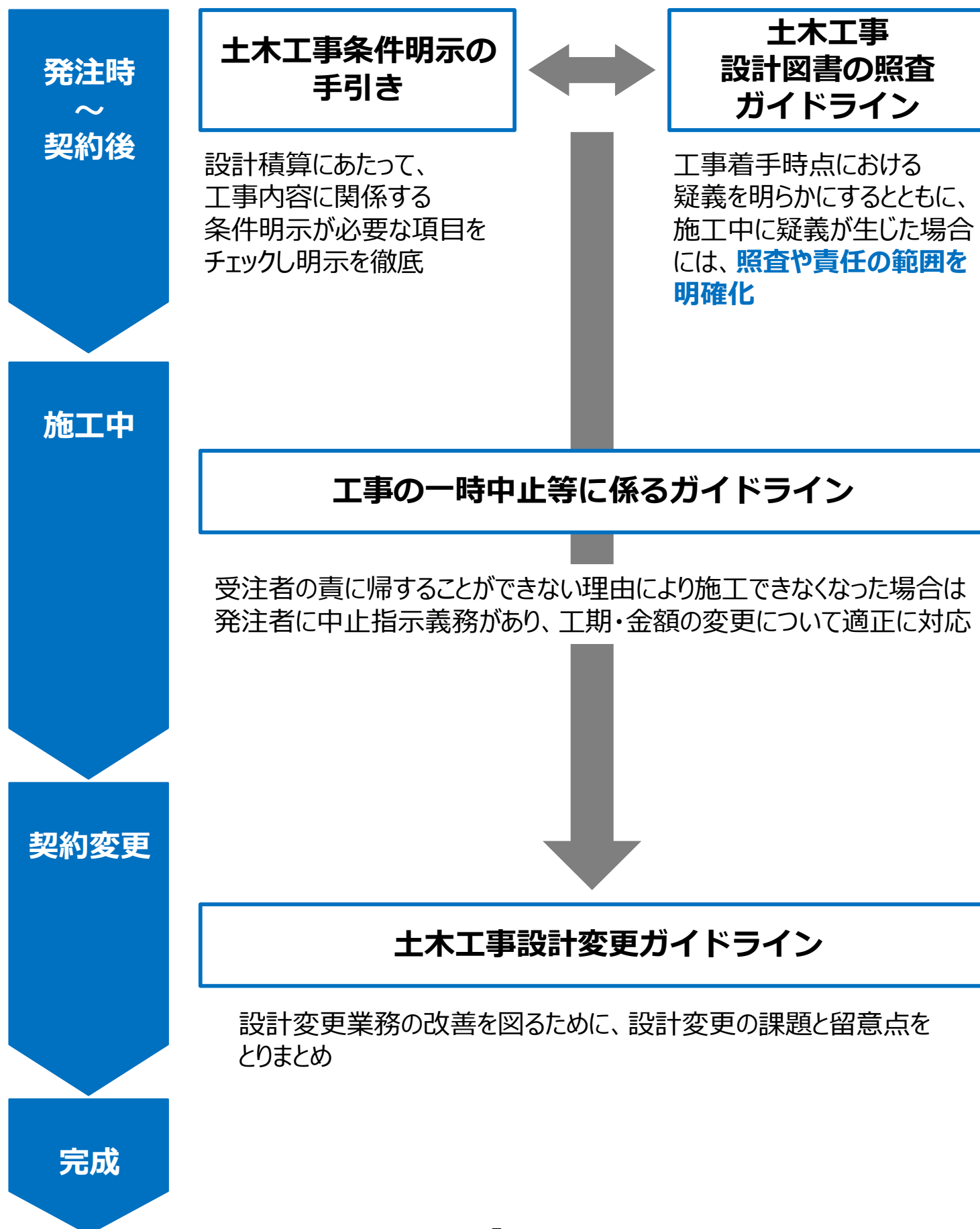
■ 工事施工の円滑化4点セットの活用

- 発注準備から工事完成まで、円滑な工事施工を図るため、条件明示の徹底を図る「土木工事条件明示の手引き」設計図書の照査や責任範囲を明確化する「土木工事設計図書の照査ガイドライン」工事の一時中止に適切に対応するための「工事の一時中止等に係るガイドライン」設計変更に関する留意点をまとめた「土木工事設計変更ガイドライン」を「工事施工の円滑化4点セット」として作成した。
- 建設業が魅力ある産業として認知されるため、工事の現場環境や受発注者間におけるコミュニケーションの更なる改善に取り組む際に本ガイドライン等を参考として活用されたい。

※官庁営繕工事については、「営繕工事請負契約における設計変更ガイドライン」等国土交通省ホームページに掲載された『官庁営繕工事の円滑な施工確保対策』を活用すること(https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000006.html)

I 工事施工の円滑化4点セットについて

2 活用のポイント



I 工事施工の円滑化4点セットについて

3 策定・改訂経緯

	策定・改訂		主な内容
土木工事条件明示の手引き(案)	H16.4	素案	
	H17.3	Ver.1	
	H20.4	Ver.1.2	
	H24.2	改訂	明示事項の時点修正
	H26.8	改訂	
	H26.9	概要版	
	H27.5	改訂	明示事項の時点修正
	H29.10	改訂	明示事項の時点修正
	R2.4	改訂	明示事項の時点修正
	R3.4	改訂	明示事項の時点修正
	R7.3	改訂	明示事項の時点修正
土木工事設計図書の照査ガイドライン(案)	H18.3	初版	
	H20.4	改訂	
	H24.2	改訂	契約実務要覧等を更新
	H26.8	改訂	共通仕様書の章番号変更による見直し
	H26.9	概要版	
	H27.5	改訂	表を見やすく改良、最新の仕様書等に合わせる時点修正等
	R2.4	改訂	照査項目の見直し等
工事の一時中止に係るガイドライン(案)	H20.4	初版	
	H24.2	改訂	事例集の事例追加
	H26.8	改訂	中止期間中の現場維持等の費用(基準)が見直し
	H26.9	概要版	
	H27.5	改訂	最新の基準、仕様書等にあわせる時点修正
	H29.10	改訂	手続き様式新規追加
	R2.4	改訂	基本フローを一部修正
	R3.4	改訂	増加費用算出の係数改定
	R4.3	改訂	基本フローを一部修正、事例集(45→61事例)
土木工事設計変更ガイドライン(案)	H20.4	初版	
	H24.2	改訂	事例集の事例追加、改良
	H26.8	改訂	一時中止ガイドラインの見直しによる修正
	H26.9	概要版	
	H27.5	改訂	表を見やすく改良、最新の仕様書等に合わせる時点修正等
	H31.4	改訂	一部変更指示における概算額明示追記
	R2.4	改訂	照査ガイドライン(転写)、契約実務要覧等を更新

Ⅱ

土木工事条件明示の手引き

1	背景・目的	8
2	活用方法	9
3	留意事項	10
4	内容	11
①	条件明示の項目別チェックリスト（項目・構成）	11
②	条件明示の項目別チェックリスト	12
5	参考資料	21

1 背景・目的

- ✓ 工事の発注に際しては、施工地域の自然条件や社会条件、施工時期などの制約条件が工事ごとに異なることから、関連する**施工条件を設計図書に明示**することによって、**工事の適正で円滑な施工が可能**
- ✓ しかし実態は、受発注者間で表現や受け取り方などに相違が生じ、積算額に大きな差が生じるケースや、条件の考え方に相違が生じるケースが見受けられた



条件明示の徹底を図るため

「土木工事条件明示の手引き」を作成



2 活用方法

※発注機関により設計図書や必要な条件明示項目が異なることから、チェックリストの活用方法は各発注機関の判断によるものとする。



受発注者共通の活用

- 各種工事に対応できる基本的事項を掲載した**チェックリスト**として活用



発注者の活用

- 積算や設計図書作成に先立ち、予め現場の条件、環境、制約等を調査・確認する際の手引きとして、また条件を整理する実践的なフォーマット（様式）として活用
- 積算担当者の現場確認も含め、事前調査・関係部署確認の効率化
- 現場条件に適合した積算及び特記仕様書の作成を支援
- 具体的特記仕様書の作成にあたり、各発注部署で作成されている特記仕様書記載例の中から必要な項目を選択できる
- 積算部署と監督職員が情報共有することにより、施工時の調整や協議の際の内訳データとして活用し、円滑化に寄与
- 「工事設計審査・施工条件検討部会」「施工条件確認部会」等において、条件明示の確認・チェックリストとして活用
- 工事の入札公告時に「チェックリスト」を見積参考資料（別紙）として活用

● : 直轄の取り組み



受注者（見積者）の活用

- 施工経験の少ない場合には、参考資料として活用
- 現場条件の確認時の手引きとして位置づけることにより、現場調査・測量時に活用
- 現場説明時の質問事項の検討資料として活用
- 契約締結後の契約書第18条「条件変更等」の確認資料として活用
- 施工途中における施工条件に係る変更や新規条件の検討時の手引きとして活用
- 「施工条件確認部会」等において、条件明示の確認・チェックリストとして活用
- 入札参加希望者は、公告資料に対する質問の検討資料として活用

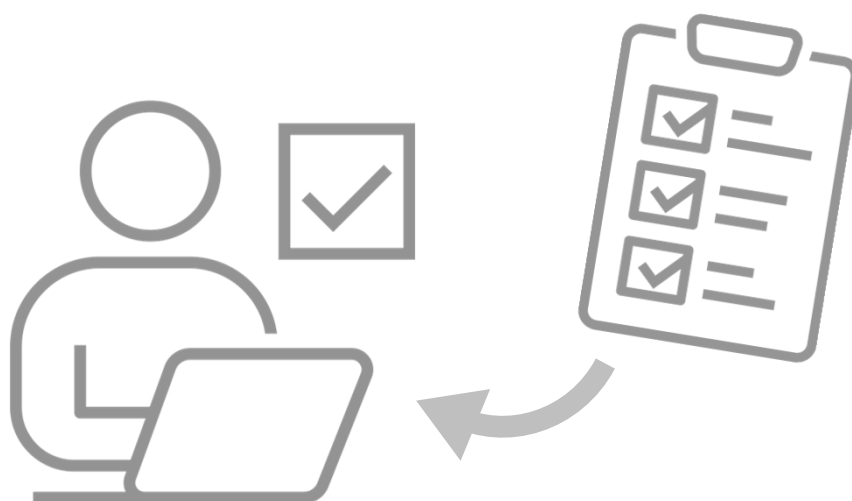
● : 直轄の取り組み

3 留意事項

- 本手引き（案）は、積算や設計図書、施工計画書等の作成時の参考資料として活用するものであり、**請負契約上の拘束力を生ずるものではない。**
 - ・ すべての施工条件を網羅することは不可能
 - ➡ **必要に応じて明示事項を追加して活用**
 - ・ 「明示されない施工条件」「明示事項が不明確な施工条件」がある場合
 - ➡ **受発注者協議により適切に対応**
- 本手引きのチェックリストは、項目の追加や工事ごとの活用も容易にできるよう表計算ソフト（Excel）で作成されているため、**電子データでの活用**をお勧め

**■ 土木工事条件明示の手引き
条件明示チェックリスト**

【Excel版】



4 内容

1 条件明示の項目別チェックリスト（項目・構成）

「条件明示について」※（国土交通省大臣官房技術調査課長）における**明示項目**及び**明示事項**を基本として、工事施工対策部会等の意見を反映し作成。※ **5** 参考資料 を参照

■ 項目

- | | |
|-----------|-----------|
| 1 工程関係 | 7 建設副産物関係 |
| 2 用地関係 | 8 工事支障物件等 |
| 3 公害関係 | 9 薬液注入関係 |
| 4 安全対策関係 | 10 無線設備関係 |
| 5 工事用道路関係 | 11 その他 |
| 6 仮設備関係 | |

■ 記載例

5 余裕工期を設定した工事の着手時期		対象 有	対象 無	特記該当項目
① 全体工期とともに、余裕期間の完了年月日（実工事着手日の前日）と「期間中は、資材の搬入および仮設物の設置等の工事を行わない。」ことを明示する。 ② 余裕工期の発注方式を明示 ☐ 発注者指定 ☐ 任意着手 ☐ フレックス		☐	☐	④
全体工期	余裕期間	留意事項		備考
⑤				
6 地上物件・地下埋設物・埋蔵文化財等の事前調査・移設の制約		対象 有	対象 無	特記該当項目
① 必要な事前調査の期間等を明示し、その管理者の都合により、変更がある場合には別途協議することをあわせて明示する。 ② 特に移設や撤去・保存等が必要になり影響を受ける場合は、施工方法や工程等について協議状況を明示する。 ③ 埋蔵文化財については、施工に併せて発掘調査を実施する場合も有る。 （発掘調査中は、完了時期を明示、施工と発掘調査を実施する場合は期間・内容を明示）		☐	☐	
地下埋設物・埋蔵文化財の種類	地下埋設物・埋蔵文化財の管理者	事前調査・移設の期間		協議状況 備考

①明示項目・明示事項

②条件明示のポイント …明示対象を判断する際のポイント

③対象の有無 …当該工事において明示対象か否か

④特記該当項目 …特記仕様書の該当箇所（例：P.1 第2条 3項）

⑤条件明示の具体内容 …明示対象となる具体的内容

※着色項目：発注機関により修正等が必要と思われる項目

条件明示項目は各発注機関で異なるため、適宜修正・削除し使用すること

2 条件明示の項目別チェックリスト

項目は、各発注機関に応じて修正・削除しても良い

1. 工程関係

1 影響を受ける他の工事				対象 有	対象 無	特記該当項目	
① 先に発注された工事で、当該工事の工程が影響を受ける工事の有無 (影響を受ける工事の内容と、具体的制約内容、対象箇所およびその完成の時期や期間)				☐	☐		
② 後から発注される予定の工事で、当該工事の工程が影響を受ける工事の有無 (影響を受ける工事の内容と、具体的制約内容、対象箇所およびその完成の時期や期間)				☐	☐		
③ その他、関連して当該工事の工程が影響を受ける他の工事の有無 (影響を受ける工事の内容と、具体的制約内容、対象箇所およびその完成の時期や期間)				☐	☐		
他工事の名称		その発注者		影響を受ける箇所		影響を受ける期間	
影響を受ける工事内容		具体的制約内容				備考	
2 自然的・社会的条件で制約を受ける施工の内容、時期、時間及び工法等				対象 有	対象 無	特記該当項目	
① 交通規制や工事内容により、工事の施工期間又は時間帯に制約が生ずるか。 (観光シーズン期の施工中止や、交通渋滞等を回避するための夜間施工等の検討)				☐	☐		
② 出水期や積雪・融雪期において、施工を中止あるいは休止する必要があるか。 (河道内の出水期での施工や、雪崩の恐れのある区域の施工は要検討)				☐	☐		
③ 漁期や農業・用排水の使用時期、また地場産業の影響により、施工期間又は時間帯に制約が生ずるか。				☐	☐		
④ 自然環境の保全に関しての制約の有無を明示する。 (猛禽類等の保護動植物の生息する可能性のある地域での施工制約)				☐	☐		
自然的・社会的要因		施工内容		施工箇所		施工時期	
施工方法		具体的制約内容				備考	
3 関連機関等との協議に未成立のものがある場合の制約等				対象 有	対象 無	特記該当項目	
① 協議の成立時期が具体的に見込める場合は、「現在、協議中であることと、成立見込みの時期およびその制約される内容等」を明示する。 (成立見込みがない場合にも、成立目途の日安を明示する。例：〇〇年〇〇月目途)				☐	☐		
② 協議の結果、工程等に制約を受けることが予想される場合は、あらかじめその協議内容および制約される内容等について明示する。				☐	☐		
③ 協議の必要性はあるが、未実施である場合は関連機関、内容、協議実施予定者(発注者/受注者)を明示する。				☐	☐		
関連機関等		制約内容		協議内容		成立見込時期	協議状況
							備考
4 関係機関、自治体等との協議の結果、工程に影響を受ける特定条件				対象 有	対象 無	特記該当項目	
① 施工時期等について付された条件を、具体的に明示する。				☐	☐		
② 当初予想し得ない事態等が発生し工事期間等の変更が生じる場合は、監督職員に報告し、処理および対策についての協議を行うことを明示する。				☐	☐		
機関・自治体名		影響項目		影響範囲・内容		規制期間	規制時間
						協議状況	備考
5 余裕工期を設定した工事の着手時期				対象 有	対象 無	特記該当項目	
① 全体工期とともに、余裕期間の完了年月日(実工事着手日の前日)と「期間中は、資材の搬入および仮設物の設置等の工事を行ってはならない。」ことを明示する。				☐	☐		
② 余裕工期の発注方式を明示 ☐ 発注者指定 ☐ 任意着手 ☐ フレックス				☐	☐		
全体工期		余裕期間		留意事項			備考
6 地上物件・地下埋設物・埋蔵文化財等の事前調査・移設の制約				対象 有	対象 無	特記該当項目	
① 必要な事前調査の期間等を明示し、その管理者の都合により、変更がある場合には別途協議することをあわせて明示する。				☐	☐		
② 特に移設や撤去・保存等が必要になり影響を受ける場合は、施工方法や工程等について協議状況を明示する。				☐	☐		
③ 埋蔵文化財については、施工に併せて発掘調査を実施する場合も有る。 (発掘調査中は、完了時期を明示、施工と発掘調査を実施する場合は期間・内容を明示)				☐	☐		
地下埋設物・埋蔵文化財の種類		地下埋設物・埋蔵文化財の管理者		事前調査・移設の期間		協議状況	備考
7 設計工程上の作業不能日数				対象 有	対象 無	特記該当項目	
① トンネル内工事や工場製作工事以外では、雨天、強風、降雪、波浪による休止日数や休日等の日数を明示する。また、トンネル内工事でも資機材等の搬出入に影響がある場合は同様に明示する。				☐	☐		
② 工期の算定条件の明示				☐	☐		
準備期間		後片付け期間		雨休率		地元調整等による工事不可能期間	その他

8 出水期における作業可能工種【河川・砂防工事対象】				対象 有	対象 無	特記該当項目
① 河川区域及びその周辺で行われる河川工事等において、出水期の明示および出水期においても施工を可能とする工種等を明示する。				☐	☐	
出水期の期間				施工を可能とする工種		
9 現場条件による工法の制限の結果、工程に影響を受ける場合				対象 有	対象 無	特記該当項目
① 工程に影響を与える特殊な工法の有無				☐	☐	
対象工種	場所	日数	内容		備考	
10 概算数量発注・概略設計による発注工事の場合				対象 有	対象 無	特記該当項目
① 概算数量発注工事（詳細設計はあるが、設計数量を確定させていない工事）において、設計数量の提示時期もしくは、設計数量の確定後速やかに契約変更する旨を明示する。				☐	☐	
② 概略発注工事（詳細設計図及び設計数量が用意出来ない工事）において、設計数量及び詳細設計成果の提示時期を明示する。				☐	☐	
対象工種	区間	詳細設計完成時期	測量・地質の成果有無	別途業務への指示（測量・地質・設計）		備考

2.用地関係

1 工事用地等に未処理部分がある場合				対象 有	対象 無	特記該当項目
① 用地・立木の取得が終了していない場所、範囲、面積、工種及び確保の見込み時期等を明示する。				☐	☐	
② 期日までに用地取得が出来ない場合の工事工程への配慮を明示する。				☐	☐	
③ 保安林解除や未処理部分等に規制がある場合には、解除時期や未処理部分を明示する。				☐	☐	
④ 官民境界が未確定部分がある場合は当該区間及び協議状況を明示する。				☐	☐	
場所	範囲	面積	取得見込時期	該当工種	協議・交渉状況	備考
2 使用後の復旧条件がある場合				対象 有	対象 無	特記該当項目
① 工事用地等の使用終了後に復旧条件がある場合は、完了予定日とその内容を具体的に明示する。				☐	☐	
場所	範囲	面積	復旧完了予定日	復旧条件		備考
3 工事用仮設道路、資機材置場、仮設ヤード等の用地を借地する必要がある場合				対象 有	対象 無	特記該当項目
① 発注者が地権者と借地契約し確保する場合に明示する。				☐	☐	
② 場所、範囲、面積、工種、期間、使用条件、重要施設の有無、使用後の復旧方法等を明示する。				☐	☐	
③ 借地上に支障物件等の処置が必要になった場合は、監督職員に報告し協議する旨を明示する。				☐	☐	
場所	範囲	面積	期間	使用条件・復旧方法		備考
4 官有地等を使用させる場合				対象 有	対象 無	特記該当項目
① 使用する土地の場所、範囲、面積、使用条件、及び使用料の負担の有無を明示する。				☐	☐	
② 仮設ヤード周辺への立ち入り防止柵等の設置に条件がある場合はその内容を明示する。				☐	☐	
③ 造成が必要な荒地等を使用させる場合は、その内容を明示する。				☐	☐	
場所	範囲	面積	使用条件・復旧方法			備考

3.公害関係

1 公害防止のため、施工方法、機械設備、作業時間等に制限がある場合				対象 有	対象 無	特記該当項目
① 特定の工種について、施工方法、機械施設、施工時間を指定する場合は、その内容を明示する。				☐	☐	
② 騒音、振動等の測定を指定する場合は、その内容等を明示する。				☐	☐	
③ 公害に関する特定地域指定がある場合はその地域を明示する。				☐	☐	
④ 地元対策上や法改正等により規制処置が必要となった場合は、監督職員に報告し協議する旨を明示する。				☐	☐	
対象工種	範囲または測定場所	時期	内容		備考	
2 水替、流入防止施設が必要な場合				対象 有	対象 無	特記該当項目
① 対象工種、規模、範囲、期間等を明示する。				☐	☐	
対象工種	規模	範囲	排水時間	期間	備考	
3 濁水、湧水等の処理で特別な対策を必要とする場合				対象 有	対象 無	特記該当項目
① 濁水、湧水等の処理で特別な対策を必要とする場合はその内容を明示する。				☐	☐	
対象工種	時期	処理施設	排水の水質目標値		排水場所 備考	

4 事業損失等、第三者に被害を及ぼすことが懸念される場合					対象 有	対象 無	特記該当項目	
① 工事の施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の枯渇等、電波障害等に起因する家屋・工作物その他への事業損失が懸念される場合は、事前・事後調査の区分と、その調査時期、未然に防止するために必要な調査方法、範囲等を明示する。					☐	☐		
② 防塵対策・泥落対策の具体的な対策方法 (騒音や振動調査を指定する工事が対象)					☐	☐		
懸念事項	事前・事後	調査時期	調査範囲・対象件数	調査方法	報告書の有無	調査指示	備考	
5 油漏れ等に対策を必要とする場合					対象 有	対象 無	特記該当項目	
① 油漏れや重金属等の対策を必要とする場合はその内容を明示する。					☐	☐		
対象工種	対象機械	時期	実施方法・必要資材			備考		

4.安全対策関係

1 交通安全施設等の指定				対象 有	対象 無	特記該当項目	
① 車線減少等の規制を伴う場合は、その内容と期間を明示する。				☐	☐		
② 歩道通行帯を確保する場合は、路面状況等その内容と期間を明示する。				☐	☐		
③ 夜間作業を伴う場合は、その内容と期間を明示する。				☐	☐		
④ 現場特有の理由で交通規制の方法が限定される場合その内容を明示する。				☐	☐		
交通安全施設	工種	設置期間	内容			備考	
2 下記施設等と近接する工事				対象 有	対象 無	特記該当項目	
① 近接する工事での施工法、作業時間等の制約がある場合は、その内容を明示する。							
鉄道				☐	☐		
ガス				☐	☐		
電気				☐	☐		
電話				☐	☐		
上水道				☐	☐		
下水道				☐	☐		
光ファイバ施設				☐	☐		
NEXCO施設				☐	☐		
医療施設				☐	☐		
学校施設				☐	☐		
文化財				☐	☐		
その他()				☐	☐		
② 情報通信光施設と近接する工事がある場合は、切断等の事故防止対策を明示する。 (対象は道路工事)				☐	☐		
近接施設	管理者	協議状況	内容	立会条件		備考	
3 下記危険要因に対する防護施設等				対象 有	対象 無	特記該当項目	
① 防護施設が必要な場合は、その内容を明示する。							
落石				☐	☐		
雪崩				☐	☐		
土砂崩壊				☐	☐		
土石流				☐	☐		
補強が必要な既存構造物				☐	☐		
危険要因	工種	防護施設	内容・規格	期間		備考	
4 保全設備・保安要員の配置等				対象 有	対象 無	特記該当項目	
① 交通誘導警備員、保全設備、保安要員の配置を指定する場合は、その内容を明示する。							
交通誘導警備員A、B				☐	☐		
警戒船				☐	☐		
保全設備				☐	☐		
保安要員				☐	☐		
鉄道工事管理者				☐	☐		
保全設備・保安要員	工種	場所	期間・時間	員数・規格		交代要員	備考
5 発破作業等の制限				対象 有	対象 無	特記該当項目	
① 発破作業等に制限がある場合は、その内容を明示する。							
交通誘導警備員				☐	☐		
警戒船				☐	☐		
保全設備				☐	☐		
保安要員				☐	☐		
制限作業	工種	場所	期間・時間	内容		備考	

6 有毒ガス及び酸素欠乏等の対策			対象 有	対象 無	特記該当項目
① 換気設備等が必要な場合は、その内容を明示する。			☐	☐	
換気設備等 危険防止対策の工法・設備			☐	☐	
危険要因	工種	危険防止対策の工法内容、設備の規格・規模			備考
7 高所作業における対策			対象 有	対象 無	特記該当項目
① 高所作業における落下・墜落等対策を指定する場合はその内容を明示する。			☐	☐	
工種	場所	対策の内容、設備の規格・規模			備考
8 仮締切の設計対象水位(流量)			対象 有	対象 無	特記該当項目
① 仮締切の設計対象水位(流量)を明示する。			☐	☐	
9 砂防工事の安全確保のために必要な情報提供【砂防工事対象】			対象 有	対象 無	特記該当項目
① 安全確保のために必要な地形・地質特性を記載する。			☐	☐	
② 過去に発生した土砂移動現象を明示する。			☐	☐	
③ 土石流に対する安全対策における土石流監視員の人数を明示する。			☐	☐	

5. 工事用道路関係

1 一般道路を搬入路として使用する 場合					対象 有	対象 無	特記該当項目
① 運搬経路に制限がある場合や、経路を指定する場合は、その内容を明示する。					☐	☐	
② 搬入路の使用及び使用後に配慮すべき処置、対応がある場合その内容を明示する。					☐	☐	
③ 地元対策上特に特記すべき事項がある場合はその内容を明示する。					☐	☐	
経路	期間	時間帯	制限内容		備考		
①							
区間	期間	処置・対応内容				備考	
②							
特定資材・機材名	搬入経路	期間	時間	対応・配慮内容		備考	
③							
2 仮道路を設置する 場合					対象 有	対象 無	特記該当項目
① 仮道路の幅員・構造等を指定する場合は、その内容を明示する。					☐	☐	
② 借地により仮道路を設ける場合は、借地料の負担があるか否か明示する。					☐	☐	
③ 維持補修の必要がある場合はその内容を明示する。					☐	☐	
④ 仮道路に安全施設が必要な場合はその内容を明示する。					☐	☐	
⑤ 工事終了後存置または撤去するか明示し、撤去の場合はその内容を明示する。					☐	☐	
⑥ 地元対策上特に特記すべき事項がある場合はその内容を明示する。					☐	☐	
区間	幅員	延長	構造	その他仕様		備考	
①							
区間	借地料負担金額	維持補修内容	維持補修の時期および頻度			備考	
②③							
区間	安全施設設置期間	安全施設内容				備考	
③							
区間	存置・撤去	運搬場所	運搬数量	使用後の処置		備考	
⑤							
特定資材・機材名	搬入経路	期間	時間	対応・配慮内容		備考	
⑥							
3 一般道路を交通規制等により占有する 場合					対象 有	対象 無	特記該当項目
① 交通規制を行う場合は、事前に関係機関と協議する旨を明示する。					☐	☐	
② 交通規制を行い占有する場合、その内容を明示する。					☐	☐	
区間	協議機関	期間	時間	規制内容		備考	
4 他の工事と工事用道路を共用する 場合					対象 有	対象 無	特記該当項目
① 他の工事と工事用道路を共用する場合は、工事用道路の管理者を明記すると共に、その内容を明示する。					☐	☐	
② 維持補修の必要がある場合は、その内容を明示する。					☐	☐	
工事用道路の管理者	区間	共用する工事名	期間	配慮事項		備考	
5 工事用道路の使用に制限がある 場合					対象 有	対象 無	特記該当項目
① 搬入路の幅員、高さ等により、資機材の搬出入時に制約や規制がある場合、その内容を明示する。					☐	☐	
区間	期間	時間帯	制限内容		備考		

6.仮設備関係

1 他の工事に引き継ぐ場合					対象 有	対象 無	特記該当項目	
① 引き渡す場合は、その内容、時期、条件等を明示する。					☐	☐		
② 引き渡しに当たって、構造等安全性の確認、検査等を行う場合は、その実施日時、内容等を明示する。					☐	☐		
仮設物の名称	施工者	撤去・損料負担者	引き渡し時期	維持管理等条件			備考	
①								
仮設物の名称	確認・検査内容		検査日時	条件等			備考	
②								
2 引き継いで使用する場合					対象 有	対象 無	特記該当項目	
① 引き継ぐ場合は、その内容、時期、条件等を明示する。					☐	☐		
② 引き継ぎに当たって、構造等安全性の確認を行い疑義等が生じた場合は、速やかに監督職員に報告し協議する旨を明示する。					☐	☐		
仮設物の名称	前・施工者	引き継ぎ確認事項	引き継ぎ時期	条件			備考	
3 構造及び施工方法を指定する場合					対象 有	対象 無	特記該当項目	
① 存置期間、規模、使用材料、規格、数量を明示する。					☐	☐		
仮設物の名称	存置期間	規模	使用材料	規格	数量	施工方法	備考	
4 設計条件を指定する場合					対象 有	対象 無	特記該当項目	
① 技術上の必要性から設計条件を指定する場合はその条件内容を明示する。 (仮締切の設計水位等が該当する他、地元協議等に基づき設計条件を指定する場合がある)					☐	☐		
② 工事車両を対象とした仮橋、迂回路等は幅員・構造の設計条件を明示する。					☐	☐		
③ 指定仮設で一般的でない(物価版に掲載のない)資材を使用する場合は明示する。					☐	☐		
仮設物の名称	設計条件						備考	
5 除雪が必要となる場合					対象 有	対象 無	特記該当項目	
① 冬期施工で除雪が想定される場合は、その内容を明示する。					☐	☐		
工種	期間	内容					備考	

7.建設副産物関係

1 建設副産物を搬出する、特定建設資材を使用する工事					対象 有	対象 無	特記該当項目	
① 建設副産物情報交換システム登録対象工事である旨明示する。					☐	☐		
② 建設リサイクル法対象工事であるか明示する。					☐	☐		
2 建設発生土及び建設汚泥処理土					対象 有	対象 無	特記該当項目	
① 工事現場から50kmの範囲内にある発生土を利用する他の建設工事に搬出する。					☐	☐		
② 当初発注時に処分先が確定できない場合は、決定した後に設計変更対象とする。					☐	☐		
③ 処分先で土の種類等の詳細な条件がある場合、その内容を明示する。					☐	☐		
④ 夜間時受入れが出来ない場合など仮置きが必要な場合、その内容を明示する。					☐	☐		
種別	自由・指定	運搬量	運搬距離	運搬先	処分・保管の条件			備考
3 建設廃棄物の種類と発生量					対象 有	対象 無	特記該当項目	
① 取扱及び処理方法の違う種別毎の廃棄物を明示する。					☐	☐		
特定建設資材廃棄物					☐	☐		
その他の産業廃棄物					☐	☐		
特別管理産業廃棄物					☐	☐		
種別	種類	工程	発生量		備考			
4 現場内での発生抑制・減量化・再利用の内容					対象 有	対象 無	特記該当項目	
① 建設リサイクルガイドラインにより、計画・設計段階から施工段階における現場内での発生抑制等の具体的な実施事項を明示する。					☐	☐		
② 仮置きが必要な場合、その内容を明示する。					☐	☐		
種類	発生抑制	減量化	再利用		備考			
5 処理施設等への運搬経路・方法等の規制・制限					対象 有	対象 無	特記該当項目	
① 処理施設等への受入時間等の条件がある場合、その内容を明示する。					☐	☐		
② 仮置きが必要な場合、その内容を明示する。					☐	☐		
種類	運搬経路	運搬方法	性状及び荷姿等		備考			

6 再資源化処理施設、中間・最終処理場の指定等					対象 有	対象 無	特記該当項目	
① 指定副産物・特定副産物の、再生資源化等をする施設の名称及び所在地を明示する。					☐	☐		
② 建設発生木材の再生資源化施設がない場合等、縮減施設へ搬入することがあれば明示する。					☐	☐		
③ 夜間時受入れが出来ない場合など仮置きが必要な場合、その内容を明示する。					☐	☐		
種類	再資源化処理施設	中間処理場	最終処理場	受入時間	処理税の有無		備考	
7 再生資材等の利用					対象 有	対象 無	特記該当項目	
① リサイクル原則化ルール等に従い、再生資材や建設発生土等を利用することを明示する。					☐	☐		
再生骨材等					☐	☐		
再生加熱アスファルト混合物					☐	☐		
建設発生土および建設汚泥処理土					☐	☐		
グリーン購入法環境物品					☐	☐		
≪再生資材の利用≫								
再生資材名	規格	使用箇所	再資源化処理施設		備考			
≪他の工事現場からの建設発生土の利用≫								
発生土の種類	発注機関	工事名	発生場所	施工会社・連絡先		備考		
8 土壌汚染対策法の届出について					対象 有	対象 無	特記該当項目	
① 土壌汚染対策法で規定する一定規模(3,000㎡又は現に有害物質使用特定施設が設置されている土地では900㎡)以上の土地の形質変更を伴う工事であるかを確認する。 (3,000㎡又は900㎡以上の形質変更を伴う工事を実施する場合、工事着手の30日前までに県知事等へ届出)					☐	☐		
② 届出対象工事であり、発注時に届出が未了である場合、土地の改変着手の見込みを明示する。					☐	☐		
③ 形質変更面積が当初3,000㎡又は現に有害物質使用特定施設が設置されている土地では900㎡未満であったが、現場条件等により、施工途中で3,000㎡又は900㎡以上になる場合、監督職員に報告する旨を明示する。					☐	☐		
場所	範囲	面積	工事着手見込時期	該当工種		備考		

8.工事支障物件等

1 占用物件等の工事支障物件					対象 有	対象 無	特記該当項目	
① 工事区域内に移設・撤去又は防護を要する工事支障物件がある場合は、移設時期、工事の方法、防護の要否等を明示する。					☐	☐		
電柱					☐	☐		
上下水道					☐	☐		
電々ケーブル					☐	☐		
ガス管					☐	☐		
架空電線					☐	☐		
標識・看板					☐	☐		
その他()					☐	☐		
② 工事区域外であるが、工事施工において防護等する必要がある場合は、その内容を明示する。					☐	☐		
③ 占用物件の撤去が別工事で発注されている場合はその企業者と工期、位置を明示する。					☐	☐		
支障物件名	管理者名	位置	企業者との協議	移設時期	工事方法(内容)		立会	備考
2 占用物件工事との重複施工					対象 有	対象 無	特記該当項目	
① 占用物件工事と重複して施工する場合は、工事主体、工事期間、位置関係等を明示する。					☐	☐		
電柱					☐	☐		
上下水道					☐	☐		
電々ケーブル					☐	☐		
ガス管					☐	☐		
架空電線					☐	☐		
標識・看板					☐	☐		
その他()					☐	☐		
② 受注者が占用企業者と協議を要する場合は、その旨を明示する。					☐	☐		
③ 占用工事の工程が当該工事の着手時期や完了時期に影響する場合、その対応について明示する。					☐	☐		
占用物件名	占用物件管理者	施工者	重複する工種	工事期間	位置関係	協議内容	備考	
①②								
占用物件名	工程に影響する工種	影響する期間	対応内容				備考	
③								

9.薬液注入関係

1 薬液注入を行う場合						対象 有	対象 無	特記該当項目	
① 薬液注入工法の設計条件(発注前の土質・地下埋設物・地下水位調査等)、工法区分、材料種類、施工範囲、削孔数量・延長、および注入量・圧等を明示する。						☐	☐		
② 施工計画打合せ時等に施工業者から提出する事項を明示する。						☐	☐		
③ 材料搬入時・注入時の施工管理方法、注入の管理・注入の効果の確認方法を明示する。						☐	☐		
④ 産業廃棄物が発生した場合の、処分方法を明示する。						☐	☐		
⑤ 地下埋設物がある場合の防護方法を明示する。						☐	☐		
土質柱状図	土の透水性	物理試験	力学試験	地下埋設物名	埋設物位置	埋設物構造		井戸の位置	井戸の使用状況
①									
公共用水域等	工法区分	材料種類	施工範囲	削孔数量	削孔延長	注入数量		注入圧	備考
①									
注入順序	注入速度	注入圧	ステップ長	材料	ゲルタイム	配合		その他	備考
②									
材料搬入時の管理方法			注入時の管理方法		注入管理・効果の確認方法			備考	
③									
産業廃棄物の処理方法			地下埋設物がある場合の防護方法					備考	
④			⑤						
2 周辺環境影響調査						対象 有	対象 無	特記該当項目	
① 周辺環境への調査が必要な場合は、その内容を明示する。						☐	☐		
調査項目	採取地点	採取回数(着手前・工事中・工事終了後)				試験依頼先		備考	

10.その他

1 工事用資機材の保管及び仮置きが必要な場合						対象 有	対象 無	特記該当項目
① 資機材の種類、数量、保管・仮置き場所、期間、保管方法等を明示する。						☐	☐	
② 積み込み、運搬方法等を明示する。						☐	☐	
③ 機械の分解、組立、運搬がある場合はその回数を明示する。						☐	☐	
種類	数量	保管・仮置き場所	期間	保管方法	積込・運搬方法	備考		
2 工事現場発生品がある場合						対象 有	対象 無	特記該当項目
① 品名、数量、再使用の有無、引き渡し場所等を明示する。						☐	☐	
② 品質検査の要否、処理方法、運搬方法等を明示する。						☐	☐	
品名	数量	再使用	引渡し場所	引渡し時期	品質検査	運搬方法・費用		備考
3 支給材料及び貸与品がある場合						対象 有	対象 無	特記該当項目
① 品名、数量、品質、規格又は性能、引き渡し場所、引き渡し時期等を明示する。						☐	☐	
② 使用目的、有償・無償の別、返納方法、返納場所等を明示する。						☐	☐	
③ 支給材料及び貸与品の修理等がある場合は明示する。						☐	☐	
品名	数量	規格・性能	引き渡し場所	使用目的	有償・無償	返納方法・場所		備考
4 関係機関・自治体等との近接協議に係る条件とその内容						対象 有	対象 無	特記該当項目
① 関係機関・自治体等の名称、協議の内容・条件等を明示する。						☐	☐	
近接施設	管理者	協議状況	内容			立会状況		備考
5 架設工法を指定する場合						対象 有	対象 無	特記該当項目
① 架設の施工方法、施工条件等を明示する。						☐	☐	
施工方法		施工条件				施工時期		備考
6 工事用電力を指定する場合						対象 有	対象 無	特記該当項目
① 工事用電力等を指定する場合は、関係機関との協議の時期・内容・条件等を明示する。						☐	☐	
供給電力先	協議時期	受給条件	保守点検	電力料		備考		
7 新技術を活用する場合						対象 有	対象 無	特記該当項目
① 新技術活用事業対象工事						☐	☐	
☐ 発注者指定(I)型 ☐ 発注者指定(II)型 ☐ 新技術導入促進(I)型 ☐ 新技術導入促進(II)型 ☐ 施工者選定型								
対象工種	施工場所	新技術名称	特許所有者・NETIS番号	採用理由		備考		

8 特許工法を活用する場合				対象 有	対象 無	特記該当項目
① 特許工法を活用する工事				☐	☐	
9 指定部分の引渡しを行う場合				対象 有	対象 無	特記該当項目
① 指定部分の範囲、引き渡し時期を明示する。(図面にて指定部分を明示する)				☐	☐	
指定部分	引き渡し時期	備考				
10 部分使用を行う場合				対象 有	対象 無	特記該当項目
① 使用箇所、使用期間等を明示する。				☐	☐	
使用箇所	使用条件	使用期間	備考			
11 給水の必要のある場合				対象 有	対象 無	特記該当項目
① 給水の必要のある場合は、関係機関との協議の時期・内容・条件に加え、取水箇所、方法等を明示する。				☐	☐	
関係機関名	協議時期	取水箇所	取水時期	方法	備考	
12 無線設備(電波法に基づく無線局)がある場合				対象 有	対象 無	特記該当項目
① 電波法に基づく無線局となる無線設備がある場合に対象となることを明示する。				☐	☐	
13 無線局申請書を作成する場合				対象 有	対象 無	特記該当項目
① 無線局申請書作成について明示する。				☐	☐	
② 貸与資料を明示する。				☐	☐	
③ 無線局申請書の提出日について明示する。				☐	☐	
④ 無線局申請書作成に要する費用について、監督職員と協議する旨を明示する。				☐	☐	
14 無線局検査を行う場合				対象 有	対象 無	特記該当項目
① 無線局検査の対象となることを明示する。				☐	☐	
② 無線局検査事前データ作成について明示する。				☐	☐	
③ 無線局検査立会に要する費用及び無線局検査事前データ作成に要する費用について、監督職員と協議する旨を明示する。				☐	☐	
15 特殊材料や特定使用材料がある場合				対象 有	対象 無	特記該当項目
① 特殊材料や特定使用材料がある場合は、品質・性能・使用等を明示する。				☐	☐	
特殊材料	対象工種	品質・性能	使用条件	備考		
16 工事用使用船舶機械がある場合				対象 有	対象 無	特記該当項目
① 工事用使用船舶機械の種類、運搬・曳航・回航の有無、回数、運搬距離、工事中一時退避の有無等を明示する。				☐	☐	
② 繋船がある場合、日数、対象労務員数等を明示する。				☐	☐	
使用船舶の種類	運搬・曳航・回航の有無、回数	運搬距離	一時退避の有無	繋船日数	備考	
17 通行料等が必要な場合				対象 有	対象 無	特記該当項目
① 通行料等が必要な場合、対象工事、車両種別等を明示する。				☐	☐	
対象工種	区間	車両種別		備考		
18 工事連携会議の設置が必要な場合				対象 有	対象 無	特記該当項目
① 工事連携会議の実施の有無と時期、頻度等について明示する。				☐	☐	
工事連携会議実施の有無	時期	頻度		備考		
19 資材搬入方法等に制限がある場合				対象 有	対象 無	特記該当項目
① 山岳地などで資材の搬入方法等に制限がある場合内容を明示する。				☐	☐	
対象工事	場所	方法		備考		
20 工事箇所が点在する工事の積算を適用する場合				対象 有	対象 無	特記該当項目
① 施工箇所が点在する工事で、箇所毎に間接費を算出する場合に試行積算であることを明示する。				☐	☐	
地区	施工場所			備考		
21 見積活用型積算方式を適用する場合				対象 有	対象 無	特記該当項目
① 入札参加希望者に見積を求め、予定価格に反映させる「見積活用型積算方式」の対象の場合に記載する。				☐	☐	
区分	工種	規格		備考		
22 標準歩掛のない工種があり、歩掛調査を実施する場合				対象 有	対象 無	特記該当項目
① 想定歩掛を明示し、歩掛調査を実施し必要に応じて変更の対象とすることを明示する。				☐	☐	
対象工種	施工場所	施工条件		備考		

23 遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更を適用する場合			対象 有	対象 無	特記該当項目
① 資材調達ののために遠隔地からの調達をした場合に設計変更の対象とする場合に資材名と規格、想定する調達地域を記載する。(ひっ迫の恐れがある場合に記載する)			☐	☐	
資材名	規格	調達地域等	備考		
24 地域外からの労働者確保に要する間接費の設計変更を適用する場合			対象 有	対象 無	特記該当項目
① 地域外からの労働者確保に要する間接費の設計変更の対象工事とする場合に記載する。			☐	☐	
25 設計変更について			対象 有	対象 無	特記該当項目
① 設計図書と現場の条件が異なった場合は、監督職員に報告し協議する旨を明示する。			☐	☐	
② 設計変更については、契約書、共通仕様書、「土木工事設計変更ガイドライン」による旨明示すること。			☐	☐	

※以降、発注機関により追加項目あり



5 参考資料

■ 条件明示について（平成14年3月28日付国官技第369号 国土交通省大臣官房技術調査課長）

1. 目的
「対象工事」を施工するにあたって、制約を受ける当該工事に関する施工条件を設計図書に明示することによって、工事の円滑な執行に資することを目的とする。
2. 対象工事
平成14年4月1日以降に入札する国土交通省直轄の土木工事とする。
3. 明示項目及び明示事項（案）
下表
4. 明示方法
施工条件は、契約条件となるものであることから、設計図書の中で明示するものとする。また、明示された条件に変更が生じた場合は、契約書の関連する条項に基づき、適切に対応するものとする。
5. その他
(1) 明示されない施工条件、明示事項が不明瞭な施工条件についても、契約書の関連する条項に基づき、甲・乙協議できるものであること。
(2) 現場説明時の質問回答のうち、施工条件に関するものは、質問回答書により、文書化すること。
(3) 施工条件の明示は、工事規模、内容に応じて適切に対応すること。なお、施工方法、機械施設等の仮設については、施工者の創意工夫を損なわないよう表現上留意すること。

明示項目	明示事項
工程関係	1. 他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工事等に影響がある場合は、影響箇所及び他の工事の内容、開始又は完了の時期。 2. 施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容、施工時期、施工時間及び施工方法。 3. 当該工事の関係機関等との協議に未成立のものがある場合は、制約を受ける内容及びその協議内容、成立見込み時期。 4. 関係機関、自治体等との協議の結果、特定された条件が付され当該工事の工程に影響がある場合は、その項目及び影響範囲。 5. 余裕工期を設定して発注する工事については、工事の着手時期。 6. 工事着手前に地下埋設物及び埋蔵文化財等の事前調査を必要とする場合は、その項目及び調査機関。又、地下埋設物等の移設が予定されている場合は、その移設機関。 7. 設計工程上見込んである休日日数等作業不能日数。
用地関係	1. 工事用地等に未処理部分がある場合は、その場所、範囲及び処理の見込み時期 2. 工事用地等の使用終了後における復旧内容 3. 工事用仮設道路・資機材置き場用の借地をさせる場合、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等 4. 施工者に、消波ブロック、桁製作等の仮設ヤードとして官有地等及び発注者が借り上げた土地を使用させる場合は、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等
公害関係	1. 工事に伴う公害防止（騒音、振動、粉塵、排出ガス等）のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間等を指定する必要がある場合は、その内容 2. 水替・流入防止施設が必要な場合は、その内容、期間 3. 濁水、湧水等の処理で特別の対策を必要とする場合は、その内容（処理施設、処理条件等） 4. 工事の施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の枯渇等、電波障害等に起因する事業損失が懸念される場合は、事前・事後調査の区分とその調査時期、未然に防止するために必要な調査方法、範囲等
安全対策関係	1. 交通安全施設等を指定する場合は、その内容、期間 2. 鉄道、ガス、電気、電話、水道等の施設と近接する工事での施工方法、作業時間等に制限がある場合は、その内容 3. 落石、雪崩、土砂崩落等に対する防護施設が必要な場合は、その内容 4. 交通誘導員、警戒船及び発破作業等の保全設備、保安要員の配置を指定する場合又は発破作業等に制限がある場合はその内容 5. 有毒ガス及び酸素欠乏等の対策として、換気設備等が必要な場合は、その内容
工事用道路関係	1. 一般道路を搬入路として使用する場合 (1) 工事用資機材等の搬入経路、使用期間、使用時間帯等に制限がある場合は、その経路、期間、時間帯等 (2) 搬入路の使用後及び使用後の処置が必要である場合は、その処置内容 2. 仮道路を設置する場合 (1) 仮道路に関する安全施設等が必要である場合は、その内容期間 (2) 仮道路の工事終了後の処置（存置又は撤去） (3) 仮道路の維持補修が必要である場合は、その内容
仮設備関係	1. 仮土留、仮橋、足場等の仮設物を他の工事に引き渡す場合及び引き継いで使用する場合は、その内容、期間、条件等 2. 仮設備の構造及びその施工方法を指定する場合は、その構造及びその施工方法 3. 仮設備の設計条件を指定する場合は、その内容
建設副産物関係	1. 建設発生土が発生する場合は、残土の受入場所及び仮置き場所までの、距離、時間間等の処分及び保管条件 2. 建設副産物の現場内での再利用及び減量化が必要な場合は、その内容 3. 建設副産物及び建設廃棄物が発生する場合は、その処理方法、処理場所等の処理条件。 なお、再資源化処理施設又は最終処分場を指定する場合は、その受入場所、距離、時間等の処分条件
工事支障物件等	1. 地上、地下等への占用物件の有無及び占用物件等で工事支障物が存在する場合は、支障物件名、管理者、位置、移設時期、工事方法、防護等 2. 地上、地下等の占用物件工事と重複して施工する場合は、その工事内容及び期間等
薬液注入関係	1. 薬液注入を行う場合は、設計条件、工法区分、材料種類、施工範囲、削孔数量、削孔延長及び注入量、注入圧等 2. 周辺環境への調査が必要な場合は、その内容
その他	1. 工事用資機材の保管及び仮置きが必要である場合は、その保管及び仮置き場所、期間、保管方法等 2. 工事現場発生品がある場合は、その品名、数量、現場内での再使用の有無引き渡し場所等 3. 支給材料及び貸与品がある場合は、その品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所、引渡期間等 4. 関係機関・自治体等との近接協議に係る条件等その内容 5. 架設工法を指定する場合は、その施工方法及び施工条件 6. 工事用電力等を指定する場合は、その内容 7. 新技術・新工法・特許工法を指定する場合は、その内容 8. 部分使用を行う必要がある場合は、その箇所及び使用時期 9. 給水の必要のある場合は、取水箇所・方法等

Ⅲ 土木工事設計図書の照査ガイドライン

1	背景・目的	23
2	活用方法	24
3	内容	25
1	「設計図書の照査」に係る規定・基本的考え方	25
2	設計図書について	26
3	照査にかかる費用負担	26
4	「設計図書の照査」に関連する受発注者が行う作業の位置付け	27
5	設計図書の照査項目及び内容	28
6	設計照査に関する手続き	30
7	土木工事設計図書の照査項目チェックリストの活用について	33
8	土木工事設計図書の照査項目チェックリスト	36

Ⅲ 土木工事設計図書の照査ガイドライン

1 背景・目的

- ✓ 工事請負契約書及び土木工事共通仕様書では、**受注者に「設計図書の照査」が義務づけ**られている
- ✓ しかし現状の設計図書には、発注者から示された設計図書の内容が不十分である、設計図書と工事現場の状況が異なる、設計図書に示された施工条件が実際と一致しない、当初は予想することができなかった条件が発生するなどの様々な要因により、当初の設計図書のまま工事を続行することが困難なケースがしばしば起こっている
- ✓ さらに、**受発注者間で照査や責任範囲の解釈が工事ごとに異なる**ことから、受注者側に過度な負担が生じているという意見がある



照査における基本的な考え方や範囲をできる限り明確にするため
「土木工事設計図書の照査ガイドライン」を作成



Ⅲ 土木工事設計図書の照査ガイドライン

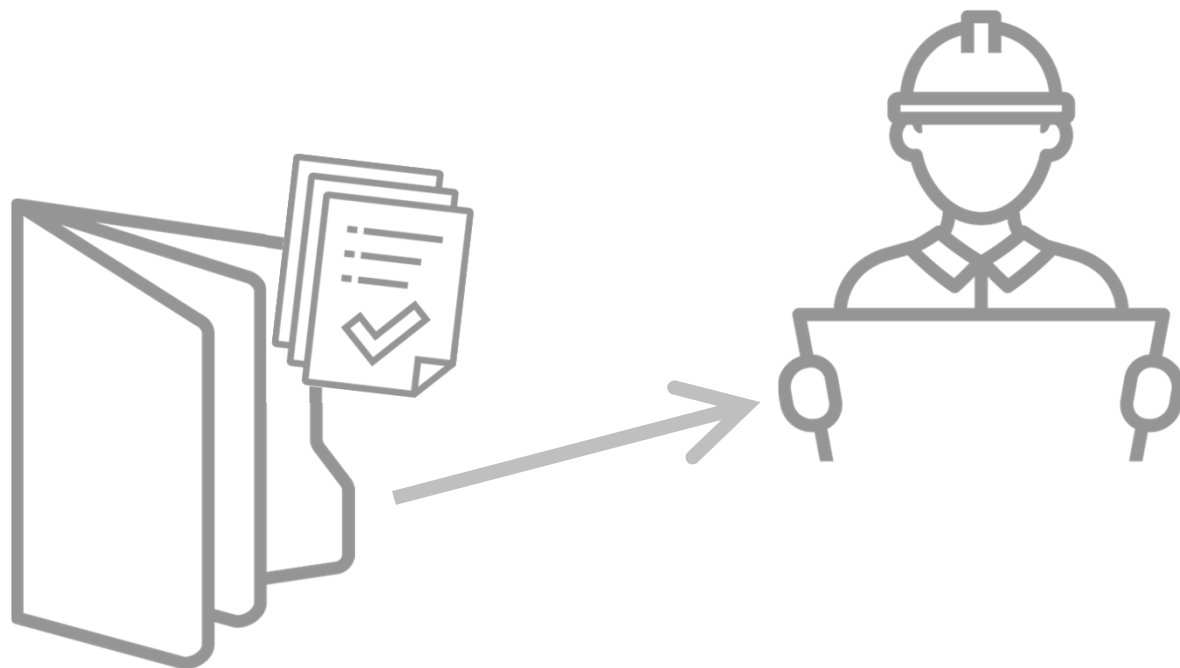
2 活用方法



受発注者共通の活用

- ・工事請負契約書及び共通仕様書に基づいて行う「設計図書の照査」の照査項目を掲載したチェックリストとして活用
- ・照査結果はチェックリストを打合せ簿に添付し、監督職員に報告
- ・設計照査の範囲、費用負担範囲など、受発注者双方の認識を確認するために活用
- 「設計照査検討部会」において、照査結果のチェックリストとして活用

● : 直轄の取り組み



Ⅲ 土木工事設計図書の照査ガイドライン

3 内容

1 「設計図書の照査」に係る規定・基本的考え方

工事請負契約書および土木工事共通仕様書において、次のように**受注者が設計図書の照査を自らの負担により行い、監督職員に確認を求める**ことになっている。

■ 工事請負契約書第18条（条件変更等）

工事請負契約書（条件変更等）

第十八条 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督職員に通知し、その確認を請求しなければならない。

- 一 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
 - 二 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
 - 三 設計図書の表示が明確でないこと。
 - 四 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
 - 五 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 2 監督職員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。
- 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
- 4 前項の調査の結果において第一項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。
- 一 第一項第一号から第三号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるもの 発注者が行う。
 - 二 第一項第四号又は第五号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの 発注者が行う。
 - 三 第一項第四号又は第五号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの 発注者と受注者とが協議して発注者が行う。
- 5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

■ 土木工事共通仕様書 1-1-1-3 設計図書の照査等

2. 設計図書の照査

受注者は、施工前及び施工途中において、**自らの負担により契約書第18条第1項第1号から第5号に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督職員にその事実が確認できる資料を提出し、確認を求めなければならない。**

なお、**確認できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとする。**また、受注者は、**監督職員から更に詳細な説明または資料の追加の要求があった場合は従わなければならない。**

ただし、設計図書の照査範囲を超える資料の作成については、契約書第19条によるものとし、監督職員からの指示によるものとする。

Ⅲ 土木工事設計図書の照査ガイドライン

2 設計図書について

- 「設計図書」とは、仕様書、契約図面（契約書に添付されている図面）、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。また、土木工事においては、工事数量総括表を含むものとする。
- 「設計図書の変更」とは、入札に際して発注者が示した設計図書を、発注者が指示した内容及び設計変更の対象となることを認めた協議内容に基づき、発注者が修正することをいう。（関係法令：土木工事共通仕様書 第1編第1章第1節 総則 1-1-1-2、1-1-1-17）

3 照査にかかる費用負担

内容	責任・費用負担
設計図書の照査（契約書第18条第1項）	
契約書第18条（条件変更等）に基づく照査 本ガイドラインの ➡ 「設計図書の照査項目及び内容」による照査	 受注者が行う
上記以外の照査	発注者が行う 
照査結果による設計図書の訂正又は変更（契約書第18条第4項）	
第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるもの	発注者が行う 
第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの	発注者が行う 
第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの	発注者と受注者とが協議して 発注者が行う 

やむを得ず発注者が行うべき図面等の修正や調査を受注者に指示する場合は、必ず工期や資料作成等に要する費用を契約変更の対象とすること。

Ⅲ 土木工事設計図書の照査ガイドライン

4 「設計図書の照査」に関連する受発注者が行う作業の位置付け

必要な設計図書の照査内容

「5 設計図書の照査項目及び内容」の照査



責任
受注者が行う

- ・ 照査に要する費用
- ・ 設計照査の結果を監督職員に説明するための資料作成（現地地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等）
- ・ 監督職員からさらに詳細な説明または資料の追加の要求があった場合の資料作成

※ 6 (1) 参照

「5 設計図書の照査項目及び内容」 以外の照査



責任
発注者が行う

- ・ 照査に要する費用
- ・ 設計照査の結果を受注者に説明するための資料作成

※受注者が自らの負担で行う「設計図書の照査」の範囲を超えると考えられるもの

※ 6 (2) 参照

照査後

設計図書の訂正、変更、追加調査

設計図書の照査を行った結果生じた計画の見直し、
図面の再作成、構造計算の再計算、追加調査の実施等
※受注者が自らの負担で行う「設計図書の照査」の範囲を超えると考えられるもの



責任
発注者が行う

※ 6 (3) 参照

発注者が行うべき照査や資料作成等をやむを得ず受注者に指示する場合は、必ず工期や資料作成等に要する費用を契約変更の対象とすること

※ 6 (4) 参照

Ⅲ 土木工事設計図書の照査ガイドライン

5 設計図書の照査項目及び内容

受注者が自らの負担で実施する具体的な照査項目・内容を以下に示す。

No.	項 目	主な内容	根拠※ (文献・条文等)
1	当該工事の 条件明示内 容の照査	1-1 「土木工事条件明示の手引き」における明示事項に不足がないかの確認	工事請負契約書 第18条第1～3項
		1-2 「土木工事条件明示の手引き」における明示事項と現場条件に相違がないかの確認	工事請負契約書 第18条第4項
2	関連資料・ 貸与資料の 確認	2-1 ポンプ排水を行うにあたり、土質の確認によって、クイックサンド、ボイルングが起きない事を 検討し確認したか	共通仕様書 第3編3-2-10-7 水替工
		2-2 ウェルポイントあるいはディープウェルを行うにあたり、工事着手前に土質の確認を行い、地 下水位、透水係数、湧水量等を確認したか	共通仕様書 第3編3-2-10-8 地下水位低下工
		2-3 浚渫工の施工において、濁水位、平水位、最高水位、潮位及び流速・風浪等の水象・ 気象の施工に必要な資料を施工前に調査・確認したか	共通仕様書 第6編6-2-3-1 一般事項ほか
		2-4 地質調査報告書は整理されているか ・追加ボーリングは必要ないかの確認	工事施工対策部会
		2-5 軟弱地盤の施工に必要な資料はあるかの確認 (圧密沈下、液状化、地盤支持力、 法面安定、側方流動等)	工事施工対策部会
		2-6 測量成果報告書(平面、横断、縦断)は整理されているかの確認	工事施工対策部会
		2-7 共通仕様書及び特記仕様書に示される資料はあるかの確認	工事施工対策部会
		2-8 設計計算書等(構造物(指定仮設含む)、隣接工区等含む)はあるかの確認	工事施工対策部会
		2-9 特記仕様書等に明示してある支障物件移設予定時期及び占用者に関する資料はある かの確認	工事施工対策部会
		2-10 地盤沈下、振動等による影響が第三者におよばないか、関連資料はあるかの確認	工事施工対策部会
		2-11 地下占用物件である電線、電話線、水道、道路管理者用光ケーブル、その他の地下埋 設物を示した図面(平面、横断、深さ等)等関連資料はあるかの確認	工事施工対策部会
		2-12 設計成果物等(報告書等)の貸与資料(電子データを含む)に不足がないか、追加 事項があるかの確認	工事施工対策部会
3	現地踏査	3-1 工事着手後直ちに測量を実施し、測量標(仮BM)、工事用多角点の設置及び用 地境界、中心線、縦断、横断等を確認したか	共通仕様書 第1編1-1-1-41 工事測量
		3-2 建設発生土の受入地への搬入に先立ち、容量が十分か確認したか	共通仕様書 第1編1-2-3-1 一般事項
		3-3 周辺地域の地下水利用状況等から作業に伴い水質水量等に影響を及ぼす恐れがない か確認したか	共通仕様書 第3編3-2-4-5 場所打杭工
		3-4 土留・仮締切工の仮設H鋼杭、仮設鋼矢板の打込みに先行し、支障となる埋設物の 確認のため、溝掘り等を行い、埋設物を確認したか	共通仕様書 第3編3-2-10-5 土留・仮締切工
		3-5 仮囲いまたは立入防止柵の設置にあたり、交通に支障をきたす場合あるいは苦情が発生 すると予想される場合には、工事前に対策を検討し、確認したか	共通仕様書 第3編3-2-10-19 防護施設工
		3-6 砂防土工における斜面对策としての盛土工(押え盛土)を行うに当たり、盛土量、盛 土の位置ならびに盛土基礎地盤の特性等について現状の状況等を照査したか	共通仕様書 第1編1-2-3-3 盛土工
		3-7 施肥、灌水、薬剤散布の施工にあたり、施工前に施工箇所の状況を調査するものとし、 設計図書に示す使用材料の種類、使用量等を確認したか	共通仕様書 第3編3-2-17-3 ほか
		3-8 境界の施工前及び施工後において、近接所有者の立会による境界確認をしたか	共通仕様書 第10編10-2-12-3 境界工
		3-9 トンネルの施工にあたって、工事着手前に測量を行い、両坑口間の基準点との相互関係 を確認したか	共通仕様書 第10編6章第1節 適用
		3-10 道路管理台帳及び占用者との現地確認をしたか	共通仕様書 第10編10-9-3-1 一般事項 ほか
		3-11 鋼矢板等、仮設杭の施工に先立ち、明らかに埋設物がないことが確認されている場合を 除き、建設工事公衆災害防止対策要綱に従って埋設物の存在の有無を確認したか	共通仕様書 第10編10-9-3-1 一般事項 ほか
		3-12 電線共同溝設置の位置・線形については、事前に地下埋設物及び工事区間の現状に ついて測量及び調査を行い確認したか	共通仕様書 第10編10-12-5-1 一般事項

No.	項目	主な内容	根拠※ (文献・条文等)
3	現地踏査	3-13 工事に先立ち、現地を詳細に把握するために現地調査を行い、補強を実施しようとする橋脚および基礎について、形状や鉄筋の位置、添架物や近接する地下構造物等の状況を把握するとともに、海水または鋼材の腐食を促進させる工場排水等の影響や、鋼材の位置する土中部が常時乾湿を繰り返す環境にあるかどうか等を事前に確認したか	共通仕様書 第10編10-16-24-4 R C橋脚鋼板巻立て工
		3-14 漏水補修工の施工箇所は、設計図書と現地の漏水箇所とに不整合がないか施工前に確認したか	共通仕様書 第10編10-14-18-4 漏水対策工
		3-15 地質調査報告書と工事現場の踏査結果（地質、わき水、地下水など）が整合するかの確認	工事施工対策部会
		3-16 使用する材料や重機の運搬・搬入路を確認したか	工事施工対策部会
		3-17 土石流の到達するおそれのある現場での安全対策について、現地踏査を実施しあらかじめその対策を確認したか	国土交通省通達（土石流の到達するおそれのある現場での工事における安全対策について）
		3-18 アンカー工の施工に際しては、工事着手前に法面の安定、地盤の状況、地中障害物、湧水を調査したか	共通仕様書 第3編3-2-14-6 アンカー工 ほか
		3-19 周囲の地盤や構造物に変状を与えないように、締切盛土着手前に現状地盤を確認したか	共通仕様書 第3編3-2-10-5 土留・仮締切工
4	設計図	4-1 桁の工作に着手する前に原寸図を作成し、図面の不備や製作上に支障がないかどうかを確認したか	共通仕様書 第3編3-2-12-3 桁製作工
		4-2 施工前に、配筋図、鉄筋組立図、及びかぶり詳細図により組立可能か、また配力鉄筋および組立筋を考慮したかぶりとなっているかを照査したか	共通仕様書 第1編1-3-7-1 一般事項
		4-3 一般図には必要な項目が記載されているかの確認（水位、設計条件、地質条件、建築限界等）	工事施工対策部会
		4-4 平面図には必要な工事内容が明示されているかの確認（法線、築堤護岸、付属構造物等）	工事施工対策部会
		4-5 構造図の基本寸法、座標値、高さ関係は照合されているかの確認	工事施工対策部会
		4-6 構造図に地質条件（推定岩盤線、柱状図、地下水位等）を明記してあるかの確認	工事施工対策部会
		4-7 図面が明瞭に描かれているかの確認（構造物と寸法線の使い分けがなされているか）	工事施工対策部会
		4-8 構造詳細は適用基準及び打合せ事項と整合しているかの確認	工事施工対策部会
		4-9 各設計図がお互いに整合されているかの確認 ・一般平面図と縦断図（構造一般図と線形図） ・構造図と配筋図 ・構造図と仮設図 ・下部工箱抜き図と付属物図（支承配置図、落橋防止図等） ・本体と付属物の取り合い 等	工事施工対策部会
		4-10 設計計算書の結果が正しく図面に反映されているかの確認（特に応力計算、安定計算等の結果が適用範囲も含めて整合しているか） ・壁厚 ・鉄筋（径、ピッチ、使用材料、ラップ位置、ラップ長、主鉄筋の定着長、段落し位置、ガス圧接位置） ・使用材料 ・その他	工事施工対策部会
		4-11 形状寸法、使用材料及びその配置は計算書と一致しているかの確認	工事施工対策部会
		4-12 地質調査報告書と設計図書の整合（調査箇所と柱状図、地質縦断面図・地質横断面図）はとれているかの確認	工事施工対策部会
		4-13 隣接工区等との整合はとれているかの確認	工事施工対策部会
		4-14 構造物の施工性に問題はないか。設計図等に基づいた適正な施工が可能かの確認（架設条件が設計図に反映されているか） ※橋梁上部工のみ対象	工事施工対策部会
5	数量計算	5-1 数量計算に用いた数量は図面の寸法と一致するかの確認	工事施工対策部会
		5-2 数量とりまとめは種類毎、材料毎の区分に合わせてまとめられているかの確認	工事施工対策部会
		5-3 横断面図による面積計算、長さ計算の縮尺は図面に整合しているかの確認	工事施工対策部会
6	設計計算書	6-1 使用されている設計基準等は適切かの確認	工事施工対策部会
		6-2 設計基本条件は適切かの確認（荷重条件、施工条件、使用材料と規格、許容応力度等） ※橋梁上部工事のみ対象	工事施工対策部会
		6-3 構造・線形条件は妥当かの確認（橋長、支間長、幅員構成、平面・横断線形、座標系等） ※橋梁上部工事のみ対象	工事施工対策部会

※工事請負契約書、共通仕様書の条項は令和7年度時点。照査を行う際には、最新の内容を確認すること。

Ⅲ 土木工事設計図書の照査ガイドライン

6 設計照査に関する手続き

(1) 「⑤ 設計図書の照査項目及び内容」の照査を行った場合

契約書第18条第1項～5項に係る設計図書の照査は、受注者が行うものとする。

責任



受注者 が行う

【負担範囲】 設計照査に要する費用、照査結果を説明する資料作成

受注者は、照査を行い契約書第18条第1項～5項に該当する事実がある場合は、**監督職員に確認できる資料を提出し、確認を求めること**。また、受注者は監督職員からさらに詳細な説明や追加資料の要求があった場合は、対応すること。

監督職員は、受注者から照査結果の確認を請求されたときは、受注者立会いの上、直ちに調査を行い、**調査の終了後14日以内に**工事請負契約書18条第3項に定める**調査結果を受注者に通知**すること。

ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

(2) 「⑤ 設計図書の照査項目及び内容」**以外**の照査が必要になった場合

「⑤ 設計図書の照査項目及び内容」以外の照査が必要になった場合は、発注者の責任において行うものとする。

責任



発注者 が行う

【負担範囲】 照査に要する費用、照査結果を説明する資料作成

※受注者に指示する場合は(4)参照

具体例

- ① 「設計要領」や「各種示方書」等に記載されている対比設計
- ② 構造物の応力計算書の計算入力条件の確認や構造物の応力計算を伴う照査
- ③ 発注後に構造物などの設計根拠の見直しやその工事費の算出

Ⅲ 土木工事設計図書の照査ガイドライン

（３）照査後に、設計図書の訂正や変更、追加調査が必要になった場合

（１）又は（２）の照査結果により、計画の見直し、図面の再作成、構造計算の再計算、追加調査の実施が必要になった場合は、発注者の責任において行うものとする。

責任



発注者 が行う

【負担範囲】 照査結果により生じた計画の見直し、図面の再作成、構造計算の再計算、追加調査等に要する費用

※受注者に指示する場合は（４）参照

具体例

- ① 現地測量結果による、新たな横断図の作成又は縦断計画の見直しを伴う横断図の再作成
- ② 施工の段階で判明した推定岩盤線の変更に伴う横断図の再作成
ただし、当初横断図の推定岩盤線の変更は「設計図書の照査」に含まれる
- ③ 現地測量結果による、新たな排水路計画の作成又は土工の縦横断計画の見直し
- ④ 構造物の位置や計画高さ、延長の変更による、構造計算の再計算
- ⑤ 構造物の載荷高さ変更により必要になった構造計算の再計算
- ⑥ 構造物の構造計算書の計算結果が設計図と異なる場合の構造計算の再計算及び図面作成
- ⑦ 基礎杭が試験杭等により変更となる場合の構造計算及び図面作成
- ⑧ 土留め等の構造計算において現地条件や施工条件が異なる場合の構造計算及び図面作成
- ⑨ 舗装修繕工事で土木工事共通仕様書「3-2-6-15路面切削工」「10-14-4-5切削オーバーレイ工」「3-2-6-17オーバーレイ工」等に該当する場合、当初の設計図書における縦横断設計にて縦横断図が
 - ・示されている場合 ⇒ その修正を行うことは照査の範囲を超える
 - ・示されていない場合 ⇒ 発注者の責任または費用負担で縦横断設計を行い、共通仕様書の記載事項は設計照査に含まれる
- ⑩ 新たな工種追加や設計変更による構造計算及び図面作成
- ⑪ 概略発注工事における構造計算及び図面作成
- ⑫ 要領等の変更に伴う構造計算及び図面作成
- ⑬ 照査の結果必要となった追加調査の実施
例）・ボーリング調査 ・杭打・大型重機による施工を行う際の近隣の家屋調査
・トンネル漏水補修工（裏込め注入工）の施工に際し、周辺地域への影響調査
・路床安定処理工における散布及び混合を行う際の粉塵対策
・移設不可能な埋設物対策 ・マスコンクリートの温度応力解析及び対策費
- ⑭ 指定仮設構造物の代替案の比較設計資料と変更図、数量計算書の作成

Ⅲ 土木工事設計図書の照査ガイドライン

（４）発注者が行うべき照査や資料作成等を受注者に指示する場合

（２）「**⑤** 設計図書の照査項目及び内容」以外の照査や（３）設計図書の訂正等発注者で行うべき作業をやむを得ず受注者に指示する場合は、**必ず工期や資料作成等に要する費用を契約変更の対象とすること。**

■ 手続きの流れ

- ① 設計照査に基づき設計変更が必要な内容について**受発注者間で確認し、責任分担を明確**にする。
 - 工事着手前に「照査結果検討部会」を開催し、受発注者間で照査結果や設計図書の訂正・変更、追加調査等の必要性を確認、共有し、設計図書の訂正等が必要になった場合は対応を検討し、受発注者の役割分担や作業時期等を明確にすること
- ② 発注者で行うべき作業のうち、やむを得ず受注者に指示する作業について受発注者間で合意を図った後、**発注者が書面により具体的な指示を行う**
- ③ 受注者は、作業完了後、**照査結果や作成資料等を発注者に提出し、発注者は提出された資料を確認**する
- ④ 工期や作業に要した費用については、**契約変更の対象とする**

● ： 直轄の取り組み



Ⅲ 土木工事設計図書の照査ガイドライン

7 土木工事設計図書の照査項目チェックリストの活用について

(1) 照査項目チェックリストの作成手順

- ① 施工前に行う設計図書の照査時に、工事内容から判断して**照査が必要と考えられる項目には「照査対象」欄の「有」にチェック**をし、**必要ないと考えられる項目には「無」にチェック**を入れる。なお、施工前には確認できないが将来的に照査が必要な項目にも「有」にチェックを入れるものとし、照査の各段階でそれぞれ見直すこととする。
- ② 照査を完了した項目について、**「照査実施」欄の「済」にチェック**をし、**日付を記入**する。
- ③ 照査を完了した項目について、**契約書第18条第1項第1号から第5号に該当する事実がある場合には「該当事実」欄の「有」にチェック**、ない場合には**「無」にチェック**を入れる。
- ④ チェックリストを工事打合せ簿に添付して監督職員に提出し、照査状況および結果を報告する。その際に③の「該当事実」が「有」の項目にチェックした場合は、監督職員にその事実が確認できる資料も添付して提出する。

(記入例)

③契約書第18条第1項第1号から第5号に該当する事実がある場合には「有」にチェック、ない場合には「無」にチェック

②照査を完了した項目には「済」にチェックをし、日付を記入する

①照査が必要と考えられる項目には「有」にチェック、必要ないと考えられる項目には「無」にチェック

No.	項 目	主な内容	照査対象		照査実施		該当事実		備考
			有	無	済	日付	有	無	
1	当該工事の条件明示内容の照査	1-1 「土木工事条件明示の手引き」における明示事項に不足がないかの確認	☒	☐	☒	R8.1.22	☒	☐	
		1-2 「土木工事条件明示の手引き」における明示事項と現場条件に相違がないかの確認	☒	☐	☒	R8.1.22	☐	☒	
2	関連資料・貸与資料の確認	2-1 ポンプ排水を行うにあたり、土質の確認によって、クイックサンド、ボイリングが起きない事を検討し確認したか	☐	☒	☐		☐	☐	
		2-2 ウェルポイントあるいはディープウェルを行うにあたり、工事着手前に土質の確認を行い、地下水位、透水係数、湧水量等を確認したか	☐	☒	☐		☐	☐	

Ⅲ 土木工事設計図書の照査ガイドライン

(2) チェックリスト作成時の留意事項

- ① 施行前及び施工途中の各照査段階において、照査を実施した項目にチェックと日付を記載し、**完了している照査項目、今回実施した照査項目、照査対象であるが未照査の項目を明確**にする。

(記入例)

No.	項 目	主な内容	照査対象		照査実施		備考
			有	無	済	日付	
1	当該工事の条件明示内容の照査	1-1 「土木工事条件明示の手引き」における明示事項に不足がないかの確認	☒	☐	☒	R8.1.22	☒
		1-2 「土木工事条件明示の手引き」における明示事項と現場条件に相違がないかの確認	☒	☐	☒	R8.1.22	☒
2	関連資料・貸与資料の確認	2-1 ポンプ排水を行うにあたり、土質の確認によって、クイックサンド、ボーリングが起きない事を検討し確認したか	☒	☐	☐		☐
		2-2 ウェルポイントあるいはディープウェルを行うにあたり、工事着手前に土質の確認を行い、地下水位、透水係数、湧水量等を確認したか	☐	☒	☐		☐
		2-3 浸透工の施工において、湧水位、平水位、最高水位、潮位及び流速・風浪					

完了した項目と未照査の項目を明確にする

- ② 1つの項目の中に**複数の確認事項がある場合**、打合せ簿、備考欄、別紙等を用いて**確認済の内容がわかる**ようにする。

(記入例)

No.	項 目	主な内容	照査対象		照査実施		該当事実		備考
			有	無	済	日付	有	無	
2	関連資料・貸与資料の確認	2-6 測量成果報告書(平面、横断、縦断)は整理されているかの確認	☒	☐	☐		☐	☐	
		2-7 共通仕様書及び特記仕様書に示される資料はあるかの確認	☐	☐	☐		☐	☐	

測量
(平面)

測量
(横断)

測量
(縦断)

別紙等で確認済であることが分かるようにしておく

Ⅲ 土木工事設計図書の照査ガイドライン

- ③ 照査内容の項目が漠然としており、発注者の認識と異なる恐れがある場合は、**備考欄等に具体の確認項目を明確**にしておく。

(記入例)

No.	項 目	主な内容	照査対象		照査実施		該当事実		備考
			有	無	済	日付	有	無	
1	当該工事の条件明示内容の照査	1-1 「土木工事条件明示の手引き」における明示事項に不足がないかの確認	☒	☐	☒	R8.1.22	☒	☐	
		1-2 「土木工事条件明示の手引き」における明示事項と現場条件に相違がないかの確認	☐	☒	☐		☐	☐	

具体の確認項目を書く

〇〇について確認

- ④ 特記仕様書、工事内容、規模、重要度等により、照査項目や内容を追加する必要がある場合は、**項目を追加**して利用する。ただし、工事によっては照査の必要がない項目も含まれることになるが、「照査対象」欄の「無」にチェックすることも照査の一部と考えられることから、チェックリストから**項目を削除することは行わない**こと。

(記入例)

No.	項 目	主な内容	照査対象		照査実施		該当事実		備考
			有	無	済	日付	有	無	
2	関連資料・貸与資料の確認	2-11 地下占用物件である電線、電話線、水道、道路管理者用光ケーブル、その他の地下埋設物を示した図面(平面、横断、深さ等)等関連資料はあるかの確認	☐	☒	☐		☐	☐	
		2-12 設計成果物等(報告書等)の貸与資料(電子データを含む)に不足がないか、追加事項があるかの確認	☒	☐	☐		☐	☐	
		2-13されているか	☒	☐	☐		☐	☐	

必要に応じて項目を追加する

■ 土木工事設計図書の照査ガイドライン 照査項目チェックリスト



【Excel版】

8 土木工事設計図書の照査項目チェックリスト

照査項目チェックリスト

提出年月日: _____

工事名: _____

No.	項 目	主 要 内 容	照 査 対 象		照 査 実 施		該 当 事 実		備 考
			有	無	済	日付	有	無	
1	当該工事の条件明示内容の照査	1-1 「土木工事条件明示の手引き」における明示事項に不足がないかの確認	☐	☐	☐		☐	☐	
		1-2 「土木工事条件明示の手引き」における明示事項と現場条件に相違がないかの確認	☐	☐	☐		☐	☐	
2	関連資料・貸与資料の確認	2-1 ポンプ排水を行うにあたり、土質の確認によって、クイックサンド、ボーリングが起きない事を検討し確認したか	☐	☐	☐		☐	☐	
		2-2 ウェルポイントあるいはディープウェルを行うにあたり、工事着手前に土質の確認を行い、地下水位、透水係数、湧水量等を確認したか	☐	☐	☐		☐	☐	
		2-3 浚渫工の施工において、濁水位、平水位、最高水位、潮位及び流速・風浪等の水象・気象の施工に必要な資料を施工前に調査・確認したか	☐	☐	☐		☐	☐	
		2-4 地質調査報告書は整理されているか・追加ボーリングは必要ないかの確認	☐	☐	☐		☐	☐	
		2-5 軟弱地盤の施工に必要な資料はあるかの確認（圧密沈下、液状化、地盤支持力、法面安定、側方流動等）	☐	☐	☐		☐	☐	
		2-6 測量成果報告書（平面、横断、縦断）は整理されているかの確認	☐	☐	☐		☐	☐	
		2-7 共通仕様書及び特記仕様書に示される資料はあるかの確認	☐	☐	☐		☐	☐	
		2-8 設計計算書等（構造物（指定仮設含む）、隣接工区等含む）はあるかの確認	☐	☐	☐		☐	☐	
		2-9 特記仕様書等に明示してある支障物件移設予定時期及び占用者に関する資料はあるかの確認	☐	☐	☐		☐	☐	
		2-10 地盤沈下、振動等による影響が第三者におよぼさないか、関連資料はあるかの確認	☐	☐	☐		☐	☐	
		2-11 地下占用物件である電線、電話線、水道、道路管理者用光ケーブル、その他の地下埋設物を示した図面（平面、横断、深さ等）等関連資料はあるかの確認	☐	☐	☐		☐	☐	
		2-12 設計成果物等（報告書等）の貸与資料（電子データを含む）に不足がないか、追加事項があるかの確認	☐	☐	☐		☐	☐	
3	現地踏査	3-1 工事着手後直ちに測量を実施し、測量標（仮BM）、工事用多角点の設置及び用地境界、中心線、縦断、横断等を確認したか	☐	☐	☐		☐	☐	
		3-2 建設発生土の受入地への搬入に先立ち、容量が十分か確認したか	☐	☐	☐		☐	☐	
		3-3 周辺地域の地下水利用状況等から作業に伴い水質水量等に影響を及ぼす恐れがないか確認したか	☐	☐	☐		☐	☐	
		3-4 土留・仮締切工の仮設H鋼杭、仮設鋼矢板の打込みに先行し、支障となる埋設物の確認のため、溝掘り等を行い、埋設物を確認したか	☐	☐	☐		☐	☐	
		3-5 仮囲いまたは立入防止柵の設置にあたり、交通に支障をきたす場合あるいは苦情が発生すると予想される場合には、工事前に対策を検討し、確認したか	☐	☐	☐		☐	☐	
		3-6 砂防土工における斜面对策としての盛土工（押え盛土）を行うに当たり、盛土量、盛土の位置ならびに盛土基礎地盤の特性等について現状の状況等を照査したか	☐	☐	☐		☐	☐	
		3-7 施肥、灌水、薬剤散布の施工にあたり、施工前に施工箇所の状況を調査するものとし、設計図書に示す使用材料の種類、使用量等を確認したか	☐	☐	☐		☐	☐	
		3-8 境界の施工前及び施工後において、近接所有者の立会による境界確認をしたか	☐	☐	☐		☐	☐	
		3-9 トンネルの施工にあたって、工事着手前に測量を行い、両坑口間の基準点との相互関係を確認したか	☐	☐	☐		☐	☐	
		3-10 道路管理台帳及び占用者との現地確認をしたか	☐	☐	☐		☐	☐	
		3-11 鋼矢板等、仮設杭の施工に先立ち、明らかに埋設物がないことが確認されている場合を除き、建設工事公衆災害防止対策要綱に従って埋設物の存在の有無を確認したか	☐	☐	☐		☐	☐	
		3-12 電線共同溝設置の位置・線形については、事前に地下埋設物及び工事区間の現状について測量及び調査を行い確認したか	☐	☐	☐		☐	☐	

Ⅲ 土木工事設計図書の照査ガイドライン

3	現地踏査	3-13	工事に先立ち、現地を詳細に把握するために現地調査を行い、補強を実施しようとする橋脚および基礎について、形状や鉄筋の位置、添架物や近接する地下構造物等の状況を把握するとともに、海水または鋼材の腐食を促	☐	☐	☐	☐	☐	☐
		3-14	漏水補修工の施工箇所は、設計図書と現地の漏水箇所とに不整合がないか施工前に確認したか	☐	☐	☐	☐	☐	☐
		3-15	地質調査報告書と工事現場の踏査結果(地質、わき水、地下水など)が整合するかの確認	☐	☐	☐	☐	☐	☐
		3-16	使用する材料や重機の運搬・搬入路を確認したか	☐	☐	☐	☐	☐	☐
		3-17	土石流の到達するおそれのある現場での安全対策について、現地踏査を実施しあらかじめその対策を確認したか	☐	☐	☐	☐	☐	☐
		3-18	アンカー工の施工に際しては、工事着手前に法面の安定、地盤の状況、地中障害物、湧水を調査したか	☐	☐	☐	☐	☐	☐
		3-19	周囲の地盤や構造物に変状を与えないように、締切盛土着手前に現状地盤を確認したか	☐	☐	☐	☐	☐	☐
4	設計図	4-1	桁の工作に着手する前に原寸図を作成し、図面の不備や製作上に支障がないかどうかを確認したか	☐	☐	☐	☐	☐	☐
		4-2	施工前に、配筋図、鉄筋組立図、及びかぶり詳細図により組立可能か、また配力鉄筋および組立筋を考慮したかぶりとなっているかを照査したか	☐	☐	☐	☐	☐	☐
		4-3	一般図には必要な項目が記載されているかの確認(水位、設計条件、地質条件、建築限界等)	☐	☐	☐	☐	☐	☐
		4-4	平面図には必要な工事内容が明示されているかの確認(法線、築堤護岸、付属構造物等)	☐	☐	☐	☐	☐	☐
		4-5	構造図の基本寸法、座標値、高さ関係は照合されているかの確認	☐	☐	☐	☐	☐	☐
		4-6	構造図に地質条件(推定岩盤線、柱状図、地下水位等)を明記してあるかの確認	☐	☐	☐	☐	☐	☐
		4-7	図面が明瞭に描かれているかの確認(構造物と寸法線の使い分けがなされているか)	☐	☐	☐	☐	☐	☐
		4-8	構造詳細は適用基準及び打合せ事項と整合しているかの確認	☐	☐	☐	☐	☐	☐
		4-9	各設計図がお互いに整合されているかの確認 ・一般平面図と縦断図(構造一般図と線形図) ・構造図と配筋図	☐	☐	☐	☐	☐	☐
		4-10	設計計算書の結果が正しく図面に反映されているかの確認(特に応力計算、安定計算等の結果が適用範囲も含めて整合しているか) ・壁厚	☐	☐	☐	☐	☐	☐
		4-11	形状寸法、使用材料及びその配置は計算書と一致しているかの確認	☐	☐	☐	☐	☐	☐
		4-12	地質調査報告書と設計図書の整合(調査箇所と柱状図、地質縦断面図・地質横断面図)はとれているかの確認	☐	☐	☐	☐	☐	☐
		4-13	隣接工区等との整合はとれているかの確認	☐	☐	☐	☐	☐	☐
		4-14	構造物の施工性に問題はないか。設計図等に基づいた適正な施工が可能かの確認(架設条件が設計図に反映されているか) ※橋梁上部工のみ対象	☐	☐	☐	☐	☐	☐
5	数量計算	5-1	数量計算に用いた数量は図面の寸法と一致するかの確認	☐	☐	☐	☐	☐	☐
		5-2	数量とりまとめは種類毎、材料毎の区分に合わせてまとめられているかの確認	☐	☐	☐	☐	☐	☐
		5-3	横断面図による面積計算、長さ計算の縮尺は図面に整合しているかの確認	☐	☐	☐	☐	☐	☐
6	設計計算書	6-1	使用されている設計基準等は適切な確認	☐	☐	☐	☐	☐	☐
		6-2	設計基本条件は適切な確認(荷重条件、施工条件、使用材料と規格、許容応力度等) ※橋梁上部工事のみ対象	☐	☐	☐	☐	☐	☐
		6-3	構造・線形条件は妥当かの確認(橋長、支間長、幅員構成、平面・横断線形、座標系等) ※橋梁上部工事のみ対象	☐	☐	☐	☐	☐	☐

IV 工事一時中止等に係るガイドライン

1	背景・目的	39
2	活用方法	40
3	留意事項	41
4	内容	42
1	工事の一時中止に係る基本フロー	42
2	発注者の中止指示義務	43
3	工事を中止すべき場合	44
4	中止の指示・通知	45
5	基本計画書の作成	46
6	工期短縮計画書の作成	47
7	工期延長等に伴う増加費用	47
8	請負代金額又は工期の変更	48
9	工期延長等に伴う増加費用の考え方	49
10	増加費用の設計書における取扱い	55
11	増加費用の事務処理上の取扱い	55
12	増加費用の構成・算定	55
13	工事延長等に伴う現場維持等に要する費用（標準積算）	56
14	中止期間と増加費用の範囲	61
15	工事の一時中止に係る手続き様式	62

IV 工事一時中止等に係るガイドライン

1 背景・目的

- ✓ 工事の発注に際しては、地元設計協議、工事用地の確保、占用事業者等協議、関係機関協議を整え、適正な工期を確保し、発注を行うことが基本となる
- ✓ 円滑かつ効率的な事業執行を図るため、工事の発注時期の平準化に努めているが、一部の工事で各種協議や工事用地の確保が未完了な場合においてもやむを得ず条件明示を行い、発注を行っている
- ✓ 受注者の責めに帰することができない事由により工事を施工できないと認められる場合には、**発注者が工事の全部又は一部の中止を命じなければならない**
- ✓ しかし、一部において、一時中止指示を行っていない工事が見受けられ、受注者の現場管理費等の増加や技術者の専任への支障が生じているといった指摘がある



工事の一時中止等について適正な対応を行えるよう
「工事一時中止等に係るガイドライン」を作成



IV 工事一時中止等に係るガイドライン

2 活用方法



受発注者共通の活用

- ・工事一時中止の指示や工期・金額の変更について適正な対応を行うために活用
- 「設計変更等検討部会」において、工事一時中止等に伴う設計変更協議を行う際に活用

● : 直轄の取り組み



IV 工事一時中止等に係るガイドライン

3 留意事項

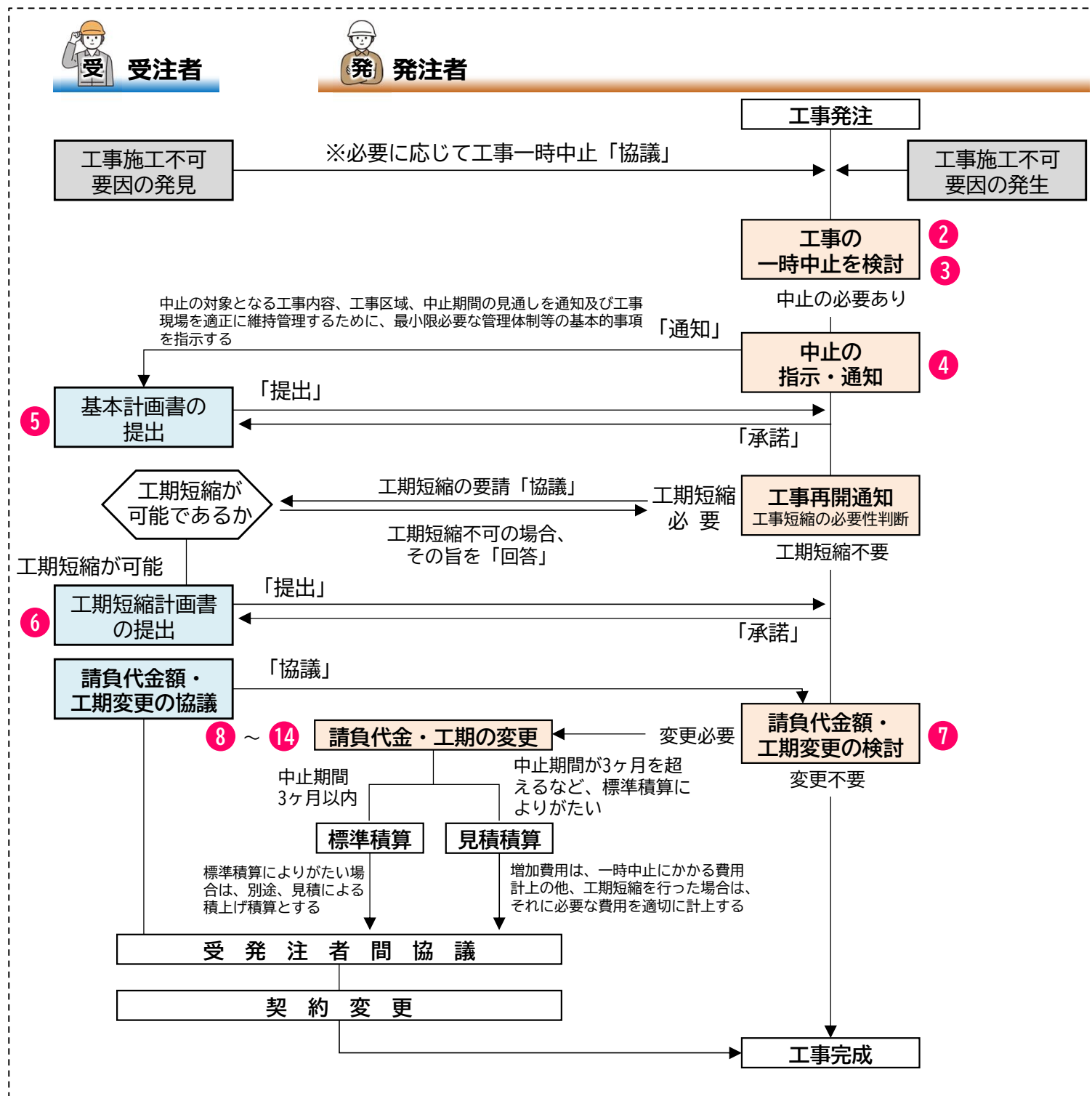
工事一時中止区分の違い

工事の全部を中止する場合（一時中止）と、工事の一部を中止する場合（一部一時中止）で、契約上の取扱いや増加費用の計上方法が異なる。

	一時中止 (工事全体の中止)	一部一時中止 (工事の一部を中止)
中止の範囲	工事範囲 全体	工事範囲のうち 工事が施工できない部分 (中止の通知時に明示)
技術者の専任	工事を全面的に一時中止している期間は 専任を要しない	工事施工期間は 専任が必要
契約解除 出来る時期 契約書第51条 (受注者の催告によらない解除権)	中止期間が 工期の10分の5 または 6月を超えたとき	中止部分を除いた 他の部分の工事が完了した 後、 3月を経過しても中止が解除されないとき
工期変更	原則として、 中止期間分 を 工期延期する	中止に伴う 影響期間分 を 工期延期する

4 内容

1 工事の一時中止に係る基本フロー



工事一時中止等に係るガイドライン

- ② 発注者の中止指示義務
- ③ 工事を中止すべき場合
- ④ 中止の指示・通知
- ⑤ 基本計画書の作成
- ⑥ 工期短縮計画書の作成
- ⑦ 工期延長等に伴う増加費用
- ⑧ 請負代金額又は工期の変更
- ⑭ 中止期間と増加費用の範囲

2 発注者の中止指示義務

- **受注者の責めに帰することができない事由**により工事を施工できないと認められる場合には、**発注者が**工事の全部又は一部の**中止を命じなければならない**。

※以降の一時中止に係る事項については、全部又は一部中止とも同様の考えとする。

※主たる部分以外であっても、工事が施工できないと認められる場合には、中止を命じる必要がある。

〔関係法令：契約書第20条〕



受注者

- ◆ 受注者の帰責事由によらずに工事の施工ができないと認められる場合



- ◆ 受注者は、工事を施工する意思があっても施工することができず、工事が中止状態となる



- ◆ このような場合に発注者が工事を中止させなければ、中止に伴い必要とされる工期や請負代金額の変更は行われず、負担を受注者が負うこととなる



発注者

- ◆ **発注者は、工事の中止を受注者に明示、工期や請負代金額等を適正に確保する必要がある**



- ◆ 工事請負契約書第16条に規定する発注者の工事用地等確保の義務、第18条に規定する施工条件の変化等における手続と関連する
- ◆ 発注者及び受注者の十分な理解のもとに適切に運営されることが望まれる

注：工事の一時中止期間における、主任技術者及び監理技術者の取り扱いについては以下のとおり。

- ・工事を全面的に一時中止している期間は、専任を要しない期間である。
- ・受注者の責によらない理由により工事中止又は工事内容の変更が発生し、大幅な工期延期※となった場合は、技術者の途中交代が認められる。

【監理技術者制度運用マニュアル：国土交通省総合政策局】

※大幅な工期延期とは、工事請負契約書（受注者の解除権）第48条1項二を準拠して、「延期間が当初工期の10分の5（工期の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超える場合」を目安とする。

IV 工事一時中止等に係るガイドライン

3 工事を中止すべき場合

- 契約書第20条において、受注者の責に帰することができない事由により工事を施工できないと認められる場合は、下記2つが規定されている。
 - ① **工事用地等の確保ができない等のため受注者が工事を施工できないと認められるとき**
 - ② **暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象であって受注者の責に帰することができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため受注者が工事を施工できないと認められるとき**
- 上記2つの規定以外にも、発注者が必要があると認めるときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。

※一時中止を指示する場合は、「施工できないと認められる状態」にまで達していることが必要であり、「施工できないと認められる状態」は客観的に認められる場合を意味する。

① 工事用地等の確保ができない等のため、工事を施工できない場合

- ・ 発注者の義務である**工事用地等の確保が行われない**ため（工事請負契約書第16条） 施工できない場合
- ・ 設計図書と実際の**施工条件の相違又は設計図書の不備が発見**されたため（工事請負契約書第18条） 施工を続けることが不可能な場合・・・等

② 自然的又は人為的な事象であって工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、工事を施工できない場合

- ・ 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他「自然的又は人為的な事象」には、**埋蔵文化財の発掘**又は**調査、反対運動等の妨害**活動も含まれる
- ・ 「工事現場の状態の変動」は、地形等の物理的な変動だけでなく、**妨害活動**を行う者による**工事現場の占拠**や著しい**威嚇行為**も含まれる

4 中止の指示・通知

- 発注者は、工事を中止するにあたっては、中止対象となる工事の内容、工事区域、中止期間の見通し等の中止内容を受注者に通知しなければならない。
- また、工事現場を適正に維持管理するために、最小限必要な管理体制等の基本事項を指示することとする。



発注者の中止権

- ・ 発注者は、「**必要があると認められる**」ときは、**任意に工事を中止**することができる。
※「必要があると認められる」か否か、中止すべき工事の範囲、中止期間については発注者の判断
- ・ 発注者が工事を中止させることができるのは工事の完成前に限られる。



受注者による中止事案の確認請求

- ・ 受注者は、**受注者の責に帰すことができない工事施工不可要因を発見した場合は、工事の中止について発注者と協議**することができる。

■ 工事の中止期間

- ・ 受注者は、中止期間が満了したときは、工事を再開することとなるが、通常、中止の通知時点では中止期間が確定的でないことが多い。
- ・ このような場合、工事中止の原因となっている事案の解決にどのくらい時間を要するか計画を立て、工事を再開できる時期を通知する必要がある。
- ・ そして発注者は、施工一時中止している工事について施工可能と認めたときに工事の再開を指示しなければならない。
- ・ このことから、**中止期間は、一時中止を指示したときから一時中止の事象が終了し、受注者が工事現場に入り作業を開始できると認められる状態になったときまで**となることから、**再開時期については、受発注者間で協議し、決定**すること。

留意事項

最近の人手不足等により、再開時の労働者確保において時間を要することも想定されるため、再開時期については常にコミュニケーションを図り協議すること

5 基本計画書の作成

- 受注者は施工を一時中止する場合は、中止期間中の維持・管理に関する「**基本計画書**」を監督職員を通じて発注者に提出し、承諾を得る。
- 基本計画書の作成にあたっては、再開に備えての方策や一時中止に伴い発生する増加費用等について、受発注者間で確認し、双方の認識に相違が生じないようにすること。
- 一時中止期間の変更や工事内容の変更など、基本計画書の内容に変更が生じる場合は、受注者は変更計画書を作成し、発注者と協議を行う。

※実際に施工着手する前の施工計画作成中及び測量等の準備期間中であっても、現場の維持・管理は必要であることから基本計画書を提出し、協議することとする。

■ 記載内容

- ・ 基本計画書作成の目的
- ・ 中止時点における工事の**出来形、職員の体制、労働者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認**に関すること
- ・ 中止に伴う工事現場の**体制の縮小と再開**に関すること
- ・ 工事現場の**維持・管理**に関する基本的事項
- ・ 工事再開に向けた方策
- ・ 工事一時中止に伴う増加費用及び算定根拠
 - ※指示時点で想定している中止期間における**概算費用**は参考値であり、**契約時点の費用を拘束するものではない**
- ・ 基本計画書に変更が生じた場合の手続き

■ 管理責任

- ・ 中止した工事現場の**管理責任は、受注者に属する**ものとする
- ・ 受注者は、基本計画書において管理責任に係る旨を明らかにする

6 工期短縮計画書の作成

- 発注者は一時中止期間の解除にあたり**工期短縮を行う必要がある**と判断した場合は、受注者と**工期短縮について協議**し合意を図る。
- 受注者は、発注者からの協議に基づき、工期短縮を行う場合はその方策に関する「**工期短縮計画書**」を作成し、**発注者に提出し、承諾を得る**。
- 協議にあたっては、工期短縮に伴う増加費用等について、受発注者間で確認し、双方の認識の相違が生じないようにする。

■ 記載内容

- ・ 工期短縮に必要となる**施工計画、安全衛生計画等**に関すること
- ・ 短縮に伴う**施工体制**と**短縮期間に関すること**（短縮日数の算出根拠、変更工程表等）
- ・ 工期短縮に伴い、**新たに発生する費用**について、必要性や数量等の根拠を明確にした増加費用を記載
（概算費用は参考値であり、**契約時点の費用を拘束するものではない**）

■ 工期の変更

- ・ 受注者は、発注者からの承諾を受けた工期短縮計画にのっとり施工を実施し、受発注者間で協議した工程の遵守に努める
- ・ **工期短縮に伴う増加費用**については、**工期短縮計画書に基づき設計変更**を行う

7 工期延長等に伴う増加費用

- 増加費用の算定は、工事現場の維持等の費用の**明細書**（中止の場合は、受注者が作成した**基本計画書**）**に基づき、費用の必要性・数量などを受発注者協議**して行う
- 増加費用の各構成費目は、原則として、工期延長等に要した費目の内容について積算する。**再開以降の工事にかかる増加費用については、従来どおり設計変更**を行う
- 工期延長等に伴い**発注者が新たに受け取り対象とした材料、直接労務費及び直接経費に係る費用は、該当する工種に追加計上し、設計変更**を行う

8 請負代金額又は工期の変更

- 工事における工期延長等をした場合において、「**必要があると認められる**」※ときは、**請負代金額や工期が変更されなければならない**。

※発注者又は受注者が認めるものではなく、客観的判断に基づくもの

【対象工事】

- ・契約書第20条により一時中止を行った工事 …… 9 (1) ～ (4)
- ・著しい悪天候や気象状況により休工した場合など、契約書第19条により必要があると認め、設計図書の変更を行い工期を延長した工事 …… 9 (5)

※数量増加など、直接工事費の変更により設計図書の変更を伴う工期の延長を行った工事は対象外

- 中止がごく短期間である場合、中止が部分的で全体工事の施工に影響がない等例外的な場合を除き、請負代金額や工期の変更を行う。

請負代金額の変更

- 発注者は、工期の延長等をした場合に**請負代金額の変更では填補し得ない受注者の増加費用、損害を負担しなければならない**

- ・ 工事用地を確保しなかった場合など、発注者に過失がある場合に生じたもの
- ・ 暴風雨の場合など、契約の基礎条件の事情変更により生じたもの

工期の延長等に伴う**増加費用**
＝直接的に増加した費用

工事現場の維持に要する費用や労働者・建設機械器具等を保持するための費用など

工期の延長等に伴う**損害**
＝間接的な費用の増加

体制を縮小するために要する費用や再開準備費用など

※増加費用と損害は区別しないものとする

工期の変更

- **工期の変更期間**は、原則、**工事を中止した期間が妥当**である。
- 地震、災害等の場合は、取片付け期間や復興期間に長期を要する場合もあることから、取片付け期間や復興に要した期間を含めて工期延期することも可能である。

※工期の変更に際しては、年度をまたぎ予算の繰り越し手続きが必要にならないか、出水期に近づき再度中止する可能性はないか等、十分留意すること

IV 工事一時中止等に係るガイドライン

9 工期延長等に伴う増加費用の考え方

(1) 本工事施工中に工期延長等をした場合

- 「**本工事**」とは、設計図書に従って、**工事目的物を施工するための工事（本体工事）**または**工事の施工及び完成に必要とされる各種の仮工事（仮設工事）**をいう。
- 増加費用等の適用は、発注者が工事の一時中止（部分中止により工期延期となった場合を含む）を指示し、それに伴う増加費用等について受注者から請求があった場合に適用する。

■ 工期イメージ



■ 基本計画書の作成

- ・ 工事請負契約書の工事用地の確保等第16条2項に「受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない」とある。
- ・ このことから、受注者は、中止期間中の維持・管理に関する「**基本計画書**」を**発注者に提出し、承諾を得る**。

※「5 基本計画書の作成」による

■ 増加費用

- ・ 増加費用等の適用は、発注者が工事の一時中止（部分中止により工期延期となった場合を含む）を指示し、それに伴う増加費用等について**受注者から請求があった場合に適用**する。
- ・ 増加費用として積算する範囲は、工事現場の維持に要する費用、工事体制の縮小に要する費用、工事の再開準備に要する費用、工期延期等となる場合の費用、工期短縮を行った場合の費用とする。（次頁）

増加費用の範囲

工事現場の維持に要する費用

- ◆ 中止期間中に工事現場を維持し又は工事の続行に備えて機械器具、労務者又は技術職員を保持するために必要とされる費用等
- ◆ 中止に係る工事現場の維持等のために必要な受注者の本支店における費用※

※一般管理費等を含む

工事体制の縮小に要する費用

- ◆ 中止時点における工事体制から中止した工事現場の維持体制にまで体制を縮小するため、不要となった機械器具、労務者又は技術職員の配置転換に要する費用等

工事の再開準備に要する費用

- ◆ 工事の再開予告後、工事を再開できる体制にするため、工事現場に再投入される機械機器具、労務者、技術職員の転入に要する費用等

工期延長等となる場合の費用

- ◆ 工期延長等となることにより追加で生じる社員等給与、現場事務所費用、材料の保管費用、仮設諸機材の損料等に要する費用等

工事短縮を行った場合の費用

- ◆ 工期短縮の要因が発注者に起因する場合、自然条件（災害等含む）に起因する場合の工期短縮に要する費用等

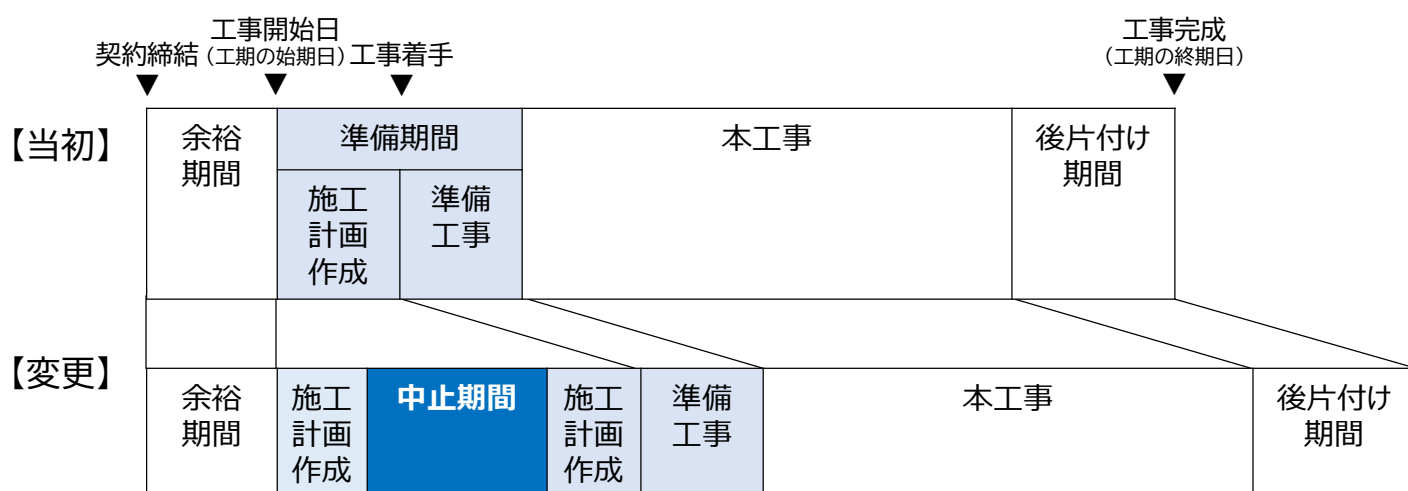
※工期短縮の要因が受注者に起因する場合は増加費用を見込まない

IV 工事一時中止等に係るガイドライン

（２）契約後準備工事着手前に工期延長等をした場合

- 「**契約後準備工事着手前**」とは、契約締結後で、**現場事務所・工事看板が未設置、材料等が未手配の状態**で**測量等の準備工事に着手するまでの期間**をいう。
- 発注者は、上記の期間中に、準備工事又は本工事の施工に着手することが不可能と判断した場合は、工期延長等を受注者に通知する。

■ 工期イメージ



■ 基本計画書の作成

- ・ 工事請負契約書の工事用地の確保等第16条2項に「受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない」とある。
- ・ このことから、受注者は必要に応じて、中止期間中の維持・管理に関する「**基本計画書**」を発注者に提出し、承諾を得る。

※「**⑤ 基本計画書の作成**」による

■ 増加費用

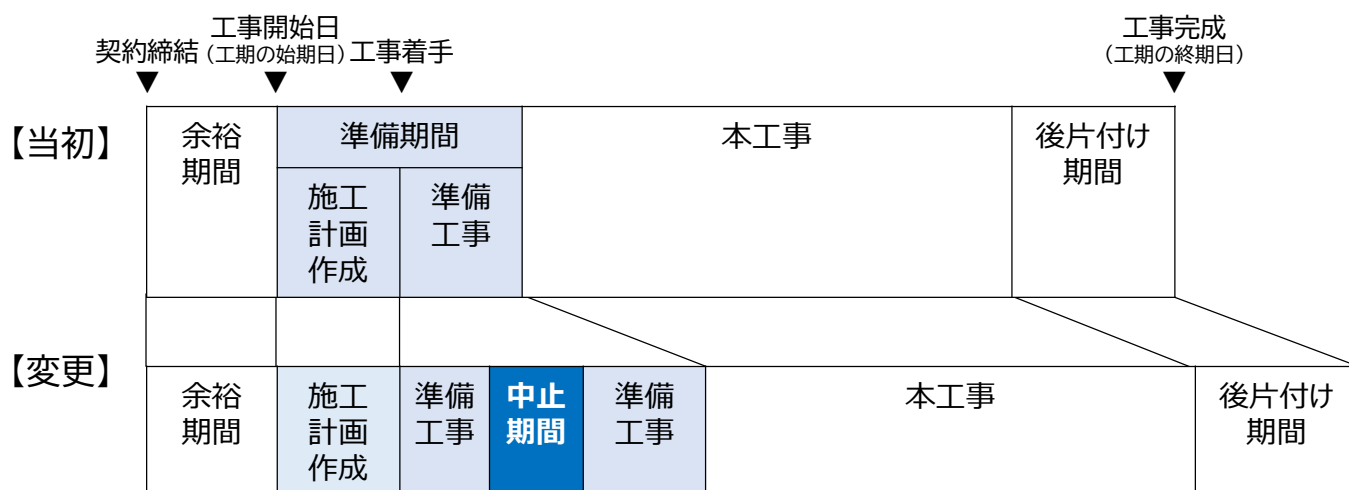
- ・ **一時中止に伴う増加費用は計上しない。**

IV 工事一時中止等に係るガイドライン

（３）準備工期間に工期延長等をした場合

- 「**準備工期間**」とは、工事開始日から本工事に着手するまでの、**現場事務所・工事看板を設置し、測量等の準備工事を行う期間**をいう。
- 工場製作を含む工事においては、工場製作工の期間を含む。
- 発注者は、上記の期間中に、本工事に着手することが不可能と判断した場合は、工期延長等を受注者に通知する。

■ 工期イメージ



■ 基本計画書の作成

- ・ 工事請負契約書の工事用地の確保等第 16 条 2 項に「受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない」とある。
- ・ このことから、受注者は必要に応じて、中止期間中の維持・管理に関する「**基本計画書**」を**発注者に提出し、承諾を得る**。

※「**⑤ 基本計画書の作成**」による

■ 増加費用

- ・ 増加費用の適用は、**受注者から請求があった場合に適用**する。
- ・ 増加費用は、安全費（工事看板の損料）、営繕費（現場事務所の維持費、土地の借地料）及び現場管理費（監理技術者もしくは主任技術者、現場代理人等の現場従業員手当）等が想定される。
- ・ 増加費用の算定は、受注者が「基本計画書」に基づき実施した結果、**実際に必要とされた工事現場の維持等の費用の「明細書」に基づき**、費用の必要性・数量など発注者・受注者が**協議して決定**する。（積算は受注者から見積を求め行う）

(4) 工期短縮を行った場合

■ 工期短縮計画書の作成

- 「工期短縮計画書」を発注者に提出し、承諾を得る。

※「**6** 工期短縮計画書の作成」による

■ 増加費用

工期短縮の要因が

工期工期短縮に要する費用を

① 発注者 に起因するもの			見込む
例) 工種を追加したが工期延期せず当初工期のままとした場合			
② 受注者 に起因するもの			見込まない
例) 工程の段取りにミスがあり、当初工程を短縮せざるを得ない場合			
③ 自然条件（災害等含む） に起因するもの			見込む

- 例) ・想定以上の悪天候により、当初予定の作業日数の確保が見込めず工期延期が必要であるが、何らかの事情により、工期延期ができない場合
 ・自然災害で被災※を受け、一時作業ができなくなったが、工期延期をせず、当初工期のまま施工する場合
 ※災害による損害については、工事請負契約書第29条（不可抗力による損害）に基づき対応

【増加費用を見込む場合の主な項目の事例】

- 当初昼間施工であったが、工種追加により夜間施工を追加した場合は、夜間施工の手間に要する費用
- パーティー数を増加せざるを得ず、建設機械等の台数を増加させた場合に要する費用
- その他、必要と思われる費用

※増加費用の内訳については、発注者と受注者で協議を行うものとする。

- 増加費用等の適用は、協議に基づき工期短縮を行い、それに伴う増加費用等について**受注者から請求があった場合に適用**する。
- 増加費用として積算する範囲は、工期短縮を行った場合の費用とする。
- 増加費用の計上は、「**12** 増加費用の構成・算定」以降による。

IV 工事一時中止等に係るガイドライン

(5) 著しい悪天候や気象状況により休工した場合

- 当初の工期設定において、降雨・降雪や猛暑日等の「天候等による作業不能日」を見込んでいる。
- 著しい悪天候や気象状況より「天候等による作業不能日」が工程（官積算）で見込んでいる日数から著しく乖離し、かつ、作業を休止せざるを得なかった場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。

■ 基本計画書の作成

- ・ 基本計画書の作成は不要
※工事の一時中止ではなく、休工であるため

■ 増加費用

- ・ 増加費用の計上は、「**12** 増加費用の構成・算定」以降による
- ・ 原則、工期延長日数に応じて標準積算により算定することとなるため、明細書は不要

直轄の取り組み

特記仕様書記載例

第〇条 工期

1. 工期は、雨天、休日等〇〇日間を見込み、契約の翌日から令和〇年〇月〇日までとする。なお、休日には、日曜日、祝日、年末年始及び夏季休暇の他、作業期間内の全ての土曜日を含んでいる。
工期には、施工に必要な実働日数以外に以下の事項を見込んでいる。

準備期間	〇日間
後片付け期間	〇日間
雨休率 ※休日と天候等による作業不能日を見込むための係数 雨休率 = (休日数 + 天候等による作業不能日) / 実働日数	〇. 〇
その他の作業不能日 (〇〇のため) (Rx.x.x~Rx.x.x	〇日間

天候等による作業不能日は以下を見込んでいる。

ア) 1日の降雨・降雪量が 10 mm/日以上の日 : 〇日間

イ) 8時から 17 時までの WBGT 値が 31 以上の時間を足し合わせた日数 : 〇日間

(少数第 1 位を四捨五入 (整数止め) し、日数換算した日数)

[過去 5 年 (20xx 年~20xx 年) の気象庁 (〇〇観測所) 及び環境省 (〇〇地点) のデータ
より年間の平均発生日数を算出]

2. 著しい悪天候や気象状況より「天候等による作業不能日」が工程（官積算）で見込んでいる日数から著しく乖離し、かつ、作業を休止せざるを得なかった場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。

IV 工事一時中止等に係るガイドライン

10 増加費用の設計書における取扱い

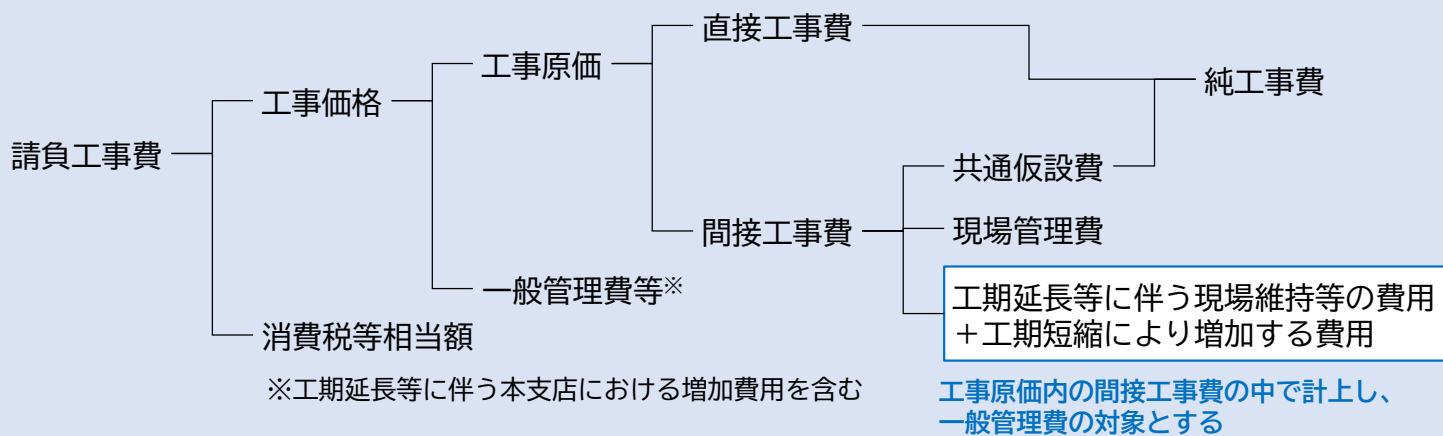
- 増し分費用は、中止した工事の設計書の中に「**中止期間中の現場維持等の費用**」として**原契約の請負工事費とは別に計上**する。
- ただし、設計書上では、原契約に係る請負工事費と増し分費用の合算額を請負工事費とみなす。

11 増加費用の事務処理上の取扱い

- 増加費用は、原契約と同一の予算費目をもって、設計変更の例にならい、更改契約するものとする。
- **増加費用は、受注者の請求があった場合に負担**する。
- **増加費用の積算は、工事再開後速やかに受発注者が協議**して行う。

12 増加費用の構成・算定

工期延長等に伴うの現場維持等に要する費用は、工事原価内の間接工事費の中で計上し、一般管理費用等の対象とする



- 増加費用は、原則、工事目的物又は仮設に係る工事の施工着手後を対象^注)に算定する。
- 中止期間**3ヶ月※以下は標準積算**により算定し、中止期間が3ヶ月を超える場合、道路維持工事又は河川維持工事のうち経常的な工事である場合など、**標準積算によりがたい場合**は、受注者から増加費用に係る**見積を求め、受発注者協議**を行い増加費用を算定する。

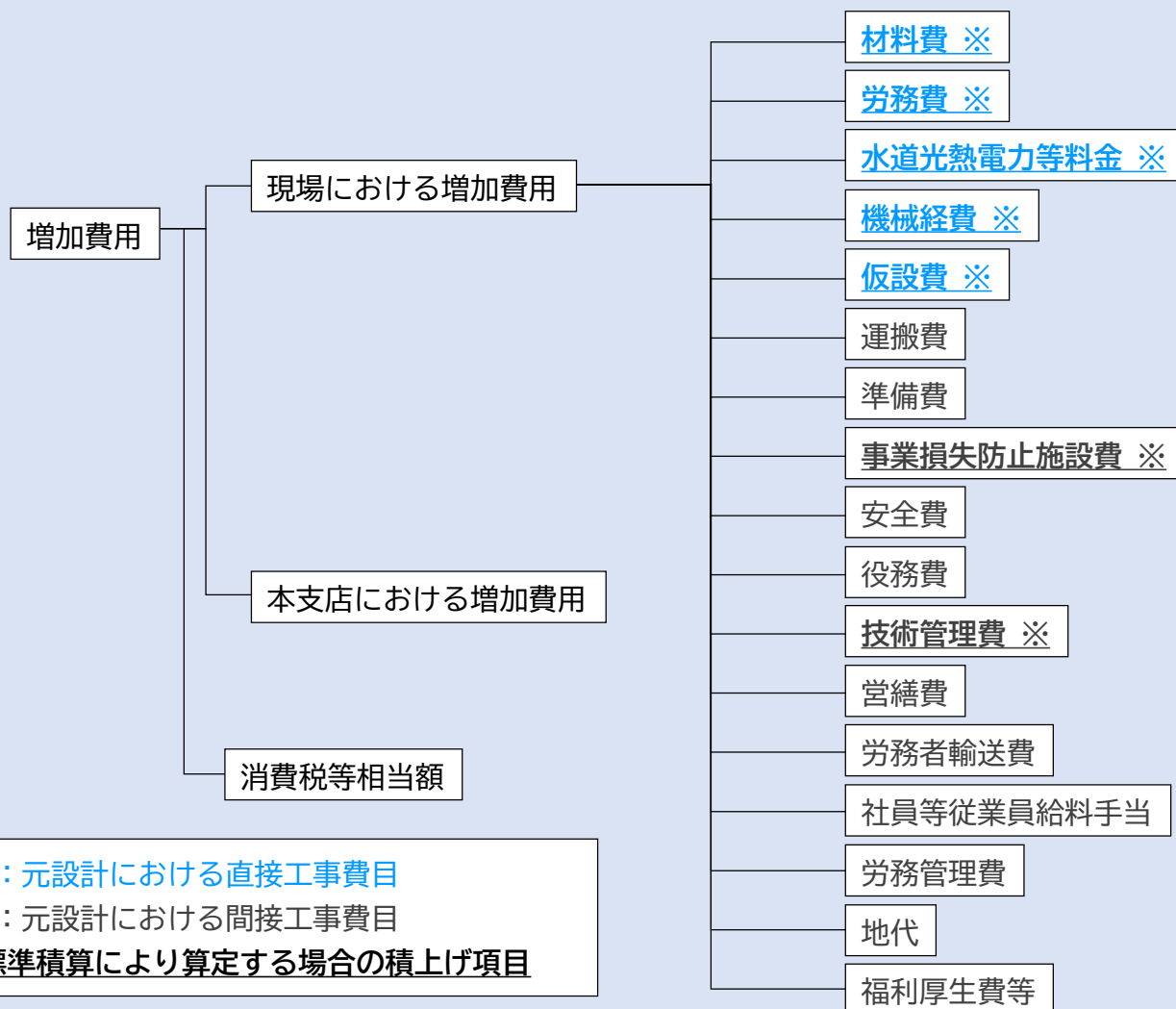
※標準積算の適用範囲は、積算基準策定時に検証したケースが3ヶ月程度までであることから、「中止期間3ヶ月以下」としている。

※見積を求める場合、中止期間全体にかかる見積（例えば中止期間4ヶ月の場合、4ヶ月分の見積）を徴収する。

注）増加費用の算定（請負代金額の変更）は、施工着手後を原則とし、施工着手前の増加費用に関する受発注者間のトラブルを回避するため、契約図書に適切な条件明示（用地確保の状況、関係機関との協議状況など、工事着手に関する条件）を行うとともに、施工計画打合せ時に、現場事務所の設置時期などを確認し、十分な調整を行うこと。

13 工期延長等に伴う現場維持等に要する費用（標準積算）

（１）標準積算により算定する場合の構成費目



率で計上する項目

- ◇**運搬費**
現場搬入済みの**建設機械の工事現場外への搬出**又は工事現場への再搬入に要する費用、大型機械類等の**現場内小運搬**
- ◇**安全費**
工事現場の維持に関する費用
※保安施設、保安要員の費用及び火薬庫、火工品庫の保安管理に要する費用
- ◇**役務費**
仮設費に係る**土地の借り上げ等**に要する費用、**電力及び用水等**の基本料金
- ◇**営繕費**
現場事務所、労務者宿舍、監督員詰所及び火薬庫等の**営繕損料**に要する費用
- ◇**現場管理費**
現場維持のために**現場へ常駐する社員等従業員給料手当**及び**労務管理費等**に要する費用



積上げ項目

- ◇直接工事費、仮設費及び事業損失防止施設費における**材料費、労務費、水道光熱電力等料金、機械経費**で**現場維持等に要する費用**
- ・直接工事費に計上された**材料（期間要素を考慮した材料）**及び**仮設費**に計上された仮設材等の中止期間中に係る**損料額及び補修費用**
- ・直接工事費（仮設費を含む）及び事業損失防止費における項目で**現場維持等に要する費用**

(2) 標準積算により算定する場合の算定式

工期延長等に伴うの現場維持等の費用（算定式）

$$G = dg \times J + a$$

G：工期延長等に伴う現場維持費の費用（単位：円，1,000円未満切り捨て）

dg：工期延長等に係る現場経費率（単位：% 小数第4位四捨五入3位止め）

J：対象額（工期延長等時点の契約上の純工事費）（単位：円 1,000円未満切り捨て）

a：積上げ費用（単位：円 1,000円未満切り捨て）

$$dg = A \left\{ \left(\frac{J}{(a \times J^b + N)} \right)^B - \left(\frac{J}{a \times J^b} \right)^B \right\} + \frac{(N \times R \times 100)}{J}$$

N：工期延長等日数（日）

ただし、部分中止の場合は、部分中止に伴う工期延期日数

R：公共工事設計労務単価（土木一般世話役）

A・B・a・b：各工種毎に決まる係数（別表－1）

(3) 各費目に係る積算の内容

i) 現場における増加費用

イ 材料費

① 材料の保管費用

工事を工期延長等したために、元設計の直接工事費に計上されている現場搬入済の材料を、発注者が倉庫等（受注者が工事現場に設置したものを除く。）へ保管する必要があると認めた場合の倉庫保管料及び入出庫手数料

② 他の工事現場へ転用する材料の運搬費

工事を工期延長等したために、元設計の直接工事費に計上されている現場搬入済の材料を、発注者が他の工事現場等に転用する必要があると認めた場合の当該材料の運搬費

③ 直接工事費に計上された材料の損料等

元設計において期間要素を考慮して計上されている材料等の工期延長等に伴う損料額及び補修費用

ロ 労務費

① 工事現場の維持等に必要な労務費

作業を伴わない作業員の労務費は、原則として計上しない。

ただし、必要な作業員を確保しておくべき特別の事情があり、受発注者協議により工事現場に労務者を常駐させた場合にはその費用（迅速な工事再開に向けて必要と認められる現場の状態監視や現場の保安等の実作業に係る費用）

② 他職種に転用した場合の労務費

工事現場の保安等のために、受発注者協議により工事現場に常駐させた、トンネル・潜函工などの特殊技能労働者が職種外の普通作業等に従事した場合における本来の職種と、従事した職種の発注者の設計上の単価差額の費用

IV 工事一時中止等に係るガイドライン

ハ 水道光熱電力等料金

工事現場に設置済の施設を工事現場の維持のため、発注者が指示し、あるいは受発注者協議により工期延長等の要因発生後、再開までの間に稼動（維持）させるために要する水道光熱電力等に要する費用

ニ 機械経費

- ① 工事現場に存置する機械の費用 現場搬入済の機械のうち元設計に個別計上されている機械と同等と認められるものに関する次の費用
 - ① 工事現場の維持のため存置することが必要であること、又は搬出費及び再搬入費（組立て、解体費を含む。）が存置する費用を上回ること等により、発注者が工事現場に存置することを認めた機械等の現場存置費用（組立て、解体費、賃料・損料、管理費を含む。）
 - ② 発注者が工事現場の維持等のため必要であると認めて指示した機械の運転費用

ホ 仮設費

- ① 仮設諸機材の損料
現場搬入済の仮設材料、設備等のうち、元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められる仮設諸機材の工期延長等に係る損料及び維持補修の増加費用
- ② 新たに必要となった工事現場の維持等に要する
元設計には計上されていないが、工期延長等に伴う工事現場の維持等の必要上、発注者が新たに指示しあるいは受発注者の協議により発注者が必要と認めた仮設等に要する費用（補助労力を含む。）
- ③ 工期延長等となることにより追加で生じる仮設諸機材の損料等に要する費用

ヘ 運搬費

- ① 工事現場外への搬出又は工事現場への再搬入に要する費用
工期延長等の要因発生時点で現場搬入済の機械器具類及び仮設材等のうち発注者が元設計に計上されたものと同等と認めたものを一定の範囲の工事現場外に搬出し又は一定の範囲から工事現場に再搬入する費用
- ② 大型機械類等の現場内運搬
元設計に計上した機械類、資材等のうち、工期延長等されたために、新たに工事現場内を移動させることを発注者が指示しあるいは受発注者協議により発注者が必要と認めた大型の機械、材料、仮設物等の運搬

ト 準備費

別費目で積算している現場常駐の従業員又は労務者をもって充てる通常の準備作業を超える工事現場の後片付け、再開準備のための諸準備・測量等で、発注者が指示しあるいは受発注者協議により発注者が必要と認めたものに係る準備費用

チ 事業損失防止施設費 仮設費に準じて積算した費用

リ 安全費

- ① 既存の安全設備に係る費用 工期延長等の要因発生以前に工事現場に設置済の安全設備等のうち、原則として元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められる、安全設備等の工期延長等に伴う損料及び維持補修の費用
- ② 新たな工事現場の維持等に要する安全費 元設計には計上されていないが、工期延長等に伴い、工事現場の安全を確保するため、発注者が新たに指示しあるいは受発注者協議により発注者が必要と認めた安全管理に要する費用（保安要員費を含む。）

ヌ 役務費

- ① プラント敷地、材料置場等の敷地の借上げ料
元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められるプラント敷地及び材料置場等の敷地の工期延長等期間に係る借上げ、解約などに要した増加費用
- ② 電力水道等の基本料
元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められる電力・用水設備等に係る工期延長等期間中の基本料

IV 工事一時中止等に係るガイドライン

ル 技術管理費

原則として増加費用は計上しないものとする。

ただし、現場搬入済の調査・試験用の機器、技術者等で元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められるものがある場合には、仮設費に準じて積算した費用

ヲ 営繕費

工期延長等の要因発生以前に工事現場に設置済みの営繕施設のうち元設計において期間要素を考慮して計上されたものと同等と認められる営繕施設の工期延長等期間に係る維持費、補修費及び損料額又は営繕費、労務者輸送費を一体化して直接工事費等に対する割掛率で計上している工事における工期延長等期間中の維持費、補修費、損料額及び労務者輸送に要する

ワ 労務者輸送費

元設計が、営繕費、労務者輸送費を区分して積算している場合において受発注者協議により工事現場に常駐する労務者及び近傍の工事現場等に転用させると認められた労務者を一括通勤させる場合の通勤費用

カ 社員等従業員給料手当

工期延長等期間中等の工事現場の維持等のために、受発注者協議により定めた次の費用

- ① 元請・下請会社の現場常駐の従業員（機械、電気設備の保安に係るものを含む。）に支給する給料手当の費用
- ② 工期延長等の要因発生時点に現場に常駐していた従業員を工事現場の維持体制に縮小するまでの間から従業員に支給する給料手当の費用
- ③ 工事現場の維持体制から再開する体制に移行するまでの間、現場常駐の従業員に支給する給料手当の費用
- ④ 工期延長等となることにより追加で生じる現場常駐の従業員に支給する給料手当の費用

コ 労務管理費

- ① 他の工事現場へ転出入する労務者の転出入に要する費用

工期延長等によって遊休となった労務者のうち、当該工事現場に専従的に雇用された労務者（通勤者も含む。）を一定の範囲に転出又は一定の範囲から復帰のため転入するのに必要な旅費及び日当等の費用。なお、専従的に雇用されていた者とは元請会社直庸又は専属下請会社が直接賃金を支給しており、かつ当該工事現場に相当長期間の契約で常駐的に雇用されていることが賃金台帳等で確認できるような者（以下「専従的労務者」という。）（通勤者も含む。）とする。

- ② 解雇・休業手当を払う場合の費用

受発注者協議により適当な転入工事現場を確保することができないと認めた専従的労務者を解雇・休業するために必要な費用

タ 地代

現場管理費のうち、営繕費に係る敷地の借上げに要する費用等として現場管理費率の中に計上されている地代の工期延長等期間の費用

レ 福利厚生費等

現場管理費のうち、現場常駐の従業員に係る退職金・法定福利費・福利厚生費・通信交通費として現場管理費率の中に計上されている費用の工期延長等期間中の費用

ii) 本支店における増加費用

中止に係る工事現場の維持等のために必要な受注者の本支店における費用

iii) 消費税等相当額

現場及び本支店における増加費用に係る消費税に相当する費用

(別表－１)

工程区分	係数 A							係数 B							係数 a	係数 b
	一般交通影響無し	大都市(1)	大都市(2)	一般交通影響有り(1)	一般交通影響有り(2)	市街地(DID補正)	山間僻地及び離島	一般交通影響無し	大都市(1)	大都市(2)	一般交通影響有り(1)	一般交通影響有り(2)	市街地(DID補正)	山間僻地及び離島		
河川工事	1901.4	—	—	2116.7	2104.1	2104.1	1939.0	-0.3284	—	—	-0.3275	-0.3280	-0.3280	-0.3269	13.3999	0.1615
河川・道路構造物工事	410.4	—	—	453.5	452.4	452.4	413.5	-0.2019	—	—	-0.2004	-0.2012	-0.2012	-0.1994	1.0955	0.3057
海岸工事	521.4	—	—	550.7	561.8	561.8	488.2	-0.2306	—	—	-0.2255	-0.2280	-0.2280	-0.2224	4.2009	0.2226
道路改良工事	78.9	—	—	87.2	87.0	87.0	79.4	-0.0714	—	—	-0.0698	-0.0706	-0.0706	-0.0688	2.4722	0.2611
鋼橋架設工事	4760.3	—	5819.2	5307.1	5271.4	5307.1	4867.7	-0.3805	—	-0.3793	-0.3796	-0.3801	-0.3796	-0.3791	8.9850	0.2036
PC橋工事	1238.0	—	—	1436.8	1399.1	1399.1	1351.0	-0.2884	—	—	-0.2907	-0.2895	-0.2895	-0.2921	0.5348	0.3394
橋梁保全工事	3393.5	—	—	3979.5	3855.9	4318.8	3764.5	-0.3455	—	—	-0.3485	-0.3470	-0.3483	-0.3504	1.6260	0.2838
舗装工事	923.0	1754.5	1331.5	1162.5	1087.6	1254.4	1149.1	-0.2725	-0.3002	-0.2837	-0.2807	-0.2767	-0.2801	-0.2858	0.7817	0.3147
共同溝等工事(1)	213.2	—	—	247.5	241.0	241.0	232.8	-0.1455	—	—	-0.1480	-0.1468	-0.1468	-0.1496	0.4678	0.3598
共同溝等工事(2)	314.1	—	—	363.9	354.7	354.7	341.7	-0.1833	—	—	-0.1852	-0.1843	-0.1843	-0.1865	0.0142	0.5399
トンネル工事	1070.6	—	—	1331.2	1253.2	1253.2	1306.0	-0.2619	—	—	-0.2685	-0.2652	-0.2652	-0.2726	0.1118	0.4194
砂防・地すべり等工事	275.1	—	—	288.4	295.3	295.3	254.5	-0.1797	—	—	-0.1738	-0.1767	-0.1767	-0.1700	0.1422	0.4132
道路維持工事	303.5	362.0	363.4	333.4	333.6	363.7	302.7	-0.1653	-0.1588	-0.1628	-0.1634	-0.1643	-0.1636	-0.1623	1.6840	0.2898
河川維持工事	635.1	—	—	697.2	697.9	697.9	633.0	-0.2406	—	—	-0.2391	-0.2399	-0.2399	-0.2381	8.0310	0.2114
下水道工事(1)	103.2	—	133.3	119.9	116.7	116.7	112.6	-0.0941	—	-0.0975	-0.0966	-0.0954	-0.0954	-0.0981	0.5192	0.3472
下水道工事(2)	282.4	—	333.1	306.7	308.7	308.7	276.7	-0.1811	—	-0.1770	-0.1781	-0.1796	-0.1796	-0.1763	1.1316	0.3060
下水道工事(3)	366.6	—	—	422.5	412.8	412.8	395.6	-0.1891	—	—	-0.1916	-0.1904	-0.1904	-0.1932	2.7078	0.2589
下水道工事(4)	186.2	—	225.2	206.0	205.4	205.4	188.0	-0.1419	—	-0.1404	-0.1408	-0.1414	-0.1414	-0.1401	0.6805	0.3202
公園工事	643.6	—	—	715.1	711.5	711.5	654.3	-0.2235	—	—	-0.2229	-0.2232	-0.2232	-0.2225	13.5714	0.1739
コンクリートダム工事	115.6	—	—	—	—	—	—	-0.0824	—	—	—	—	—	—	0.3392	0.3621
フィルダム工事	91.3	—	—	—	—	—	—	-0.0673	—	—	—	—	—	—	0.1633	0.3963
電線共同溝工事	266.2	323.7	320.4	293.4	293.1	320.0	267.2	-0.1540	-0.1467	-0.1510	-0.1518	-0.1529	-0.1520	-0.1504	0.0035	0.6165
情報ボックス工事	1338.5	—	—	1523.7	1498.7	1498.7	1413.4	-0.2880	—	—	-0.2881	-0.2881	-0.2881	-0.2881	3.6607	0.2249

「工事の一時中止に伴う増加費用等の積算について」平成4年3月19日付 建設省技調発第80号
一部改定：令和3年2月22日付け 国官技第286号

※積算にあたっては、最新の基準を確認すること

IV 工事一時中止等に係るガイドライン

14 中止期間と増加費用の範囲

工事の中止時期により、増加費用の対象や計上方法が異なる

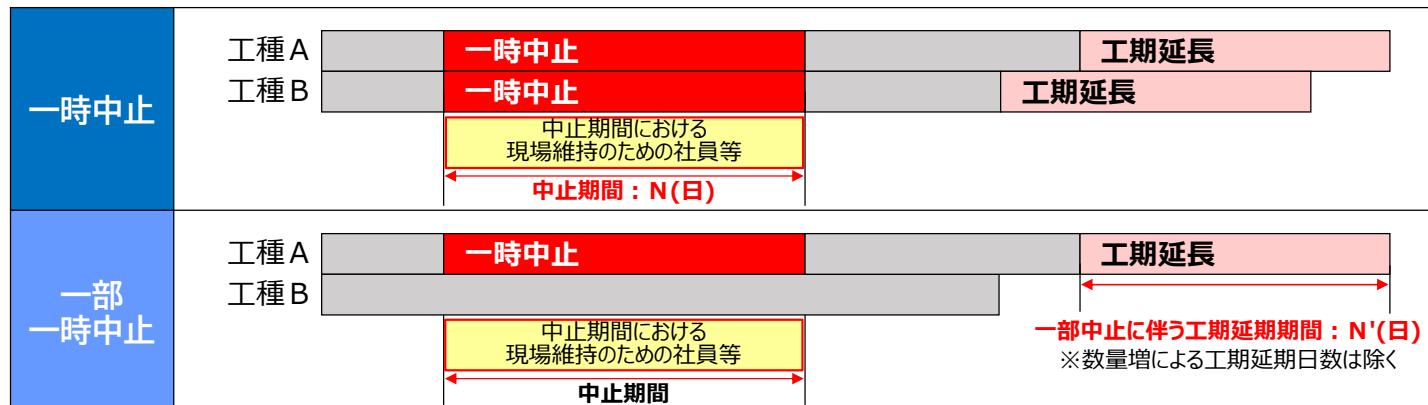
中止時期	準備期間		本工事施工中
	契約後 準備工事着手前	準備工事期間	
	工事契約締結後で、現場事務所・工事看板が未設置、材料等が未手配の状態で準備工事に着手するまでの期間	現場事務所・工事看板を設置し、本工事施工前の測量等を行う期間	
中止期間が 3ヶ月以内の場合	増加費用は 計上しない	積上げ計上※1	標準積算※2 (率計上項目)※3 + 積上げ計上 (率計上項目以外)
中止期間が 3ヶ月を超える場合	増加費用は 計上しない	積上げ計上※1	積上げ計上

※1 積上げ計上による増加費用の算定は、「基本計画書」に従って実施した結果、中止期間中実際に要した費用の明細に基づいて発注者と受注者が協議して決定する

※2 標準積算による増加費用は算定式により算出する。算定式に用いる対象日数(N)は、一時中止の場合は中止期間、一部一時中止の場合は工期延長期間とする

※3 率計上項目の詳細は、「13 工事延長等に伴う現場維持等に要する費用（標準積算）」を参照

■ 工期イメージ



15 工事の一時中止に係る手続き様式

直轄の取り組み



受注者が使用する手続き様式

受注者が使用する手続き様式については、
『土木工事現場必携（北陸地方整備局）』に掲載している。

※北陸地方整備局HPに掲載

（<https://www.hrr.mlit.go.jp/gijyutu/hikkei.html>）



■北陸様式－6－1

工事の一時中止に伴う基本計画書の提出(協議)

北陸様式－6

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
又は分任支出負担行為担当官（官職氏名）

殿
(受注者)

工事の一時中止に伴う基本計画書の提出について

請負工事契約書第20条第 項に基づく通知を受けたので、土木工事共通仕様書第〇編
〇－〇－〇（工事の一部中止）〇．に基づき、下記工事に対する基本計画書を提出しま
すので、承諾願います。

記

1 工事名

2 工期 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

3 中止期間 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

4 中止に関わる概算費用 〇,〇〇〇,〇〇〇 円（参考値）

■北陸様式－7

工事の一時中止に伴う工期短縮計画書の提出

様式 No.〇〇

令和〇〇年〇〇月〇〇日

支出負担行為担当官
北陸地方整備局長
〇 〇 〇 〇
分任支出負担行為担当官 殿
〇〇〇河川国道事務所長
〇 〇 〇 〇

受 注 者
住 所
氏 名

工事の一時中止に伴う工期短縮計画書の提出について

下記工事に対する令和〇〇年〇〇月〇〇日付協議については、工期短縮が可能なた
め、別添のとおり工期短縮計画書を提出しますので、承諾願います。

記

1 工 事 名 〇〇〇〇〇〇〇〇工事

2 工 期 令和〇〇年〇〇月〇〇日～令和〇〇年〇〇月〇〇日

3 中止期間 令和〇〇年〇〇月〇〇日～令和〇〇年〇〇月〇〇日

4 工期短縮に伴う概算費用 （参考値）

8. 中止時の従事していた特殊技能労働者の他職種への転職（再開時まで）

下請負業者名	特殊技能職種	転職職種	員数	転職にかかる特別な理由	甲の承諾

- ・特殊技能職種とは、トンネル、潜函などの工事において、必要な作業員を確保しておくべき特別な事情があるものが対象となる。
- ・転職職種には、中止期間中、特殊技能職種以外の普通作業等に従事させる職種を記載する。
- ・転職にかかる特別な理由には、その理由を簡潔に記載する。
- ・甲の承諾とは、甲乙協議の上、甲が在場等の必要を認めた場合をいい、

9. 中止時に既に搬入されている建設機械及び主要器具（機械）（再開時使用が前提）

建設機械名又は器具機械名	規格	用途	単位	数量	保管方法	甲の指示	甲の承諾

- ・主要器具には、発電発電機、バイブレータ、タンバ等の小型機械も含める。ただし、リース・レンタル品については、「10」に記載する。
- ・建設機械については、中止時に現場搬入され、在場している全てを記載する。（リース、レンタルを問わない）
- ・建設機械については、規格欄に車両重量も併せて記載する。
- ・保管方法には、「在場」「場外保管」「他工事転用」「返納」の区分を記載する。
- ・甲の指示とは、甲が在場保管の必要を認め指示した場合をいい、欄内に「台数」を記載する。
- ・甲の承諾とは、甲乙協議の上、甲が在場保管の必要を認めた場合をいい、欄内に「台数」を記載する。
- ・資機材とは、仮設ハウス（屋内施設を含む。）、水洗トイレ、銅矢板、敷鉄板等をいう。また、発電発電機、バイブレータ、タンバ等でレンタルしているものも対象とする。
- ・用途には、資機材の使用（利用）目的を記載する。
- ・保管方法には、「在場」「場外保管」「他工事転用」「返納」「倉庫保管」の区分を記載する。
- ・甲の指示とは、甲が在場又は倉庫保管の必要を認め、指示した場合をいい、欄内に「数量」を記載する。
- ・甲の承諾とは、甲乙協議の上、甲が在場保管の必要を認めた場合をいい、欄内に「数量」を記載する。

10. 中止時までに入庫されている資機材でリース・レンタルで在場されているもの

資機材名	規格	用途	単位	数量	保管方法	甲の指示	甲の承諾

11. 中止期間中の工事現場管理体制（組織）

中止期間中の工事現場巡視計画							
現場常駐組織体制	現場代理人		監理技術者		1次下請負業者 ※		※は、中止期間中、工事現場に常駐する会社
	主任技術者		その他		2次下請負業者 ※		
巡視	計画	毎日・週1・2・3回		巡視時間	午前・午後	巡視回数	
	体制	土曜日・日曜日・祝日を除く。ただし、冬期中止・異常気象時は別途計画する					
	記録	巡視時には、巡視記録を作成して保存する。 巡視記録の様式については、安全巡視日誌を基に必要項目を抽出・作成する。					
巡視中に特に注意する項目		① 立ち入り禁止欄（安全施設）等の維持管理又は保守 ② 在場機材等の維持管理又は保守 ③ 在場建設機械の点検（施設・油漏れ） ④ ・ ・ ・ ・ ・ ⑤ ・ ・ ・ ・ ・ ⑥ ・ ・ ・ ・ ・ ⑦					
期間中の現場保全責任		中止期間中の工事現場に関する全ての責任は、受注者が負います。					
中止期間中の連絡体制		中止期間中の連絡体制は、施工計画書記載の緊急時の連絡体制を準用する。					
その他							

- ・現場常駐組織体制における下請負業者は、甲の承諾した場合に限る。
- ・巡視計画は、現場の状況に応じて記載する。（記載例を示したもの）

12. 主任技術者又は監理技術者の専任について（選任解除の有無）

	常駐先	連絡先	備考
主任技術者			
監理技術者			

■北陸様式－８－１

工事の一時中止に伴う請負代金額の変更（協議）

■北陸様式－８－２

工事の一時中止に伴う請負代金額の変更（承諾）

北陸様式－８－１

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
又は分任支出負担行為担当官（官職氏名）

殿

（受注者）

〇〇工事に係る一時中止に伴う請負代金額の変更について

現在施工中の下記工事の一時中止に伴う請負代金額の変更について、工事請負契約書第２４条に基づき協議します。

記

１ 工事名

２ 協議額 ￥

３ 添付資料 基本計画書（費用明細書）写し

注１ 基本計画書の写し、費用明細書等の写しを添付する。

注２ 基本計画書に基づき、実施された場合であっても、全額精算されない場合がある。

北陸様式－８－２

令和〇年〇月〇〇日

支出負担行為担当官
又は分任支出負担行為担当官（官職氏名）

殿

（受注者）

〇〇工事に係る一時中止に伴う請負代金額の変更について（承諾）

工 事 名 〇〇〇〇工事

令和〇〇年〇〇月〇〇日付けで協議のありました上記工事の一時中止に伴う請負代金額変更について、異存ありませんので承諾します。



発注者が使用する手続き様式

■北陸発注者様式－１ 工事の中止について（事務所→本官申請）

北陸発注者様式－１

令和○年○月○日

支出負担行為担当官
北陸地方整備局長 殿

○○河川国道事務所長

工事の中止について（申請）

1 工 事 名 工事

1 契 約 年 月 日 平成○○年○月○日

1 請 負 代 金 額 ￥

1 工事着手年月日

1 完 成 期 限

上記工事について、下記により工事の施工の（注１）を一時中止されたく申請する。

記

1 中止期間

2 中止理由

3 再開時期が不確定な場合の再開時期についての意見

4 工事の進捗状況

5 工事の完成の見込みについての意見

6 契約書第 20 条第 3 項に定める工期若しくは請負代金額の変更及び損害賠償の必要の有無についての意見

7 中止箇所（注 2）

.....

注 1：工事の施工の全部を中止する場合は文中に「全部」を、一部を中止する場合は文中に「一部」の語句を記入すること。

注 2：一部を中止する場合は、中止箇所欄に中止する箇所を記載すること。

■北陸発注者様式－２ 工事の中止について（受注者宛通知）

北陸発注者様式－２

令和○年○月○日

（受注者）

殿

支出負担行為担当官
北陸地方整備局長

または 分任支出負担行為担当官
○○河川国道事務所長

工事の中止について（通知）

工事名

令和○年○月○日契約締結した上記工事について、下記により工事の施工の（注 1）全部または一部を一時中止するよう、契約書第 20 条第 3 項の規定に基づき通知する。

なお、再開予定日は令和 年 月 日頃とするが、再開の日は確定次第通知する。

また、協議開始の日については再開の日が確定次第通知する。

記

1 中止理由

2 中止年月日 令和 年 月 日

3 中止箇所 （注 2）

ー（以下、発出時削除）ー

（注 1） 工事の施工の一部を中止する場合は文中に「一部」を、全部を中止する場合には「全部」の字句を記載すること

（注 2） 中止箇所欄は、工事の施工の一部を中止する場合に記載する。

■北陸発注者様式－３ 工事の中止について（本官→事務所通知）

北陸発注者様式－３

令和○年○月○日

○○○事務所長 殿

支出負担行為担当官
北陸地方整備局長

工事の中止について（通知）

工事名

令和○年○月○日付けで申請のあった上記工事に係る標記について、別紙のとおり請負者に対して工事の施工を一時中止する旨通知したので通知する。

■北陸発注者様式－４ 工事の再開について（事務所→本官申請）

北陸発注者様式－４

令和○年○月○日

支出負担行為担当官
北陸地方整備局長 殿

○○○河川国道事務所長

工事の再開について（申請）

1 工 事 名

1 契 約 年 月 日 令和○年 ○月○日

1 請 負 代 金 額 ￥

1 受 注 者

1 工事着手年月日 令和○年 ○月○日

1 中 止 年 月 日 令和○年 ○月○日

1 完 成 期 限 令和○年 ○月○日

令和○年○月○日付けで施工を中止した上記工事について、施工可能と認められるので下記により再開されたく申請する。

記

1 再 開 の 時 期 令和 ○年 ○月○日

2 変更完成期限 令和 ○年 ○月○日

3 変更工期などの工期完成見込みについての意見

4 そ の 他



発注者が使用する手続き様式

■北陸発注者様式－５ 工事の再開について（受注者宛通知）

北陸発注者様式－５

令和○年○月○日

（受注者）

殿

支出負担行為担当官
北陸地方整備局長

または 分任支出負担行為担当官
○○河川国道事務所長

工事の再開について（通知）

工事名

令和○年○月○日付けで工事の施工の一時中止を通知した上記工事について、施工可能と認められるので、下記により再開されたい。

（注１）

A なお、一時中止に伴う工期及び請負代金額の変更については別途協議する。
B なお、一時中止に伴う工期の変更については別途協議する。ただし、請負代金額の変更は行わない。
C なお、一時中止に伴う請負代金額の変更については別途協議する。ただし、工期の変更は行わない。
D なお、一時中止に伴う工期及び請負代金額の変更は行わない。

記

再開の時期 令和 年 月 日

再開箇所 （注２）

一（以下、発出時削除）

（注１） A～Dのいずれかを記載すること。
（注２） 工事の施工の全部を中止した場合で、一部の施工を再開するときは、再開箇所欄に記載すること。

■北陸発注者様式－６ 工事の再開について（本官→事務所通知）

北陸発注者様式－６

令和○年 ○月○日

○○○事務所長 殿

支出負担行為担当官
北陸地方整備局長

工事の再開について（通知）

工事名

令和○年○月○日付けで申請のあった上記工事に係る標記について、別紙のとおり受注者に対して工事の施工を再開する旨通知したので通知する。

.....

注１ 工事の施工の全部を中止した場合で一部の施工を再開するときは、その他欄に再開場所を記載すること。
注２ 工事の施工中止に伴い、請負代金額の変更又は損害賠償が必要な場合は、その他欄にその旨を記載すること。

■北陸発注者様式－７ 請負代金額の変更について（協議）

北陸発注者様式－７

令和○年○月○日

（受注者） 殿

支出負担行為担当官
北陸地方整備局長
○○○
分任支出負担行為担当官
○○○河川国道事務所長
○○○

○○○工事に係る請負代金額の変更について（協議）

貴社より令和○年○月○日付けで提出された○○○工事の一時中止に伴う請負代金額変更については、当局において精査した結果、下記のとおりその金額を算定したので工事請負契約書第２４条に基づき協議します。
なお、この金額に異存がない場合には、承諾書を提出願います。

記

１ 工事名

２ 協議額 ￥ ○○○

３ 貴社協議額 ￥ ○○○



発注者が使用する手続き様式

■北陸発注者様式－１７

工事の一時中止に伴う

基本計画書の提出について（承諾）

■北陸発注者様式－１８

工事の一時中止に伴う

工期短縮計画について（承諾）

北陸発注者様式－１７

令和〇〇年〇〇月〇〇日

（受 注 者）殿

 支出負担行為担当官
 北陸地方整備局長 〇〇〇〇

 分任支出負担行為担当官
 北陸地方整備局
 〇〇河川国道事務所長 〇〇〇〇

工事の一時中止に伴う基本計画書の提出について（承諾）

工事名

工事

令和〇〇年〇〇月〇〇日付けで提出された上記工事の基本計画書については、
承諾します。

北陸発注者様式－１８

令和〇〇年〇〇月〇〇日

（受 注 者）殿

 支出負担行為担当官
 北陸地方整備局長 〇〇〇〇

 分任支出負担行為担当官
 北陸地方整備局
 〇〇河川国道事務所長 〇〇〇〇

工事の一時中止に伴う工期短縮計画書について（承諾）

工事名

工事

令和〇〇年〇〇月〇〇日付けで提出された上記工事の工期短縮計画書については、
承諾します。

土木工事設計変更ガイドライン

1	背景・目的	70
2	活用方法	71
3	留意事項	72
1	「設計変更」とは	72
2	変更見込金額が請負代金額の30%を超える場合の対応	73
4	内容	74
1	設計変更が不可能なケース	74
2	設計変更が可能なケース	74
3	設計変更・先行指示にあたっての留意事項	74
4	設計変更が可能な場合の手続き	75
5	設計変更手続きフロー	77
6	一部変更指示について	78
7	関連事項	79
8	設計変更の事例	81

1 背景・目的

- ✓ 土木工事では、個別に設計されたきわめて多岐にわたる目的物を、多種多様な現地の自然条件・環境条件の下で生産されるという特性を有している。
- ✓ 当初発注時に予見できない事態に備え、その**前提条件を明確にして設計変更の円滑化を図る**必要がある。

**発注者（発注時）**

設計積算にあたって、「**土木工事条件明示の手引き（案）**」に基づき、記載されている工事内容に係る項目については、**必ず条件明示するよう徹底**する。

**受注者（工事着手時）**

工事の着手にあたって「**土木工事設計図書の照査ガイドライン（案）**」に基づき、着手時点における疑義を明らかにするとともに、施工中に疑義が生じた場合には、**発注者と「協議」して進める**ことが重要である。

契約図書に明示されている事項

- ◆ 契約図書に**明示されている内容と実際の現場条件が一致しない**
- ◆ 契約書の関連条項に基づき、**設計図書に明示した事項を変更し、併せて金額変更**が必要となる

契約図書の明示が不明瞭な事項

- ◆ 任意仮設等の一式計上されている事項や**設計図書に脱漏又は表示が不明確**
- ◆ **変更対応が問題**となる

- ✓ 発注者と受注者における費用等のとらえ方に相違があり、適正な変更契約や円滑な施工に支障をきたす場合がある。
- ✓ 予め設計変更業務の改善を図るためには、受発注者が設計変更の課題と留意点について十分理解しておく必要がある。

※契約図書とは、契約書及び設計図書をいう。設計図書とは、共通仕様書、特記仕様書、契約図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書、工事数量総括表をいう。



設計変更業務の改善を図るため

「土木工事設計変更ガイドライン」を作成

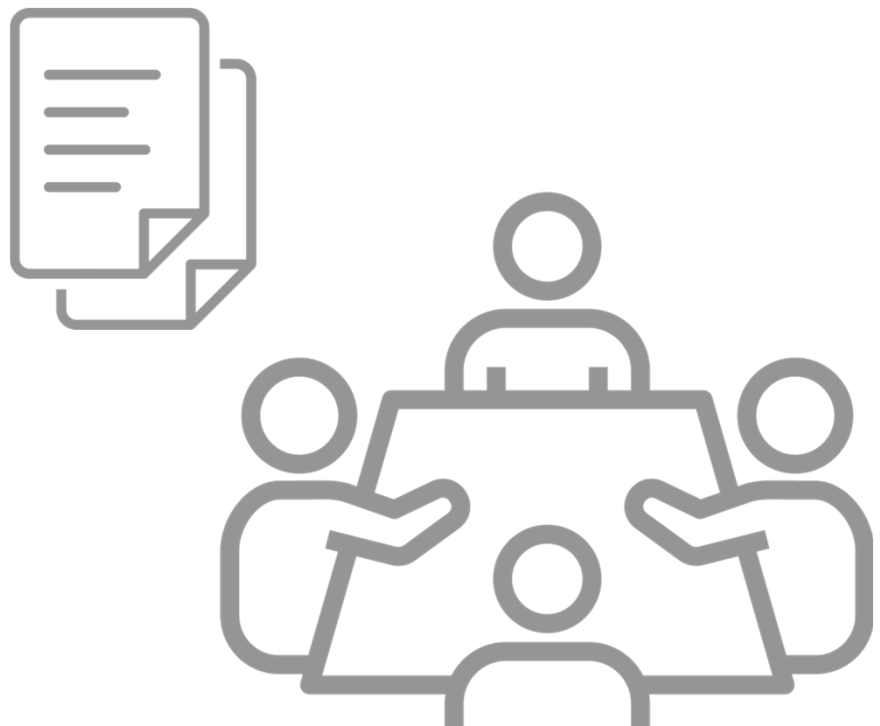
2 活用方法



受発注者共通の活用

- ・設計変更協議や手続き等を円滑に行うための参考資料として活用
- 「設計変更等検討部会」において、設計変更協議を行う際に活用

● : 直轄の取り組み



3 留意事項

1 「設計変更」とは

設計変更とは、

「契約変更の手続きの前に変更の内容をあらかじめ受注者に指示すること」をいう。

「設計変更に伴う契約変更の取扱いについて」（S44.3.31 建設省東地厚発第31号の2）
（定義）

2. 一 設計変更

工事請負契約書第18条及び第19条の規定により図面又は仕様書（金額を記載しない設計書を含む。）を変更することとなる場合において、契約変更の手続きの前に当該変更の内容をあらかじめ請負者に指示することをいう

- **設計変更 = 契約変更ではないので注意**
 - 設計変更に伴う契約変更の手続きは、その必要が生じた都度、遅滞なく行うものとする。
ただし、軽微な設計変更に伴うもの※は、工期の末（国庫債務負担行為に基づく工事にあつては、各会計年度の末及び工期の末）に行なうことをもって足りるものとする
- ※軽微な設計変更に伴うものとは、次に掲げるもの以外のものをいう
- イ 構造、工法、位置、断面等の変更で重要なもの
 - ロ 新工種に係るもの又は単価若しくは一式工事費の変更が予定されるもので、
それぞれの変更見込金額又はこれらの変更見込み金額の合計額が請負代金額の20%を超えるもの

2 変更見込金額が請負代金額の30%を超える場合の対応

変更見込金額（変更累計金額）が請負代金額（当初請負代金額）の30%を超えたことのみをもって設計変更に応じない、もしくは、設計変更に伴って必要と認められる請負代金の額や工期の変更を行わないことはあってはならない。

変更見込金額が請負代金額の30%を超える場合においては、**一体施工の必要性から分離発注できないものについては、適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金額や工期の変更を行う**こととする。

この場合において、特に、指示等で実施が決定し、施工が進められているにも関わらず、**変更見込金額が請負代金額の30%を超えたことのみをもって設計変更及び契約変更に応じない、もしくは、設計変更に伴って必要と認められる請負代金の額や工期の変更を行わないことはあってはならない**

直轄の取り組み

- 令和7年度より、契約変更の手続きの透明性を確保するため、支出負担行為担当官発注工事において、大幅な増額変更等※の契約変更前に必要に応じて受発注者以外の第三者が適正性をチェックし、その意見を反映、公表する試行を実施

※いずれかに該当するもの

- ①工事の区分が追加されるもの（例：トンネル工事に橋台工事を追加）
 - ②工事場所が追加されるもの
 - ③変更見込金額の合計が当初の請負代金額以上となるもの
- 適正性チェックの視点は、「変更理由」及び「工事を追加する場合には既契約の工事内容と分離して施工することが著しく困難であるか否か（一体性）」を確認

4 内容

1 設計変更が不可能なケース

下記のような場合においては、原則として設計変更できない。
(災害時等緊急の場合はこの限りではない)

- 設計図書に条件明示のない事項において、**発注者と「協議」を行わず**受注者が独自に判断して施工を実施した場合
- 発注者と「協議」をしているが、**協議の回答がない時点で施工**を実施した場合
- **「承諾」で施工**した場合
- 工事請負契約書・土木工事共通仕様書（案）に定められている**所定の手続きを経ていない場合**（契約書第18条～25条、共通仕様書1-1-1-16～1-1-1-18）
- **正式な書面によらない事項**(口頭のための指示・協議等)の場合

※「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者と受注者が対等な立場で合議し、結論を得ることをいう。

※「承諾」とは、契約図書で明示した事項について、発注者または受注者が書面により同意すること。

2 設計変更が可能なケース

下記のような場合においては設計変更が可能である。

- 仮設（任意仮設を含む）において、条件明示の有無に係わらず**当初発注時点で予期しえなかった土質条件や地下水位等が現地で確認された場合**（ただし、所定の手続きが必要。）
- 当初発注時点で想定している工事着手時期に、**受注者の責によらず、工事着手出来ない場合**
- **所定の手続き（「協議等」）を行い、発注者の「指示」**によるもの（「協議」の結果として、軽微なものは金額の変更を行わない場合もある）
- 受注者が行うべき**「設計図書の照査」の範囲を超える作業**を実施する場合

3 設計変更・先行指示にあたっての留意事項

- ・ 当初設計の考え方や設計条件を再確認して、設計変更「協議」にあたる
- ・ 当該事業(工事)での変更の必要性を明確にする。（規格の妥当性、変更対応の妥当性(別途発注ではないか)を明確にする。）
- ・ 設計変更に伴う契約変更の手続きは、その必要が生じた都度、遅滞なく行うものとする。

4 設計変更が可能な場合の手続き

（１）設計図書に誤謬又は脱漏がある場合の手続き〔 契約書第18条第1項の二 〕

- 例）・条件明示する必要がある場合にも係わらず、土質に関する一切の条件明示がない場合
・条件明示する必要がある場合にも係わらず、地下水位に関する一切の条件明示がない場合
・条件明示する必要がある場合にも係わらず、交通誘導警備員についての条件明示がない場合

契約書 第18条（条件変更等）第1項二 に基づき、その旨を**直ちに監督職員に通知**



契約書 第18条（条件変更等）第4項、第5項 に基づき、必要があると認められるときは**設計図書の訂正・変更**（当初積算の考え方に基づく条件明示）



契約書 第24条（工期の変更方法）、第25条（請負代金額の変更方法等）に基づき、**「協議」により工期や請負代金額を定める**

（２）設計図書の表示が明確でない場合の手続き〔 契約書第18条第1項の三 〕

- 例）・土質柱状図は明示されているが、地下水位が不明確な場合
・水替工実施の記載はあるが、作業時もしくは常時排水などの運転条件等の明示がない場合

契約書 第18条（条件変更等）第1項三 に基づき、条件明示が不明確な旨を**直ちに監督職員に通知**



契約書 第18条（条件変更等）第4項、第5項 に基づき、必要があると認められるときは**設計図書の訂正・変更**（当初積算の考え方に基づく条件明示）



契約書 第24条（工期の変更方法）、第25条（請負代金額の変更方法等）に基づき、**「協議」により工期や請負代金額を定める**

(3) 設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しない場合の手続き〔関係法令：契約書第18条第1項の四〕

- 例) ・設計図書に明示された土質が現地条件と一致しない場合
・設計図書に明示された地下水位が現地条件と一致しない場合
・設計図書に明示された交通誘導警備員の人数等が規制図と一致しない場合
・前頁の手続きにより行った設計図書の訂正・変更で、現地条件と一致しない場合
・第3者機関等による制約が課せられた場合

契約書 第18条（条件変更等）第1項四に基づき、設計図書の条件明示（当初積算の考え）と現地条件とが一致しないことを**直ちに監督職員に通知**

調査の結果、その事実が確認された場合は契約書 第18条（条件変更等）第4項、第5項に基づき、必要があると認められるときは**設計図書の訂正・変更**

契約書 第24条（工期の変更方法）、第25条（請負代金額の変更方法等）に基づき、**「協議」により工期や請負代金額を定める**

(4) 工事の工期延長等を行った場合

『**工事一時中止等に係るガイドライン**』による（38ページ～）

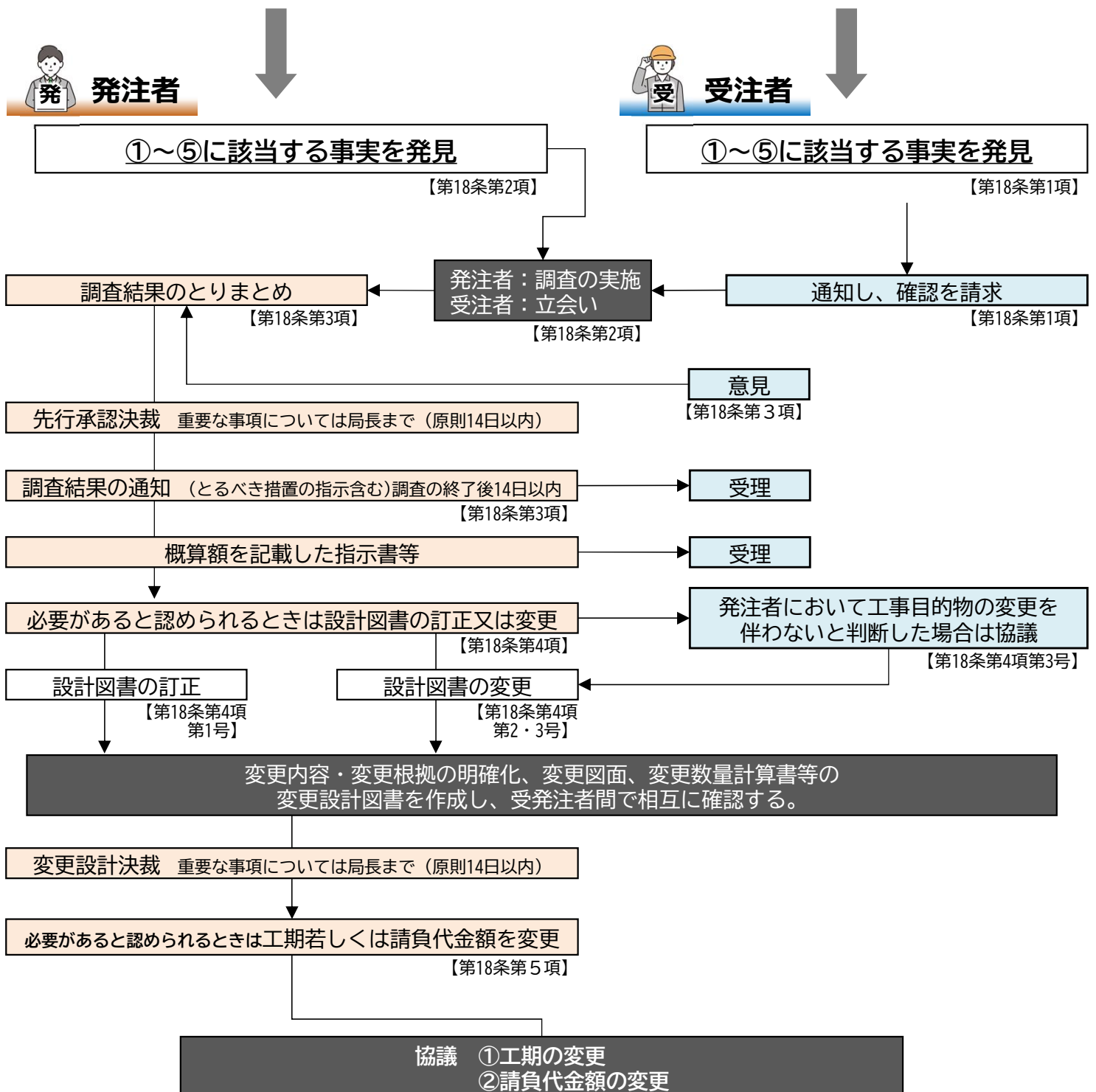
(5) 「設計図書の照査」の範囲を超える場合

『**土木工事設計図書の照査ガイドライン**』による（22ページ～）

5 設計変更手続きフロー

〔関係法令：第18条第1項〕

- ① 契約図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が**一致しない**こと
 ② 設計図書に**誤謬、脱漏**があること
 ③ 設計図書の**表示が明確でない**こと
 ④ 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された**自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しない**こと
 ⑤ 設計図書で明示されていない施工条件について**予期することのできない特別な状態が生じた**こと



〔第24条、第25条〕

6 一部変更指示について

- 工事の施工段階で契約書の「条件変更等」に該当するなどして、その**内容が変更になる場合は速やかに契約変更を行う**こととされている。
- 一方で、**止むをえない事情により契約変更を行うことができない場合は、発注者が受注者に指示書等の書面により指示**するものがある。

直轄の取り組み

- ・受発注者間で認識の共有を図るため、指示書等にその内容に伴う**増減額の概算額を記載し**、指示の内容や概算金額、必要な工期等について**設計変更等検討部会等を活用し、受発注者間で齟齬がないよう努めること**

【概算額記載にあたっての留意事項】

- ・指示書等を発出する際に、**概算金額（直工及び共通仮設費「積上分のみ」）を明示する。**
※変更金額が著しく少額または、既に単価合意済み工種を数量増減する場合は明示しない。
- ・**概算額の明示は、新規の工種・種別・細別とし、土木工事標準積算基準書、見積りの他、類似する他工事の事例や設計業務等の成果、協会資料等を参考に記載することも可とする。**
- ・ここで言う概算額は、受注者の注文書・請書等の作成や発注者の予算管理を行うために記載する「参考額」であり、**留意事項には、「概算金額は、参考値であり契約変更額を拘束するものではない。」と記載する**
- ・概算額（直工ベース）は**百万円単位を基本（百万円以下の場合は十万円単位）とする**
- ・緊急に行う場合や何らかの理由により、概算額の算定に**時間を要する場合は、「後日通知する」ことを添えて指示を行う。**

■ 施工内容の一部変更指示書（様式）

指示書		別紙	
様式-1 請示第 号 平成 年 月 日 受注者 〇〇建設株式会社〇〇支店 代表取締役 ●●●● 殿 (現場代理人経由) 総括監督員 〇〇事務所長 印 施行内容の一部変更指示書 平成 年 月 日契約締結した次の工事について、下記のとおり施行内容の一部を変更されたく指示します。 なお、この施行内容変更に伴う契約変更は、後日協議します。 工事名 〇〇工事 記 変更事項 1. 工事内容 別紙のとおり 2. その他 この施行内容一部変更指示書に伴う工期の延期または短縮については、契約変更時に別途協議する予定		一部指示する場合は、この別紙を参考に使用する。 変更事項 1. 工事内容および概算金額（直工ベース） (1) 〇〇工 (規格等) 〇m 3 〇〇 (百万円) (2) 〇〇工 (規格等) 〇m 2 〇〇 (百万円) (受注者参考見積もりより) (3) 〇〇工 (規格等) 1式 後日別途 (百万円) ※() 書きで記載できる試算根拠は、「受注者参考見積もり」以外にも、「土木工事標準積算基準の類似工種」や「他工事の類似工種」、「設計業務等の成果」、「協会資料等」など、その時点での情報を必要に応じて選択する。 ※指示時に概算金額を示せない場合は、上記1のとおりを「後日別途」と記載する。 ※金額単位は百万円以下の場合は(千円)単位とする。 指示時は上記範囲内を消して使用してください。 2. 留意事項 概算金額は、参考値であり契約変更額を拘束するものではない。	

7 関連事項

■ 指定・任意の正しい運用

指定・任意については、契約書第1条第3項に定められているとおり、適切に扱う必要がある。任意については、その**仮設、施工方法の一切の手段の選択は受注者の責任で行い**、仮設、施工方法に変更があっても**原則として設計変更の対象としない**。ただし、**設計図書に示された施工条件と実際の現場条件が一致しない場合**は変更できる。

	指定	任意
設計図書	施工方法等について 具体的に指定 (契約条件として位置づけ)	施工方法等について 具体的には指定しない (契約条件ではないが、参考図として 標準的工法を示すことがある)
施工方法等の変更	発注者の指示または承諾が必要	受注者の任意 (施工計画書等の修正、提出は必要)
施工方法等の変更がある 場合の設計変更	行う	行わない 不適切 事例①
当初明示した条件の 変更に対応した設計変更	行う	行う 不適切 事例②

任意の趣旨を踏まえ、受発注者ともに適切な対応をするように注意が必要

■ 任意における不適切具体事例①

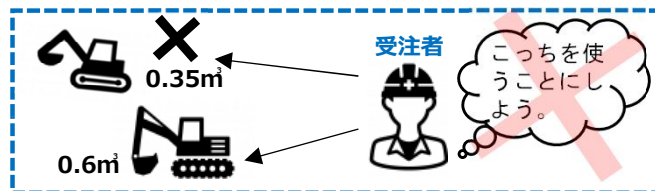
(発注者)

- 受注者が新技術を活用して施工したいと申し出たが、発注者側に活用経験がないため、積算上の工法（標準的な工法）で実施するよう指示した。



(受注者)

- 受注者が任意で標準歩掛における使用機械の機種と異なる規格の機械を使用し、機械経費が標準歩掛と乖離したことから、発注者に対し設計変更の対象とするよう協議した。



■ 任意における不適切具体事例②

(発注者)

- 鋼矢板の施工方法を指定仮設により発注したが、条件明示と異なる地質が確認されたため、受発注者間で協議し、受注者は当初と異なる工法で施工したが、設計変更の対象とらなかった。



(受注者)

- 当初の設計図書において指定された工事用道路の位置や使用期間等の条件について、発注者と協議せず当初の条件明示と異なる内容により施工を行った。



■ 入札・契約時の契約図書等の疑義の解決

契約図書等についての疑義は、各段階で解決しておくことがスムーズな設計変更につながる

入札前

- この工事の入札（又は見積書の提出）に当たっては、一般競争入札の公告（又は見積依頼書）、図面、仕様書、北陸地方整備局競争契約入札心得（又は北陸地方整備局随意契約見積心得）、工事請負契約書案及びこの現場説明書をよく確認の上、入札書（又は見積書）を提出するものとする。

〔 現場説明資料 説明事項 1. 入札（又は見積書の提出）について（1） 〕

- 入札参加者は、契約書案、図面、仕様書等の契約担当官等が示す図書及び現場等を熟覧し、また暴力団排除に関する誓約事項を承諾のうえ、入札しなければならない。この場合において入札関係図書及び現場等について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

〔 競争契約入札心得 第4条（入札等） 〕

契約後

- 総価契約単価合意方式は、工事請負契約における受発注者間の双務性の向上の観点から請負代金額の変更があった場合の金額の算定や部分払金額の算定を行うための単価等をもって協議し、合意しておくことにより、設計変更や部分払いに伴う協議の円滑化を図ることを目的として実施するものである。

〔 総価契約単価合意方式 実施要領 1. 目的及び内容 〕

- 受注者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により、契約書第18条第1項第1号から第5号に係わる設計図書の照査を行い、該当する事項がある場合は、監督職員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。なお、確認できる資料とは、現場地形図、設計図との対比図、取り合い図、施工図等を含むものとする。
- また、受注者は監督職員から更に詳細な説明または書面の追加の要求があった場合は従わなくてはならない。

〔 共通仕様書1-1-1-3 設計図書の照査等 〕

8 設計変更の事例

工事目的物の形状・寸法や仕様の変更

- 用地取得を前提として工事契約した一部分について用地交渉が不調となったため、その区間では設計通りの構造で施工が不可能なことから、用地取得範囲内ですりつけ構造として変更した。

当初設計

- ・工事用地に関する施工条件として用地取得時期を明示
- ・予定どおり処理出来ない場合は、監督職員と協議する。と示されていた。

- ・一部分について用地交渉が不調

設計通りの構造での施工は不可能だなあ。



変更設計

- ・用地取得範囲内ですりつけるよう暫定構造とする。
- ・変更した設計図書に基づき変更設計とする。

ポイント

設計図書を変更する必要がある場合、数量増減に伴う請負代金額の変更を行う。【契約書第19条（設計図書の変更）】

工事目的物の追加

- 埋設管が工事の支障となるため、既設管を一部撤去し、埋設管の切り回し工事を追加した。

当初設計

- ・既設管は、設計図書には示されておらず、その対処方法については監督職員が別途指示する。と示されていた。

- ・埋設管が工事の支障となる

ここに埋設管があるね！



変更設計

- ・既設埋設管を一部撤去し、新規に切り回しする埋設管の位置、規格、数量等を設計図書に明示。
- ・既設埋設管の一部撤去費用と新規切り回し埋設管の敷設費用を計上。

ポイント

工事に影響する可能性が大きいため特記仕様書又は図面には「存在」を記し、設計変更の対象とする可能性を示唆しておき、施工過程での調査内容については速やかに監督員に通知し、その確認を請求すること。【契約書第18条（条件変更等）】

施工数量の増減

- 一部用地において所有者との交渉が難航して、契約工期内に工事が完成出来ない見通しとなり、当該施工箇所の一部工事を取りやめた。

当初設計

- ・工事用地に関する施工条件として用地取得時期が明示されていた。
- ・また、予定どおり処理出来ない場合は、監督職員と協議する。と示されていた。

- ・一部用地において所有者との交渉が難航



変更設計

- ・工事の一時中止を指示し、工期延長を行い、工期延長等に伴う増加費用を計上する。
- その後
- ・用地未取得箇所の工事数量を減じ積算する。

ポイント

設計図書を変更する必要がある場合、数量増減に伴う請負代金額の変更を行う。【契約書第19条（設計図書の変更）】

施工方法等の変更

- 排水基準を満足する水質で排水したところ、渇水のために水質汚濁が危惧されたため、濁水処理設備を追加した。

当初設計

- ・当初設計図書には水質汚濁に関する特別な事項は示されていなかった。

- ・渇水のために水質汚濁が危惧された



変更設計

- ・水質管理に伴う処理剤及び濁水処理設備の機能、稼働時間について明示。
- ・変更積算は濁水処理設備等について計上。

ポイント

本来ならば、濁水処理設備の必要性の有無も含めて受注者が自主的に施工する範囲であるが、渇水という状況下においてその必要性が設計変更等検討部会で認められたもの。

工事の中止

- 用地取得交渉に不測の日数を要したため一時中止し、工期延長を行った。

当初設計

- ・工事用地に関する施工条件として用地取得時期が明示されていた。また、予定通り処理できない場合は、監督職員と協議する。と示されていた。

- ・用地取得交渉に不測の日数を要した



変更設計

- ・工事の一時中止を指示し、工期延長を行い、増加費用を計上。【契約書第20条（工事の中止）】

ポイント

発注者は、施工条件として用地未処理部分がある場合は、処理の見込み時期を明らかにすると共に事実上施工が不可能な時は、時機を逸せず工事の一時中止を速やかに指示する必要がある。

工期の変更

- 予期せぬ河川の増水により護岸基礎の施工ができず、その後の法覆工施工を含めると当初工期内で完了出来ないため、工期延長を行った。

当初設計

- ・当初設計では現況河川の平水位が示されていた。

- ・予期せぬ河川の増水により護岸基礎の施工ができず、その後の法覆工施工を含めると当初工期内で完成出来なかった



変更設計

- ・受注者から河川の増水により施工が不可能である旨を説明（工事期間中の水位観測、天気調査結果、写真、工程表等）。
- ・工期の延長を行い、増加費用を計上。
【契約書第22条（受注者の請求による工期の延長） 第24条（工期の変更方法）】

ポイント

河川の増水が予期できないものか否かの判断がポイント。例年とは異なる水位の状況であり、施工出来ない水位であることを示さなければならない。

工期短縮に伴う変更

- 予期せぬ河川の増水により護岸基礎の施工ができず、その後の法覆工施工を含めると当初工期内で完了できないため、工期延長を行った。

当初設計

- ・当初設計では現況河川の平水位が示されていた。



変更設計

- ・受注者から河川の増水により施工が不可能である旨を説明（工事期間中の水位観測、天気調査結果、写真、工程表等）。
- ・工期の延長を行い、増加費用を計上。【契約書第22条（受注者の請求による工期の延長）第24条（工期の変更）】

- ・予期せぬ河川の増水により護岸基礎の施工ができず、その後の法覆工を含めると当初工期内で完成できなくなった。



ポイント

河川の増水が良きできないものか否かの判断がポイント。例年とは異なる推移の状況であり、施工できない水位であることを示さなければならない。

■ 工事一時中止等に係るガイドライン（案）事例集

北陸地方において実際に発注された工事の一時中止事例を集めたもの



北陸地方整備局ホームページに掲載

(https://www.hrr.mlit.go.jp/gijyutu/4tenset/R0404_4tenset-stop_jirei.pdf)

■ 土木工事設計変更ガイドライン（案）事例集

北陸地方において実際に発注された工事の設計変更となった事例、及びならなかった事例を集めたもの



北陸地方整備局ホームページに掲載

(https://www.hrr.mlit.go.jp/gijyutu/4tenset/h3104_4tenset-henkou_jirei.pdf)

VI 受発注者間のコミュニケーション

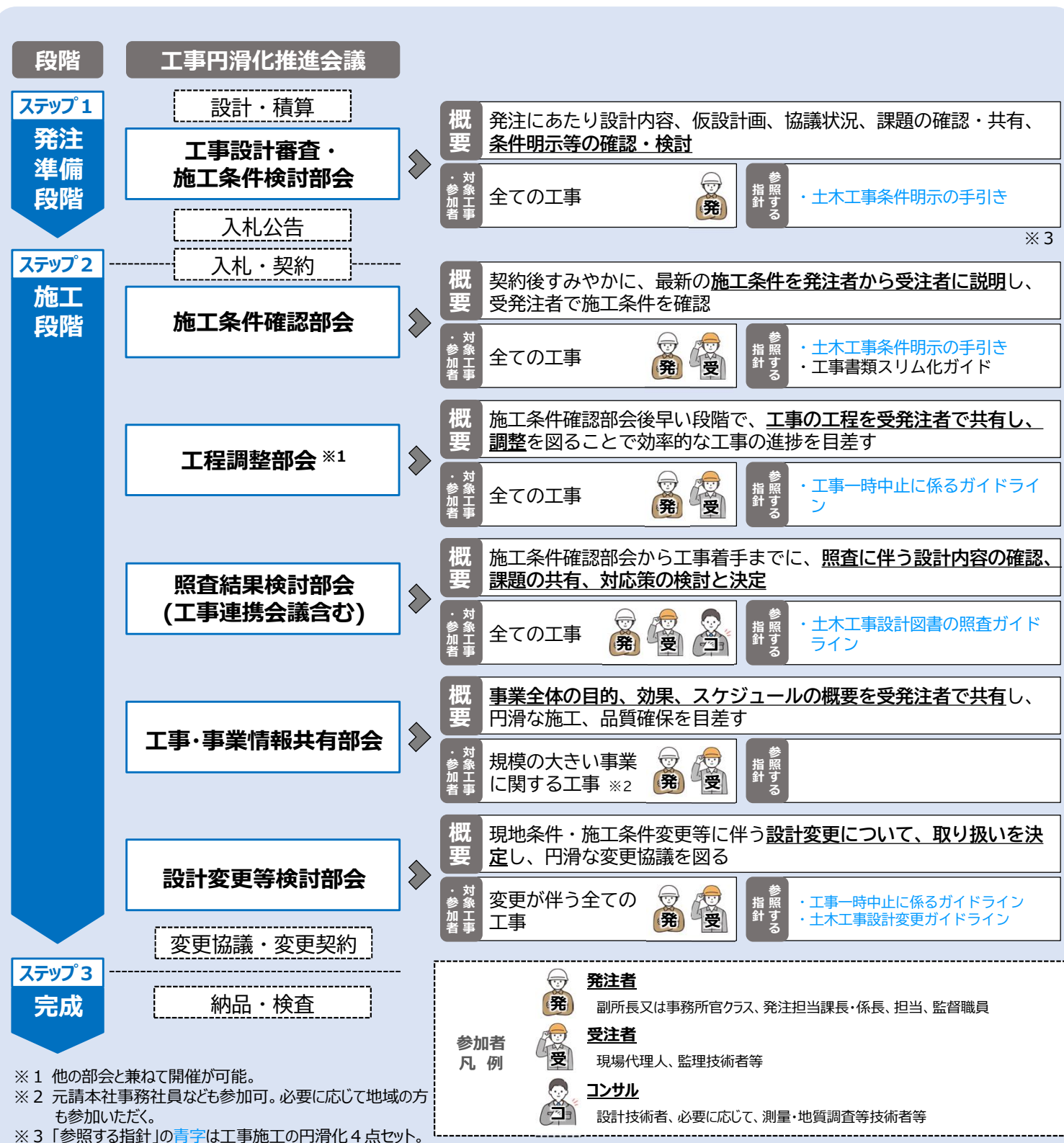
1	工事円滑化推進会議	85
①	工事円滑化推進会議の全体像	85
②	工事円滑化推進会議の取り組み状況	86
③	工事円滑化推進会議の開催要否確認チェックシート	87
2	ワンデーレスポンス	88
3	ウィークリースタンス	89
4	良くわかる〇〇シリーズ	90
5	工事書類スリム化ガイド	91

VI 受発注者間のコミュニケーション

1 工事円滑化推進会議

直轄の取り組み

1 工事円滑化推進会議の全体像



(「良くなる工事円滑化推進会議」(P2) 図-1 工事円滑化推進会議の全体像を加工)

※詳細は、「良くなる工事円滑化推進会議」「良くなる工事連携会議」を参照

VI 受発注者間のコミュニケーション

2 工事円滑化推進会議の取り組み状況

工事円滑化 推進会議	取り組み状況	
工事設計審査・施工条件検討部会		原則、全ての工事で実施
施工条件確認部会		
工程調整部会		
照査結果検討部会 (工事連携会議を含む)	※工事連携会議は平成16年から設置	
工事・事業情報共有部会		
設計変更等検討部会		

VI 受発注者間のコミュニケーション

3 工事円滑化推進会議の開催要否確認チェックシート

- ・工事円滑化推進会議開催時に、「開催要否確認チェックシート」により受発注者間で開催状況を確認し、ASPなどを活用し、チェックシートを受発注者間で共有すること
- ・特に、最終の設計変更等検討部会が終了した時（工事完成時等）は、最終版チェックシートを確実に受発注者間で共有すること

2406Ver

工事円滑化推進会議の開催要否確認チェックシート

工事名	R5〇〇道路改良工事		
工 期	(当初)	R〇.〇.〇 ~ R〇.〇.〇	事務所
	(変更)	R〇.〇.〇 ~ R〇.〇.〇	受注者
			〇〇事務所 (株)〇〇建設
1. 工事設計審査・施工条件検討部会【ステップ1】			発注者のみ
実施時期：工事公告前			開催必須
☐ 開催 ☐ 未開催 ☒ 開催予定			
実施日	令和〇年〇月〇日(〇)	未開催の理由	☐ 出席者の時間が確保出来ない ☐ その他
参加者 (発注者)	☐ 副所長 ☐ 官クラス ☐ 監督職員 ☐ 担当課長 ☐ 担当係長ほか	その他の理由：	
協議内容	☐ 設計内容の確認 ☐ 地形地質状況の確認 ☐ 用地取得状況の確認 ☐ 協議関係の確認 ☐ 仮設計画の確認・検討 ☐ 条件明示の確認・検討 ☐ その他		
2. 施工条件確認部会【ステップ2】			受注者・発注者
実施時期：契約後すみやかに実施(概ね2週間以内)			開催必須(発注者から開催を連絡)
☐ 開催 ☐ 未開催 ☒ 開催予定			開催の連絡 ☐ 発注者から開催を連絡 ☐ 受注者から開催の要請あり
実施日	令和〇年〇月〇日(〇)	未開催の理由	☐ 受注者の都合により開催を見送った ☐ その他
参加者 (発注者)	☐ 副所長 ☐ 官クラス ☐ 監督職員 ☐ 担当課長 ☐ 担当係長ほか	その他の理由：	
協議内容	☐ 設計内容の確認 ☐ 地形地質状況の確認 ☐ 用地取得状況の確認 ☐ 協議関係の確認 ☐ 仮設計画の確認 ☐ 条件明示の確認 ☐ 地元対応 ☐ 環境配慮事項 ☐ その他		
3. 工程調整部会【ステップ2～3】			受注者・発注者
実施時期：施工条件確認部会後(随時)			開催必須(受注者の希望による※発注者から確認)
☐ 開催 ☐ 未開催 ☒ 開催予定			開催の連絡 ☐ 発注者から開催を連絡 ☐ 受注者から開催の要請あり
実施日	令和〇年〇月〇日(〇)	未開催の理由	☐ 受注者が開催を希望しなかった ☐ その他
参加者 (発注者)	☐ 副所長 ☐ 官クラス ☐ 監督職員 ☐ 担当課長 ☐ 担当係長ほか	その他の理由：	
協議内容	☐ クリティカルパス ☐ 工事進捗状況 ☐ 工事工程に影響を及ぼす事象とその対応について ☐ 今後の工事工程 ☐ その他		
4. 照査結果検討部会(=工事連携会議)【ステップ2】			受注者・発注者・設計(調査)者
実施時期：契約後～工事着手まで			必要に応じて開催
☐ 開催 ☐ 未開催 ☒ 開催予定			開催の発議 ☐ 受注者からの発議 ☐ 発注者からの発議
実施日	令和〇年〇月〇日(〇)	未開催の理由	☐ 受注者が開催を希望しなかった ☐ その他
参加者 (発注者)	☐ 副所長 ☐ 官クラス ☐ 監督職員 ☐ 担当課長 ☐ 担当係長ほか	その他の理由：	
協議内容	☐ 受注者による照査事項の確認、その扱い ☐ 設計内容(条件明示含む)と課題の共有 ☐ 対応策の決定 ☐ 変更の取り扱い ☐ その他		
5. 工事・事業情報共有部会【ステップ2】			受注者・発注者
実施時期：照査結果検討部会の前後(同時可)			規模の大きい事業の工事を対象
☐ 開催 ☐ 未開催 ☒ 開催予定			開催の発議 ☐ 受注者からの発議 ☐ 発注者からの発議 ☐ 受発注者間で協議し未開催を決定
実施日	令和〇年〇月〇日(〇)	未開催の理由	☐ 大規模事業に該当しない(そくわない) ☐ その他
参加者 (発注者)	☐ 副所長 ☐ 官クラス ☐ 監督職員 ☐ 担当課長 ☐ 担当係長ほか	その他の理由：	
協議内容	発注者 ☐ 当該工事を含む事業全体の目的や内容 ☐ 効果(ストック効果) ☐ その他 受注者 ☐ 工事の詳細工程 ☐ その他		
6. 設計変更等検討部会【ステップ3】			受注者・発注者
実施時期：契約変更前			必要に応じて開催(複数回開催可)
☐ 開催 ☐ 未開催 ☒ 開催予定			開催の発議 ☐ 受注者からの発議 ☐ 発注者からの発議
実施日	令和〇年〇月〇日(〇)	未開催の理由	☐ 受注者が開催を希望しなかった ☐ 他の会議等で代替 ☐ その他
参加者 (発注者)	☐ 副所長 ☐ 官クラス ☐ 監督職員 ☐ 担当課長 ☐ 担当係長ほか	その他の理由：	
協議内容	☐ 設計条件・施工条件変更等に伴う変更処理の解決 ☐ 受発注者で大きな乖離が生じている変更課題の解決 ☐ その他、発注者または受注者の申し出による課題事項の解決		

注)「良くなる工事円滑化推進会議」や工事施工の円滑化4点セットを良く確認すること

注)記載にあたっては、別添の「運用にあたっての留意点」を良く確認すること

VI 受発注者間のコミュニケーション

2 ワンデーレスポンス〔土木工事共通仕様書1-1-1-4〕

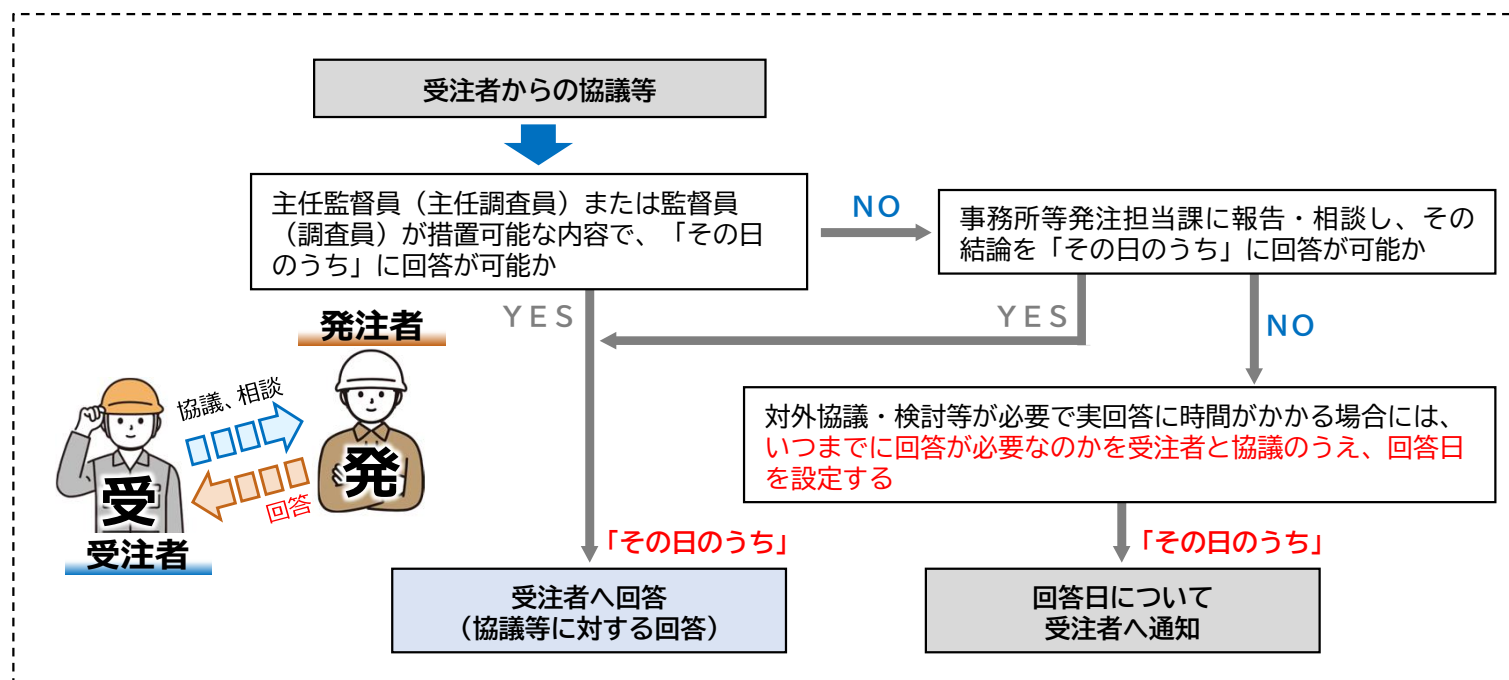
直轄の取り組み

監督職員及び受注者は、「ワンデーレスポンス」に努める。

ワンデーレスポンスとは、**受注者からの質問・協議等に対して、1日あるいは適切な期限までに回答すること**をいう。

- **全ての工事を対象**とする。
- 受注者からの質問、協議等への回答は、「その日のうちに」指示、通知等を行うことを原則とする。ワンデーレスポンスは、**全て1日で回答しなければならないというものではなく、即日回答よりも回答内容の確実性を重視することとし、回答にあたっては、組織的に迅速に対応するものとする。**
- 即日回答が困難な場合は、受注者に優先順位や重要度、いつまでに回答が必要なのかなどを確認した上で、適切な時期に「回答期限」を設定し、通知すること（必要に応じて一時中止を指示する）。なお、確実な回答を行うこととし、協議打合せ簿を受理しないといったことがあってはならない。
- 受注者からの的確な状況の資料等により報告を早期に受けることが前提となるため、受注者に対しても「ワンデーレスポンス」の意義と目的を周知する。

■ ワンデーレスポンスのフロー



VI 受発注者間のコミュニケーション

3 ウィークリースタンス〔土木工事共通仕様書1-1-1-5〕

直轄の取り組み

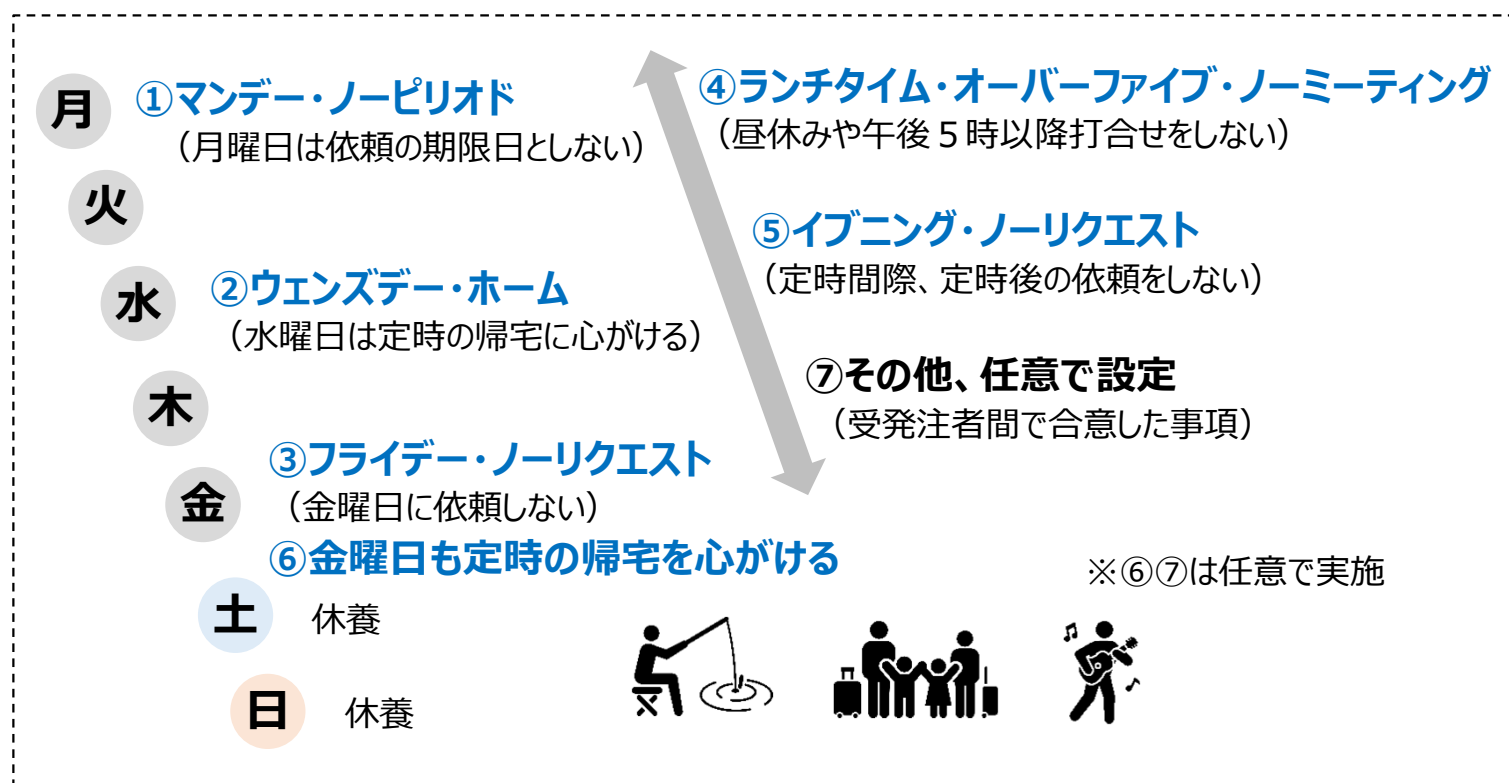
監督職員及び受注者は、「ウィークリースタンス」の実施に努める。

ウィークリースタンスとは、労働環境を改善し、円滑な実施と品質向上に努めることを目的に、受発注者間で確認・共有した取組の総称をいう。

- 全ての工事を対象とする。※
- 施工条件確認部会等において、受発注者間で取組内容を定めるものとし、確認及び状況報告等は、工程表及びASPを活用する。
- 災害対応等の業務遂行上緊急の事態が発生した場合には、受発注者間で対応について協議するものとする。

※測量、地質、コンサルタント業務においても、ウィークリースタンスに取り組んでいることから、図面作成等を設計コンサルタントに依頼する場合は業務におけるウィークリースタンスも考慮すること

■ウィークリースタンスの取り組み内容



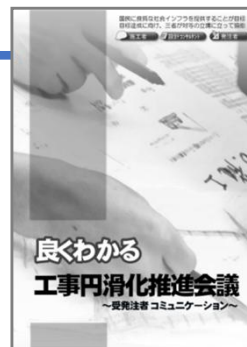
VI 受発注者間のコミュニケーション

4 良くわかる〇〇シリーズ

工事の施工に係る受注者・発注者間のコミュニケーション向上の仕組みや設計業務等の品質確保の取り組みについて、その内容、進め方等について詳しく解説した手引き書を作成

■『良くわかる工事円滑化推進会議』（工事関係）

受注者、発注者における工事施工の打合せ、協議等のコミュニケーションに関する進め方をシステムとして捉えた仕組み「工事円滑化推進会議」について、会議の目的、定義、内容、進め方等について詳しく解説



■『良くわかる設計と工事の図面』（工事関係）

図面の取り扱いについて、発注者（設計業務と工事がある）、設計者（コンサルタント）、施工者（建設業）の三者において、図面の種類ではなく、図面の取り扱いに関して、その名称、作成主体、位置づけ等について詳しく解説



■『良くわかる工事連携会議』（工事関係）

工事の発注者、設計者（コンサルタント）、施工者（建設業）が一堂に会し、設計意図等の施工段階への継承と反映、3者の責任の範囲と明確化、工事施工段階における条件変更時の対応等について調整する「工事連携会議」の目的、定義、内容、進め方等について詳しく解説



■『良くわかる設計業務等の品質確保』（設計業務等関係）

設計業務等の品質確保に関する取り組みを受・発注者の責任を明確にし、わかりやすくとりまとめ、詳しく解説



■ 良くわかる〇〇シリーズ

北陸地方整備局 よくわかる〇〇シリーズ

検索

北陸地方整備局ホームページに掲載

(<https://www.hrr.mlit.go.jp/gijyutu/kijyun.html>)



VI 受発注者間のコミュニケーション

5 工事書類スリム化ガイド

建設現場における生産性向上・働き方改革の実現に向けて、工事書類のスリム化や受注者・発注者間における役割分担の明確化等、現場技術者の負担を軽減するための観点を示すとともに、具体的な取組み事例を紹介する「工事書類スリム化ガイド」を作成

令和8年3月改訂

現場技術者の負担軽減を図るための取組み

[5つの要点]

第2版

工事書類スリム化ガイド

～ 現場技術者の負担軽減のために ～

5つの要点

Main Points

役割分担と責任

円滑化

削減と簡素化

ペーパーレス化

令和8年3月

北陸地方整備局 企画部
技術管理課



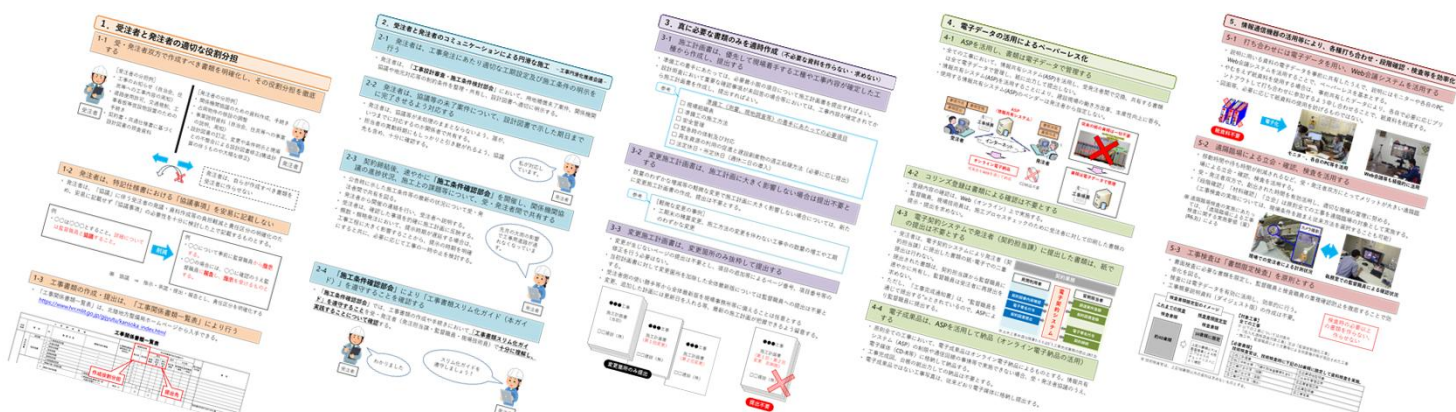
1. 受注者と発注者の適切な役割分担

2. 受注者と発注者のコミュニケーションによる円滑な施工

3. 真に必要な書類のみを適時作成

4. 電子データの活用によるペーパーレス化

5. 情報通信機器の活用等により、各種打ち合わせ・段階確認・検査等を効率化



■ 工事書類スリム化ガイド

北陸地方整備局 工事書類スリム化ガイド

検索

北陸地方整備局ホームページに掲載

(<https://www.hrr.mlit.go.jp/gijyutu/kansoka/slimukaguideR8.3.pdf>)



VII 參考資料

1	公共工事標準請負契約約款	93
---	--------------------	----

1 公共工事標準請負契約約款

（総則）

- 第一条 発注者及び受注者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約書記載の工事を契約書記載の工期内に完成し、工事目的物を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その請負代金を支払うものとする。
- 3 仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（以下「施工方法等」という。）については、この約款及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。
- 4 <以降省略>

（工事用地の確保等）

- 第十六条 発注者は、工事用地その他設計図書において定められた工事の施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）を受注者が工事の施工上必要とする日（設計図書に特別の定めがあるときは、その定められた日）までに確保しなければならない。
- 2 受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 3 工事の完成、設計図書の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 4 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 5 第三項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定める。

（条件変更等）

- 第十八条 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。
- 一 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
 - 二 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
 - 三 設計図書の表示が明確でないこと。
 - 四 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
 - 五 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 2 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。
- 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後〇日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
- 4 前項の調査の結果において第一項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。
- 一 第一項第一号から第三号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるもの 発注者が行う。
 - 二 第一項第四号又は第五号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの 発注者が行う。
 - 三 第一項第四号又は第五号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの 発注者と受注者とが協議して発注者が行う。
- 5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（設計図書の変更）

- 第十九条 発注者は、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（工事の中止）

第二十条 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であって受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。
- 3 発注者は、前二項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（受注者の請求による工期の延長）

第二十二条 受注者は、天候の不良、第二条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。発注者は、その工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（発注者の請求による工期の短縮等）

第二十三条 発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に請求することができる。

- 2 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（工期の変更方法）

第二十四条 工期の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から〇日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が工期の変更事由が生じた日（第二十二条の場合にあっては発注者が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては受注者が工期変更の請求を受けた日）から〇日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- 3 発注者は、第一項の協議に当たっては、受注者からの意見の趣旨をできる限り勘案し十分な協議を行うように留意するとともに、受注者との間で協議が整わなかったこと又は当該協議に関して受注者が第五十九条に規定するあつせん若しくは調停を請求したこと又は第六十条に規定する仲裁を申請したことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。

（請負代金額の変更方法等）

第二十五条 請負代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から〇日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から〇日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- 3 発注者は、第一項の協議に当たっては、受注者からの意見の趣旨をできる限り勘案し十分な協議を行うように留意するとともに、受注者との間で協議が整わなかったこと又は当該協議に関して受注者が第五十九条に規定するあつせん若しくは調停を請求したこと又は第六十条に規定する仲裁を申請したことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。
- 4 この約款の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

（受注者の催告による解除権）

第五十一条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（受注者の催告によらない解除権）

第五十二条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- 一 第十九条の規定により設計図書を変更したため請負代金額が三分の二以上減少したとき。二 第二十条の規定による工事の施工の中止期間が工期の十分の〇（工期の十分の〇が〇月を超えるときは、〇月）を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後〇月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

ご意見・ご要望・お問合せ先

国土交通省 北陸地方整備局 技術管理課
kikaku-gikan02@hrr.milt.go.jp

工事書類スリム化ガイド

～ 現場技術者の負担軽減のために ～

第2版

5つの要点

Main Points

役割分担
と責任

円滑化

情報通信
機器の活用

削減と
簡素化

ペーパー
レス化

初版と第2版の主な変更点

章	主な変更内容	主な変更項目				
		 ：新規項目				
1. 受注者と発注者の適切な役割分担	受発注者の責任区分を明確化	1-1	1-2	1-5	1-6	1-7
2. 受注者と発注者のコミュニケーションによる円滑な施工	工事円滑化推進会議を再整理	2-3	2-4	2-8		
3. 真に必要な書類のみを適時作成	書類削減・簡素化を拡充	3-3	3-4	 3-5	 3-7	3-9
		3-10	3-11	3-13	3-17	3-19
		 3-20	 3-22			
4. 電子データの活用によるペーパーレス化	ASP活用によるペーパーレス推進	4-1				
5. 情報通信機器の活用等により、各種打ち合わせ・段階確認・検査等を効率化	Web会議・遠隔臨場・書類限定検査を推進	5-1	5-2	5-3		

次頁以降、主な変更点を  で示します。

本ガイドの目的、狙い

公共工事の施工にあたっては、過去からの時々々の要請や多様化するニーズに応じて様々な書類の作成や手続きが求められてきました。その中には慣行として行われているものも多く、現場の技術者等がその対応に追われているといった状況がうかがえます。

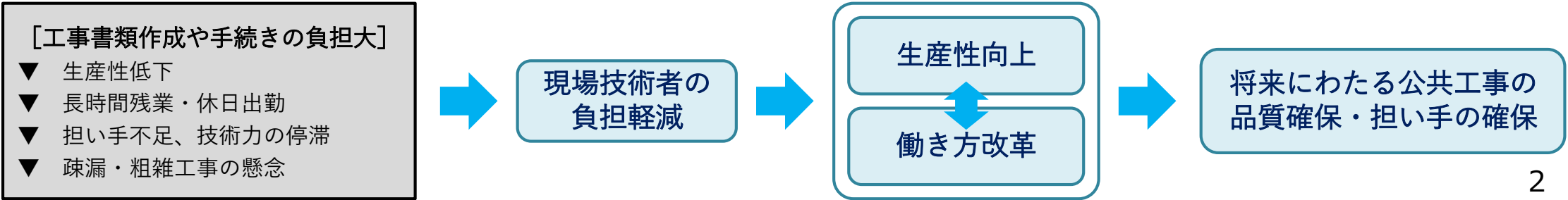
時間外労働の削減や休日の確保等の働き方改革は、現在の建設業従事者の就業環境改善のみならず、将来にわたる社会資本整備の担い手確保のためにも喫緊の課題となっています。

また、技術者に余裕が無く疲弊した状況は、デジタル技術のさらなる活用等、各現場において技術力向上を目指す取組みの妨げともなります。

このガイドは、建設現場における生産性向上・働き方改革の実現に向けて、工事書類のスリム化や受注者・発注者間における役割分担の明確化等、現場技術者の負担を軽減するための観点を示すとともに、具体的な取組み事例を紹介するものです。

ガイドでは、受発注者の役割を明確にし双方の負担軽減を目的としていますが、現場によっては、記載の内容が必ずしも負担の軽減に繋がらないこともあることから、受発注者において、合理的な工夫による対応を期待します。

受・発注者双方で本ガイドを十分に理解し、実践することが重要となります。



1. 受注者と発注者の適切な役割分担

P4～

2. 受注者と発注者のコミュニケーションによる円滑な施工

P12～

3. 真に必要な書類のみを適時作成

P20～

4. 電子データの活用によるペーパーレス化

P40～

5. 情報通信機器の活用等により、各種打ち合わせ・段階確認・検査等を効率化

P43～

1. 受注者と発注者の適切な役割分担

1-1 受・発注者双方で作成すべき書類を明確化し、その役割分担を徹底する



受注者

[受注者の分担例]

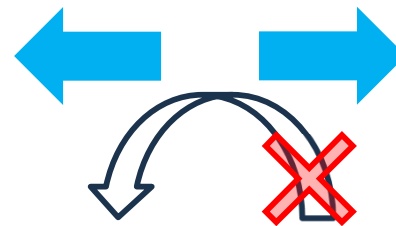
- ・ 工事のお知らせ（自治会、住民等への工事内容の周知）
- ・ 道路使用許可、交通規制、工事看板等仮設物設置のための手続き
- ・ 契約書・共通仕様書に基づく設計図書の照査資料

[発注者の分担例]

- ・ 関係機関協議のための資料作成、手続き
- ・ 占用物件の移設の調整
- ・ 事業説明資料（自治会、住民等への事業の説明、周知）
- ・ 設計図書の訂正、変更や条件明示と現場との不整合による設計図書修正（構造計算の伴うものや大幅な修正）



発注者



発注者は、自らが作成すべき書類を受注者に作らせない

1. 受注者と発注者の適切な役割分担

1-2 発注者は、特記仕様書における「協議事項」を安易に記載しない

- 発注者は、「協議」に伴う受注者の発議・資料作成等の負担軽減と責任区分の明確化のため、安易に記載せず「協議事項」の必要性を十分に検討した上で記載するものとする。

例

- 〇〇は〇〇〇とすること。詳細については監督職員と協議すること。

削減

例

- 〇〇について事前に監督職員から指示する。
- 〇〇の場合には、〇〇に確認のうえ監督職員に報告し、指示を受けるものとする。

※ 協議 ⇒ 指示・承諾・提出・報告とし、責任区分を明確化する

1. 受注者と発注者の適切な役割分担

1-3 工事書類の作成・提出は、「工事関係書類一覧表」により行う

- 「工事関係書類一覧表」は、北陸地方整備局ホームページから入手できる。

https://www.hrr.mlit.go.jp/gijyutu/kansoka_index.html

工事関係書類一覧表

工 事 関 係 書 類					工事関係書類の 標準様式(案) (様式No)	書類作成者		受注者書類作成の位置付け					電子納品 の対象	備 考	
作成 時期	種 別	No.	書 類 名 称	書類作成の根拠		発注者	受注者	提出			提示	その他			
								監督 職員	契約 担当 課	発注 担当 課	受注者 保管	監督職員 へ連絡			監督職員 へ納品
	契約 図書	契約書	1	工事請負契約書	—	○	○								
		設計図書	2	共通仕様書	—	○									
			3	特記仕様書	—	○									
			4	契約図面	—	○									
			5	現場説明書	—	○									
			6	質問回答書	—	○									
			7	工事数量総括表	—	○									
		8	現場代理人等通知書	工事			○		○						
		9	請負代金内訳書	工事請負契約書第3条1項 共通仕様書3-1-1-1	様式-2			○		○					契約書を作成する全ての工事

作成役割分担

提出先

1. 受注者と発注者の適切な役割分担

1-4 図面の種類、作成者、責任区分は下表による

- 「良くわかる設計と工事の図面」にて、「工事の施工に係る図面の分類と定義」「図面作成にあたっての留意点」「図面作成の流れ」「図面の種類と責任区分」等について解説している。



		設計者		発注者		施工者	
		作成	責任	作成	責任	作成	責任
設計図	設計	○			○		
	工事 (当初設計図)			設計図 を分類	○		
参考図				設計図 を分類	○		
変更設計図 (変更比較図を含む)				○	○		
施工図						○	○
完成図						○	○

1. 受注者と発注者の適切な役割分担

1-5 受注者が行った照査の結果により生じた設計図書の見直し修正、追加調査等は、発注者の責任で実施する



発注者

【発注者が対応すること】

[事例]

- ・ 現地測量により、新たな横断図の作成、又は縦断計画の見直しを伴う横断図の再作成が必要となるもの。
- ・ 構造計算書の計算結果が設計図と違う場合の再計算及び図面作成が必要となるもの。
- ・ 概略発注工事における構造計算及び図面作成
- ・ 新たに必要となる地質調査などの追加調査 ほか



受注者

【受注者が対応すること】

[事例]

- ・ 照査結果を説明するための資料作成
(現地地形図、設計図書との対比図、取り合い図、施工図等)

詳細は、「土木工事設計図書の照査ガイドライン」、「土木工事設計変更ガイドライン」「良くわかる設計と工事の図面」を参照のこと

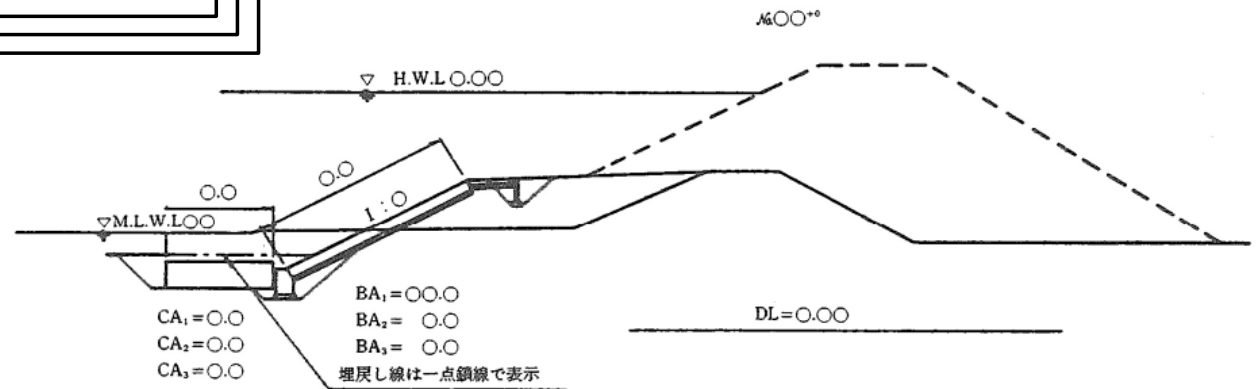
1. 受注者と発注者の適切な役割分担

1-6 概略発注等における測量・地質調査、詳細設計、数量計算、施工計画検討は、発注者が行う

- 発注者は、概略発注工事・概数発注工事において、設計や工事内容を確定させるために必要となる調査、設計、数量計算、施工計画検討は自ら行い、速やかな契約変更を実施する。
- 発注者が発議する資料は、発注者の責任により作成する。

工事打合せ簿	
発議者	☒ 発注者 ☐ 受注者 発議年月日 令和●●年●●月●●日
発議事項	☒ 指示 ☐ 協議 ☐ 通知 ☐ 承諾 ☐ 報告 ☐ 提出 ☐ その他
工事名	●●●工事
●●工について、添付図面のとおり指示します。	
添付図 案、その他添付図書	
処理 ・ 回答	発注者 上記について ☒ 指示 ☐ 承諾 ☐ 協議 ☐ 提出 ☐ 受理 します。 ☐ その他 年月日:
	受注者 上記について ☐ 承諾 ☐ 協議 ☐ 提出 ☐ 報告 ☐ 受理 します。 ☐ その他 年月日:

図面
数量計算
追加調査
構造再計算



1. 受注者と発注者の適切な役割分担

1-7 一部変更指示や変更契約に必要な図面、数量計算書の作成は、発注者が行う

- ・ 発注者は、当初設計に入っていない工種や大幅に設計図書の変更を行う場合、図面及び数量計算書の作成を行う。
 - ・ 受注者は、現地地形や既設構造物との取り合いなど、施工図等に基づいた設計寸法、数量の確認を行う。（※設計図書の変更が必要となる場合は、監督職員にその事実が確認できる資料を提出し確認を求める。）
 - ・ 施工完了時の出来形数量については、共通仕様書に基づき、受注者が作成する。
- ※ 一部変更指示や変更契約に必要な図面、数量計算書の作成は原則発注者が行うが、発注者からの協議により受注者が当該業務を行うことについて合意した場合には、受注者が対応することができるものとし、その作成に要する費用は発注者が負担する。

1. 受注者と発注者の適切な役割分担

1-8 現場技術員は、担当する業務の履行について監督職員に説明する資料は自ら作成する

参考

現場技術員の業務内容 [工事監督支援業務共通仕様書一部抜粋]

- ・ 業務対象工事の契約の履行に必要な資料作成等
- ・ 業務対象工事の施工状況の照合等
- ・ 地元及び関係機関との協議・調整に必要な資料の作成
- ・ 工事検査等への臨場
- ・ その他（災害発生時の情報収集等）

2. 受注者と発注者のコミュニケーションによる円滑な施工

「工事円滑化推進会議」とは、工事施工の円滑化4点セットを活用しつつ、施工段階に応じて関係者が一堂に会して各部会を開催し、課題の共有や解決を図る取り組み



2. 受注者と発注者のコミュニケーションによる円滑な施工

2-1 発注者は、工事発注にあたり適切な工期設定及び施工条件の明示を行う

- ・ 発注者は、「工事設計審査・施工条件検討部会」において、用地補償未了案件、関係機関協議や地元対応等の制約条件を整理・共有し、設計図書へ適切に明示する。

2-2 発注者は、協議等の未了案件について、設計図書で示した期日までに完了させるよう対応する

- ・ 発注者は、協議等が未処理のままとならないよう、誰が、いつまでに対応するのか関係者で共有する。
- ・ 担当者の異動時期にもしっかりと引き継がれるよう、協議先も含め、十分に確認する。

私に対応しています。



発注者

2. 受注者と発注者のコミュニケーションによる円滑な施工

2-3 契約締結後、速やかに「施工条件確認部会」を開催し、関係機関協議の進捗状況、施工上の課題等について、受・発注者間で共有する

- ・ 公告時に示した施工条件等の最新の状況について受・発注者間で共有を図る。
- ・ 発注者から開催の連絡を行い、受注者へ説明する。
- ・ 受注者は、確認した事項を的確に施工計画に反映する。
- ・ 概数・概略発注において、提示時期が遅延する場合は、工事工程に大きく影響することから、提示の時期を明確にすると共に、必要に応じて工事の一時中止を検討する。

先月の大雨の影響で工事用道路が通れなくなっています。



発注者

2-4 「施工条件確認部会」により「工事書類スリム化ガイド（本ガイド）」を遵守することを確認する

- ・ 「施工条件確認部会」では、工事書類の作成や手続きにおいて「工事書類スリム化ガイド」を遵守することを受・発注者（発注担当課・監督職員・現場技術員）で十分に理解し、実践することについて確認する。



受注者

スリム化ガイドを遵守しましょう！

わかりました



発注者

2. 受注者と発注者のコミュニケーションによる円滑な施工

2-5 工事の「一時中止」を適切に行う

- ・ 受注者の手待ちや手戻り等が生じないように、「工程調整部会」で工程計画及び施工上の課題等を共有する。
- ・ 発注者は、受注者の責めに帰することができない事由（関係機関協議の未了が原因となる場合を含む）においては、その影響範囲等に応じ、施工内容の全部または一部の「一時中止」を通知する。
- ・ 工程上クリティカルパスではない工種においても、「一時中止」の通知は必要とする。

参考

契約書第二十条において、受注者の責によらず工事の施工ができないと認められるとき、発注者は直ちに工事の中止を通知する義務が規定されている。



受注者

〇〇工の施工について、一時中止を掛けてください。

〇〇工施工に必要な支障移転の関係機関協議が遅れています。



発注者

2. 受注者と発注者のコミュニケーションによる円滑な施工

2-6 前工事の施工の遅れにより、後工事で着手待ちが生じる場合、発注者が主体となって調整する

- ・ 工程が連続または重複する工事については、発注者が主体となり、それぞれの受注者と「**工程調整部会**」を開催し、工程の見通しや課題等の共有に努める。
- ・ 発注者は、後工事や隣接工事の受注者に手待ち等が生じる場合は、工事の一時中止や工期延伸等の措置を適切に講じる。



受注者①

関係機関協議に伴い、着手が2ヶ月遅れた影響で、指定部分の完成も2ヶ月遅れる見込みです。



受注者②

いつ頃になれば着手が可能なのでしょうか。
それまで一時中止を掛けてください。

前工事の遅れに伴い、後工事では一時中止を通知します。



発注者

2. 受注者と発注者のコミュニケーションによる円滑な施工

2-7 発注者は、「照査結果検討部会」により確認を求められた照査項目は速やかに確認・回答を行う

- ・ 発注者は、受注者が滞りなく施工計画を確定し、本格的な現場着手が可能となるよう、照査により確認を求められた事項に対して、回答を先送りせず、速やかに確認・回答する。

設計コンサルに
確認を指示しま
した。回答は○
日の予定です。



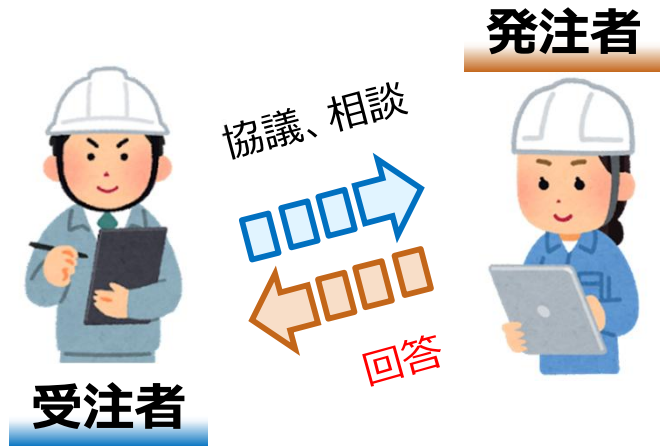
発注者

2. 受注者と発注者のコミュニケーションによる円滑な施工

2-8 発注者は、「ワンデーレスポンス」を実施する

- ・ 受注者からの協議、相談は「その日のうち」に回答する。
- ・ 確認や検討が必要で「その日のうち」の回答が困難な場合は「回答日」を通知する。

※ 発注者からの回答待ちで施工が止まると、費用が発生する場合がありますので、速やかな回答を心がける。



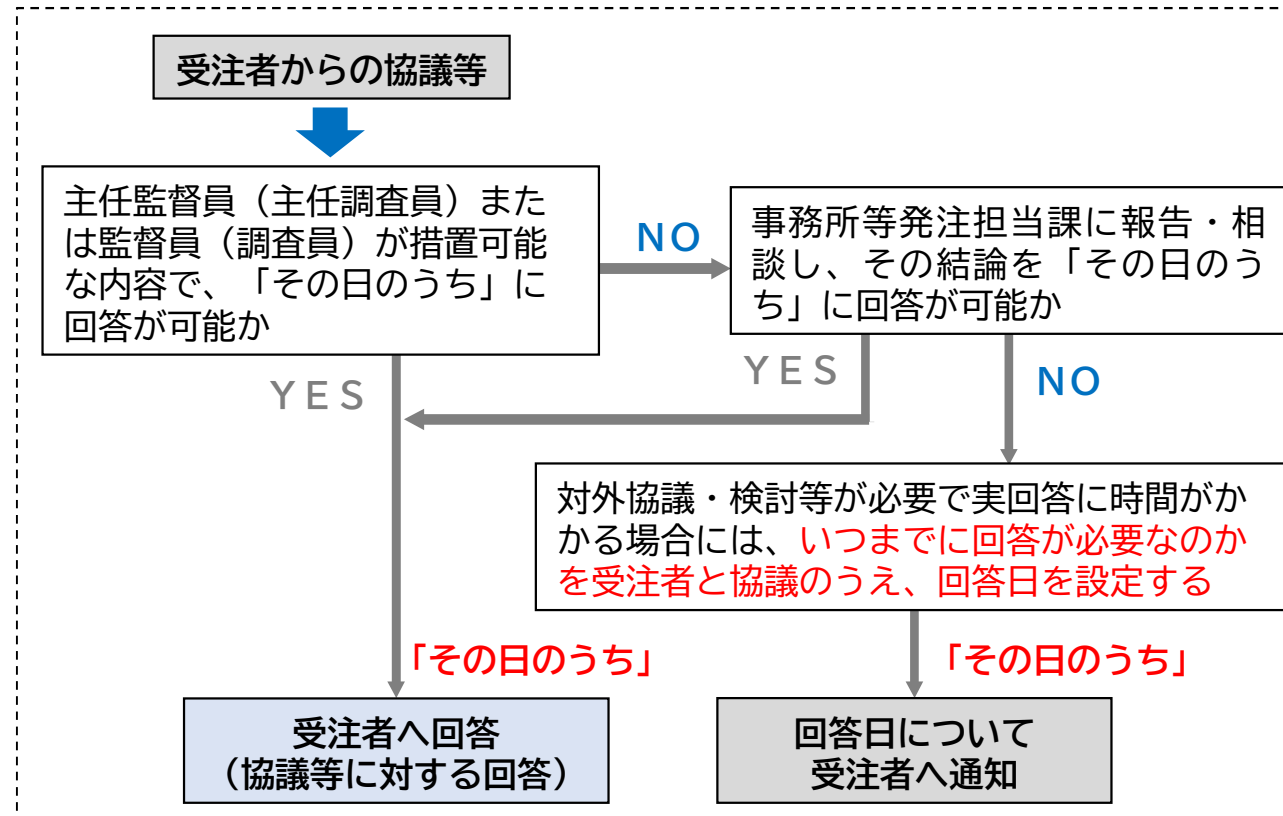
【回答日の設定が困難な場合】

- ・ 「その日のうち」に「回答日を検討するため、〇日まで待ってほしい」旨を連絡する。

【予告した回答期限日に回答することが困難となった場合】

- ・ 速やかに受注者と回答期限日を協議し、再設定する。

■ワンデーレスポンスのフロー



2. 受注者と発注者のコミュニケーションによる円滑な施工

2-9 受・発注者双方が「ウィークリースタンス」を遵守し、それぞれのタイムパフォーマンス向上を図る

〔ウィークリースタンス〕の取り組み

- マンデー・ノーピリオド（月曜日は依頼の期限日としない）
- ウェンズデー・ホーム（水曜日は定時の帰宅に心がける）
- フライデー・ノーリクエスト（金曜日に依頼しない）
- ランチタイム・オーバーファイブ・ノーミーティング
（昼休みや午後5時以降の打ち合わせをしない）
- イブニング・ノーリクエスト（定時間際、定時後の依頼をしない）

（以下は、任意で実施）

- 金曜日でも定時の帰宅を心掛ける
- その他、任意で設定する取組（受・発注者間で合意した事項）

※ 災害対応等の業務遂行上緊急の事態が発生した場合には、受・発注者間で対応について協議するものとする。

3. 真に必要な書類のみを適時作成

3-1 施工計画書は、優先して現場着手する工種や工事内容が確定した工種から作成し、提出する

- ・ 準備工の着手にあたっては、必要最小限の項目について施工計画書を提出すればよい。
- ・ 設計照査において重要な確認事項が未回答の場合等においては、工事内容が確定されてから施工計画書を作成し、提出すればよい。

参考

準備工（測量、現地調査等）の着手にあたっての必要項目

- ☐ 現場組織表
- ☐ 準備工の施工方法
- ☐ 安全管理
- ☐ 緊急時の体制及び対応
- ☐ 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法（必要に応じ提出）
- ☐ 法定休日・所定休日（週休二日の導入）

3. 真に必要な書類のみを適時作成

3-2 変更施工計画書は、施工計画に大きく影響しない場合は提出不要とする

- ・ 数量のわずかな増減等の軽微な変更で施工計画に大きく影響しない場合については、新たに変更施工計画書の作成、提出は不要とする。

参考

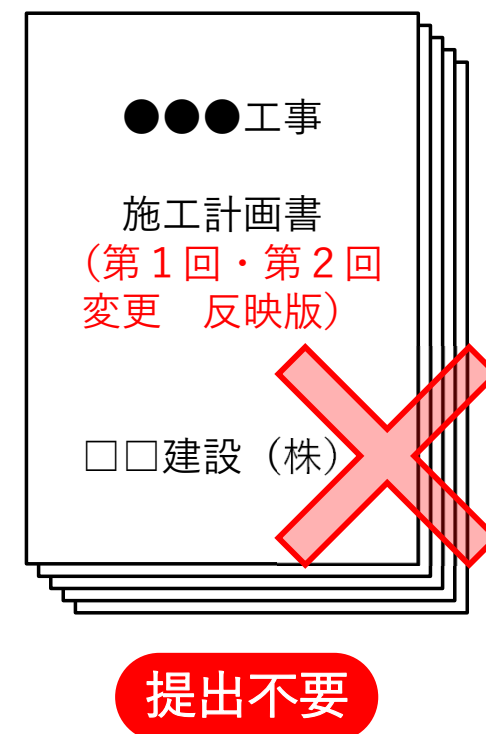
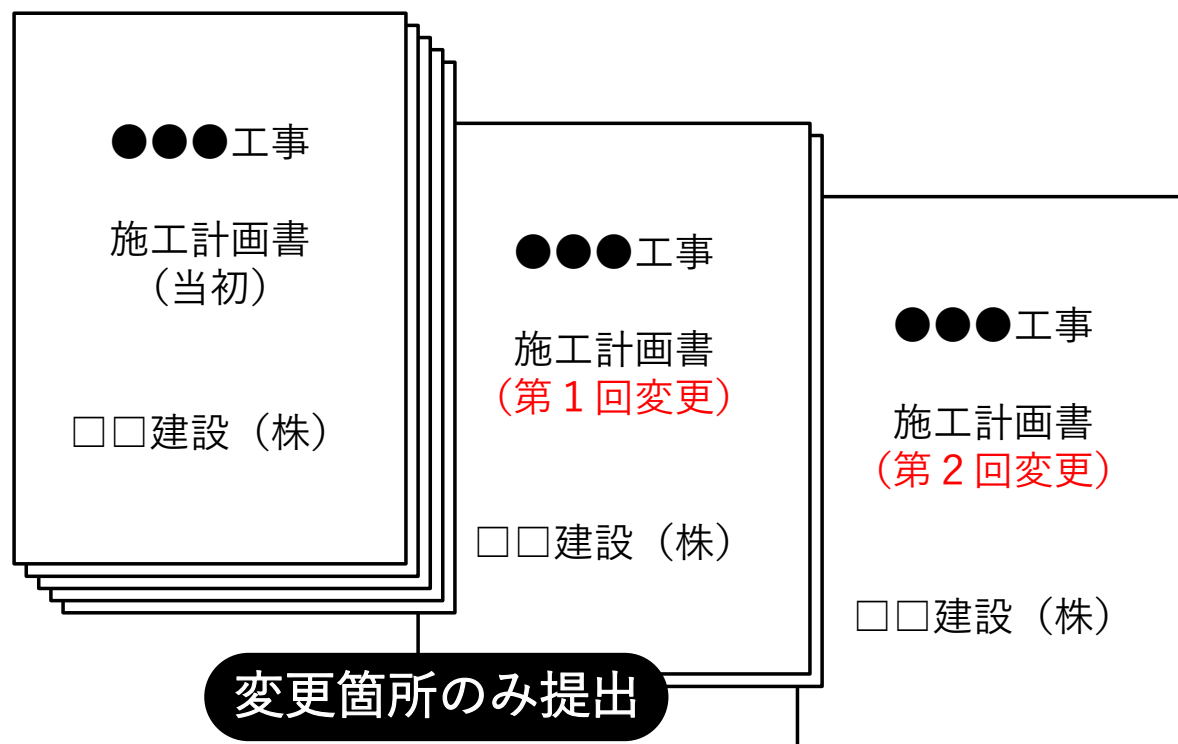
[軽微な変更の事例]

- ・ 工期末の精算変更、施工方法の変更を伴わない工事中の数量の増工や工期のわずかな変更

3. 真に必要な書類のみを適時作成

3-3 変更施工計画書は、変更箇所のみ抜粋して提出する

- ・ 変更が生じないページの提出は不要とし、項目の追加等によるページ番号、項目番号等の修正を行う必要はない。
- ・ 当初計画書に対して変更箇所を加除した全体最新版については監督職員への提出は不要とする。
- ・ 受注者側の使い勝手等から全体最新版を現場事務所等に備えることは任意とする
- ・ 変更、追加した計画には更新日を入れる等、最新の施工計画が把握できるよう留意する。



3. 真に必要な書類のみを適時作成

3-4 工事打ち合わせ簿に添付する資料は必要最小限とする

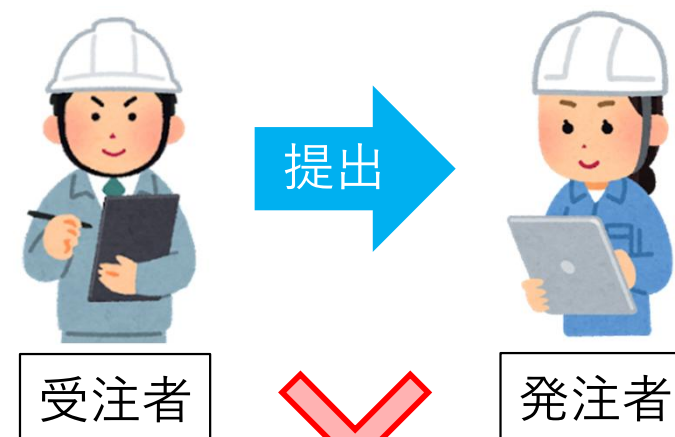
- ・ 共通仕様書等、HP等で入手可能な一般的な基準類のコピーの添付は不要とする。（掲載先、引用先がわかればよい）
- ・ 添付資料は、極力、既存図面や既存資料を活用し、説明に必要な資料を添付する。（内容が確認出来れば良い）
- ・ 監督職員、現場技術員は、過度な比較検討等説明用資料の作成や添付を求めない。
- ・ 事務所、出張所において、慣行としてなっている工事資料の作成を求めない。

共通仕様書等の一般的な基準類のコピーの添付不要

既存資料、図面を添付
(内容が確認出来れば良い)

図式-9 工事打ち合わせ簿

発注者	受注者	協議年月日	〇〇年〇月〇日
☐ 指示	☐ 協議	☐ 通知	☐ 承諾
☐ 報告	☐ 提出		
協議事項 ☐ その他 ()			
工事名 ☐ 〇〇橋梁下部工事			
(内容) 〇〇〇〇〇〇の施工について 〇〇工事について、設計図書の深度に達する前に、〇〇が打ち込み不能と認め、 〇〇工を添付のとおり施工したく、土木工事共通仕様書 〇-〇-〇-〇 〇項に基づき協議します。			
添付図 書、その他添付図書			
上記について ☐ 指示 ☐ 承諾 ☐ 協議 ☐ 提出 ☐ 受理 します。			
☐ その他 () 年月日:			
上記について ☐ 承諾 ☐ 協議 ☐ 提出 ☐ 報告 ☐ 受理 します。			
☐ その他 () 年月日:			
発注者 監督 主任 監督員		受注者 現場 主任 (監理) 技術者	



発注者は受注者に
過度な説明資料は求めない

3. 真に必要な書類のみを適時作成

3-5 施工体系図、施工体制台帳は適切に作成する

- ・ 施工体制台帳の記載内容及び再下請負通知書の添付書類は、「建設業者のための建設業法」、「建設業法施行規則」及び「共通仕様書」に基づき作成し、必要な書類のみを提出する。
- ・ 発注者は、不要な確認資料の添付を求めない。

3. 真に必要な書類のみを適時作成

3-6 施工体制台帳に記載する「作業員名簿」の変更は、発注者には他の様式の変更にあわせて提出する

- ・ 他様式に変更が生じない場合は、工事着手時と工事完成時に提出すればよい。

「作業員名簿」の変更は、その都度提出するのではなく、他の様式の変更のタイミングに併せて提出すれば良い

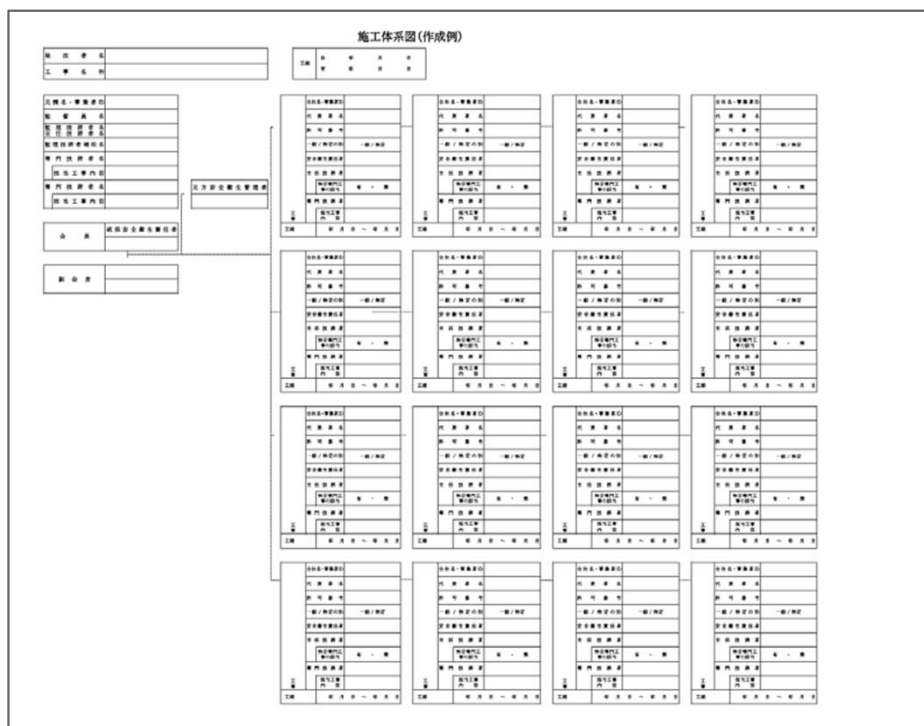
[illegible]

**作業員名簿の資格・免許等の
添付書類は提出不要**

3. 真に必要な書類のみを適時作成

3-7 施工体系図の様式は問わない

- 建設業法では施工体系図の作成・掲示は義務。
様式：https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000191.html
- 施工体系図の掲示にあたってはデジタルサイネージ等ICT機器を活用してもよい



樹状図形式 (例)

標準様式第〇〇号

施工体系図(作成例)

発注者名	北海道開発局	工期	自 2020年6月1日 至 2022年6月31日
工事名称	道道〇〇号線道路改良工事	会長(統括安全衛生責任者)	田村 四郎
元請名・事業者ID	北海道建設株式会社(01234567890123)	元方安全衛生管理者	佐藤 五郎
監督員名	北村 一郎	副会長	北見 六郎
監理技術者名	小澤 二郎	副会長	北見 六郎
監理技術者を補佐する者	堀川 三郎	書記	新井 七郎
専門技術者名			
担当工事内容			
専門技術者名			
担当工事内容			

※この書類は、下請負業者編成表に基づき、元請業者が作成する。

番号	請負 次数	企業名・事業者ID	代表者氏名	工事内容	工期	建設業許可番号1	建設業許可番号2	安全衛生 責任者	主任 技術者	特定専門 工事担当 の有無	専門技術者	担当 工事内容
1	1	青森建設工業株式会社 (12345678901234)	八戸 一郎	一般土木工事	2020年6月8日～ 2021年6月31日	とび・土工工事業 知事 (般-1)第1234号		三沢 二郎	弘前 三郎	無		
	2	岩手建設株式会社 (23456789012345)	盛岡 一郎	とび・土工工事	2020年6月19日～ 2021年6月31日	とび・土工工事業 知事 (般-29)第34567号		安比 二郎	平泉 三郎	無		
	3	株式会社秋田建設 (34567890123456)	本庄 一郎	一般土木工事	2020年6月19日～ 2021年6月31日	とび・土工工事業 知事 (特-29)第45678号		山利 二郎	大館 三郎	無		
	3	宮城建設株式会社 (45678901234567)	松島 一郎	コンクリート工事	2020年6月26日～ 2021年6月31日	とび・土工工事業 知事 (般-1)第56789号		石巻 二郎	女川 三郎	無		
2	1	関東工業株式会社 (01234567890123)	東京 一郎	一般土木工事	2020年9月1日～ 2021年6月31日	とび・土工工事業 知事 (般-1)第01234号		足立 二郎	大田 三郎	無		
	2	千葉建設株式会社 (00123456789012)	柏 一郎	型枠工事	2020年9月1日～ 2021年6月31日	大工工事業 知事 (般-29)第00123号	とび・土工工事業 知事 (般-29)第00123号	松戸 二郎	成田 三郎	無		
	3	株式会社茨城土木 (00012345678901)	水戸 一郎	型枠工事	2020年9月1日～ 2021年6月31日	大工工事業 知事 (般-29)第00124号		日立 二郎	鹿島 三郎	無		
	2	神奈川県建設株式会社 (0001234567890)	横浜 一郎	鉄筋工事	2020年9月1日～ 2021年6月31日	鉄筋工事業 知事 (般-29)第00125号		川崎 二郎	厚木 三郎	無		
	3	有限会社埼玉鉄筋 (0000123456789)	大宮 一郎	鉄筋工事	2020年9月21日～ 2021年6月31日	鉄筋工事業 知事 (般-29)第00126号		春日 二郎	草加 三郎	無		
	3	有限会社群馬鉄筋 (0000012345678)	前橋 一郎	鉄筋工事	2020年9月21日～ 2021年6月31日	鉄筋工事業 知事 (般-29)第00127号		高崎 二郎	赤城 三郎	無		

表形式 (例)

3. 真に必要な書類のみを適時作成

3-8 施工体制台帳に「工事担当技術者台帳」「役割分担」の作成は不要とする

工事担当技術者台帳

(注) 貼付する写真は、縦 3cm 横 2.5cm 程度の大きさとし、当該負傷の日以後に撮影された明瞭なものとする。
(肩より上、使用ヘルメット着用)。

担当技術者台帳は、施工体制台帳につき、工事現場への提示は必要ない。

作成不要

役割分担表

〇〇〇工事における役割分担表 (実質開与)

作成不要

3. 真に必要な書類のみを適時作成

3-9 「休日、夜間作業」は、週間工程表等の提出をもつての連絡とする（※現道上の工事はASPで提出）

- ・ 週間工程表等の「作業日」「作業時間」「作業場所」「作業内容」が把握出来る資料を提出すればよい。
- ・ ただし、現道上の工事は、ASP（情報共有システム）により打合せ簿を提出する。

様式 - 9

工 事 打 合 せ 簿

発議者	☐ 発注者 ☒ 受注者	発議年月日	○年○月○日	
発議事項	☐ 指示 ☐ 協議 ☐ 通知 ☐ 承諾 ☐ 報告 ☒ 提出 ☐ その他 ()			
	工事名 ○○橋梁下部工事			
(内容)				
県道上の夜間作業について 標記について、土木工事共通仕様書 1-1-1-37 1項に基づき添付のとおり提出します。(夜間作業期間 ○年○月○日～○年○月○日)				
添付図 集、その他添付図書				
処 理 ・ 回 答	発注者	上記について ☐ 指示 ☐ 承諾 ☐ 協議 ☐ 提出 ☐ 受理 します。 ☐ その他		
	受注者	年月日: 上記について ☐ 承諾 ☐ 協議 ☐ 提出 ☐ 報告 ☐ 受理 します。 ☐ その他		
		年月日:		

総 括 監督員	主 任 監督員	監 督 員

現 場 代理人	主 任 (監 理) 技術者

週間工程表等

週 間 工 程 表

●	「作業日」	平成	年	月	日	平成	年	月	日	
		から	まで	受注者	現場代理人					

●	「作業時間」	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100	101	102	103	104	105	106	107	108	109	110	111	112	113	114	115	116	117	118	119	120	121	122	123	124	125	126	127	128	129	130	131	132	133	134	135	136	137	138	139	140	141	142	143	144	145	146	147	148	149	150	151	152	153	154	155	156	157	158	159	160	161	162	163	164	165	166	167	168	169	170	171	172	173	174	175	176	177	178	179
---	--------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

※作業日毎に提出する必要は無く、
確定している作業日を集約して提出して良い

【土木工事共通仕様書】

1 - 1-1-38 施工時期及び施工時間の変更
2.休日または夜間の作業連絡

受注者は、設計図書に施工時間が定められていない場合で、官公庁の休日または夜間に、作業を行うにあたっては、事前にその理由を監督職員に連絡しなければならない。

ただし、現道上の工事については書面
により提出しなければならない。

3. 真に必要な書類のみを適時作成

3-10 安全ヒアリングのための説明用資料は簡略化する

- ・ 安全ヒアリングに用いる施工計画書は、電子データを事前に共有することで、ペーパーレスを基本とし、紙の資料が必要な場合は、各自で印刷を行うこと。
- ・ Web会議システムにより説明してもよい。

ペーパーレスが
基本ですよ。



発注者

3. 真に必要な書類のみを適時作成

3-11 監督職員、現場技術員による臨場確認時の新たな資料、状況写真（撮影・記録）は不要とする

- ・監督職員、現場技術員が臨場した場合、臨場時の状況写真は不要とする。
- ・遠隔臨場の場合、受注者は映像と音声を配信するのみで、記録と保存は必要ない。
- ・監督職員、現場技術員が現地で確認した実測値等は電子的な方法で記録を行う。

※従来のスキヤニングして保存する方法を妨げるものではない。

確認書

様式№3

段 階 確 認 書

施 工 予 定 表

平成○○年○○月○○日

特記仕様書第

葉に基つて、下記のとおり施工段の予定時期を報告いたします。

工事名

請負業者名

関係代理人名

印

種 別	種 別	確認時期通知	施工予定時期	記 事

平成○○年○○月○○日

通 知 書

下記確認について、段階確認を行う予定であるので通知する。

段階確認員名：

確認種別	確認種別	確認時期通知	確認時期予定日	確認実施日等

平成○○年○○月○○日

確 認 書

上記について、段階確認を実施し確認した。

監査員署名：

印

添付するのは、
出来形管理図表
設計図等のみ

[illegible]

▲ 監督職員、現場技術員は、
電子的な方法で実測値を記録

作成・添付不要

様式-12

出来形管理調査表

工程 標準工

種別 粉石掘り工

測定者 関東三郎

印

実測値を手書きした紙資料

測定項目 基準値 H 測定項目 基準値 H 測定項目 基準値 H

掘り深さ -50 ~ -370 mm 掘り深さ -50 ~ -370 mm 掘り深さ

単位 単位 単位

測定値 測定値 測定値

平均値 20,000 20,000 20,000

標準偏差 100,000 100,000 100,000

実測値を手書きした紙資料

確認時の
新たな資料の
作成
(確認結果
記入様式等)



監督職員、現場技術員の臨場写真

3. 真に必要な書類のみを適時作成

3-12 支給品、貸与品の要求書類は不要とする

- ・ 受領又は借用後に、受領書又は借用書を監督職員を通じて発注者に提出すればよい。

3-13 材料確認は、設計図書において指定された材料以外は不要とする

- ・ 指定材料以外の材料については、設計図書で提出を定めているものを除き、材料の品質を証明する品質規格証明書を受注者の責任において整備、保管し、監督職員または検査職員の請求があった場合は速やかに提示する。
- ・ 提出するミルシートは、電子ミルシートでも良い。

3. 真に必要な書類のみを適時作成

3-14 品質証明員が確認した資料の品質証明書への添付は不要とする

- 品質証明書には、品質証明に関する試験成績報告書や製品カタログ等の書類の添付及び品質証明員の押印、受注者の押印（社印）は不要とする。

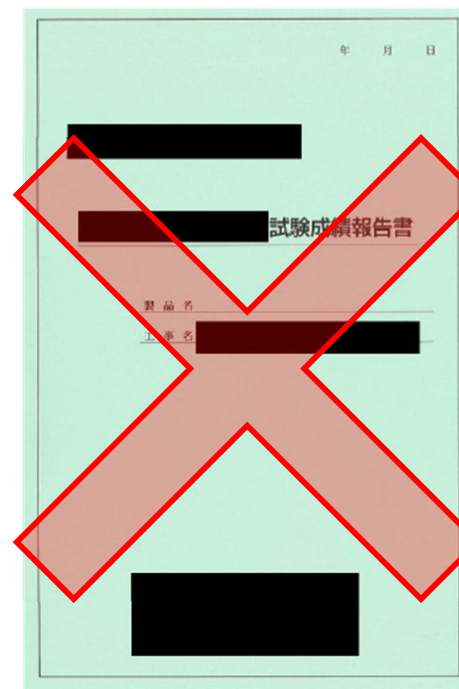
品質証明書

品質証明書				
年月日：○年○月○日				
工事名：○○○○工事				
品質証明記事				
品質証明事項	実施日	箇所	品質証明員氏名	記事

社内検査した結果、工事請負契約書、図面、仕様書、その他関係図書に示された品質を確保していることを確認したので報告します。

受注者 住所
氏 名

添付書類



- 試験成績報告書
- 製品カタログ
- 臨場写真…等

添付不要

※品質証明員の押印、受注者の押印（社印）は不要
※電子データで作成し、電子データで提出する
（品質証明員が手書きで作成する必要は無い）

3. 真に必要な書類のみを適時作成

3-15 排ガス対策型・低騒音型機械の写真撮影は不要とする

- ・ 監督職員、現場技術員は、施工プロセスチェックにあたり、現場で稼働している建設機械について自ら確認する。（監督職員、現場技術員は、写真の提出・提示を求めない）
- ・ 受注者は、「とりあえず撮影して紙ファイルしておく」という作業を行わない。

排ガス・低騒音機械確認写真



メーカー名	○ ○ ○ ○ ○
形式名	○ ○ ○ ○ ○ ○
指定番号	○ ○ ○ ○ ○

写真撮影不要

3. 真に必要な書類のみを適時作成

3-16 特殊車両通行許可証は監督職員から請求があった場合のみ提示するものとし、提出は不要とする

- 特殊車両の走行中の写真撮影は不要とする。

3-17 産業廃棄物管理票（マニフェスト）は監督職員への提示のみとし、コピーの提出は不要とする

- 契約数量の根拠は、集計表のみの提出とし、マニフェストの提示を受けた監督職員、現場技術員が集計表を確認する。
- 提示するマニフェストは、電子マニフェスト又は紙マニフェストとする。（土木工事 共通仕様書 1-1-1-22 建設副産物）

産業廃棄物管理票（事業系マニフェスト）A票

交付年月日 年 月 日 交付番号 75047000011 整理番号 交付担当者 氏名

事（排出者） 氏名又は名称 住所 〒 電話番号

事業場 名称 所在地 〒 電話番号

産業廃棄物

種類（普通の産業廃棄物）	種類（特別管理産業廃棄物）	数量（及び単位）	荷姿
☐ 0100 燃えがら	☐ 7000 引火性油	☐ 7400 燃えがら（有害）	産業廃棄物の名称
☐ 0200 汚泥	☐ 7010 引火性油（有害）	☐ 7425 廃油（有害）	
☐ 0300 廃油	☐ 7100 硫酸	☐ 7426 汚泥（有害）	有害物質等
☐ 0400 腐蝕	☐ 7110 硫酸（有害）	☐ 7427 腐蝕（有害）	
☐ 0500 廃アルカリ	☐ 7200 強アルカリ	☐ 7428 廃アルカリ（有害）	処分方法
☐ 0600 真プラスチック類	☐ 7210 強アルカリ（有害）	☐ 7429 ばいじん（有害）	
☐ 0700 紙くず	☐ 7300 難燃性産業廃棄物	☐ 7430 13 難燃性産業廃棄物（有害）	備考・通信欄
☐ 0800 木くず	☐ 7410 PCB等	☐ 7440 廃水等	
☐ 0900 繊維くず	☐ 7421 炭石粉等		☐ 水銀使用製品産業廃棄物 ☐ 水銀含有ばいじん等 ☐ 石棉含有産業廃棄物 ☐ 特定産業廃棄物
☐ 1000 動植物性残さ	☐ 7422 指定下水汚泥		
☐ 1100 ゴムくず	☐ 7423 紙くず（有害）		

中間処理産業廃棄物 ☐ 帳簿記載のとおり ☐ 当欄記載のとおり

最終処分の場所 名称／所在地／電話番号 ☐ 委託契約書記載のとおり ☐ 当欄記載のとおり

運搬受 氏名又は名称 住所 〒 電話番号

提出不要

3. 真に必要な書類のみを適時作成

3-18 安全教育訓練の実施状況資料の提出は不要とする

- ・ 受注者は、安全教育及び安全訓練等の実施状況を記録した資料を整備・保管する。
- ・ 資料は監督職員から請求があった場合に提示出来る体制とし、提出は不要とする。



提出不要

3. 真に必要な書類のみを適時作成

3-19 必要以上の施工管理や資料作成は、工事成績評定に影響しない

- ・ 書類の見栄えや多さは、工事成績評定の評価に影響しないため必要以上の書類は作成しない。
- ・ 作成意図や目的が明確でない出来形管理、品質管理資料などの資料や、施工管理基準に規定された測定頻度以上の管理は、評価の対象としない。
- ・ 「測定結果総括表」「度数表（ヒストグラム）」は提出不要であり、やみくもに作成しない。
- ・ 「無いよりはあったほうがよいだろう・・・」という意識から脱却すること。
- ・ 検査職員、監督職員、現場技術員は、不要な書類の作成、提出、提示を求めない。

3. 真に必要な書類のみを適時作成

3-20 創意工夫・社会性等に関する説明資料は簡潔に作成し、最大でも10項目まで提出

- 「自ら立案実施した創意工夫や技術力」及び「地域社会や住民に対する貢献」として評価できる項目について、1工事につき、合わせて最大10項目まで提出可能。
- 10項目を超過した提出は認めない。

創意工夫・社会性に関する実施状況

様式-34(1)

創意工夫・社会性等に関する実施状況

工 事 名	受注者名
項 目	評価内容
☐ 創意工夫 自ら立案実施した創意工夫や技術力	☐ 施工 ・施工に伴う器具、工具、装置等の工夫 ・コンクリート二次製品等の代替材の適用 ・施工方法の工夫、施工環境の改善 ・仮設備計画の工夫 ・施工管理の工夫 ・ICT(情報通信技術)の活用 等
	☐ 新技術活用 ・NETIS登録技術のうち、 ・「少実績優良技術」の活用 ・「少実績優良技術」を除く「有用とされる技術」の活用 ・「少実績優良技術」以外の新技術の活用
	☐ 品質 ・土工、設備、電気の品質向上の工夫 ・コンクリートの材料、打設、養生の工夫 ・鉄筋、コンクリート二次製品等使用材料の工夫 ・配筋、溶接作業等の工夫 等
	☐ 安全衛生 ・安全衛生教育・講習会・パトロール等の工夫 ・仮設備の工夫 ・作業環境の改善 ・交通事故防止の工夫 ・環境保全の工夫 等
☐ 社会性等 地域社会や住民に対する貢献	☐ 地域への貢献等 ・周辺環境への配慮 ・現場環境の周辺地域との調和 ・地域住民とのコミュニケーション ・災害時など地域への支援・行政などによる救援活動への協力

様式-34(2)

創意工夫・社会性等に関する実施状況

工 事 名	評価内容
項 目	
提案内容	
(説明)	
(添付図)	

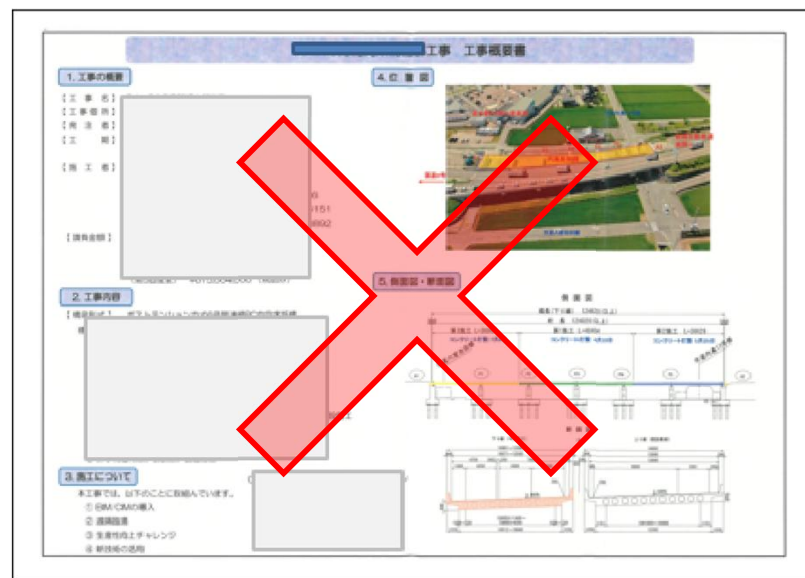
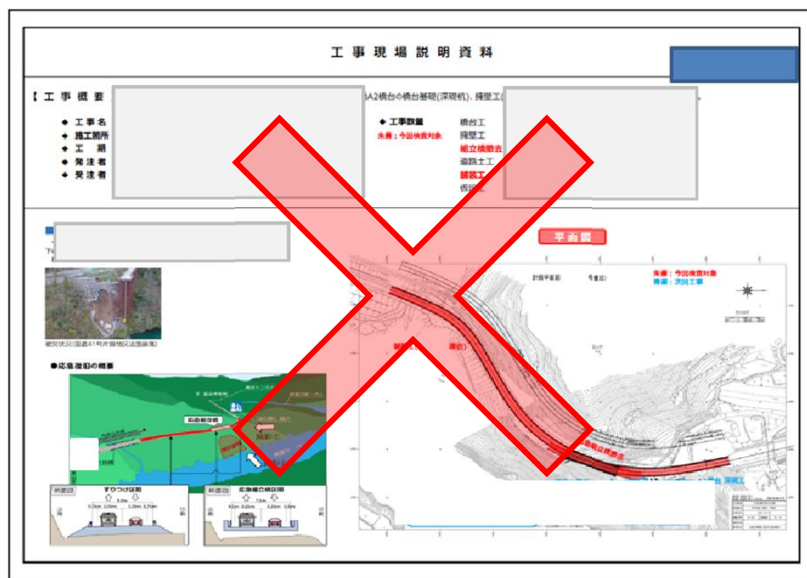
10項目を超えた提出は不可

として別表とする

3. 真に必要な書類のみを適時作成

3-21 「工事概要説明資料」を工事検査のために新たに作成しない

- 受注者は、検査職員への説明のために新たな資料（ダイジェスト版、説明用の動画等）を作成しない。
ただし、現場見学会等で活用した既存資料を用いた説明は妨げない。
- 検査職員、監督職員、現場技術員は、工事概要説明資料の作成、提示を求めない。



作成不要（検査官のためだけに作成しない）

3. 真に必要な書類のみを適時作成

3-22 受注者は不要な書類を提出しない

- ・ 受注者は「主な不要書類リスト(例)」にある書類等は提出しない。
- ・ 発注者は「主な不要書類リスト(例)」にある書類を求めない。

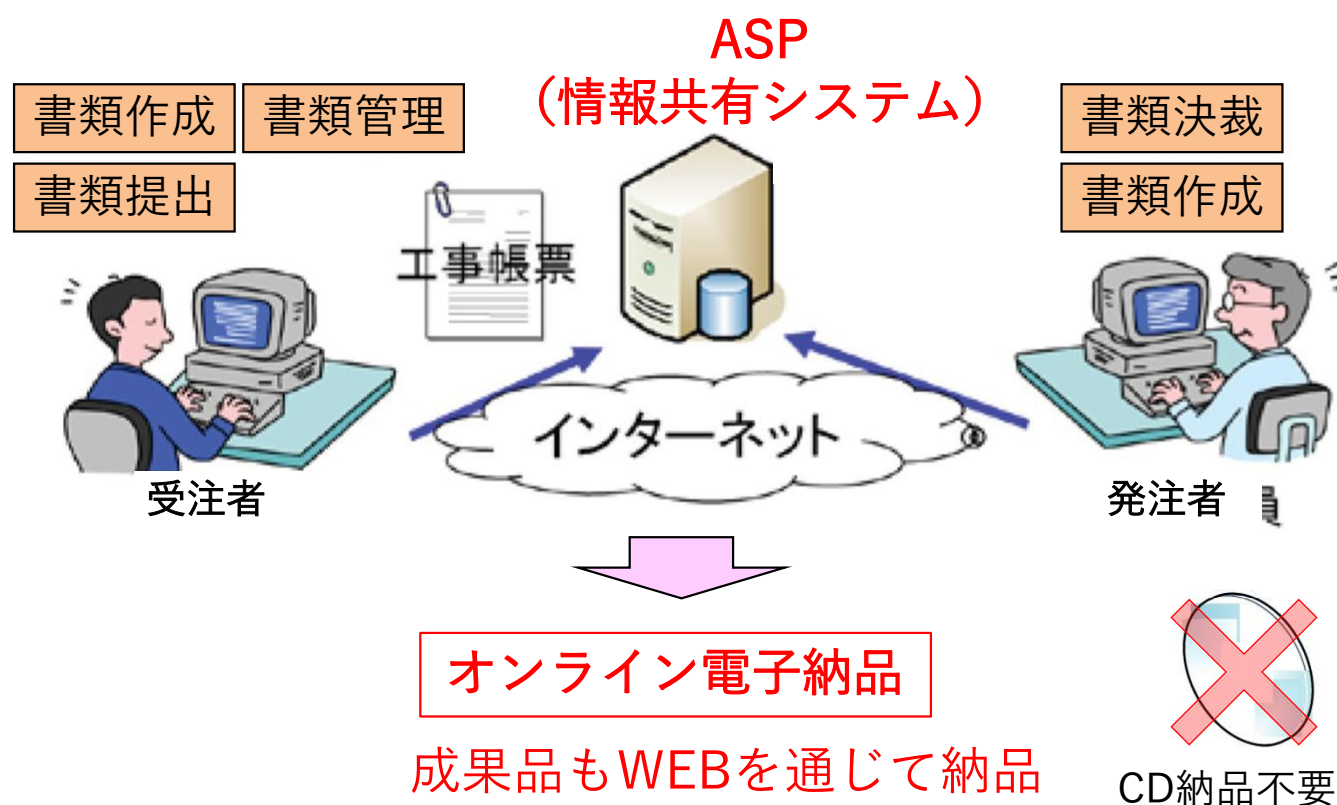
主な不要書類リスト (例)

No.	項 目	不必要な書類の内容	備 考	関連条項
1	コリンズ(CORINS)登録	登録確認のための書類	電子による登録を原則とし、メールで送信する	4-2
2	施工計画書	数量のわずかな増減等の軽微な変更による変更施工計画書		3-2
3	施工体制台帳	添付書類の提出 ・ 建設業許可や警備業認定証の写し ・ 下請会社の厚生年金保険や雇用保険加入を証明するものの写し ・ 監理技術者などの技術者届の写し ・ 見積依頼書の添付図面 ・ 技術者配置要件以外の資格や実務経歴の写し ・ 外国人就労者関係の書類 ・ 作業員名簿の資格・免許等	受注者で保管 施工体制台帳として、現場に備え付ける	
4	打合せ資料	出席人数分の紙資料	電子データを事前に共有し必要な者が印刷を行う	5-1
5	打合せ簿	共通仕様書等、一般的な基準類のコピー		3-4
6	工事打合せ簿等の一覧	工事打合せ簿や段階確認・立会依頼等などの発議日や内容毎に記載した一覧表		
7	休日・夜間作業届	休日・夜間作業届	週間工程表等で作業内容の把握が出来る資料を提出する	3-9
8	排出ガス対策型・低騒音型建設機械	使用する建設機械の写真		3-15
9	材料確認	設計図書で「確認を受ける」と指定された以外の材料確認	受注者で整備、保管し、請求があった場合に提示する	3-13
10	品質証明書	品質証明に関する試験成績報告書や製品カタログ等の書類の添付		3-14
11	品質証明書	品質証明員の押印、受注者の押印		3-14
12	臨場確認	臨場検査時の状況写真		3-11
13	品質・出来形管理	測定結果一覧表		3-11
14	創意工夫・社会性等	10項目を超えた説明資料の提出		3-20
15	工事概要書	検査時に工事概要を説明するための資料	現場見学等で活用した既存資料での説明は妨げない	3-21
16	検査書類の一覧	検査書類の一覧表		
17	写真帳	写真管理基準に基づいて撮影された「紙」の写真帳	電子データみのとし、検査時はモニタに提示する	
18	検査時の完成写真	「紙」の完成写真	電子データのみとする	

4. 電子データの活用によるペーパーレス化

4-1 ASPを活用し、書類は電子データで管理する

- ・ 全ての工事において、情報共有システム(ASP)を活用し、受発注者間で交換、共有する書類は全て電子データで管理し、紙に出力して提出しない。
- ・ 情報共有システム(ASP)を活用することにより、建設現場の働き方改革、生産性向上に寄与。
- ・ 使用する情報共有システム(ASP)のベンダーは発注者から指定しない。



従来の紙の書類は一切不要



書類は電子データで管理



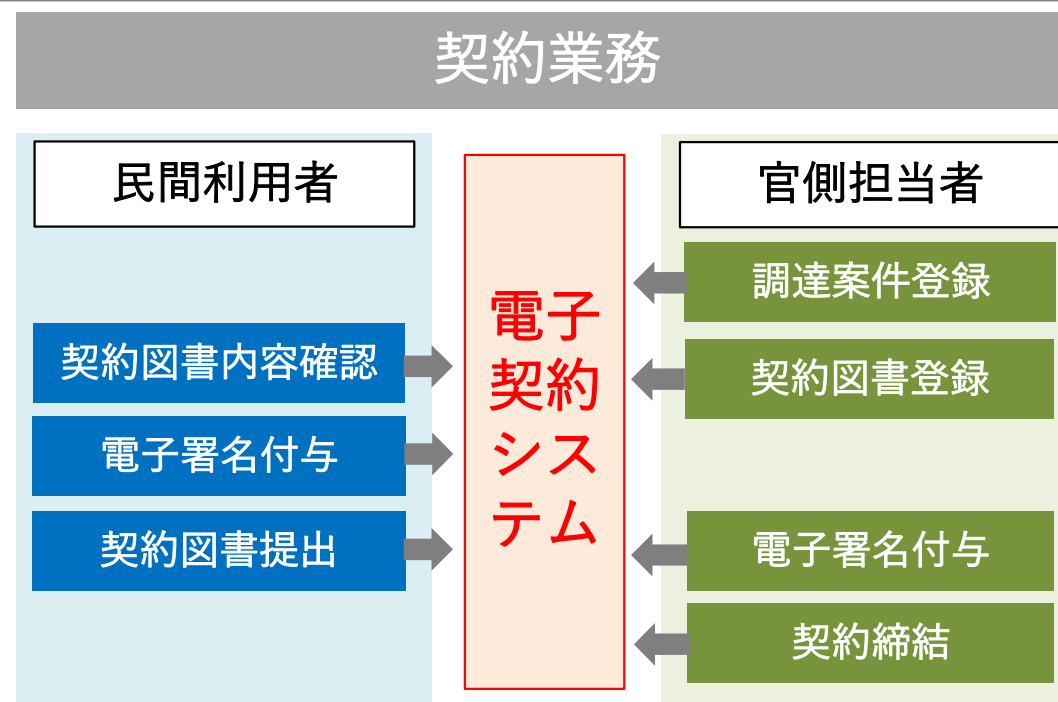
4. 電子データの活用によるペーパーレス化

4-2 コリンズ登録は書類による確認は不要とする

- ・登録内容の確認は、Web（オンライン）上で実施する。
- ・監督職員、現場技術員は、施工プロセスチェックのために受注者に対して印刷した書類の提示・提出を求めない。

4-3 電子契約システムで発注者（契約担当課）に提出した書類は、紙での提出は不要とする

- ・受注者は、電子契約システムにより発注者（契約担当課）に提出した書類の紙・電子での二重提出は行わない。
- ・提出された書類は、契約担当課から監督職員に速やかに共有し、監督職員は受注者に再提出を求めない。
- ・ただし、「工事完成通知書」は、“監督職員を通じて提出する”※とされているので、ASPにより監督職員に提出する。



※土木工事共通仕様書1-1-1-23「1.工事完成書類の提出」(R7.3)

4. 電子データの活用によるペーパーレス化

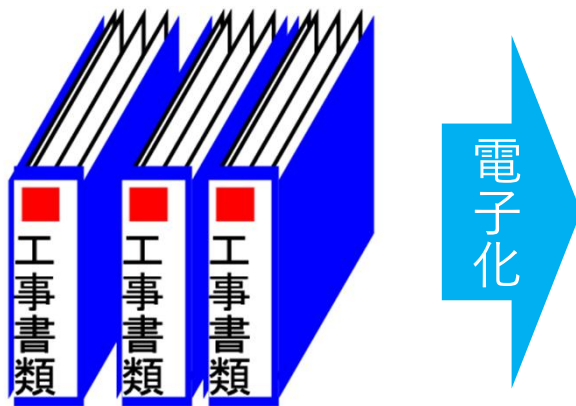
4-4 電子成果品は、ASPを活用して納品（オンライン電子納品の活用）する

- ・ 原則全ての工事において、電子成果品はオンライン電子納品によるものとする。情報共有システム（ASP）の制限や通信回線の事情等で実施できない場合、受・発注者協議のうえ、電子媒体（CD-R等）に格納して納品する。
- ・ 工事完成図、台帳の紙出力しての納品は不要とする。
- ・ 電子成果品ではない工事写真は、従来どおり電子媒体に格納し提出する。

5. 情報通信機器の活用等により、各種打合せ・段階確認・検査等を効率化

5-1 打ち合わせには電子データを用い、Web会議システムを活用する

- ・ 説明に用いる資料の電子データを事前に共有したうえで、説明にはモニターや各自のPC、Web会議システムを活用することで、ペーパーレスを基本とする。
- ・ やむをえず紙資料を使用する場合は、事前共有したデータにより、各自で必要に応じプリントアウトして打ち合わせに参加するよう申し合わせることで、紙資料を削減する。
- ・ 図面等、必要に応じて紙資料の使用を妨げるものではない。



紙資料不要



モニター、各自のPC等を活用



Web会議等も積極的に活用

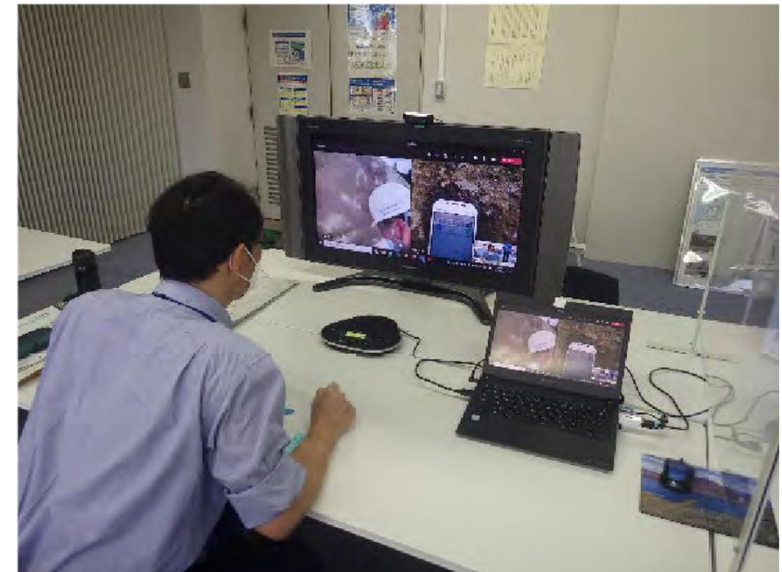
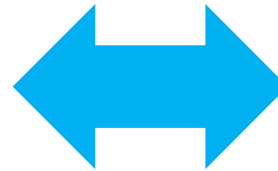
5. 情報通信機器の活用等により、各種打合せ・段階確認・検査等を効率化

5-2 遠隔臨場による立会・確認、検査を活用する

- ・ 移動時間や待ち時間が削減されるなど、受・発注者双方にとってメリットが大きい遠隔臨場による立会・確認、検査を活用する。
- ・ 受・発注者双方で、創出された時間を有効活用し、適切な現場の管理に努める。
- ・ 「段階確認」「材料確認」「立会」は原則全ての工事を遠隔臨場の対象として実施する。
(工事検査の実施については、現場条件を踏まえ従来方法を選択することも可能)



現場での受注者による計測状況



5. 情報通信機器の活用等により、各種打合せ・段階確認・検査等を効率化

5-3 工事検査は「書類限定検査」を原則とする

- ・ 書面検査に必要な書類を限定し、監督職員と検査職員の重複確認防止を徹底することで効率化を図る。
- ・ 検査には電子データを有効に活用し、効率的に行う。
- ・ 工事概要説明資料（ダイジェスト版）の作成は不要。

検査時の必要以上の書類
を作らない、作らせない

検査書類限定型のイメージ

これまでの検査

検査書類

約40書類

検査書類限定型

検査書類

10書類に限定

上記の書類以外は、監督職員による施工プロセスのチェックリストにより確認

【対象工事】全ての工事

- ※ 以下の工事については対象外
- ・ 「低入札価格調査対象工事」又は「監督体制強化工事」
 - ・ 施工中、監督職員により文書等による改善指示等が発出された工事

【必要書類】

技術検査官は、技術検査時に下記の10書類に限定して資料検査を実施。

①施工計画書	⑥品質規格証明書
②施工体制台帳（下請引取検査書類を含む）	⑦出来形管理図表
③工事打合せ簿（協議）	⑧品質管理図表
④工事打合せ簿（承諾）	⑨品質証明書
⑤工事打合せ簿（提出）	⑩工事写真

※ 技術検査官は、上記10書類以外の資料は求めないものとする。

契約書・土木工事共通仕様書 参考条文

参考 契約書および共通仕様書において、**受注者が設計図書の照査を行う**ことを規定している。

契約書第十八条 (条件変更等)

受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

- 一 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
- 二 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
- 三 設計図書の表示が明確でないこと。
- 四 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
- 五 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

(共通仕様書1-1-1-3 設計図書の照査等)

受注者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により契約書第18条第1項第1号から第5号に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督職員にその事実が確認できる資料を提出し、確認を求めなければならない。

参考 一方、受注者による照査の結果、第一項の該当事項があった場合、同条第2項以降で**発注者が対応すること**を規定している。

契約書第十八条 (条件変更等)

2 **監督員は**、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。

3 **発注者は**、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

4 前項の調査の結果において第一項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。

- 一 第一項第一号から第三号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるもの **発注者が行う**
- 二 第一項第四号又は第五号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの **発注者が行う**
- 三 第一項第四号又は第五号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの **発注者と受注者とが協議して発注者が行う**

5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

参考 契約書第二十条において、受注者の責によらず工事の施工ができないと認められるとき、**発注者は直ちに工事の中止を通知する義務が規定されている**。

契約書第二十条 (工事の中止)

工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であって**受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない**。

2. 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。

※詳細は、「工事一時中止に係るガイドライン」を参照

用語の定義

出典： 土木工事共通仕様書・特記仕様書

監督職員	： 監督職員とは、総括監督員、主任監督員、監督員を総称している。
現場技術員	： 発注者が別途発注する監督支援業務の担当技術者をいう。
書面	： 書面とは、工事打合せ簿等の工事帳票をいい、情報共有システムを用いて作成され、指示、承諾、協議、提出、報告、通知が行われたものを有効とする。
指示	： 指示とは、契約図書の定めに基づき、監督職員が受注者に対し、工事の施工上必要な事項について書面により示し、実施させることをいう。
承諾	： 承諾とは、契約図書で明示した事項について、発注者若しくは監督職員または受注者が書面により同意することをいう。
協議	： 協議とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者または監督職員と受注者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。
提出	： 提出とは、監督職員が受注者に対し、または受注者が監督職員に対し工事に係る書面またはその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
提示	： 提示とは、監督職員が受注者に対し、または受注者が監督職員または検査職員に対し工事に係る書面またはその他の資料を示し、説明することをいう。
報告	： 報告とは、受注者が監督職員に対し、工事の状況または結果について書面により知らせることをいう。
通知	： 通知とは、発注者または監督職員と受注者または現場代理人の間で、工事の施工に関する事項について、書面により互いに知らせることをいう。
連絡	： 連絡とは、監督職員と受注者または現場代理人の間で、契約書第18条に該当しない事項または緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどにより互いに知らせることをいう。なお、後日書面による連絡内容の伝達は不要とする。
情報共有システム (ASP)	： 情報共有システムとは、監督職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務効率化を実現するシステムのことをいう。なお、本システムを用いて作成及び提出等を行った工事帳票については、別途紙に出力して提出しないものとする。

工事事故の発生状況

○公共工事における安全施工の意義

1. 全国の事故発生状況
2. 北陸地整管内の事故発生状況
3. 北陸地整管内の事故発生事例
4. 墜落・転落事故の防止
5. 事故原因から見た公衆災害防止の着眼点
6. お知らせ

※ 数値には速報値を含むため、今後変更となる場合があります。

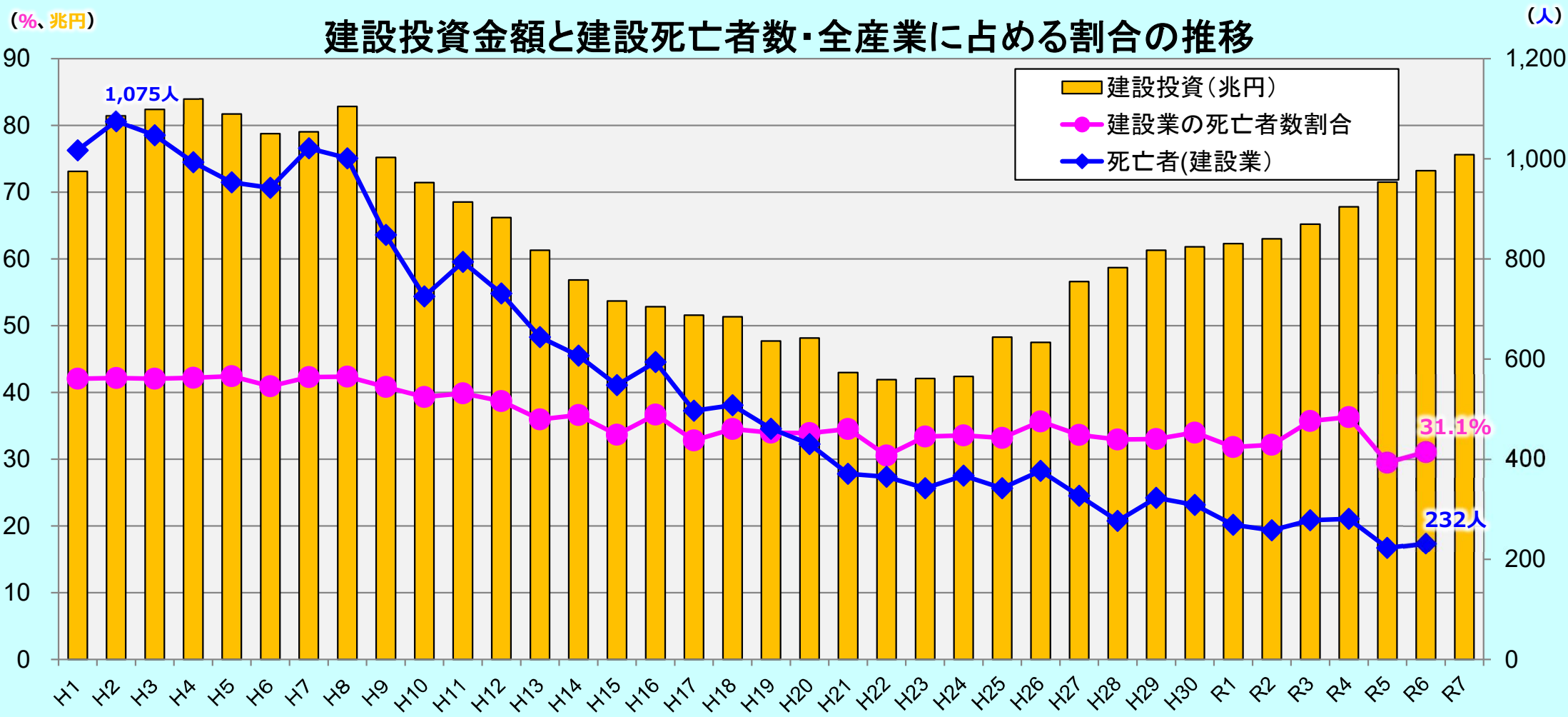
公共工事における安全施工の意義

- 労働者の安全と健康を確保する。【労働安全衛生法 第一条(目的)】
- ひとたび施工中に事故が発生すると、工事の一時中止等を余儀なくされ、当該事業の計画的な執行に支障が生じる。
また、受注者にとっても大きな損失・生産性の低下等を招くこととなる。
- さらに、重大な事故の発生が繰り返されてしまうと、
 - 公共工事に対する国民の理解・協力
 - 建設従事者の確保、特に将来にわたる担い手の確保等が損なわれる恐れがあり、結果として国民にとっても大きな損失になりかねない。

1. 全国の事故発生状況

全国の建設死亡者と建設投資の推移

- ・平成元年以降の建設業における死亡者数は、平成2年の1,075人をピークに減少傾向にあり、令和6年は232人、最も少なかった令和5年度の223人に対しては9人多い結果となった。
- ・全産業の死亡者数に占める建設業の割合は、31.1%で高い割合である。

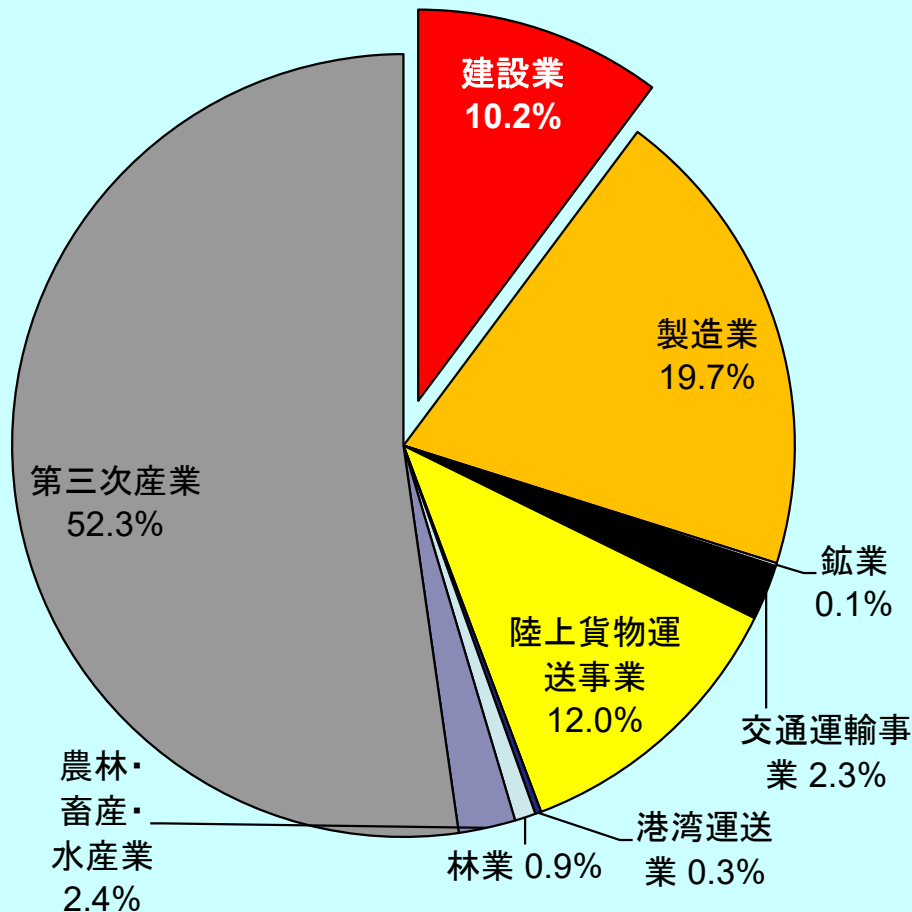


※資料:厚生労働省 労働災害統計

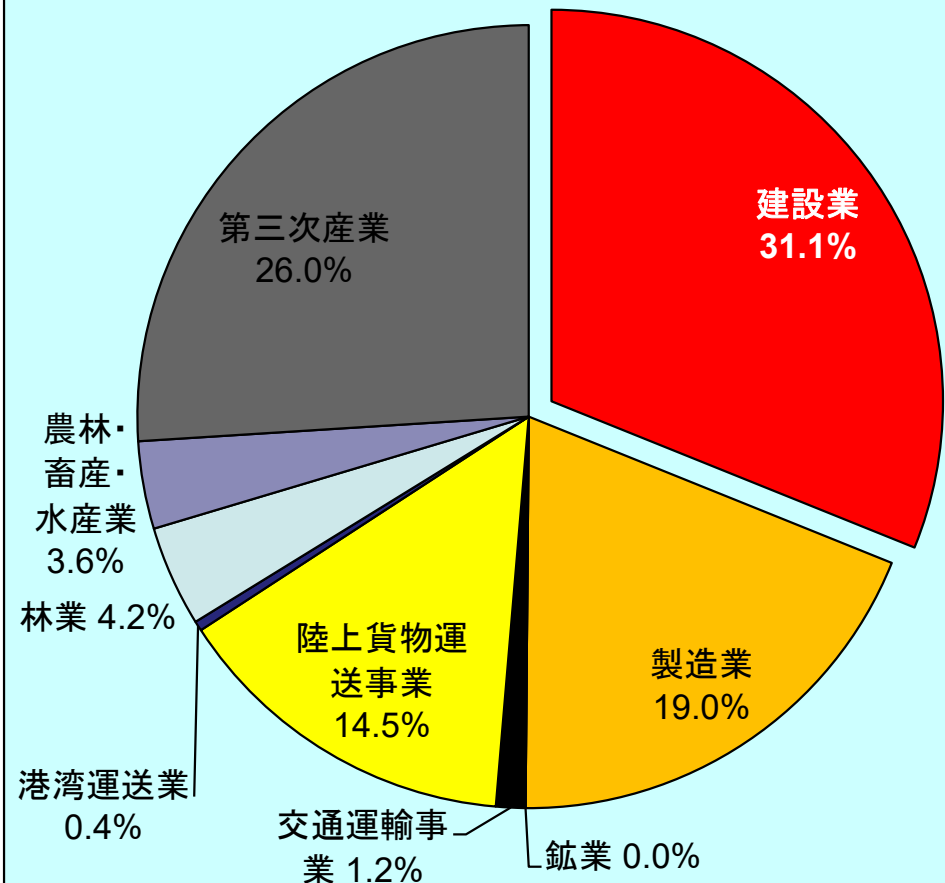
※資料:国土交通省「建設投資見通し」 R5, R6は見込み、R7は見通し

- ・全産業に占める、**建設業の死傷者数**は10.2%(13,849人)であり、第三次産業の52.3%(70,916人)製造業の19.7%(26,676人)、陸上貨物運送業の12.0%(16,292人)に次いで、4番目に高い。
- ・**建設業の死亡者数**は全産業(749人)の約31.1%(232人)を占めており、**全産業の中でワースト1**

R6業種別死傷者の割合

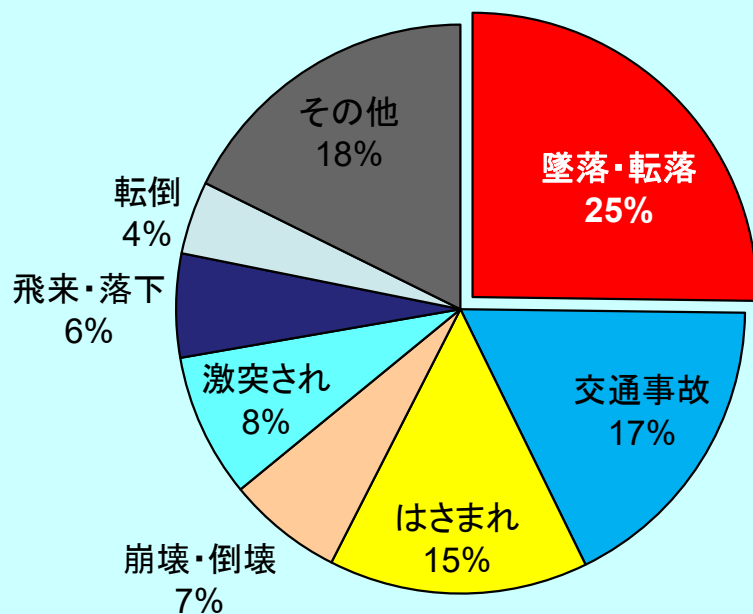


R6業種別死亡者の割合

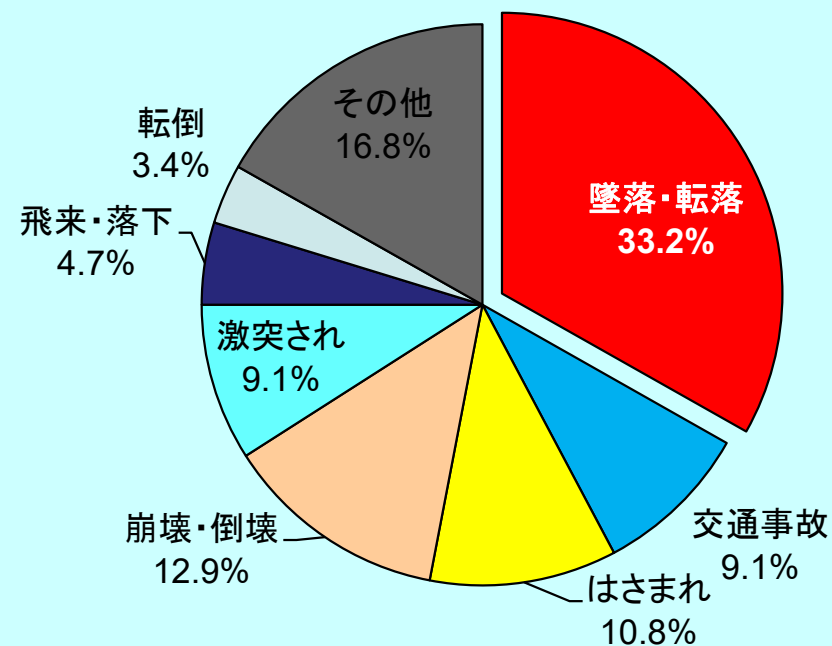


- ・建設業における死亡事故原因は、**墜落・転落が33.2% (77件)**となっており、**全産業の比率より高く、死亡事故の大きな原因**となっている。

R6死亡事故発生原因別(全産業746人)

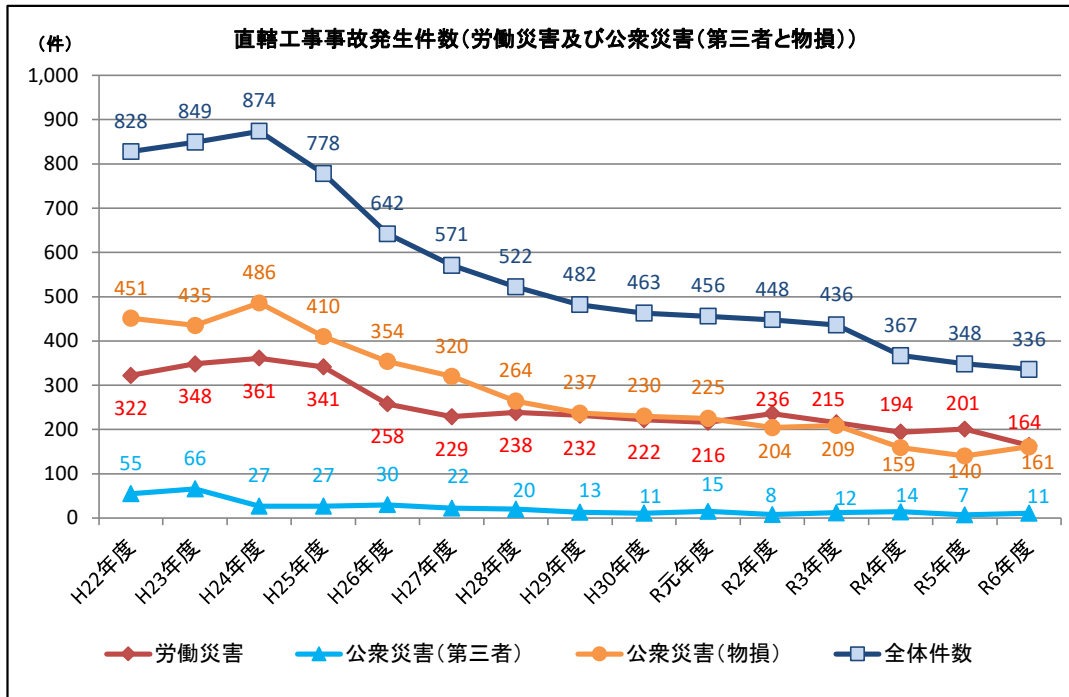


R6死亡事故発生原因別(建設業232人)

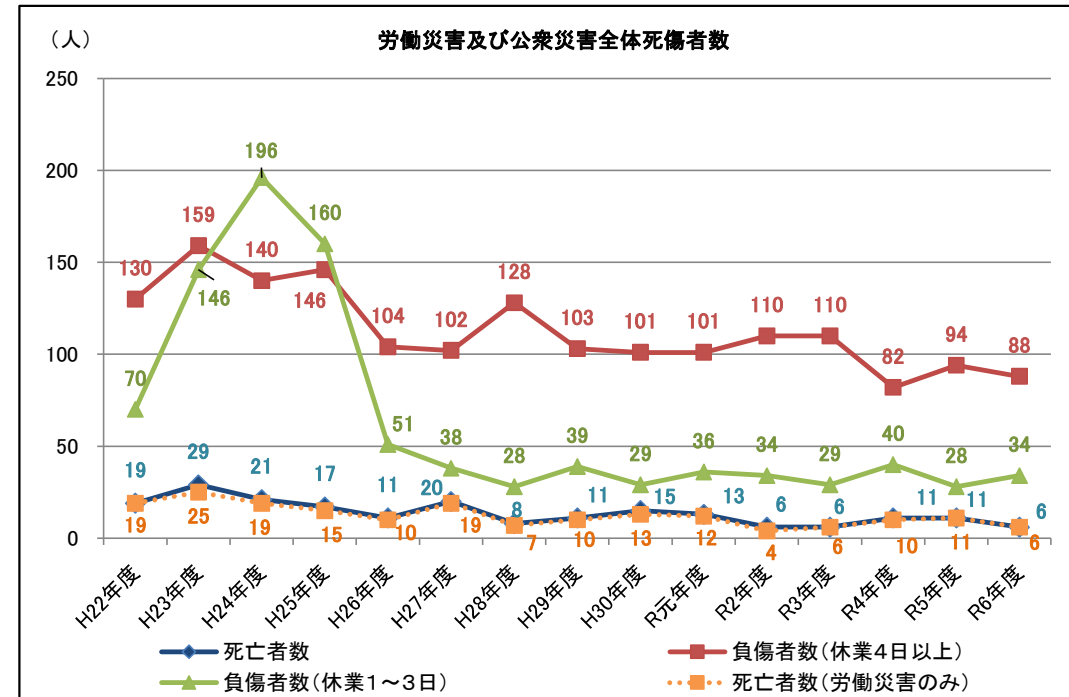


直轄工事における事故発生状況①（平成22年度～令和6年度）

工事事務発生件数(労働災害及び公衆災害) 平成22年度～令和6年度



死傷者数(労働災害及び公衆災害) 平成22年度～令和6年度

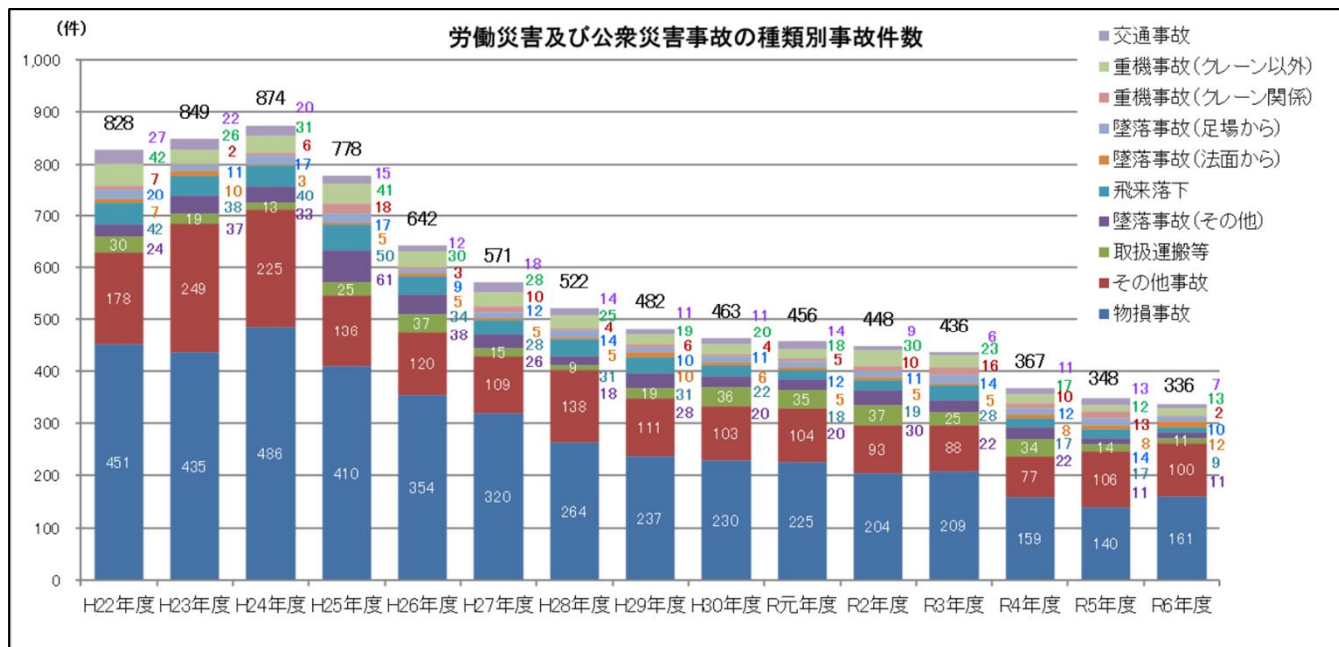


令和6年度の事故発生状況

- 労働災害及び公衆災害による事故発生件数は336件であり、H24年から12年間連続で減少傾向にある。
- 労働災害の事故発生件数は164件であり、昨年度より37件減少している。
- 公衆災害(物損)の事故発生件数は161件であり、昨年度より21件増加した。
- 労働災害及び公衆災害による死亡者数は6人であり、昨年度から5件減少している。
- 負傷者数(休業4日以上)は88人であり、昨年度より6人減少している。
- 負傷者数(休業1～3日)は34人であり、昨年度より6人増加した。

直轄工事における事故発生状況②（平成22年度～令和6年度）

事故発生件数 平成22年度～令和6年度



[事故発生件数 前年度との比較]

【重機事故】

○ クレーン以外は12件から13件に**増加**し、クレーン関係は13件から2件と**減少**した。

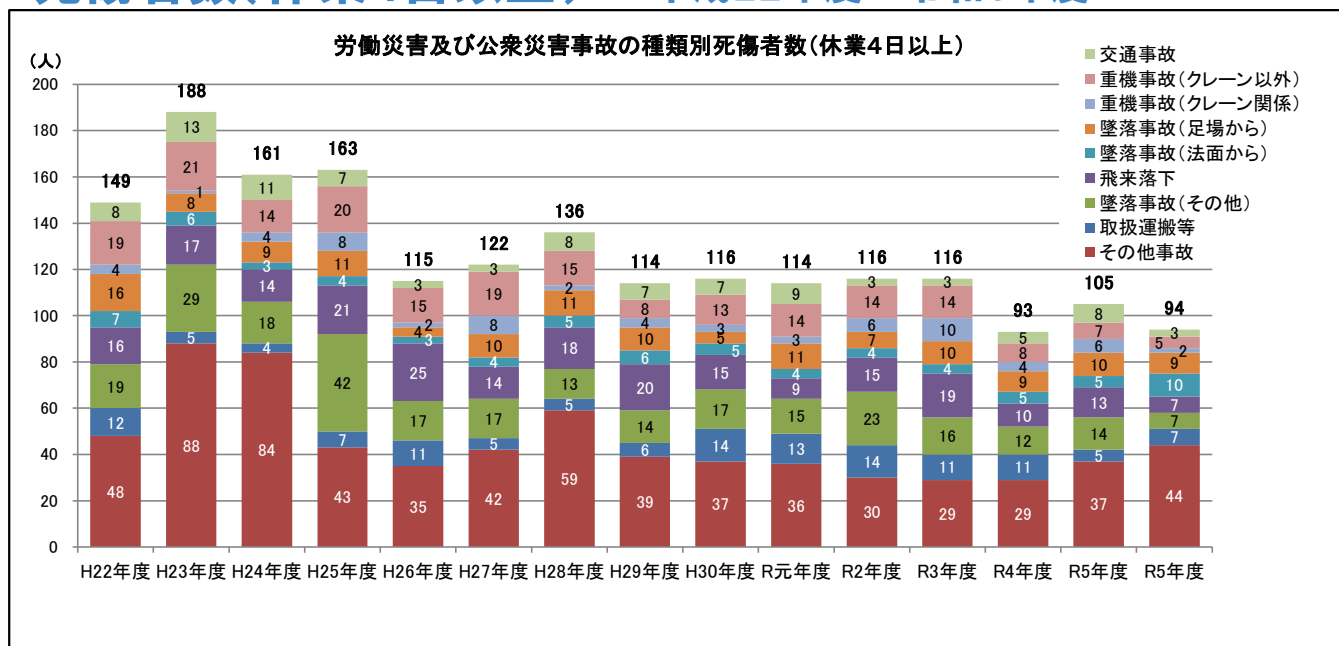
【墜落事故】

○ 足場からの墜落は、14件から10件に**減少**し、法面からの墜落は8件から12件に**増加**した。

【飛来落下】

○ 14件から9件に**減少**した。

死傷者数(休業4日以上) 平成22年度～令和6年度



[死傷者数(休業4日以上) 前年度との比較]

【重機事故】

○ クレーン以外は7人から5人に**減少**し、クレーン関係は6人から2人と**減少**した。

【墜落事故】

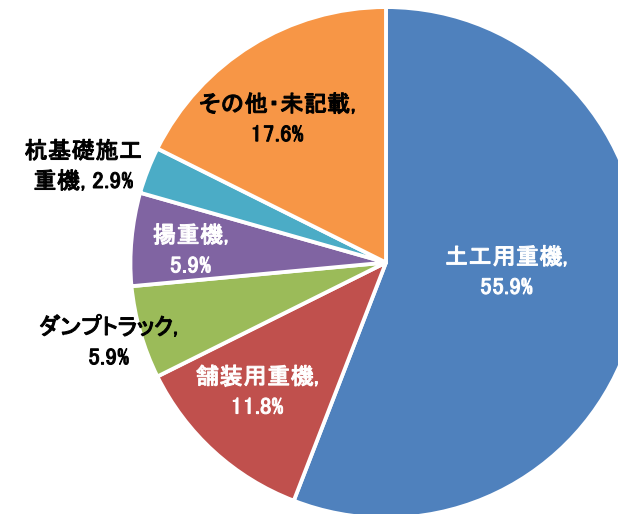
○ 足場は**昨年度と同程度**となり、法面は5人から10人に**増加**した。

【飛来落下】

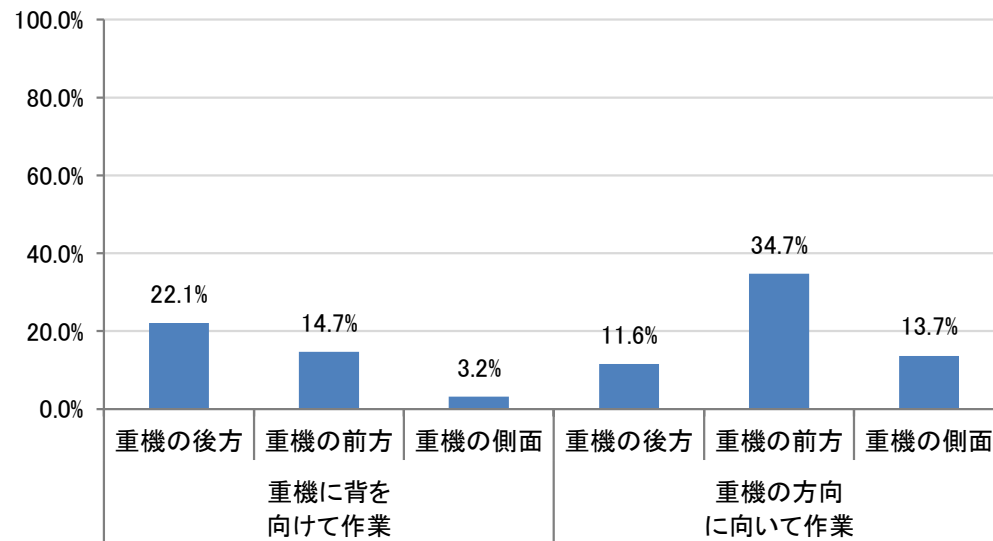
○ 13人から7人となり、今年度は**減少**した。

重機事故のデータ分析①(令和2年度～令和6年度SASデータより)

重機名称	事故件数 (件)	割合 (%)
土工用重機	19	55.9%
舗装用重機	4	11.8%
ダンプトラック	2	5.9%
揚重機	2	5.9%
杭基礎施工重機	1	2.9%
その他・未記載	6	17.6%
計	34	100.0%



重機の種類別事故発生状況(令和6年度)



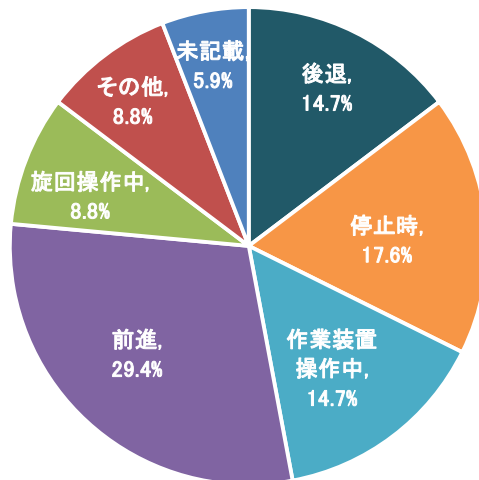
被災者と重機の位置関係(令和2年度～令和6年度)

[重機事故の内訳]

- 重機事故の内訳として、土工用重機（バックホウ等）による事故の割合が55.9%と最も多い。（令和6年度）
- 被災者と重機の位置関係では、「重機の方角」と「重機の後方」での事故が多く、重機の誘導や合図確認が確実に行われていないことが原因と考えられる。

重機事故のデータ分析②(令和2年度～令和6年度SASデータより)

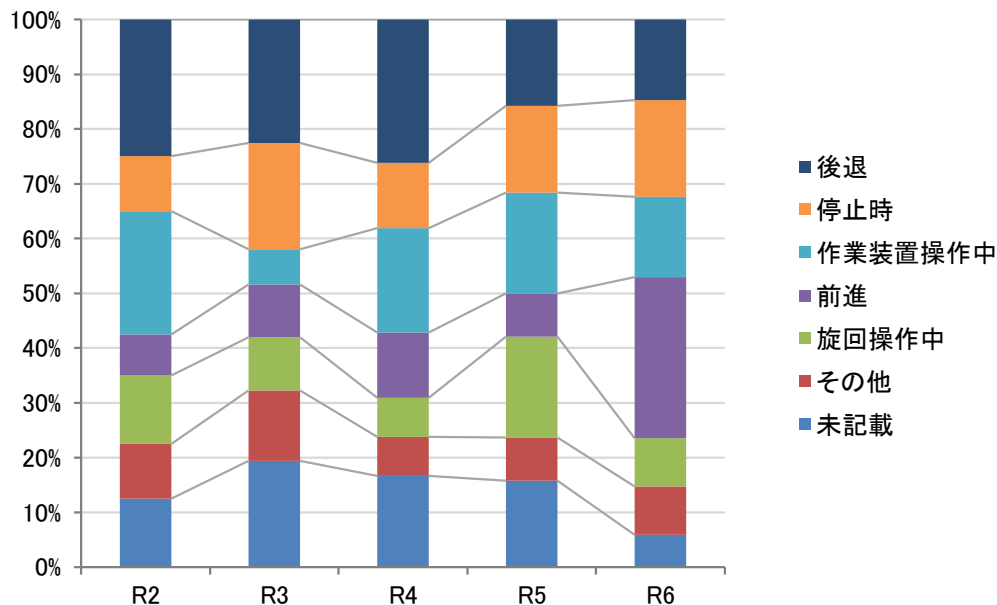
動作状況	事故件数 (件)	割合 (%)
後退	5	14.7%
停止時	6	17.6%
作業装置操作中	5	14.7%
前進	10	29.4%
旋回操作中	3	8.8%
その他	3	8.8%
未記載	2	5.9%
計	34	100.0%



[事故発生時の重機の動作状況]

- 重機の動作状況別の事故件数において、「前進」や「停止時」や「作業装置操作中」や「後退」の事故発生比率が大きく、過去5年間の推移では「前進」の割合が増加傾向がある。
- 作業装置操作中や旋回作業中に発生した災害については、重機稼働中の人払いが徹底されていないことが原因と考えられる。

重機の動作状況別事故発生状況(令和6年度)



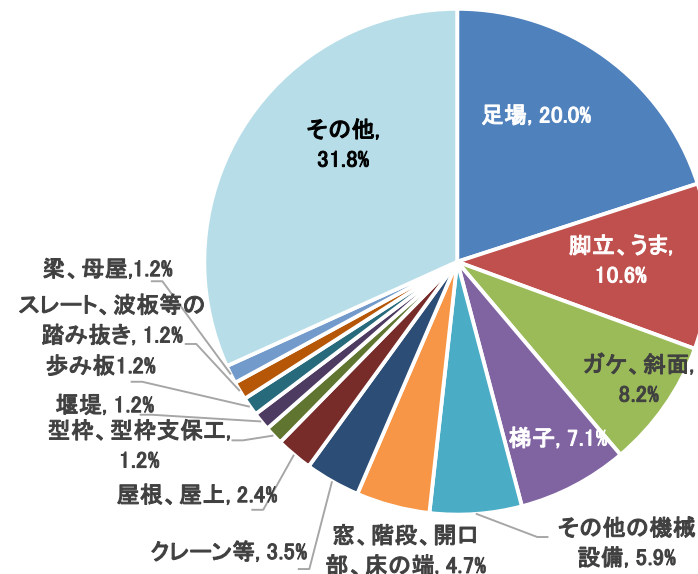
重機の動作状況別事故発生状況
(令和2年度～令和6年度)

[重機事故の対策]

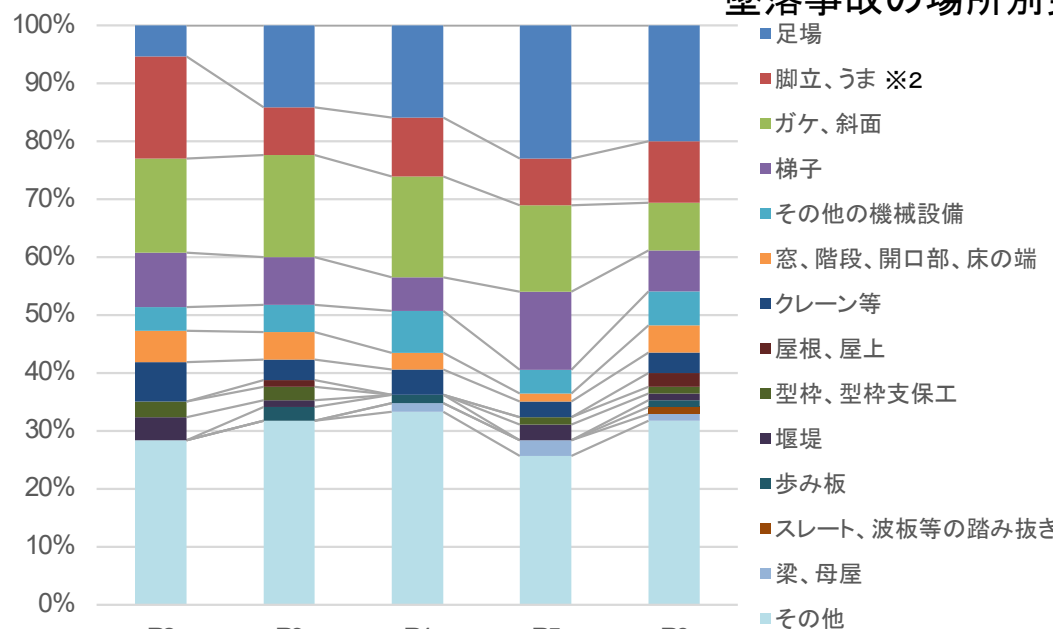
- 重機作業エリアの立入禁止措置を講じること。
- 重機の付近で作業員による作業が必要となる場合は、事前に合図方法を定め、合図者を配置する。
- 重機が移動する際は誘導者の配置を徹底し、重機運転者から見えやすい位置で明確な誘導を行う。
- 重機の運転者ではない作業員を重機の運転席に寄せ、死角の確認などの危険体験教育を実施することも有効である。
- 「安全の見える・聞こえる化」の推進として、作業員への注意喚起やICT技術による接触防止システムの普及推進も重要である。

墜落事故のデータ分析①(令和2年度～令和6年度SASデータより)

場所	事故件数 (件)	割合 (%)
足場	17	20.0%
脚立、うま ※2	9	10.6%
ガケ、斜面	7	8.2%
梯子	6	7.1%
その他の機械設備	5	5.9%
窓、階段、開口部、床の端	4	4.7%
クレーン等	3	3.5%
屋根、屋上	2	2.4%
型枠、型枠支保工	1	1.2%
堰堤	1	1.2%
歩み板	1	1.2%
スレート、波板等の踏み抜き	1	1.2%
梁、母屋	1	1.2%
その他	27	31.8%
計	85	100.0%



墜落事故の場所別発生割合(令和6年度)



墜落事故の場所別事故件数の推移
(令和2年度～令和6年度)

[墜落事故の場所別発生割合の内訳]

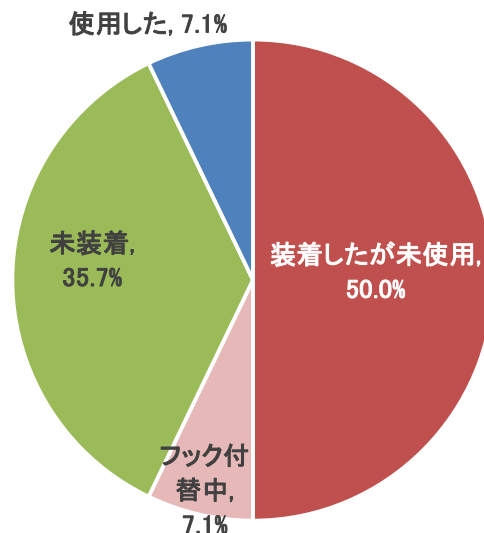
- 最も多いのは「足場から」の20.0%であり、次に「脚立、うまから」「ガケ※1、斜面から」「梯子から」の順番が多い。(R6年度)
- 過去5年間の推移をみると、令和5年度で割合が増加していた「足場」からの墜落が減少傾向にある。

※1 類似表現(ガケ、崖、がけ等)を総称してガケと表記してます。

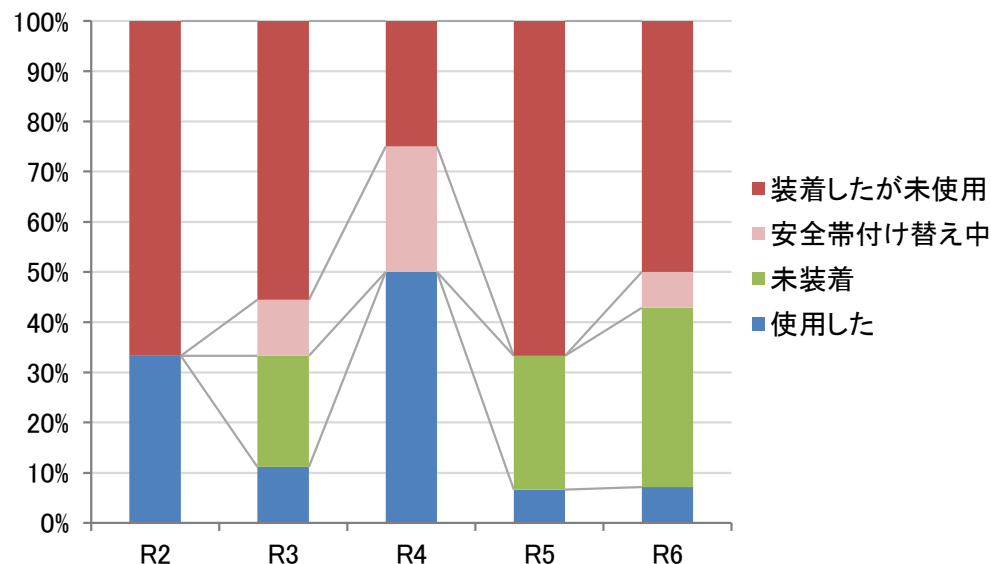
※2 類似表現(うま、馬、作業台等)を総称してうまと表記してます。

墜落事故のデータ分析②(令和2年度～令和6年度SASデータより)

安全帯使用状況	使用の有無	事故件数(件)	割合(%)
装着したが未使用	無	7	50.0%
フック付替中		1	7.1%
未装着		5	35.7%
使用した	有	1	7.1%
計		14	100.0%



保護具使用状況別事故件数(令和6年度)



保護具使用状況別事故件数の推移
(令和2年度～令和6年度)

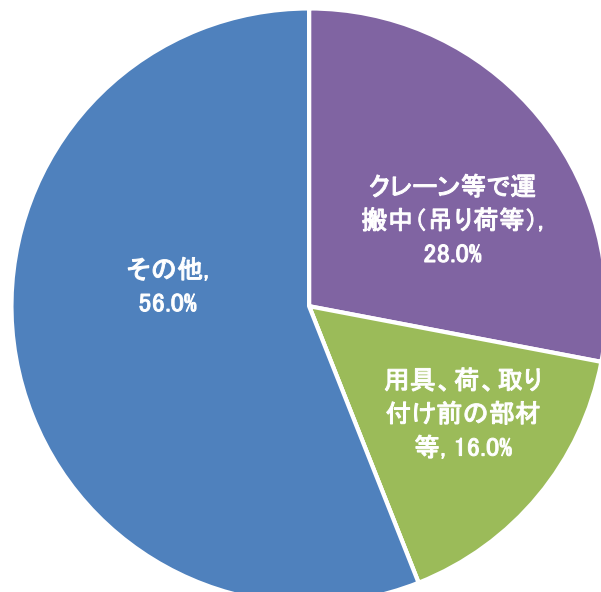
[事故発生時の保護具使用状況]

- 「足場から」の墜落事故における保護具使用状況は、「装着したが未使用」と「未装着」を合わせた、**実質使用していないケースが92%を超え**、安全帯を使用した被災した割合は約7%であった。
- 過去5年間の推移では、**安全帯を装着したが未使用のため事故が発生した**ケースの割合が大きくなっている。例としては、高所作業車デッキから歩廊に移動する際にフックを掛けなかったために墜落した事例がみられた。

[墜落事故の対策]

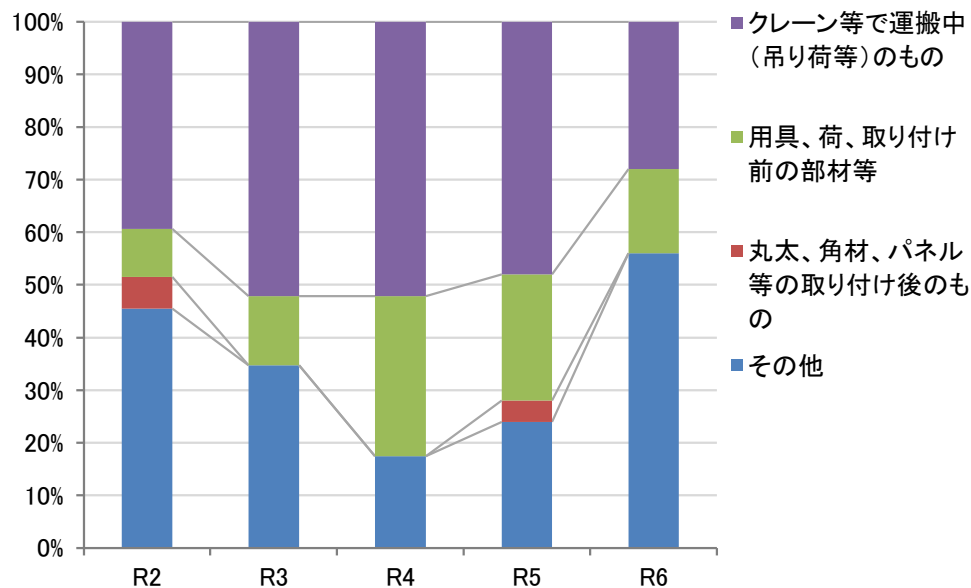
- 高さ2m以上の作業床を設けることができない箇所で作業を行う場合は、**安全帯の取付設備を適切な場所に設け、その設置場所および使用方法を関係者に周知**する。
- **5mを超える高さではフルハーネス型を使用**する。5m以下では条件に適合する胴ベルト型を使用することができる。(フルハーネス型は特別教育の受講が必要)
- フック掛け替え時は、**2丁掛け**を徹底すること。
- 可搬式作業台で1.5mを超えるものは、**手かかり棒、作業床周りに感知バー**のあるものを使用する。

飛来・落下事故のデータ分析(令和2年度～令和6年度SASデータより)



[飛来・落下事故の内訳]

- 最も多いのは、「クレーン等で運搬中(吊り荷等)」の 28.0%であり、続いて「用具、荷、取り付け前の部材等」となっている。
- 過去5年間の推移をみると、上記の2項目はともに過半数を占めていたが、全体に占める割合は減少傾向にある。
- 共通している原因として、「吊り荷の下に入る」、「上下作業を行っている」、「作業手順を無視して近道行為を行っている」などがみられた。



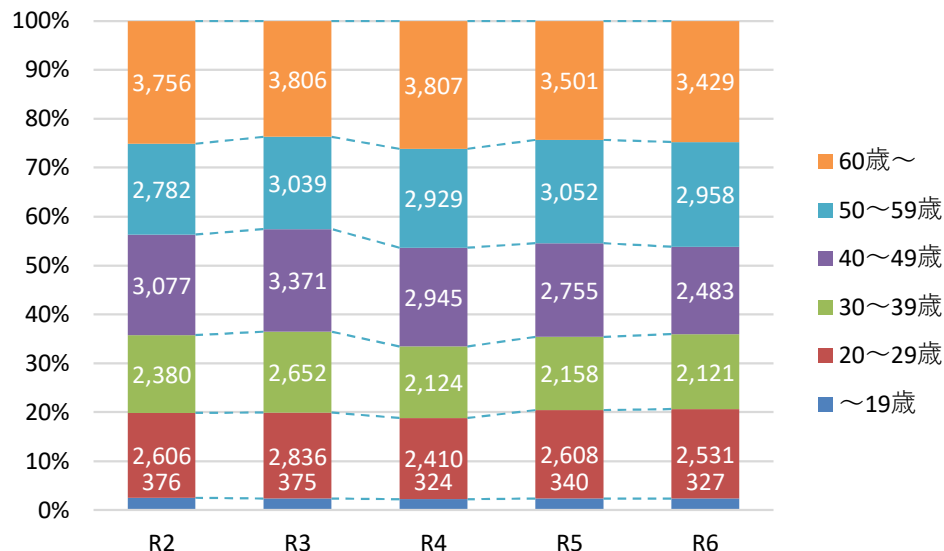
事故種類別の事故発生割合の推移
(令和2年度～令和6年度)

[飛来・落下事故対策]

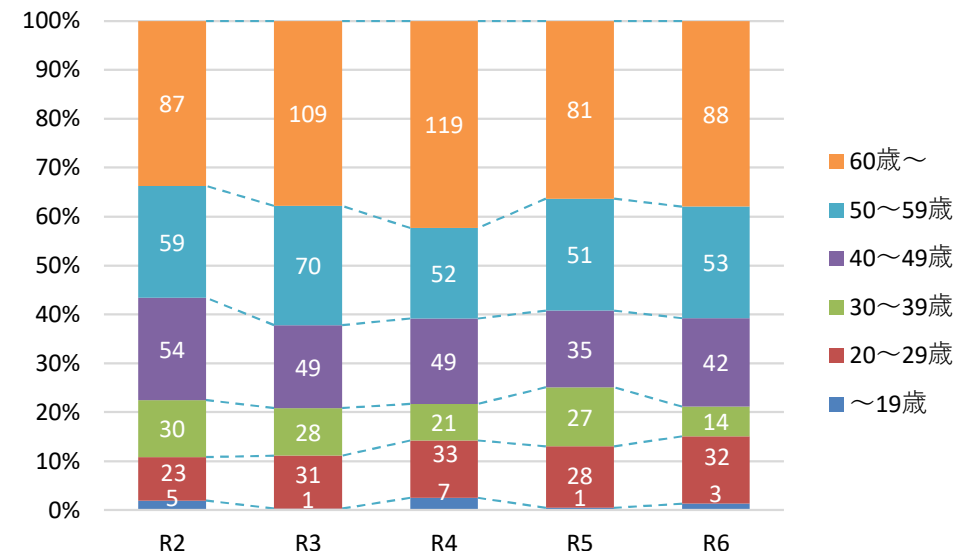
- 「吊荷の下に入らない」「上下作業禁止」「作業手順の遵守」という 基本的な安全対策を強化することが必要である。
- 材料等が落下するおそれのある箇所には、作業床の端に高さ10cm以上の幅木を設置し、落下を防止する。
- 作業の性質上、やむを得ず上下作業を行う場合は、作業間の 合図・連絡調整を徹底させるとともに、部材等が落下しないように 吊り袋など適切な用具を使用する。

年齢別の死傷者数の推移(令和2年～令和6年)

建設業における年齢階層別死傷者数の推移



建設業における年齢階層別死亡者数の推移



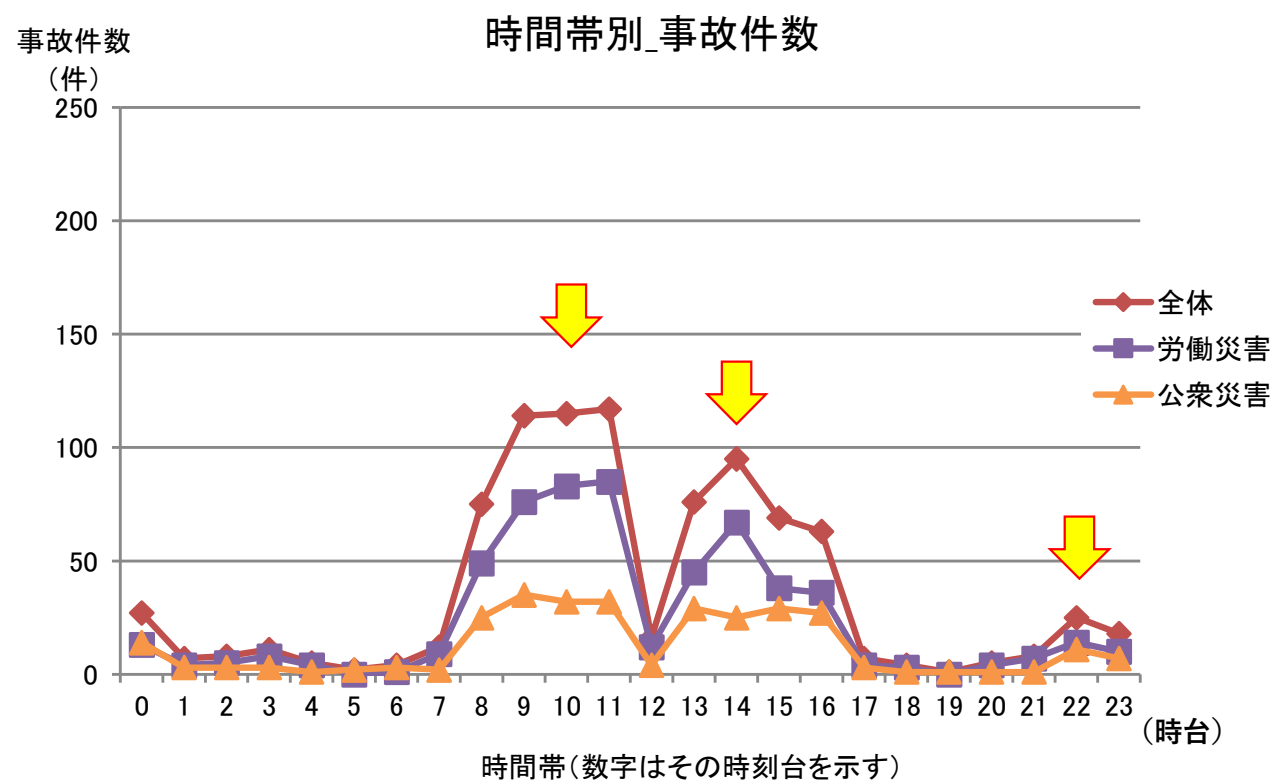
[出典:厚生労働省 労働災害統計「労働者死傷病報告」による死傷災害発生状況(令和2年～令和6年 確定値)]

○ 過去5年間の年齢別の死傷者数及び死亡者数の推移は以下の通りである

- ・ **死傷者数が最も多いのは60歳以上**である。
- ・ 死傷者数全体の推移としては、近年減少傾向を示している。
- ・ **死亡者数も60歳以上が最多**となっており、その下も高い年齢層の死亡者が多くなっている。



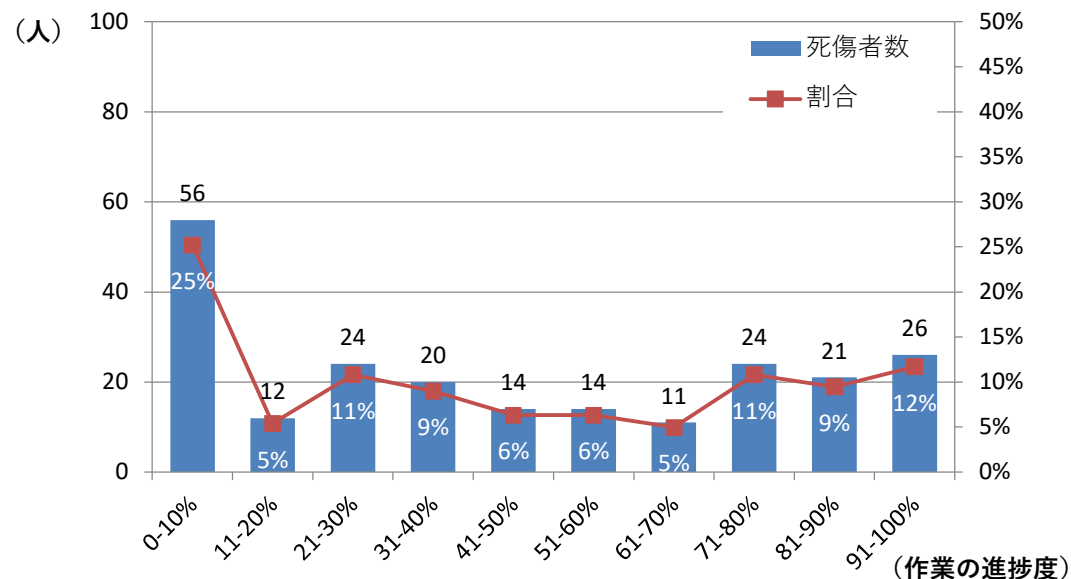
中高齢者の災害を防止するため、段差の解消や明示、通路の確保など**設備面の整備を進めること**や、**適切な人員配置を行うこと**が必要であると考えられる。



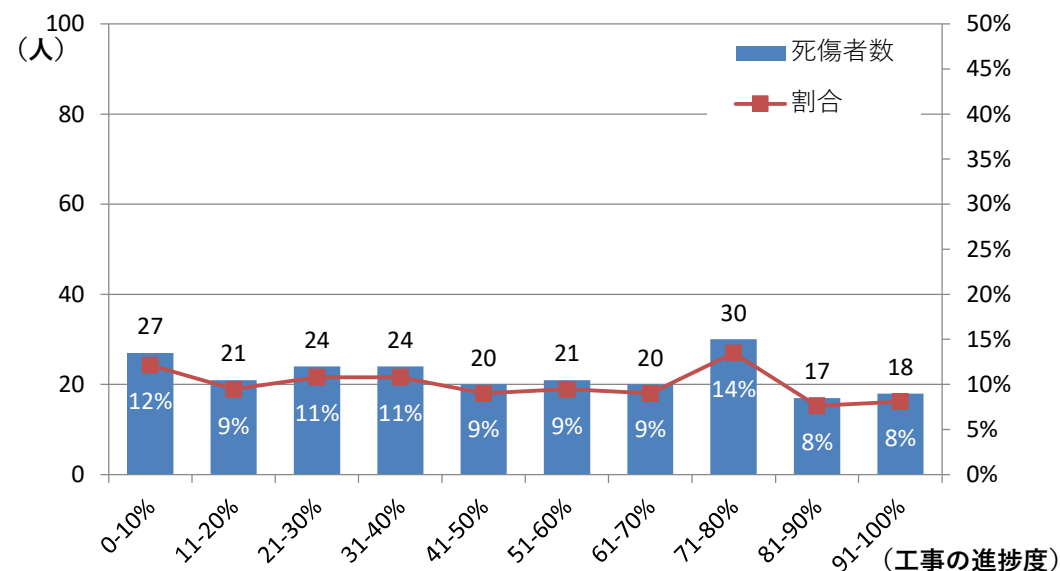
[時間帯別の傾向]

- 午前、特に11時台に事故発生のパークが出現し、午後は14時台に多くなる。
- 上記の傾向は労働災害、公衆災害に共通している。
- 夜間作業では、21時以降から増加し、22時台に小さなパークが出現している。

作業進捗度別の事故データ分析(令和2年度～令和6年度SASデータより)



作業進捗度別の事故について
(令和2年度～令和6年度)



工事進捗度別の事故について
(令和2年度～令和6年度)

[作業・工事進捗度別の傾向]

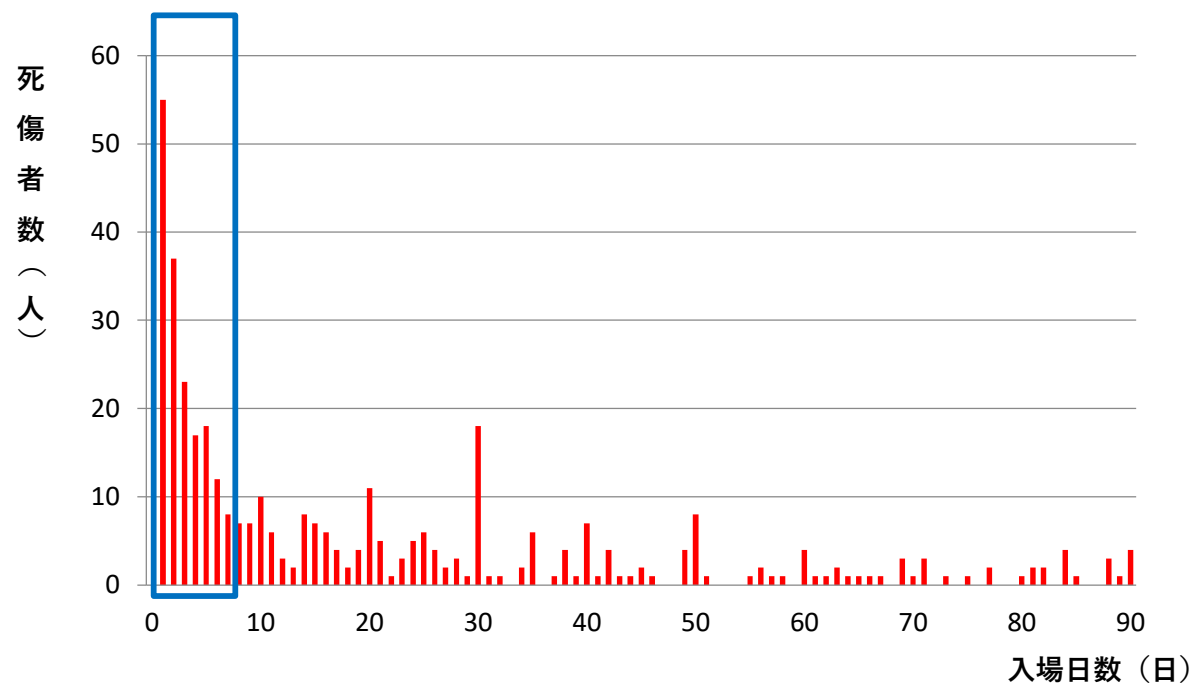
【作業進捗度別事故件数】

- 作業初期段階(0-10%)における事故件数が全体の25%を占めており、飛びぬけて多い。
- 作業の中盤(61-70%)にかけて件数は減少し、終期(91-100%)に向けて増加している傾向がある。

【工事の進捗度別事故件数】

- 際立った傾向はみられないが、工事の初期段階および終期段階の事故発生件数は比較的少なくなっている。

入場日別の事故データ分析(令和2年度～令和6年度SASデータより)



入場日数別の事故について(令和2年度～令和6年度)

[入場日別の傾向]

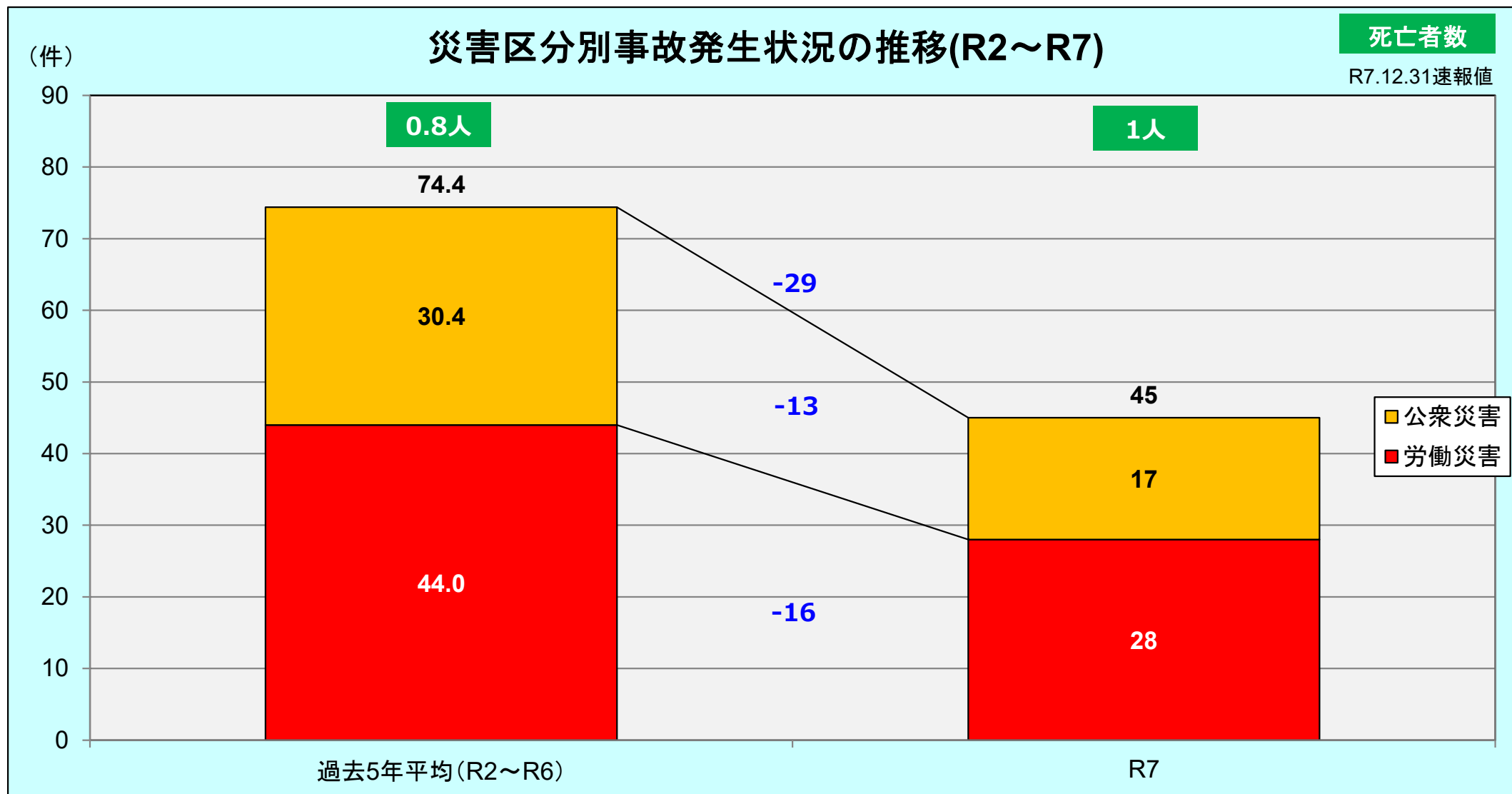
- グラフ上に青枠で示す入場1週間までの期間で、全体の約34%の事故が発生している。
- 特に初日の事故発生件数が突出している。

2. 北陸地整管内の事故発生状況

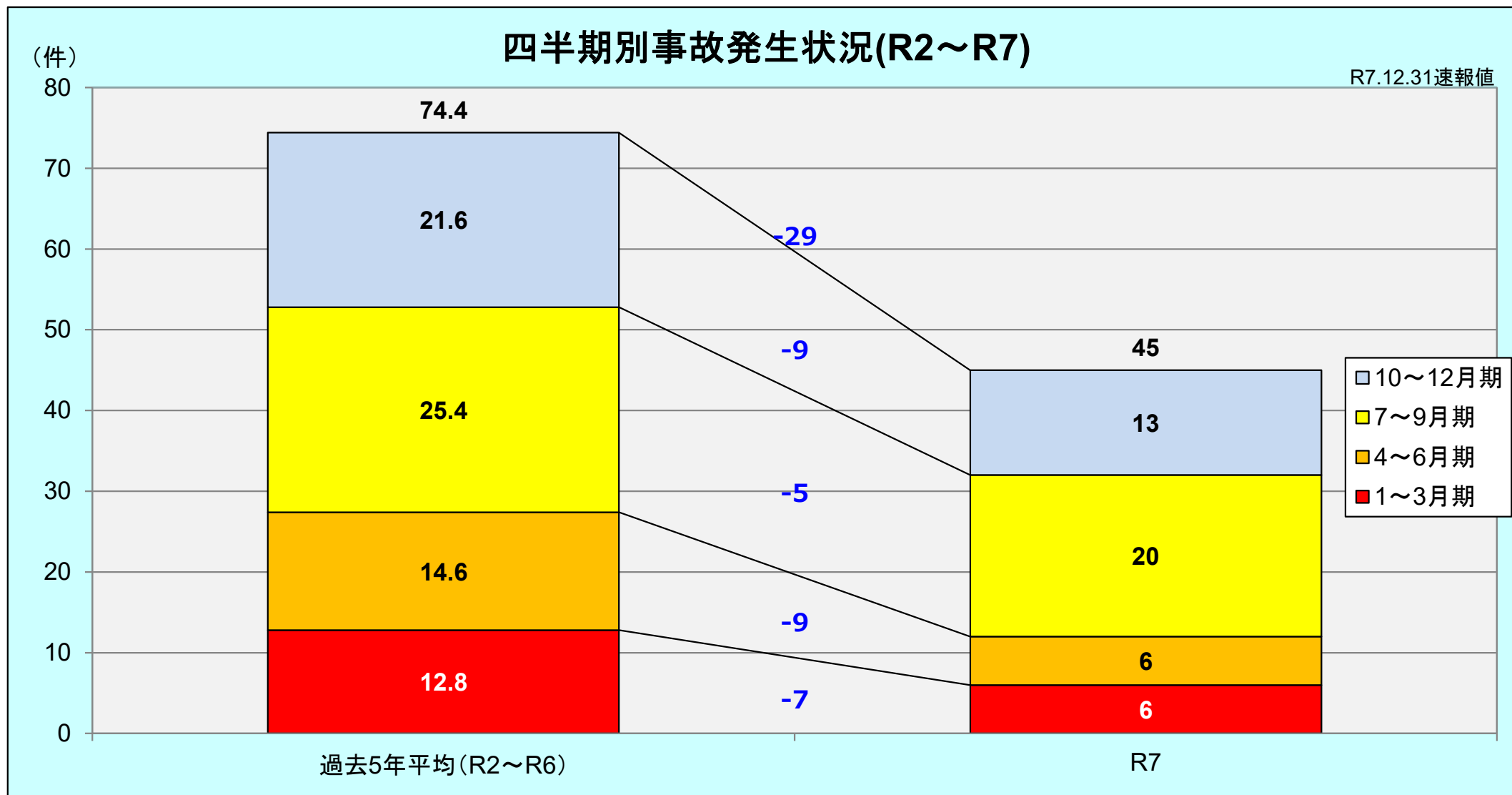
(令和7年1月～12月 速報値)

※ 数値については速報値であるため、今後変更となる場合があります。

- R7の12月までの事故件数は45件で過去5年平均から29件減少。死亡事故は1件発生。
- 労働災害が44.0件から28件と16件減少。
- 公衆災害が30.4件から17件と13件減少。



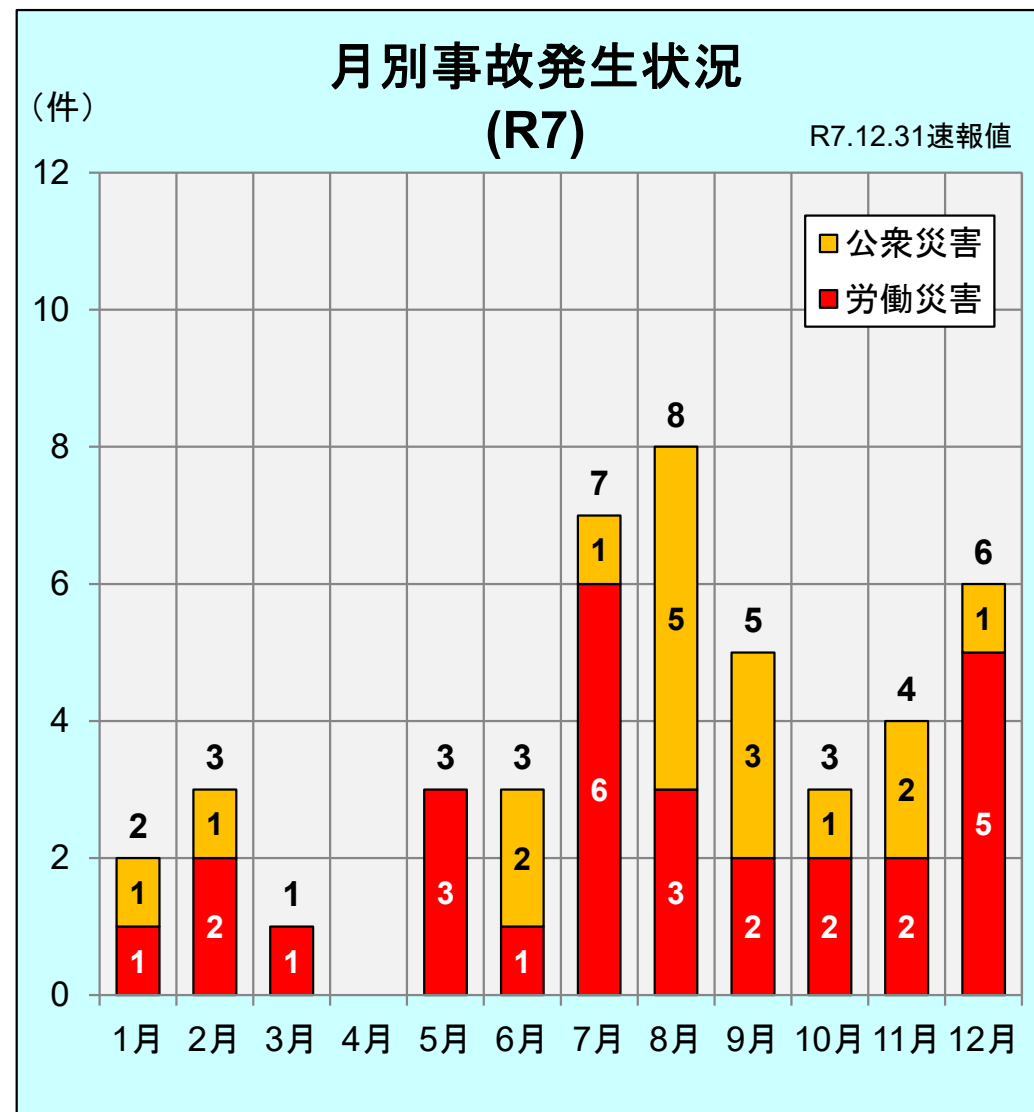
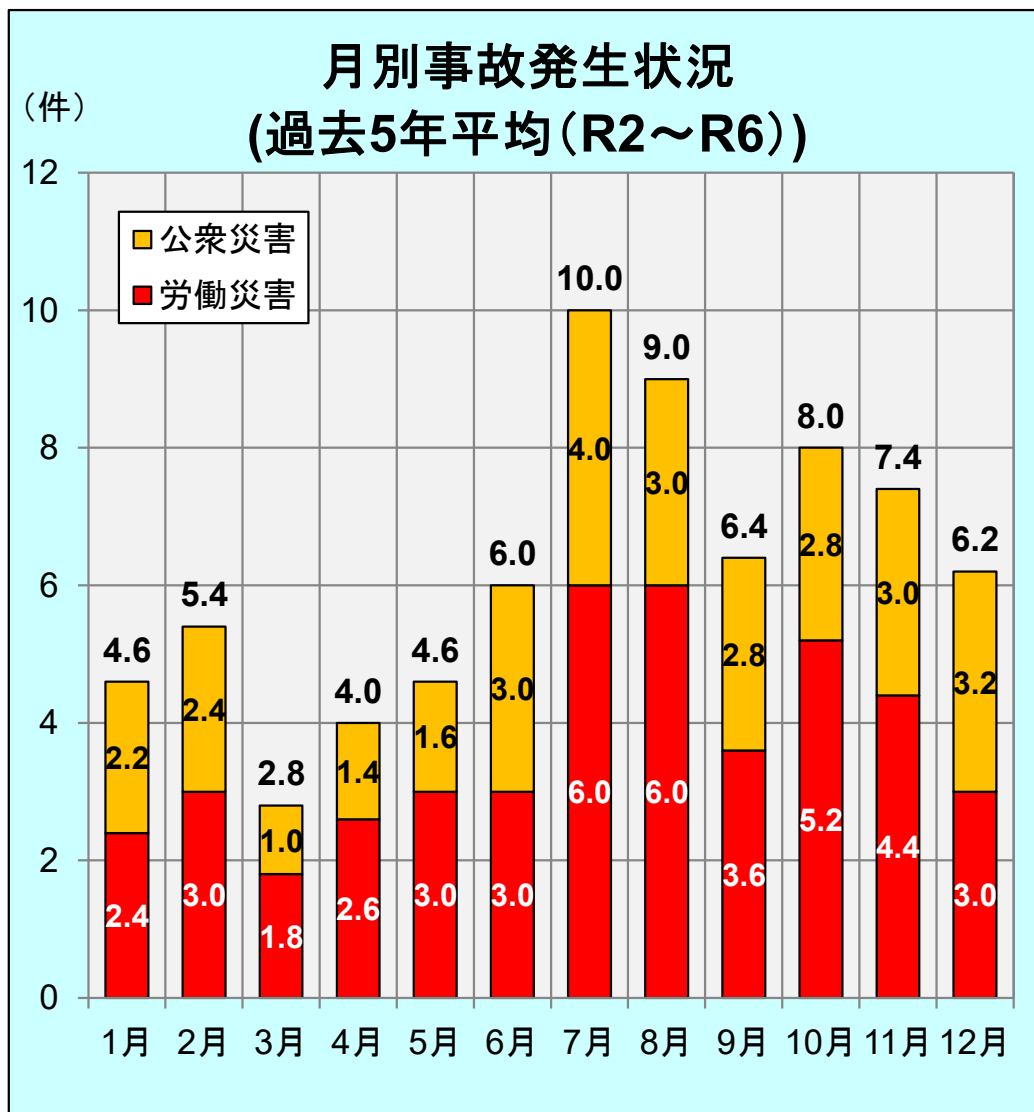
- 四半期別の事故件数は過去5年平均と比べ、全ての四半期で減少している。



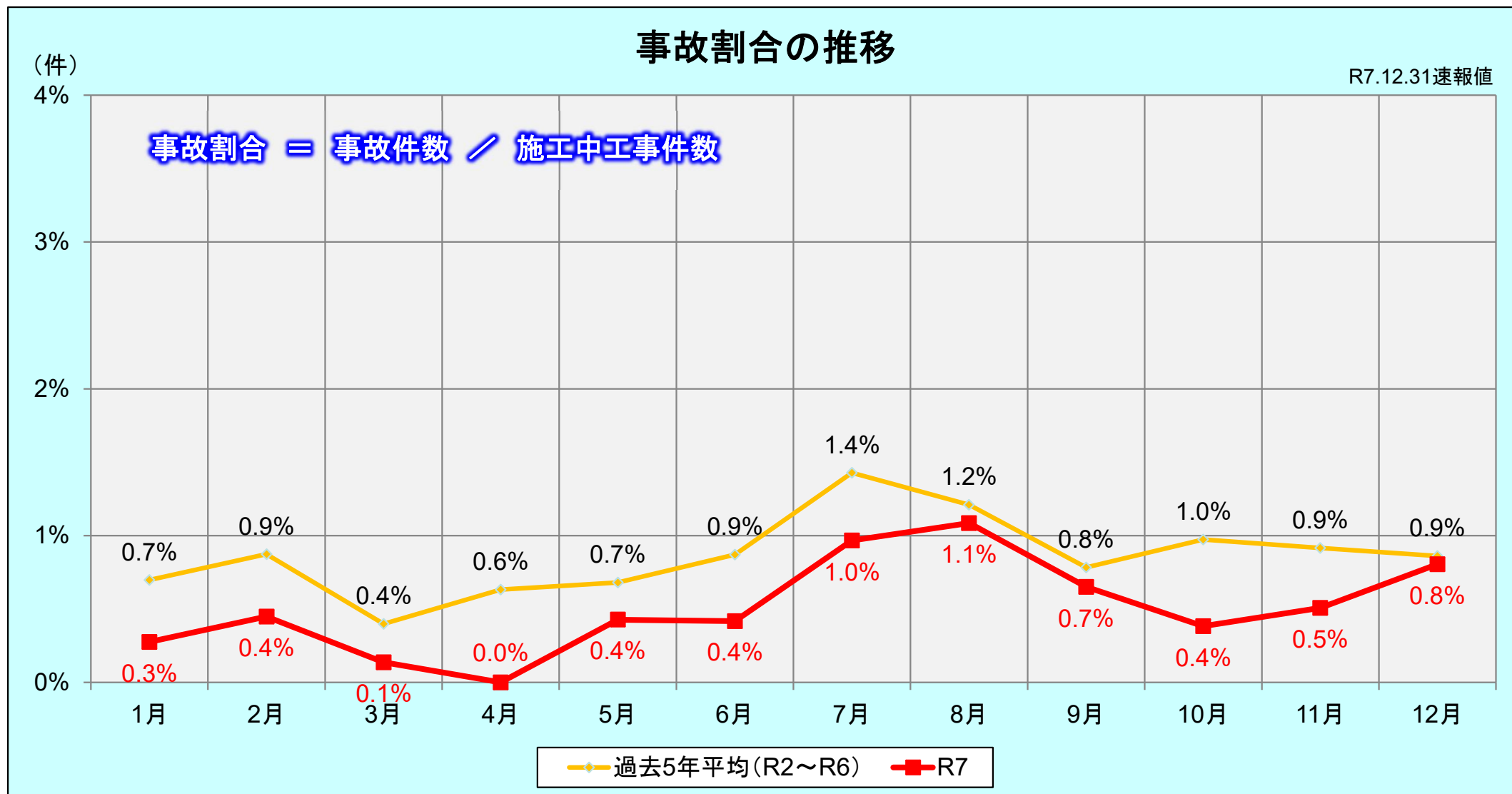
※数値は速報値であるため、今後変更となる場合があります。

※北陸地方整備局発注の直轄工事

- 月別の事故件数は、過去5年平均と比べ、ほぼすべての月で減少している。

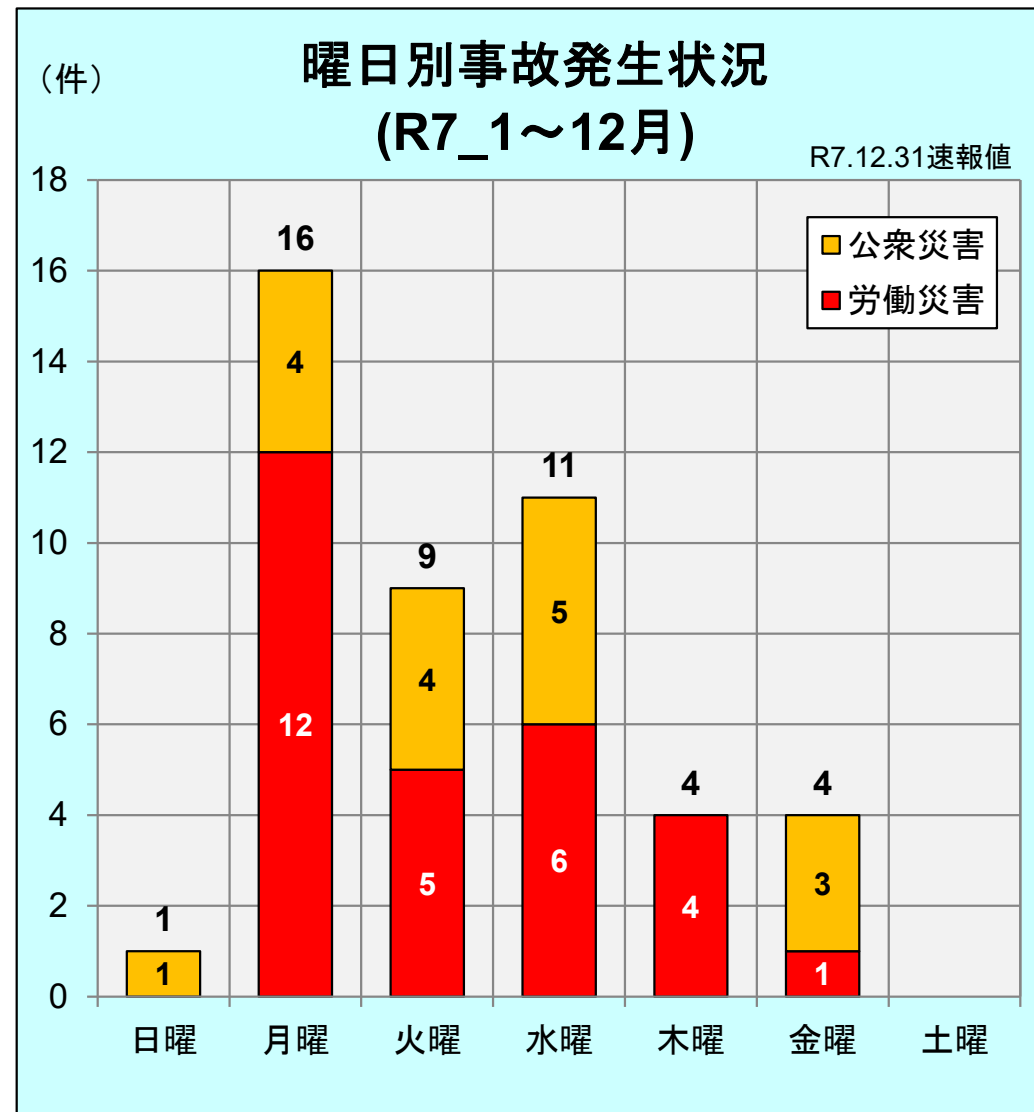
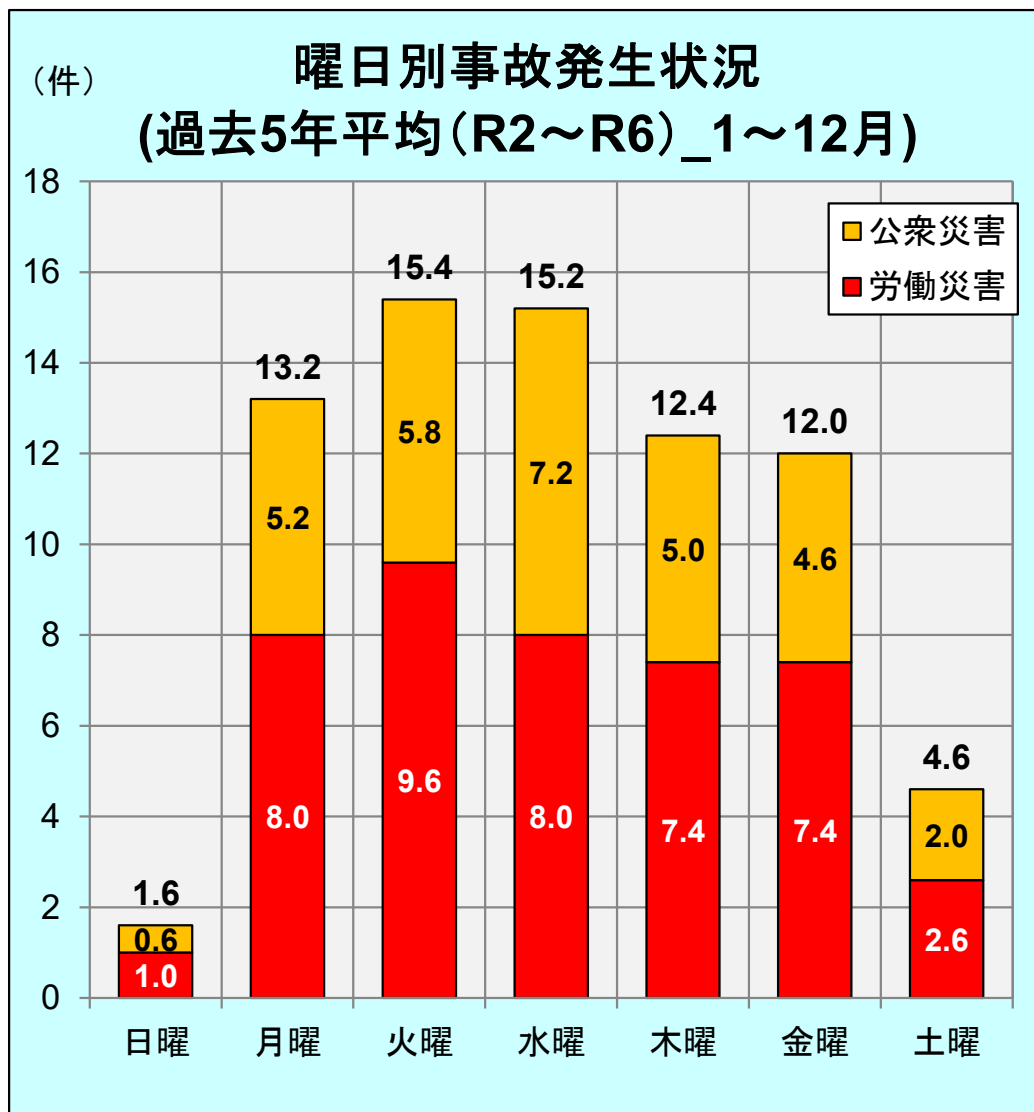


- 事故割合は過去5年平均と比べほぼすべての月で減少している。



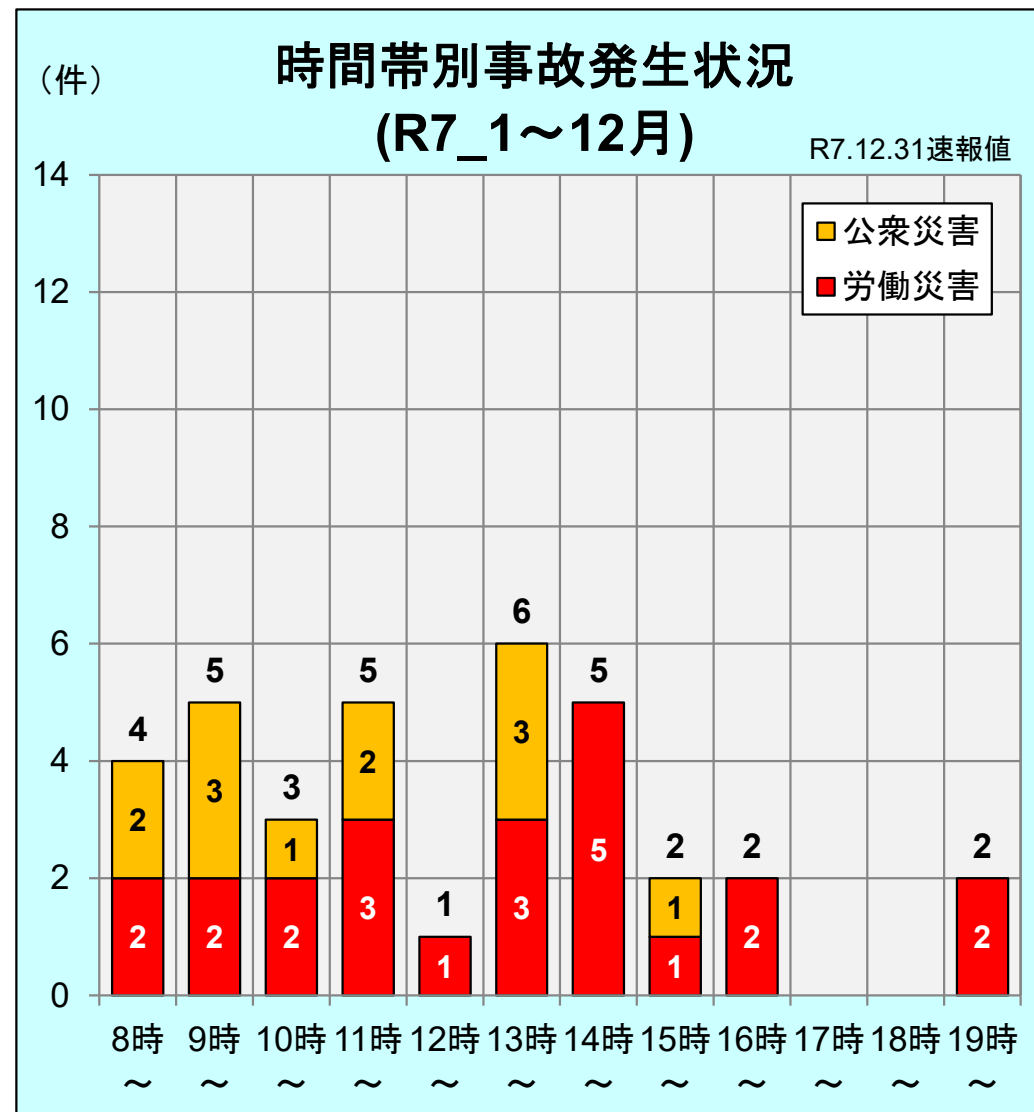
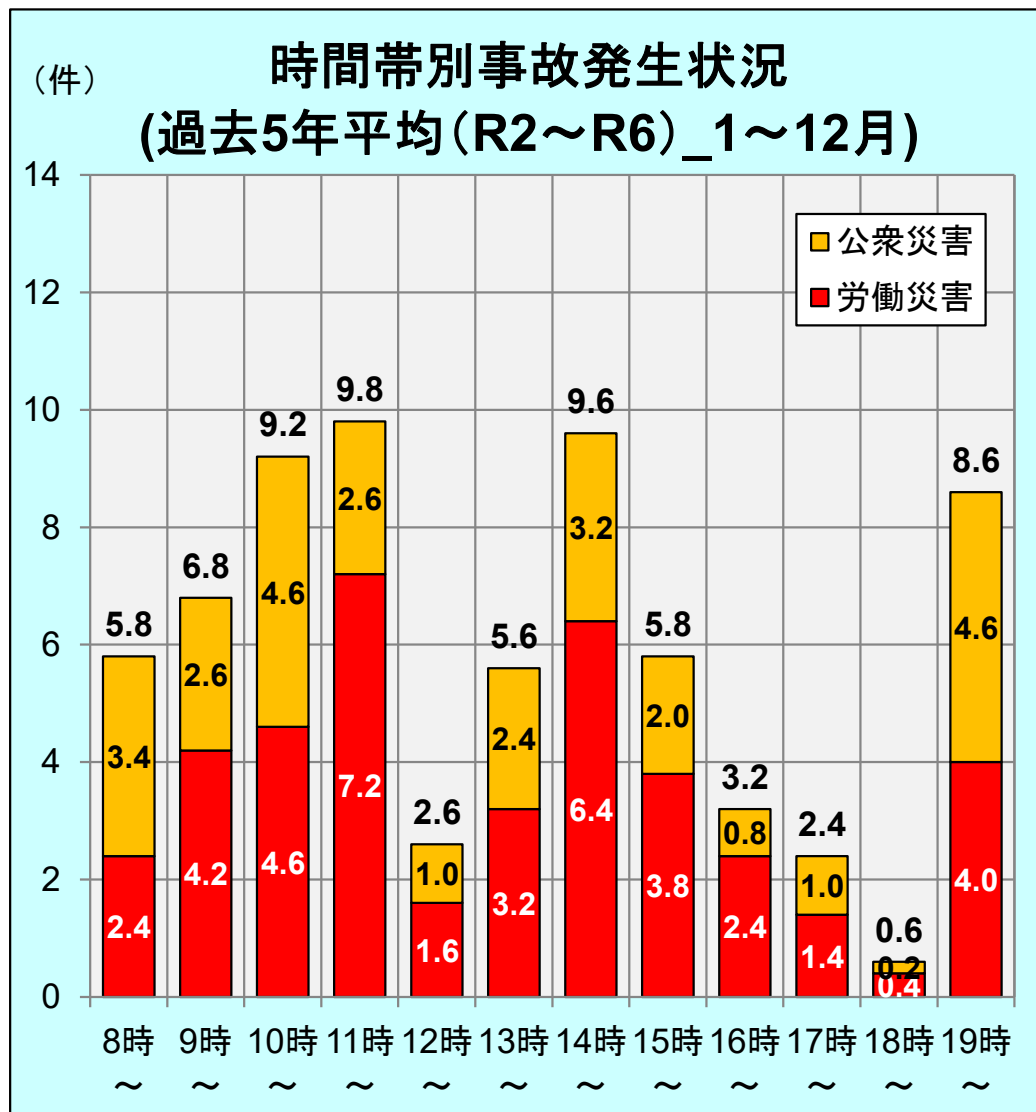
曜日別事故発生状況(1～12月)

- 曜日別のR7事故件数は月曜日が最も多く、次いで水曜日、火曜日が多い。
- 過去5年平均と比べると、月曜日が増えているが、他の曜日では減少している。



時間帯別事故発生状況(1～12月)

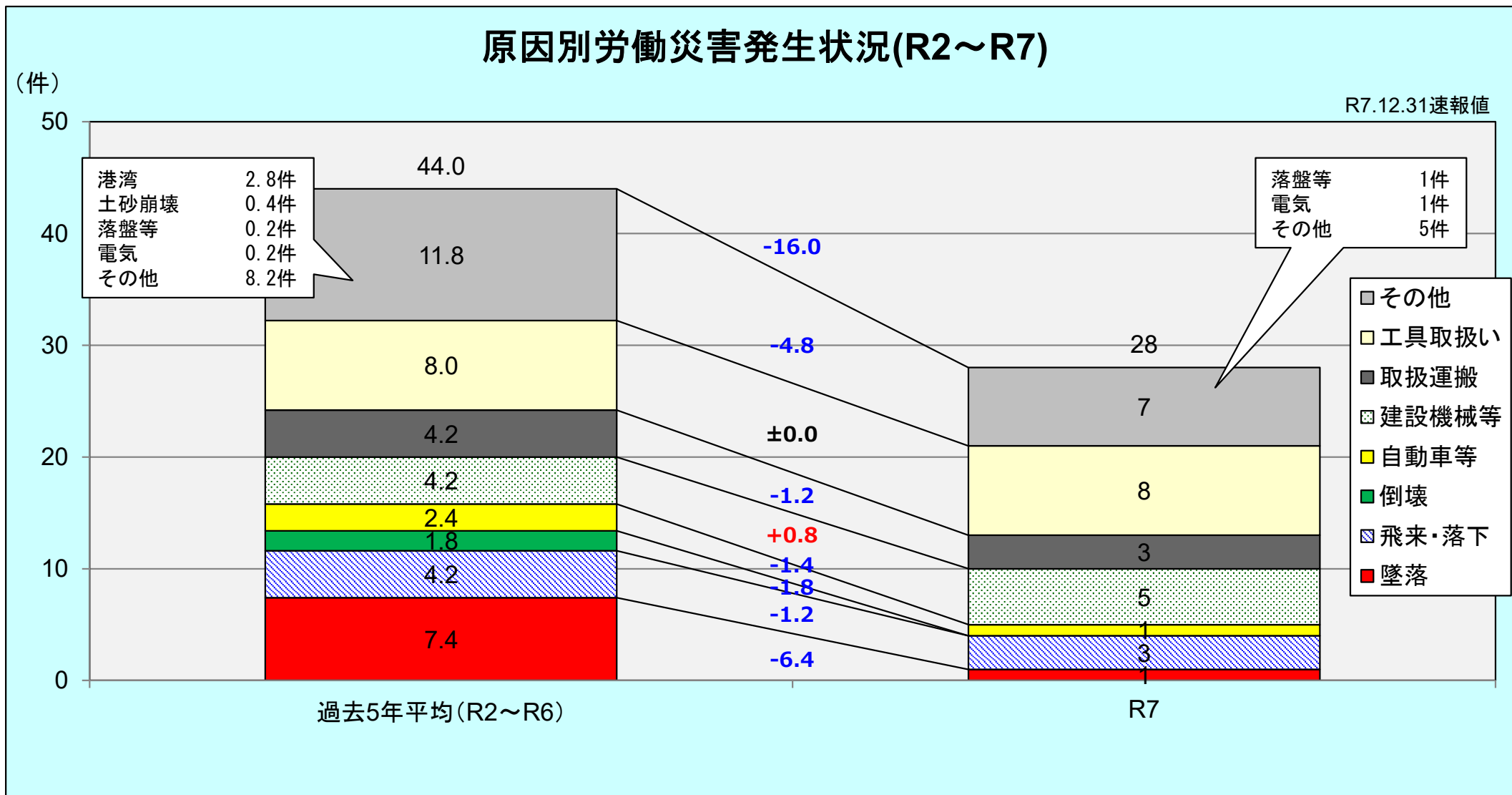
- 時間帯別のR7事故件数は13時台が最も多く、次いで9、11、14時台が多い。
- 過去5年平均と比べると、ほとんどの時間で減少している。



※時間不明16件

原因別労働災害発生状況

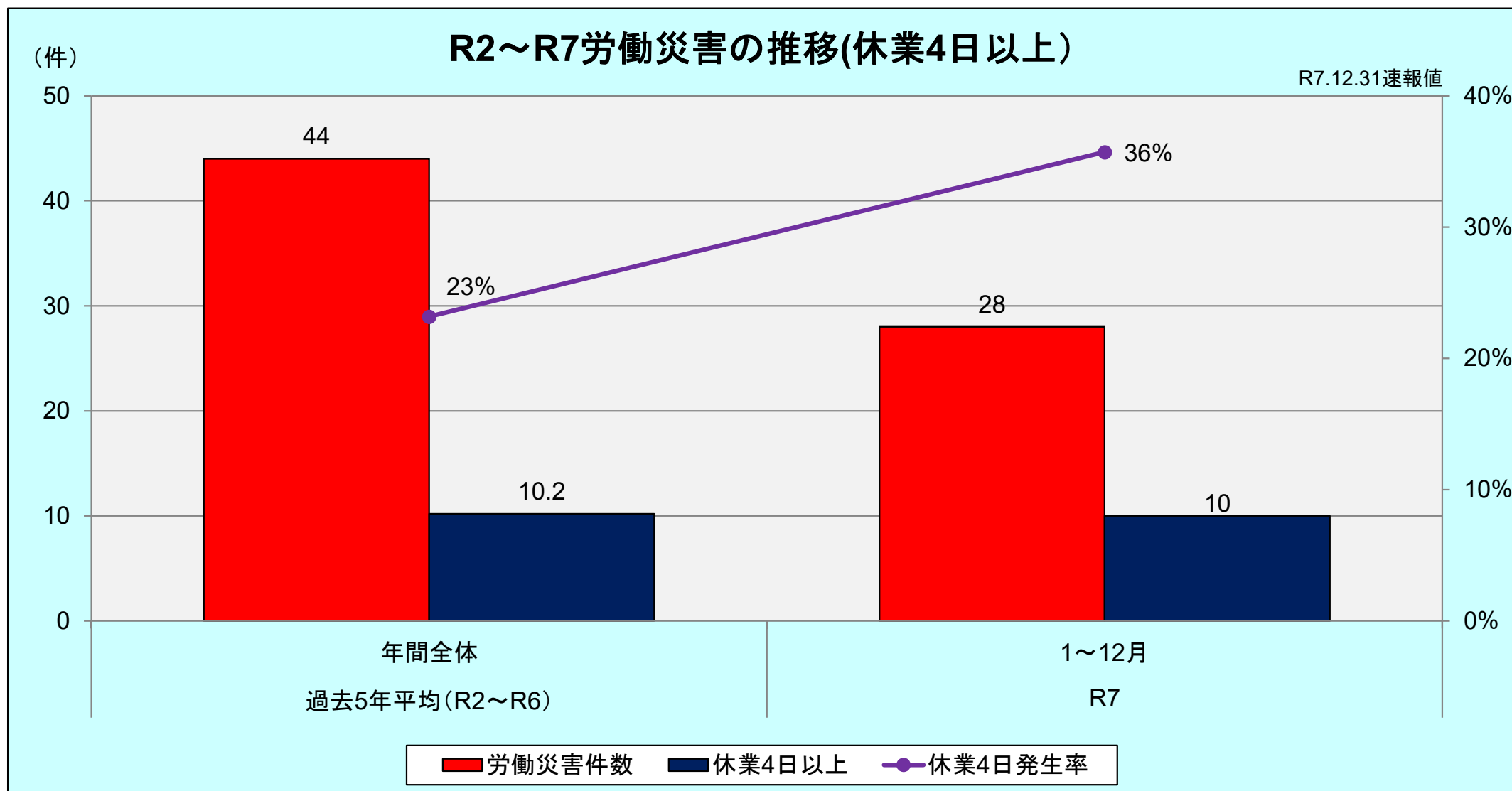
- R7の12月までの労働災害は28件で過去5年平均と比べ約16件減少。
- 労働災害の原因は、過去5年平均と比べるとほとんどの原因が減少。
- 特に墜落の減少が多い。



※その他: 土砂崩落・落盤・電気・爆発・港湾・その他事故 等

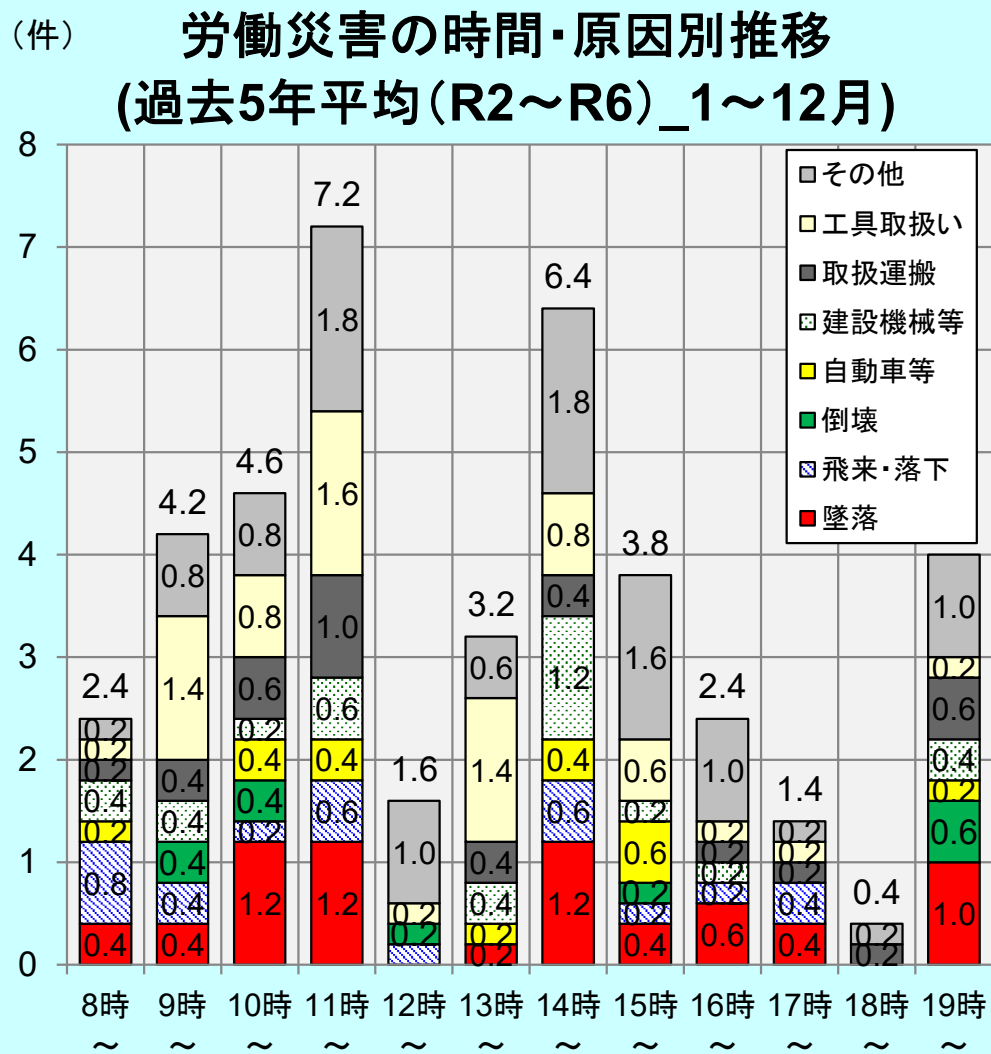
休業4日以上の事故発生状況

- R7の労働災害は28件のうち休業4日以上の重大事故は10件発生している。
- 過去5年平均と比べると重大事故の割合は23%から36%に増加している。

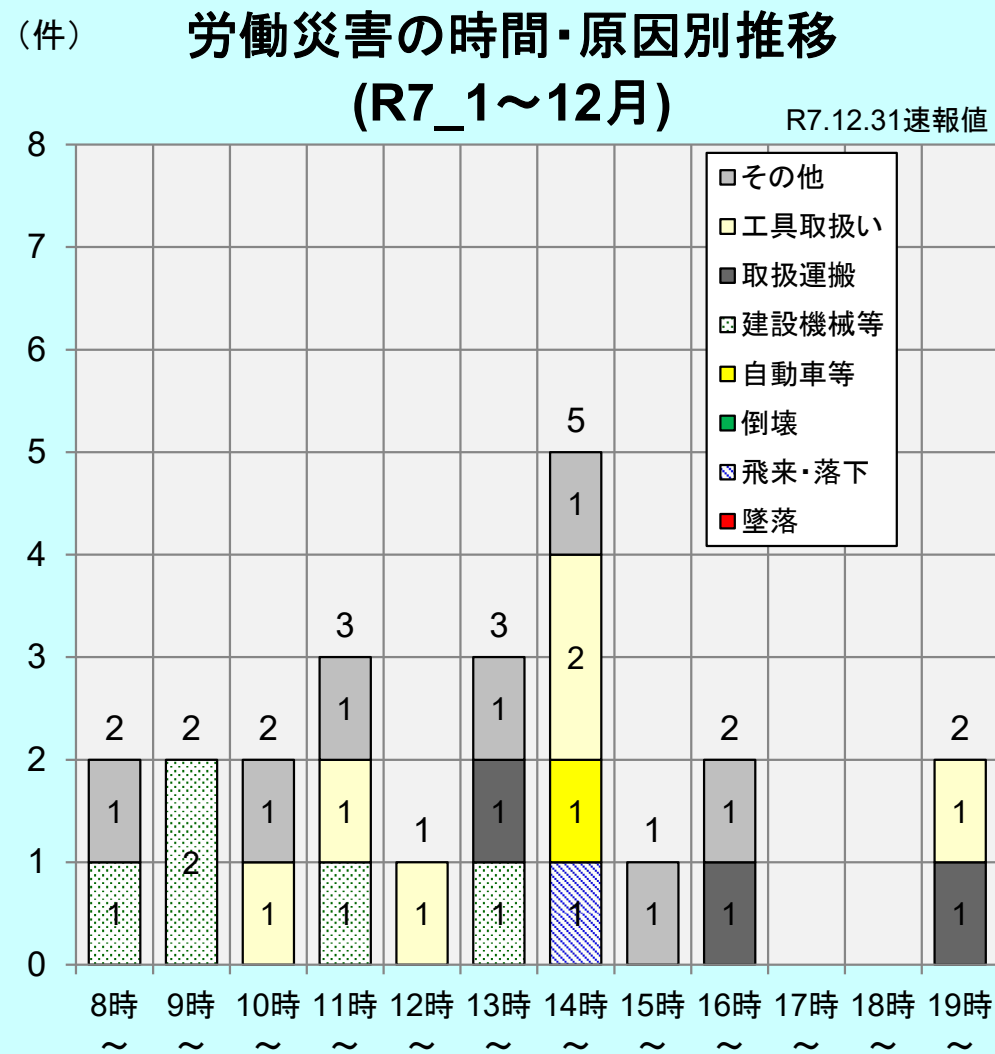


労働災害の時間帯・原因別推移(1～12月)

- 労働災害の時間帯別の発生状況は、過去5年平均では11時台や14時台が多い。
- R7は、14時台が最も多く、次いで11、13時台が多い。



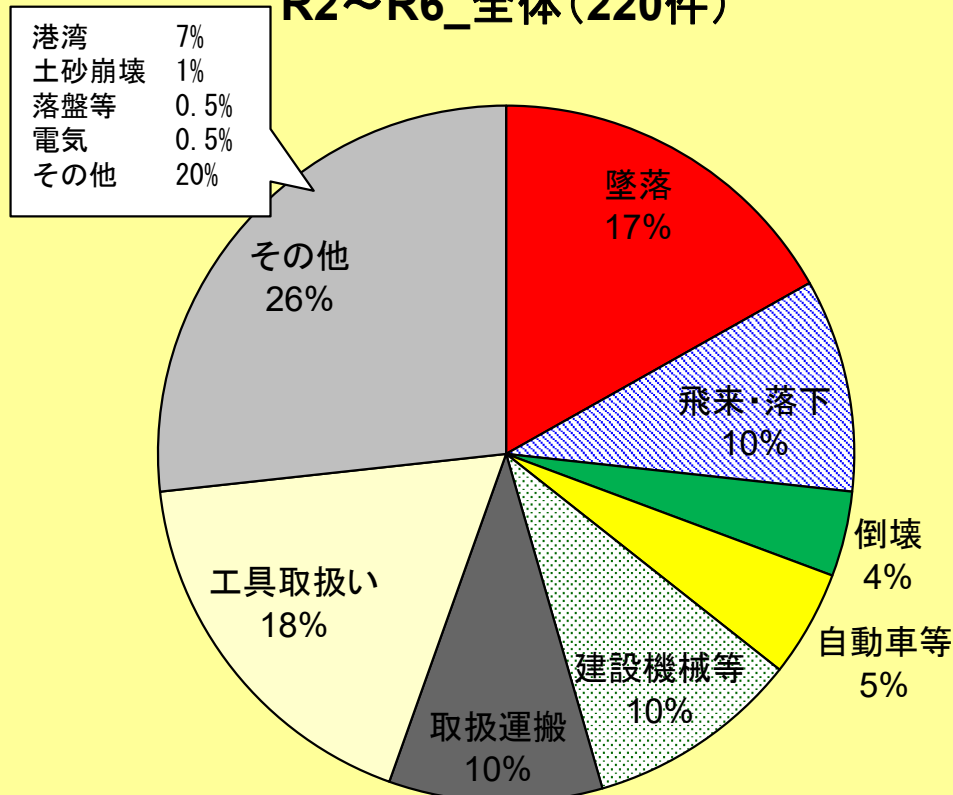
※その他:土砂崩落・落盤・電気・爆発・港湾・その他事故等



※時間不明9件

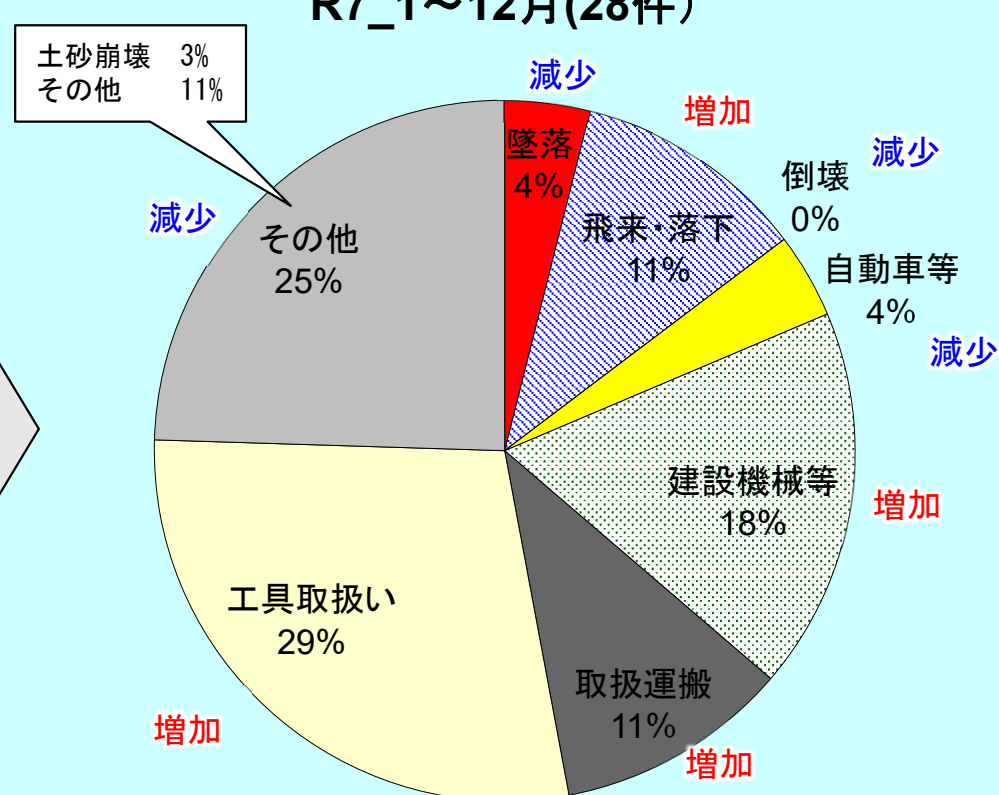
- 事故分類別の発生割合をR2～R6とR7で比較すると、
飛来・落下、建設機械等、取扱運搬、工具取扱いが増加。
墜落、倒壊、自動車等、その他が減少。

労働災害原因別発生状況
R2～R6_全体(220件)



R6.12.31現在

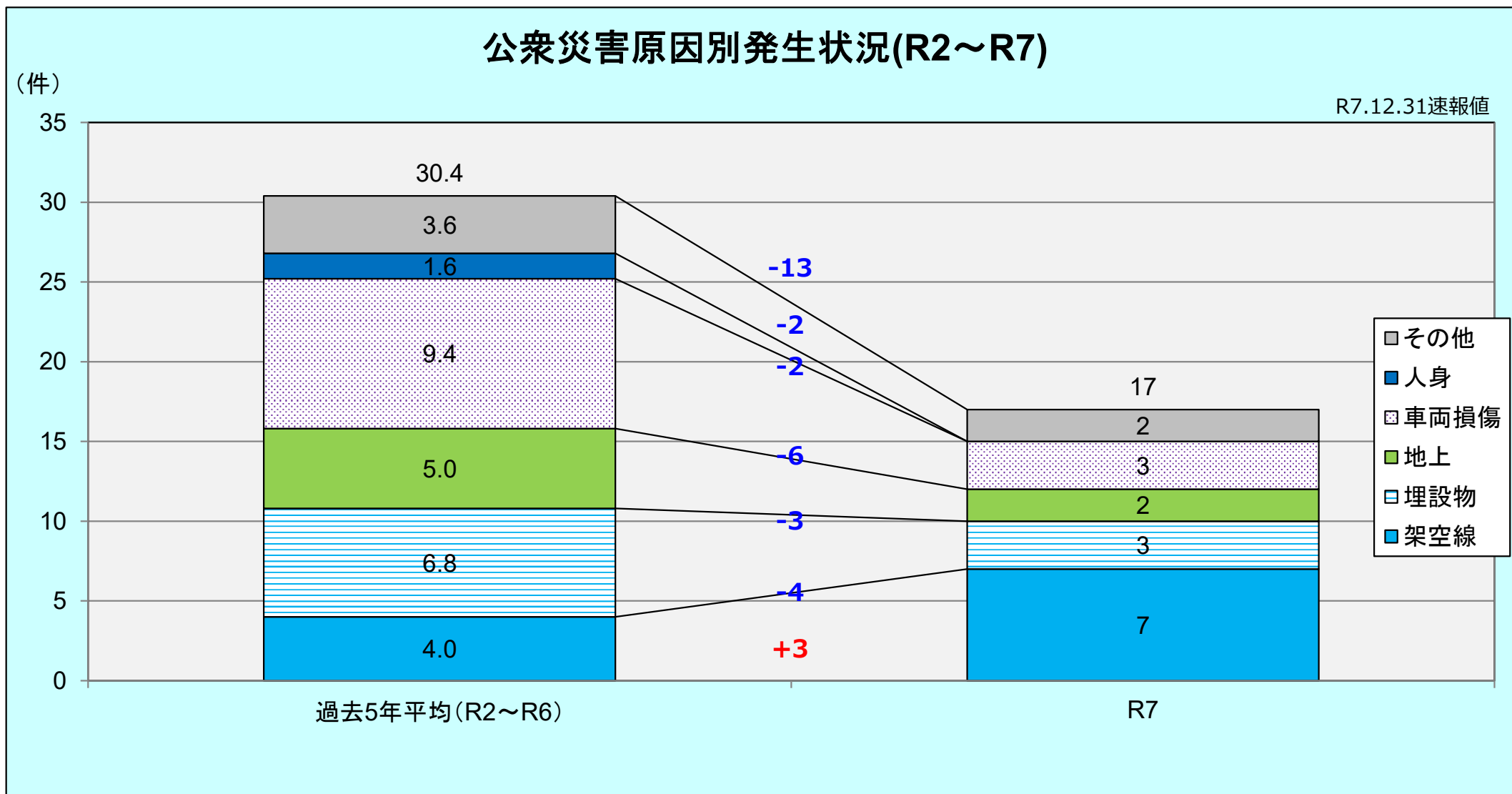
労働災害原因別発生状況
R7_1～12月(28件)



R7.12.31速報値

※その他:倒壊・土砂崩落・落盤・電気・爆発・港湾・その他事故 等

- R7の公衆災害は17件で過去5年平均と比べ、13件減少。
- 過去5年平均と比べると、架空線が3件増加しているものの、それ以外は減少している。



※その他:室内・壁内損傷、水質汚濁、その他事故等

3. 北陸地整管内の事故発生事例

(令和7年 発生事故 より)

釘打機の誤発射により負傷（負傷事故：休業2日）

日 時：令和7年1月13日（月） 14時5分

工事内容：車庫新設工事(型枠工)

被害状況：左大腿骨骨内異物残留、左大腿部刺創

工具等取扱事故・労働災害



膝の上に釘打機を置いて、両手で作業を実施



立ち上がろうとした際、誤発射

【事故発生状況】

・地中梁型枠組立中、しゃがんだ姿勢で作業を行っていたところ、両手で型枠を調整するため手に持っていた釘打ち機（エアガン）を下す必要が生じた。釘打ち機が汚れるのを避けるために自分の左太もも上に置き、立ち上がろうとしたところ釘が誤発射し、左足大腿部を負傷した。

【事故発生原因】

- ・作業の慣れから高圧ロール釘打機のロックレバー（安全装置）を掛けていなかった。
- ・普段の癖から指をトリガーへかけたまま立ち上がろうとした。
- ・移動の過程で体側に射出口が向いてしまった。

詰まった木くずを除去時に自らの手を負傷（負傷事故：休業0日）

日 時：令和7年3月3日（月） 11時35分

工事内容：橋梁下部工事(型枠工)

被害状況：左示指挫創、左中指挫創、末節骨部分欠損、爪部分欠損（約3週間の通院治療）

工具等取扱事故・労働災害

右手がスイッチに触れていた



木くずが詰まり掃除を行う

【事故発生状況】

- ・フーチングの型枠設置のため、受傷者が丸ノコを使用し、型枠切断、加工を行っていたが、当日は雨天のため、切断加工する型枠が濡れており、丸ノコ内に木くずが詰まり、丸ノコに不調が生じた。
- ・丸ノコ内の木くずを除去するため、丸ノコを上向きにし作業を行ったところ、右手がスイッチに触れたため、回転刃が回転し、回転刃に触れていた左手の指を切傷した。

【事故発生原因】

- ①丸ノコの電源コンセントが抜かれていなかった。
- ②丸ノコを上向きで押さえながら木くず除去を行っていたため、手が丸ノコのスイッチに触れる状態にあった。

伐採した竹が足の上に落ち負傷

日 時：令和7年5月14日（水） 12時00分頃

工事内容：法面復旧工事

被害状況：右第1・2趾基節骨開放骨折他

工具等取扱事故・労働災害



【事故発生状況】

- ・法面災害復旧工事に伴い、周囲の立木の伐採工において斜面に生えた竹を伐採した際に、切り落とした上部の竹が作業者自身の右足の甲に落下し負傷した。

【事故発生原因】

- ・切断した竹の上部にツルが絡まっていたため、切り離された直後に竹にツルが振られて、意図していなかった方向に竹が落下。
- ・作業者は竹を伐採する経験が浅かったため、今回のような状況の時に、そのような危険があることを予測できなかった。

除草作業中に鎌により負傷（負傷事故：休業5日）

日 時：令和7年8月25日（月） 10時30分

工事内容：除草作業

被害状況：右大腿挫創

工具等取扱事故・労働災害



繁茂しているつる草の除去作業状況
（難しい体勢での作業）



体の正面で鎌を下から上へ刈上げ
右大腿部内側を被災

【事故発生状況】

・路肩部の除草作業において防護柵に繁茂しているツル草を先行して除去していたところ、使用していた鎌を刈り上げた際、誤って自分の右大腿部内側を切り被災した。

【事故発生原因】

- ・鎌を使用する際の教育・安全対策が不足していた。
- ・つる草が強く絡んでいる状況に対し、鎌のみで単純に除去する方法で作業を行っていた。
- ・無理な体勢（つる草を踏んだ状態で中腰）で体の正面から鎌を刈り上げた。

片手でチェーンソーを使用したために負傷(負傷事故：休業なし)

日 時：令和7年11月10日(月) 14時15分頃

工事内容：樹木伐採作業

被害状況：左手挫滅創(全治2週間程度)

工具等取扱事故・労働災害



事故発生時の再現



事故発生時の再現

【事故発生状況】

- ・街路樹剪定作業の剪定枝収集時、規制内にてチェーンソー右手で持ち細かく枝払いをしていたところ、チェーンソーがキックバックして左手甲に当り切創を負った。

【事故発生原因】

- ・片手でのチェーンソー作業
- ・保護帽、作業服、手袋、安全靴は着用していたが、防切創手袋は未着用だった。
- ・チェーンソー特別教育の受講者でない者が、チェーンソーを使用して作業を行った。

BHのバケットと玉掛者の頭部が接触し負傷(負傷事故：休業 日)

日 時：令和7年12月10日（水） 11時20分頃

工事内容：足場組立

被害状況：頸椎捻挫

建設機械接触事故・労働災害



資材置き場



事故発生状況再現写真

【事故発生状況】

- ・足場材の資材仮置き場で、バックホウによる4m単管束(50本)の吊り作業中に、玉掛者がバックホウのバケット下にいた状態で、玉掛者の合図に従いバックホウのバケットを降ろした際に頭部(ヘルメット)に接触した。

【事故発生原因】

- ・重機オペレーターと玉掛者ともに経験が浅く、不慣れな作業を行ってしまった。
- ・4mの玉掛ワイヤーを使用して玉掛け作業を行ったが、バケットと玉掛者との離隔を確保することができなかった。
- ・天候不順により作業できない日が続き、焦って作業を行っていた。（並行して作業をすすめようと人員を分散させた）
- ・直前まで25tラフタークレーンを使用しており、バックホウの吊り作業に変わった際の作業方法変更に伴う、作業手順の周知が不足していた。
- ・重機オペレーターと玉掛者の2人で作業をしており、玉掛けと合図を兼任して行っていた。

日 時：令和7年12月17日(水) 14時15分頃

工事内容：仮設工(敷鉄板整備)

被害状況：左示指挫創

工具取扱事故・労働災害



【事故発生状況】

敷き鉄板の一部を返却するため、撤去した敷き鉄板に付着している固定プレートをグラインダーを使用して除去する作業をしていた際にグラインダーがキックバックし左手人差し指に刃があたり切創した。

【事故発生原因】

- ・除去作業時に、固定プレート溶接箇所グラインダーの刃を入れた際にグラインダーがキックバックしたこと。
- ・グラインダーがキックバックしたときに、左手がはずれ、グラインダーの向きが左手方向に移動したこと。

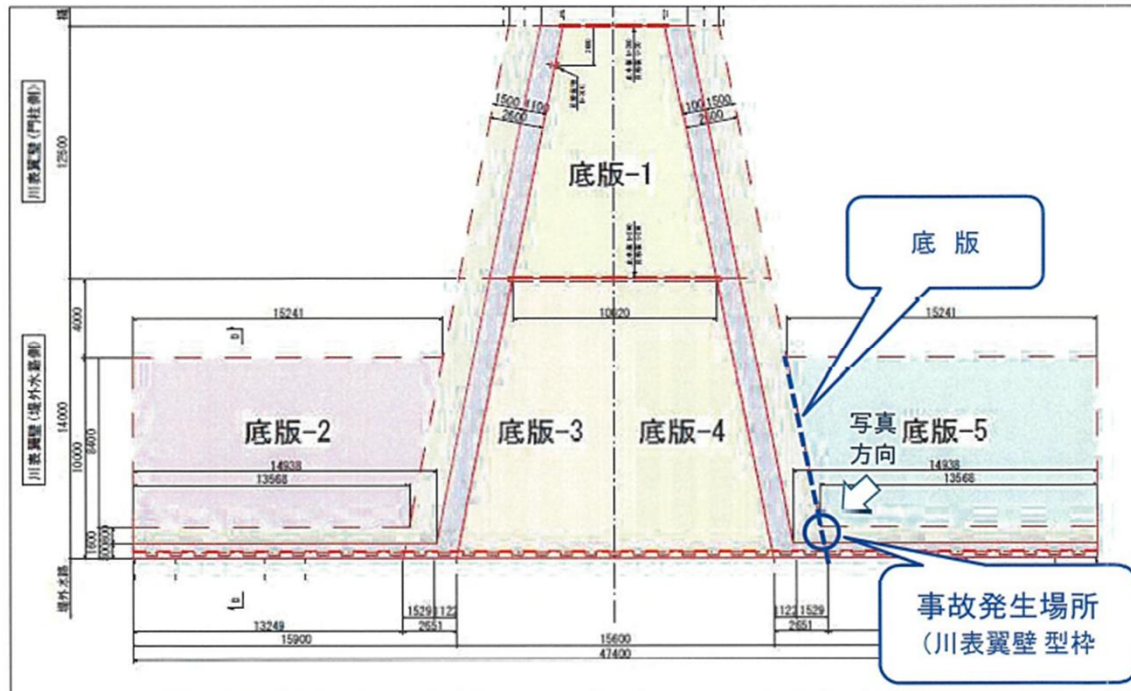
カッターナイフで左手母指を負傷（負傷事故：休業0日）

日 時：令和7年9月4日（木） 10時00分

工事内容：型枠組立

被害状況：左母指切創

工具等取扱事故・労働災害



位置図



事故再現写真

【事故発生状況】

・型枠に貼った打継シートを左手で押さえセパレータ付近を切断中に誤って左手の母指の第一関節付近を切ってしまった。

【事故発生原因】

- ・カッターナイフ使用時、切創防止用手袋ではなく、ゴム手袋を着用して作業していた。
- ・作業手順書に切創防止手袋の着用及びカッターナイフの危険性について、記載がなく、危険性について、軽視していた。

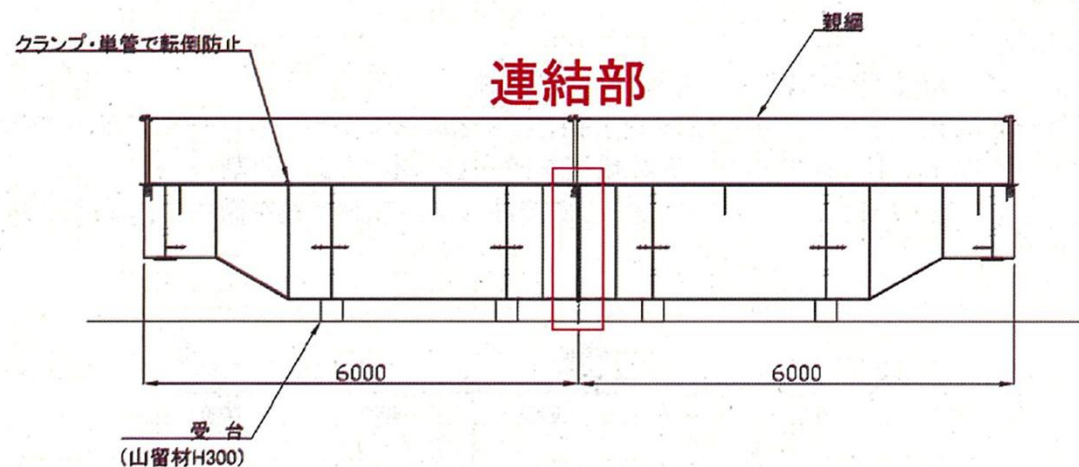
添接板が落下し指を負傷（負傷事故：休業2日）

日 時：令和7年9月26日（金） 14時00分

工事内容：仮設工

被害状況：左手人差し指開放骨折

工具等取扱事故・労働災害



事故発生時の状況

【事故発生状況】

・栈台解体作業で栈台上の主桁について、接続部の分割作業を相番者と2人で実施していた。主桁フランジ底面に設置された添接板(43kg)のボルト撤去中に添接板が約30cm落下し、添接板と床面の間に指を挟まれた。

【事故発生原因】

①手を入れてはいけない箇所に手を入れた。②添接板の落下防止措置が取られていなかった。

エンジンハンドカッターの誤った使用により負傷(負傷事故：休業なし)

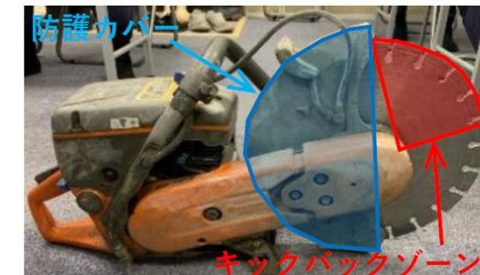
日 時：令和7年11月26日（水） 1時15分頃

工事内容：歩道境界ブロック設置

被害状況：顔面多発挫創

工具等取扱事故・労働災害

事故発生再現写真



キックバックゾーンで
切断作業を実施

【事故発生状況】

- 掘削面をまたぐように歩車道境界ブロックを仮置きし切断作業をしている際に、エンジンハンドカッターにて真横から刃を入れ、キックバックしやすい状態になり、カッター刃がキックバックして顔面に接触し被災した。

【事故発生原因】

- コンクリート2次製品を上方向からではなく、横方向から切断し、キックバックゾーンを使用した為、キックバックが起こった。
- エンジンハンドカッターの防護カバーを正しく装着していなかった。
- 切断作業時にフェイスプロテクターを着用していなかった。

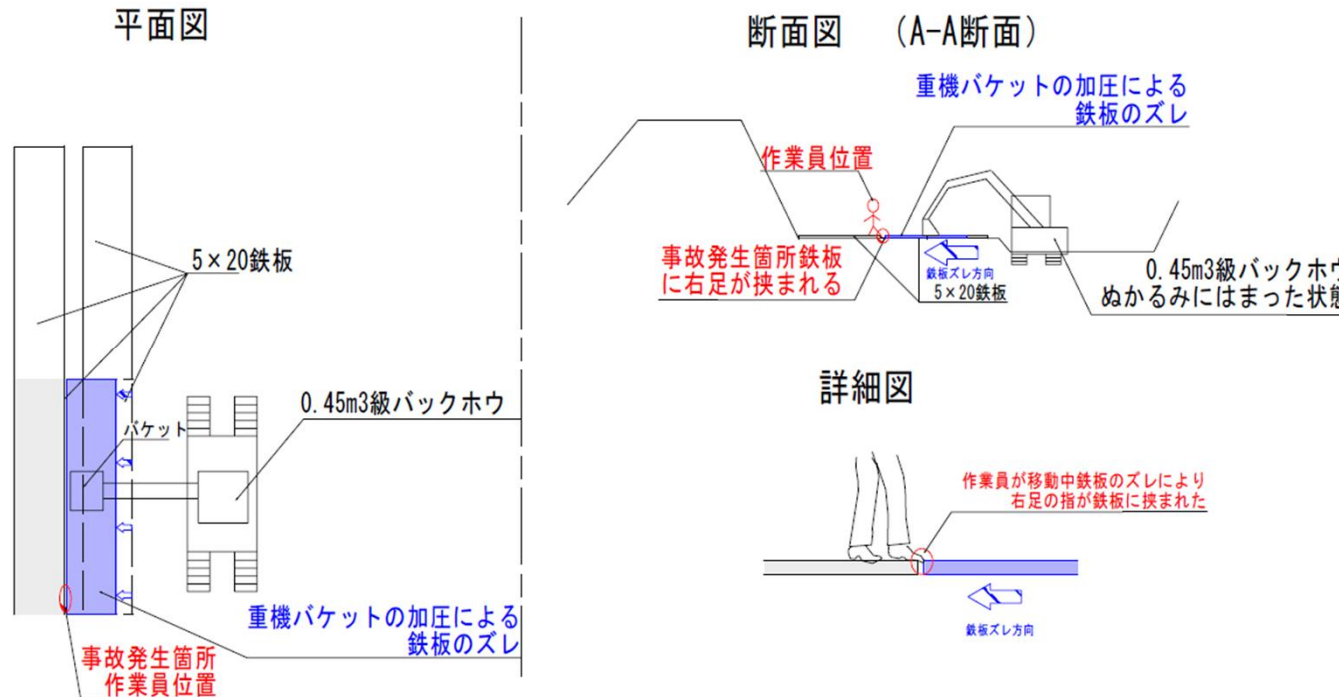
滑って移動した敷き鉄板に挟まれ負傷

日 時：令和7年2月24日（月） 13時55分

工事内容：作業ヤード安定処理工

被害状況：右第1-4中足骨開放骨折、右第4・5基節開放骨折

建設機械等接触事故・労働災害



【事故発生状況】

・応急箇所へのルート上の軟弱地盤で、安定処理工を施工していたバックホウがぬかるみにはまり、脱出するためにバケットで鉄板に圧を掛けて車体を浮かせたところ、鉄板が滑って隣の鉄板との隙間に作業員の右足の爪先部が挟まった。

【事故発生原因】

- ①重機の作業範囲内に作業員が立入った。車両系建設機械作業計画書を作成していなかった。
- ②鉄板の滑動に対する危険性の周知が不十分であった。
- ③安全靴ではない長靴を着用していた。

荷振れしたポンプを避けようとして負傷

日 時：令和7年7月8日（火） 11時18分頃

工事内容：旧橋撤去工事

被害状況：左脛骨高原骨折、左腓骨頭骨折

建設機械等接触事故・労働災害



【事故発生状況】

・水中ポンプ(8吋)を撤去する際に、他の作業員と二人で手元作業を行っていた。0.8m³バックホウにて水中ポンプ(8吋)を吊上げる際、玉掛け位置とバックホウの吊フック位置にずれがあったため吊上げた際に被災者側へ荷振れを起こし、避けようとしたところ石の隙間に左足が挟まり転倒、負傷した。

【事故発生原因】

①地切りの際、吊上げる水中ポンプの近くにいた。②吊作业时、介錯ロープ等を使用していなかった。③合図が明確でなかった。（周囲の作業員との意思疎通が出来ていなかった）④現場管理者が作業に加わっていた。⑤KYミーティングに作業員への安全指示事項が無かった。⑥逃げ場のない場所（巨石による仮締切法尻）に立っていた。

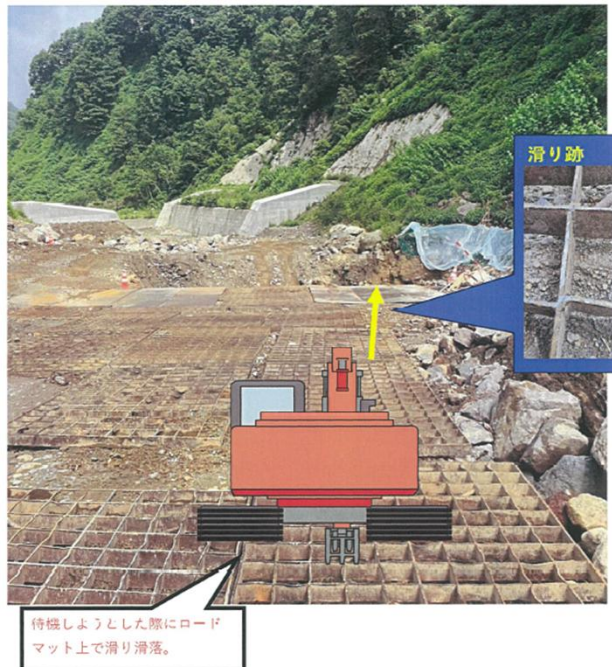
バックホウがロードマット上で滑り、開口部へ転落

日 時：令和7年7月10日（木） 8時10分頃

工事内容：砂防堰堤工事

被害状況：両下腿挫創(左脛4針、右脛2針縫合)

建設機械等転落事故・労働災害



【事故発生状況】

・朝礼後、退避場所から所定の位置移動中に他のBHを先行させようと工事用道路(敷き鉄板及びロードマット敷設)で待機しようとした際、前日の降雨で濡れていたロードマット上で滑り始め敷き鉄板上を通過し掘削開口部へ転落した。

【事故発生原因】

- ・前日の降雨によりロードマット及び敷き鉄板が滑りやすい状況であったが、リスク把握が不十分であった。
- ・ロードマットの格子内に土砂が充填されていなかった。
- ・操作員がシートベルトを着用していなかった。

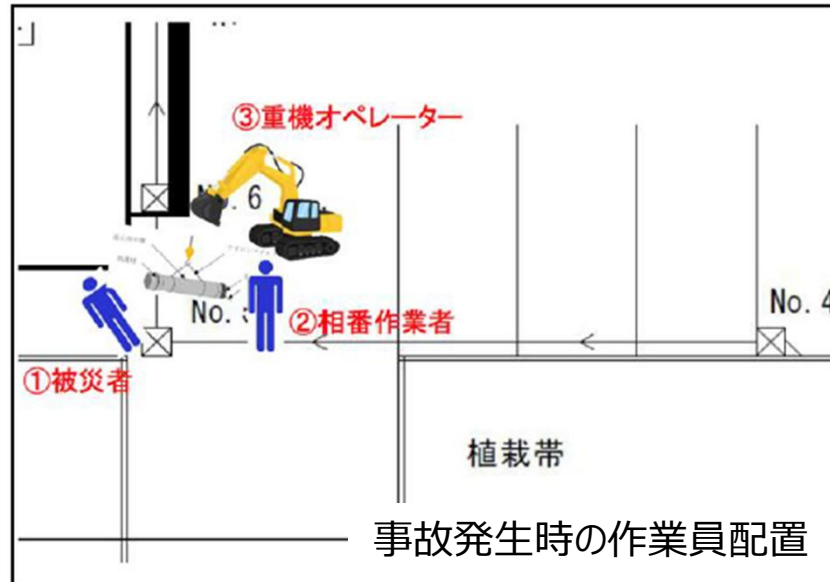
他の作業員との意思疎通の不足により負傷(負傷事故：休業なし)

日 時：令和7年12月8日(月) 16時00分

工事内容：雨水配水工事

被害状況：左手中指先骨折(通院加療2ヶ月)

建設機械等接触事故・労働災害



事故発生時の再現写真

【事故発生状況】

- ・外部駐車場舗装撤去後の路盤上で、外部雨水排水管布設作業中にヒューム管をナイロンスリングで吊り、コンクリート柵と接続するため相番作業者がヒューム管を差し込む際に勢いがつき、ヒューム管の端部に手を添えていた被災者の左手の中指、人差し指が、ヒューム管端部と柵の側面に挟まって負傷した。

【事故発生原因】

- ・複数人での作業で、相番作業者は現場乗り込み初日であり、他の作業員との意思疎通が不十分であった。
- ・コンクリート柵の内部は被災者以外の作業員からは見えない状況であったにもかかわらず、声かけや確認を行わずにヒューム管を柵に差し込む際に強い力で押してしまった。

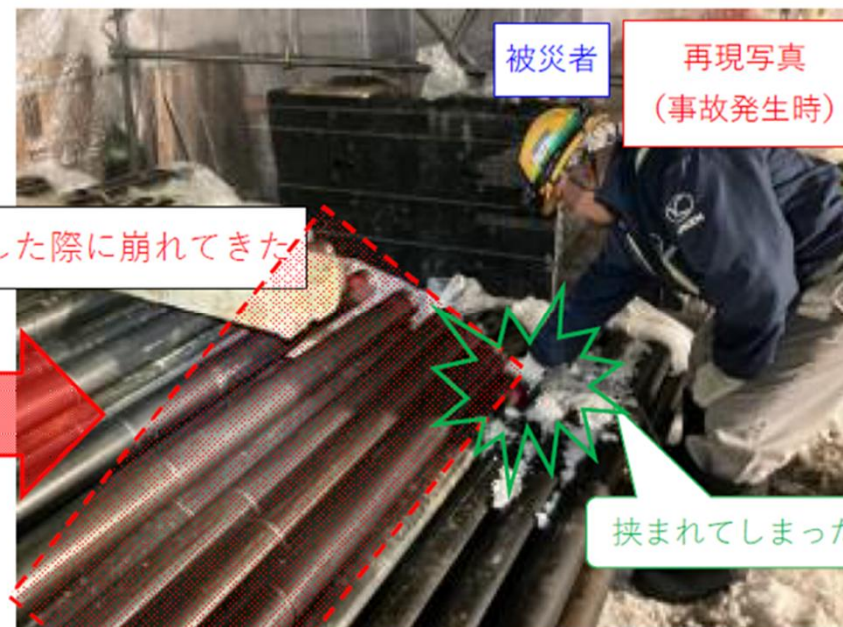
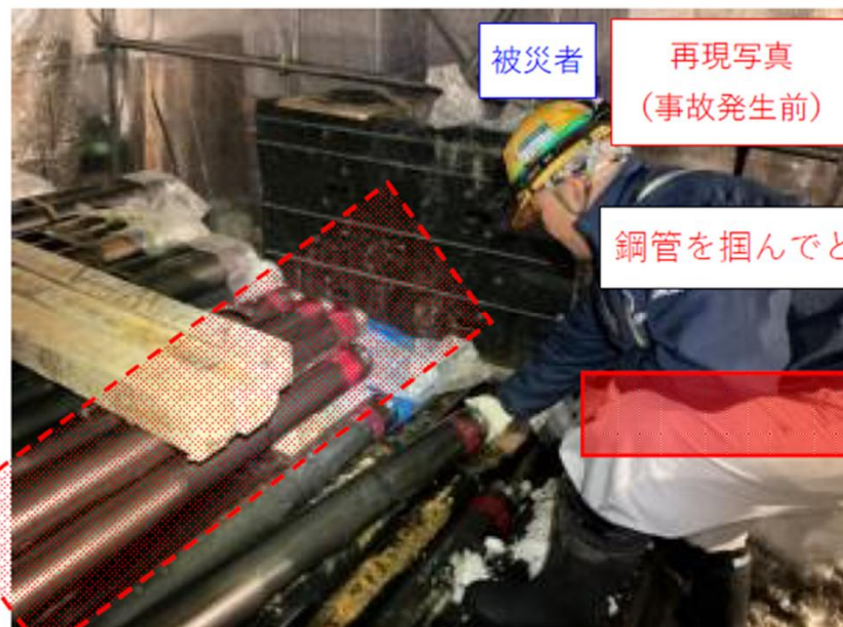
崩れた鋼管に挟まれ負傷（負傷事故：休業3日）

日 時：令和7年2月10日（月） 19時10分

工事内容：トンネル工事(補助工事準備)

被害状況：右母指基節骨 開放骨折、動脈損傷、神経損傷

取扱運搬等事故・労働災害



鋼管を掴んでとろうとした際に崩れてきた

【事故発生状況】

・坑外にある鋼管置場へ取りにいった際、固定バンドで固縛されている鋼管しかなかった。被災者は一人で固定バンドを外し、その中から1本(φ114.3mm、L=3.05m、約49kg)を掴んで取り出そうとした際に他の鋼管が崩れ、掴んでいた鋼管と崩れてきた鋼管の間に右手親指を挟み受傷した。

【事故発生原因】

- ①被災者は安易に一人で作業を行ってしまった。
- ②当該作業については、クレーンやフォークリフト等を用いて鋼管束を平坦な場所に仮置きし、固定バンドを外して荷崩れしないことを確認してから鋼管を取り出す方法としていた。被災者は作業方法の認識をしていたが、その場で固定バンドを外してしまった。

専用の治具を使用していなかったため転倒し胸部を負傷（負傷事故：休業0日）

転倒事故・労働災害

日 時：令和7年5月8日（木） 13時30分

業務内容：トンネル掘削工事(電気工事)

被害状況：胸部打撲



【事故発生状況】

- ・低圧幹線設置作業にて、ロープと電線端部をバインド線で結束し、約100mの電線防護管（エフレックス管）内に引き込む作業をしていたが、バインド線が外れ、防護管途中で電線がとどまってしまった。
- ・外れた電線端部の位置を特定し、電線防護管を切断した後、電線を電線防護管から引っ張り出すため、ペンチで電線端部をつかんで引っ張ったが、手が滑り、勢い余って背後に転倒し、安全通路の単管に右胸部が当たった。

【事故発生原因】

- ・ロープと電線端部を専用治具を使わずバインド線で結束し、引っ張っていたため、電線防護管内でバインド線が外れた。
- ・防護管内でとどまった電線を引き出す際も専用治具を使わずペンチで電線を引き出す作業を行ってしまった。

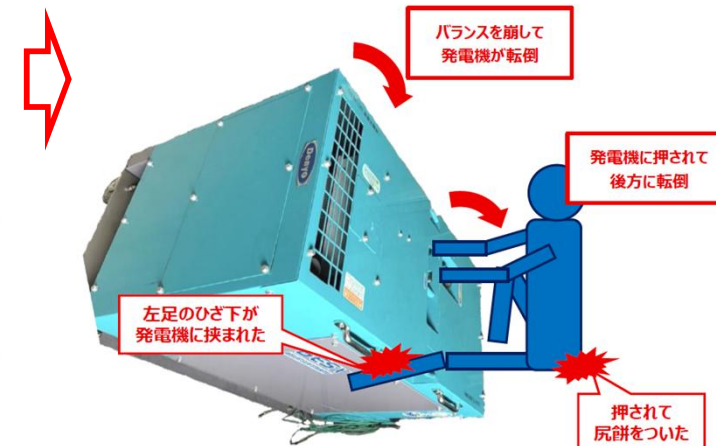
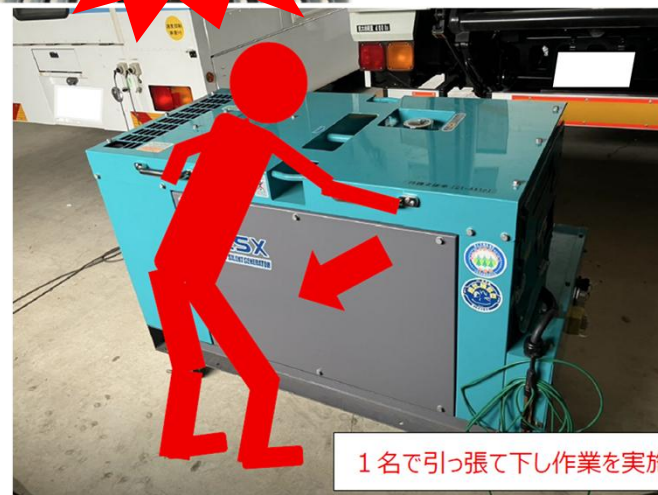
重量物の引き出し時に転倒して負傷

日 時：令和7年7月2日（水） 13時20分頃

工事内容：トンネル工事

被害状況：第3腰椎圧迫骨折・左下腿挫創・顔面挫創

取扱運搬等事故・労働災害



【事故発生状況】

- 待機支援車の荷台からパワーゲートを用い発電機を下ろす際、発電機のキャスターがグレーチング引っかかり、発電機が転倒。
- 後方に飛ばされ、尻餅をつき、左足が発電機の下敷きになった。

【事故発生原因】

- 重量物の移動作業を1名で実施した
- 重量物の移動を段差・凹凸のある場所で実施した

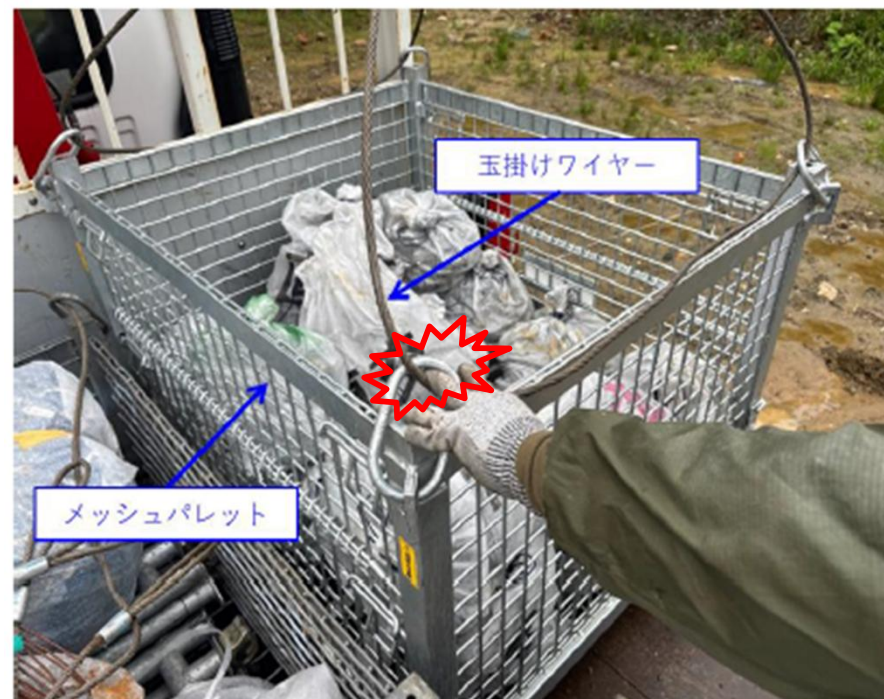
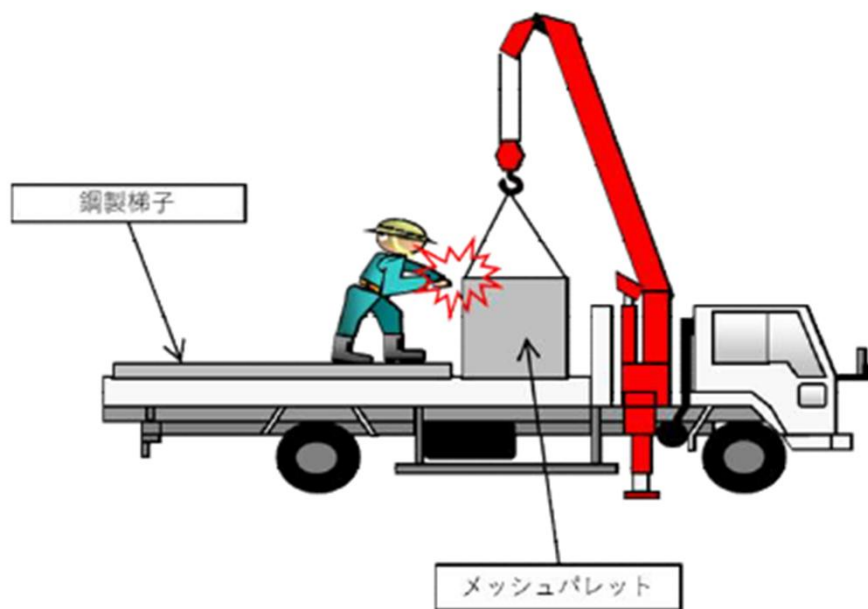
ワイヤと吊環に挟まれ負傷

日 時：令和7年5月12日（月） 9時54分頃

工事内容：橋梁上部工事

被害状況：左手中指第一関節切断

はさまれ事故・労働災害



【事故発生状況】

- ・P1橋脚に設置する脚回り足場用の材料を小型移動式クレーン（4tユニック車）で荷卸の際、体勢を崩し、転倒を避けようと手をついたところ、メッシュパレットのワイヤーと吊環の間に指が入り、併せて、手に持っていたクレーンのリモコンスイッチも吊上げ操作をしたため吊上げられたワイヤーと吊環に挟まれた左手中指を切断した。

【事故発生原因】

- ・事前に足元のスペースを確保せず、他の資材（鋼製梯子）の上に足をかけたまま不安定な姿勢で作業を行っていた。

鋼管と側溝に挟まれ負傷（負傷事故：休業0日）

日 時：令和7年7月29日（火） 13時15分

工事内容：ダム工事

被害状況：右下腿挫滅層、右下腿コンパートメント症候群

飛来・落下事故・労働災害



【事故発生状況】

・A G F 鋼管をユニック車に積み込むために玉掛け作業を実施していたところ、玉掛け中の鋼管1束が落下し、足と鋼管が接触し負傷した

【事故発生原因】

・資材が密接して置いてあったため資材上で玉掛けを行った。・蓋のないU字速攻近傍に資材を置いた。・同数列の鋼管を複数段積んだため、取り卸順序によって不安定な状態が続いた

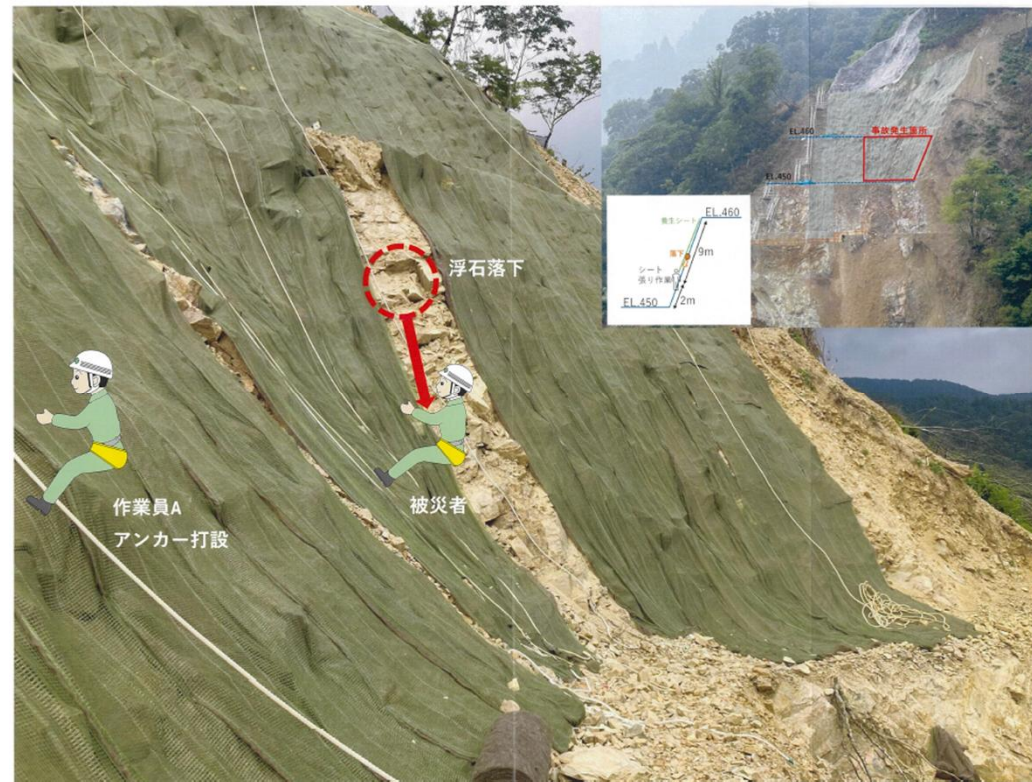
落下した石により負傷（負傷事故：休業0日）

日 時：令和7年8月25日（月） 14時30分

工事内容：法面養生マットの設置作業

被害状況：右下腿挫創（全治約10日）

飛来・落下事故・労働災害



【事故発生状況】

- ・法面の養生マット設置作業中に、シート端部にあった浮石がシートに触れ、鋭利な石(こぶし大)が落下し右足(脛)にあたり、裂傷した。

【事故発生原因】

- ・足場が悪く、浮石に気づくのが遅れた。

落下し飛散した落石野破片により負傷(負傷事故：休業2日)

日 時：令和7年12月10日(水) 11時20分頃

工事内容：法面工事

被害状況：脳震盪

落石事故・労働災害



事故発生現場写真

【事故発生状況】

・基礎掘削において、堤敷内の法面を安定させるためのモルタル吹付(t-5cm)を施工していた。すでに法面吹付の完了した法面小段に立ち合図者と作業員の安全監視をしていたところ、法面の斜め上から人頭大の石が落下し落下時の衝撃で割れて飛散した破片が左頭部に接触した。

【事故発生原因】

- ・吹付箇所上部法面は、硬岩(CM級岩盤)であり、作業実施前に浮石除去を実施したが、降雨により緩んだ可能性がある。
- ・被災箇所上部の法面もモルタル吹付がされていたため、当該箇所では落石はないとの思い込みがあった。

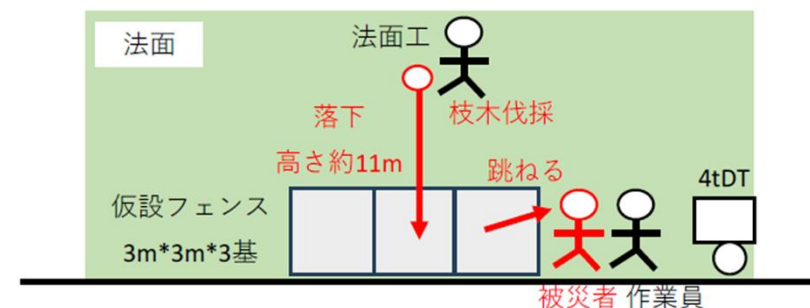
伐採した枝木が想定外の跳ね方をしたため負傷(負傷事故：休業1日)

日 時：令和7年12月22日(月) 10時06分

工事内容：法面工

被害状況：脳震盪、頭部打撲(全治1週間)

飛来落下事故・労働災害



①事故直前



②事故再現



③切断枝木

【事故発生状況】

- ・法面工が伐採した枝木を約11mの高さから落下の合図して、道路上に設置した仮設フェンス内に落下させた。
- ・道路上に落下した枝木が想定外の跳ね方をし、仮設フェンスより西側で伐採木の集積積み込みをしていた被災者の頭部に接触した。

【事故発生原因】

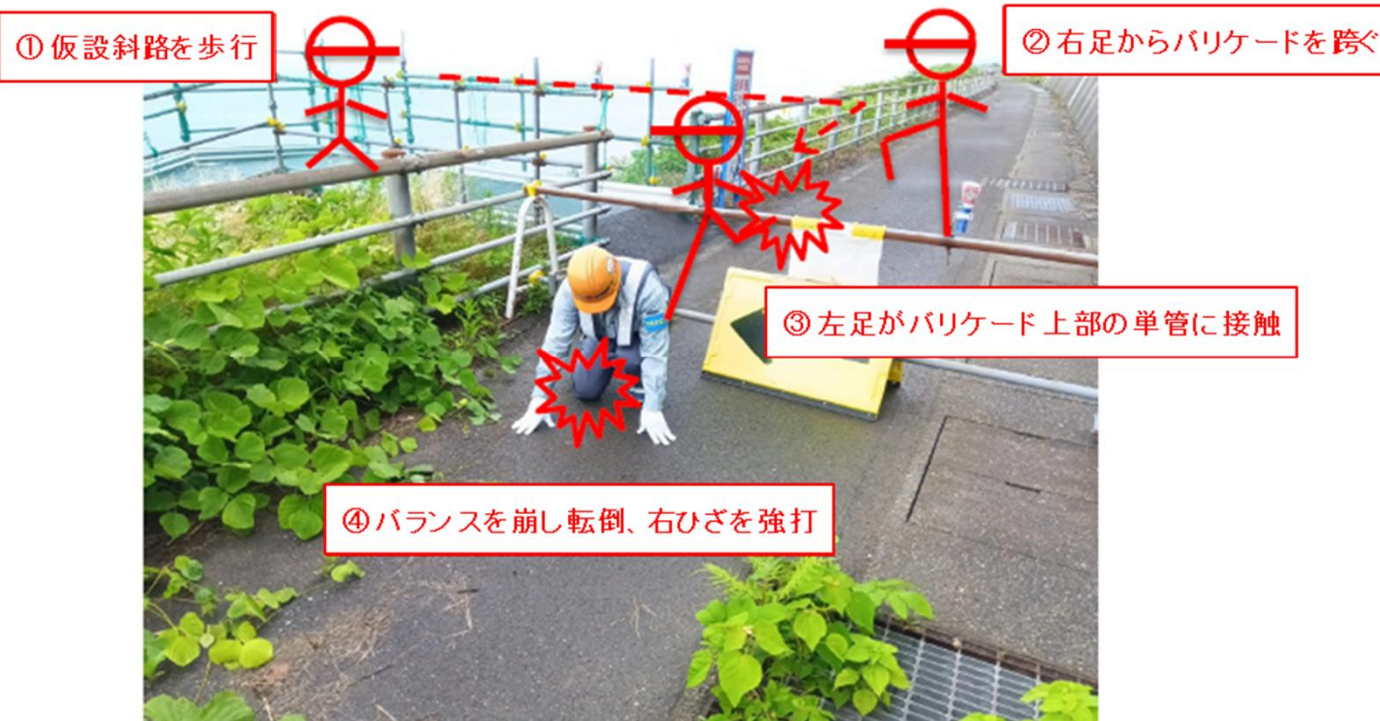
- ①被災者は枝木の落下範囲の外側にいたが、仮設フェンス内に落下した伐採木が想定外の跳ね方をした。
- ②仮設フェンス直角方向の未設置。 ③地上作業員と仮設フェンスの離隔不足。

日 時：令和7年6月23日（月） 16時25分頃

工事内容：災害復旧工事

被害状況：右膝蓋骨骨折

その他事故(転倒)・労働災害



【事故発生状況】

- ・国道の片側通行規制解除後、交通誘導配置場所より現場内にあるトイレへ行く時に、自転車道を通行規制しているバリケードを跨ごうとした際、足を引っかけて転倒した。

【事故発生原因】

- ・トイレで急いでいた為、作業所ルールを守らず通行禁止区間を通してバリケードを跨ごうとした。
- ・作業場所からトイレが遠かった。
- ・当日のRKYに転倒災害の内容が無かった。

コンクリート殻運搬中に転倒し負傷

日 時：令和7年8月5日（火） 10時15分

工事内容：道路復旧工事

被害状況：右薬指不全切断、基節骨骨折

その他事故(転倒)・労働災害



【事故発生状況】

・法面における構造物撤去作業において、小段上でコンクリート殻運搬時に足を滑らせ転倒した際、手に持っていたコンクリート殻と地面に手を挟み、右手薬指を負傷した。出血が多かったため、救急車を要請し、病院へ搬送。

【事故発生原因】

- ・コンクリート殻を手を持った状態で、傾斜のついた張りブロックに足をかけ滑らせた。
- ・保護手袋が、滑り止めのためゴム製の手袋であった。

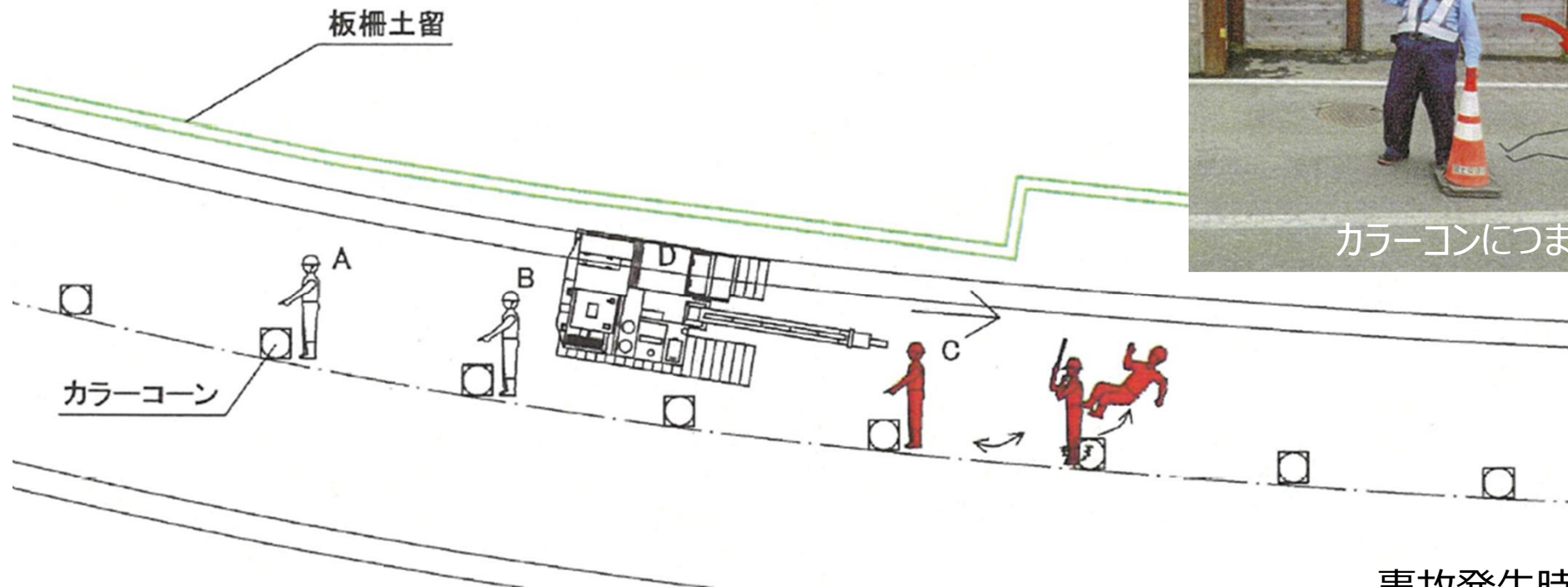
添接板が落下し指を負傷

日 時：令和7年10月8日（水） 8時35分

工事内容：落石防護柵設置工

被害状況：大腿骨インプラント周囲骨折

その他事故(転倒)・労働災害



事故発生時の状況

【事故発生状況】

- ・揚重用の建設機械を規制内で移動するため誘導作業を行った際に進行方向にあった規制用のカラーコーンにつまづき転倒した。

【事故発生原因】

- ・規制区域が曲線部であり、重機通行のため、カラーコーンを移設しながら、進行方向に背を向けて誘導作業を行っていた。
- ・作業責任が明確でなく、交通誘導員が誘導以外の作業をしてしまった。

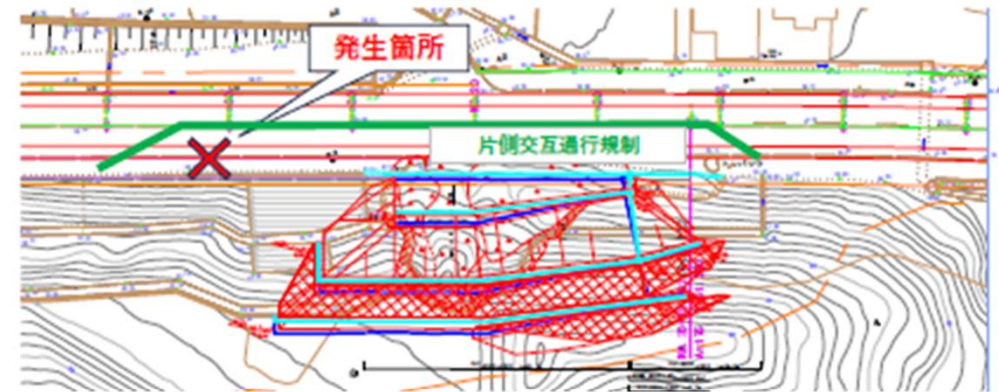
大型土嚢を移動中につまずき転倒(負傷事故：休業なし)

日 時：令和7年10月20日(月) 11時50分

工事内容：作業ヤード整備

被害状況：左肘頭骨骨折(全治3週間)

その他事故(転倒)・労働災害



事故発生時の状況

【事故発生状況】

・砂の入った大型土嚢を玉掛移動中に、先に運んだ高さ50cm程度の大型土嚢の上に足を掛けて、フックを外した後、足が紐に引っかかり後ろに転倒し舗装上の鉄板に左肘をついた。

【事故発生原因】

- ・奥に設置しようとした大型土嚢のフックを外すため、手前に先に置いた大型土嚢の上に乗る必要が生じた。
- ・大型土嚢から地上に降りる際に足元の確認がなく、大型土嚢の吊り下げ紐に足が引っかかった。
- ・手前に先に置いた大型土嚢の高さが50cm程度と低かったため、注意不足となった。

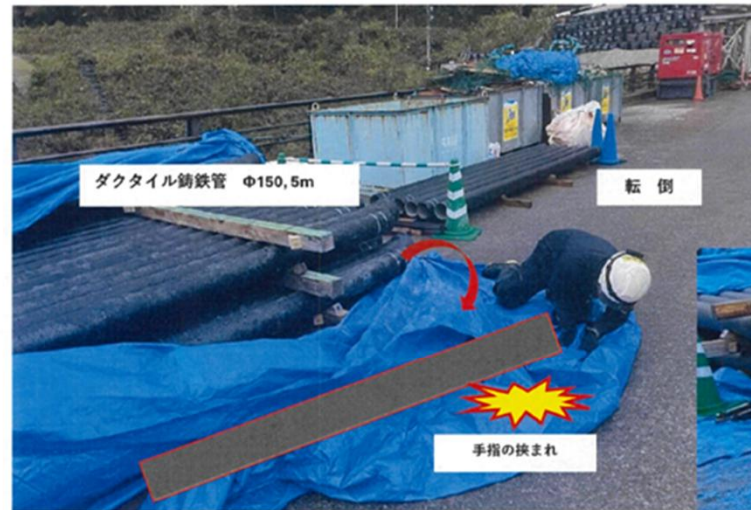
資材を移動中に足を滑らせ転倒(負傷事故：休業なし)

日 時：令和7年11月18日(火) 15時50分

工事内容：排水本管加工

被害状況：右中指、環指、左小指挫創

その他事故(転倒)・労働災害



切断のためにダクタイル鋳鉄管を移動させている最中に、足を滑らせ転倒



・地面と配管の間に手指を挟まれ、両手に裂傷・打撲の負傷を負う(全治1週間)

19

【事故発生状況】

- ・資材仮置き場において、作業員2名で仮置きしている配管(ダクタイル鋳鉄管φ150mm、L=5m)を加工、切断するために管受台の上に移動していたところ、切断作業台の切りくず養生のために敷いていたブルーシートに足を滑らせ転倒し、地面と配管の間に手指を挟んだ

【事故発生原因】

- ・配管移動時は雨天のためブルーシートが滑りやすい状況であった。
- ・配管は117kgあり、人力(2名)で行うには過負荷な作業で、地面近くに配管を下ろさなくてはならず、力が入りづらい体勢で作業をしていた。

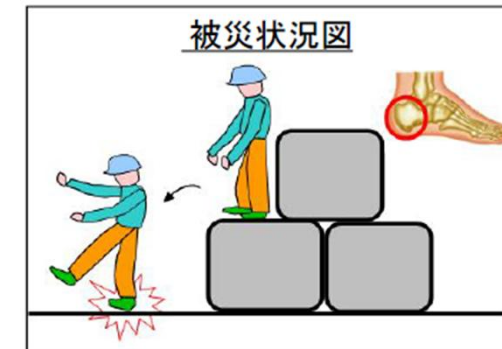
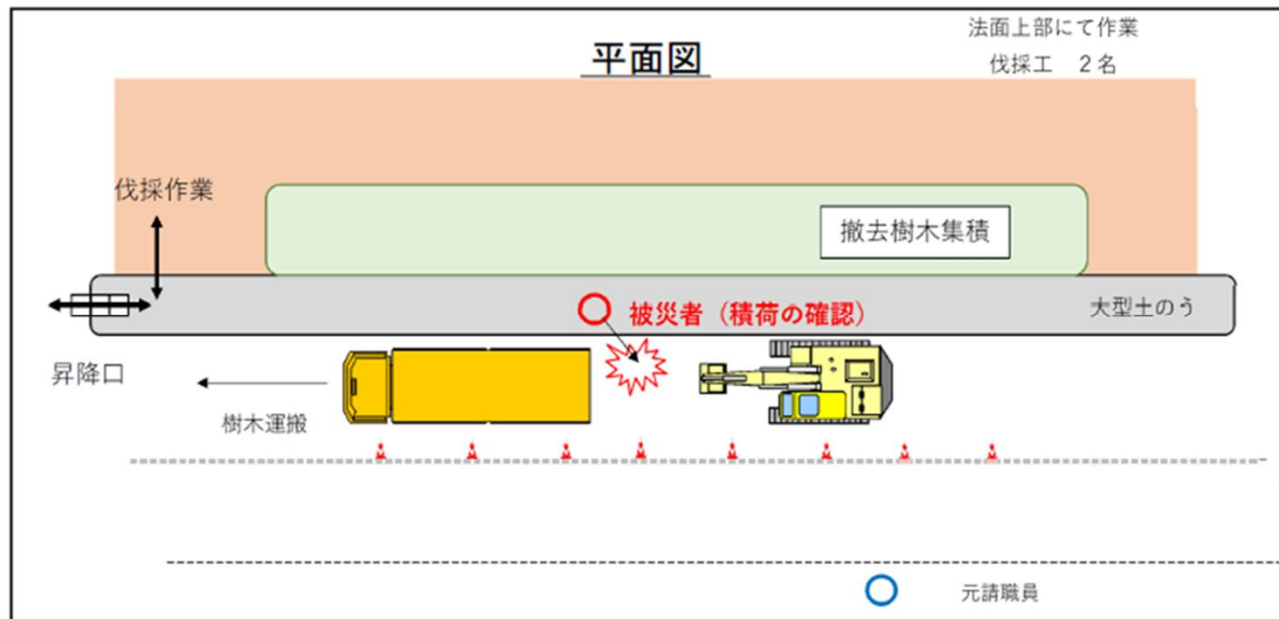
大型土のうから飛び降りた際に負傷(負傷事故：休業なし)

日 時：令和7年12月4日(木) 15時40分

工事内容：倒木・伐採木積込

被害状況：右踵骨骨折

その他事故(転倒)・労働災害



【事故発生状況】

伐採木の積込作業（バックホウ0.45m³グラブ仕様ウインチ付きにより10 t ダンプへ）時、被災者は大型土のう上（1段）で重機OPへの指示（積荷の確認）を行っていた。
積込作業が終わり、大型土のう（1段）から飛び降りた際に右足かかとを骨折した。

【事故発生原因】

- ・大型土のうの高さ（約1 m）を軽視し、大型土のうから飛び降りた。（作業手順を守らなかった。）
- ・積荷の確認に大型土のうを使用していた。

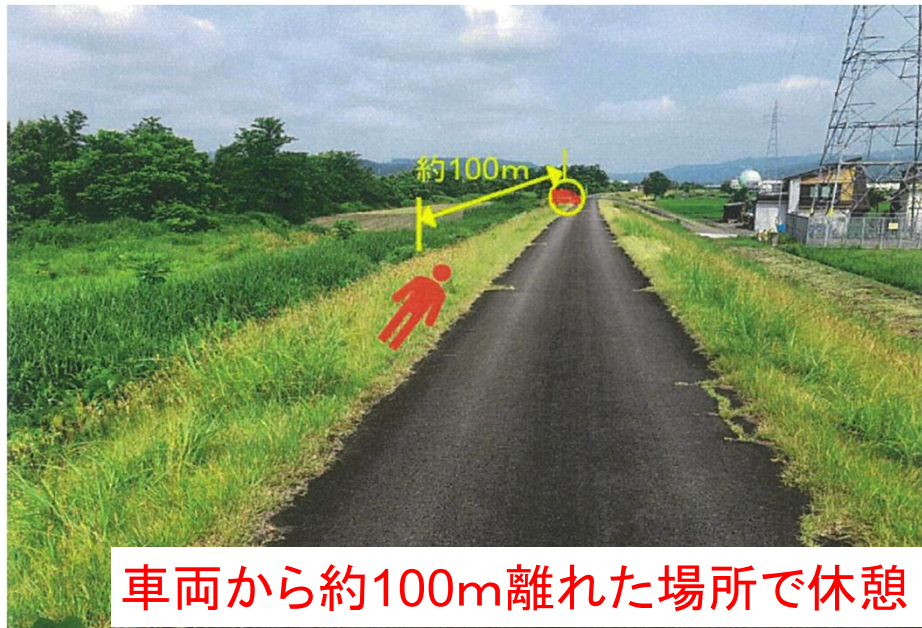
除草作業中に熱中症に罹患

日 時：令和7年7月1日（火） 15時20分頃

工事内容：除草作業

被害状況：熱中症

その他事故(熱中症)・労働災害



【事故発生状況】

- ・片掛け式除草作業を実施中に15時頃休憩を開始し15時20分頃に工事再開のため、声掛けをしたところ、顔面蒼白な状態であった。
- ・熱中症キットで体を冷却、経口補水液での水分補給をおこなったが回復しなかったため、救急搬送を行った。

【事故発生原因】

- ・日陰に入らずに休憩をしていた。
- ・心労があり、寝不足な状態であったが、仕事に対する責任感から無理をしてしまった。

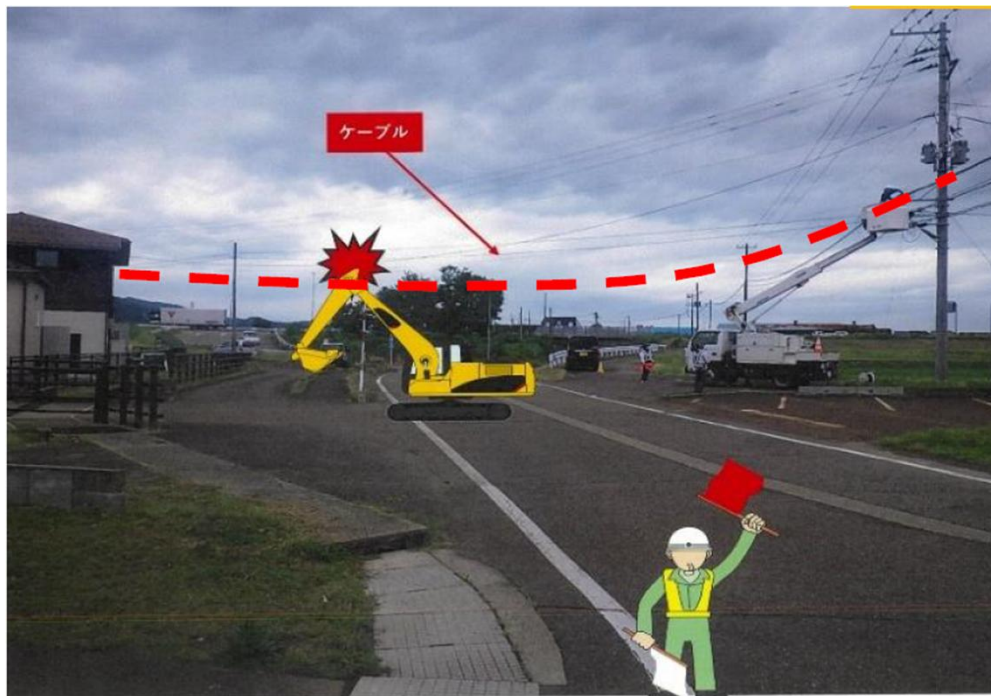
バックホウの回送時に架空線を切断（物損事故）

日 時：令和7年6月13日（金） 15時15分

工事内容：維持工事

被害状況：架空線切断

建設機械等接触事故・公衆災害



【事故発生状況】

- ・法面除草作業終了後、バックホウを回送するため、積込場所まで自走移動中に、市道上で方向転換して個人宅に引き込んでいる通信ケーブル（JCVケーブル）とバックホウが接触し、通信ケーブルを切断した。。

【事故発生原因】

- ・バックホウの積込を現場の判断で予定外の場所で積込を行おうとしてしまった。※当該の箇所は事前の確認を行っていなかった。(予定していたルートではない為)
- ・オペレーターの上空の架空線への注意が不足していた。

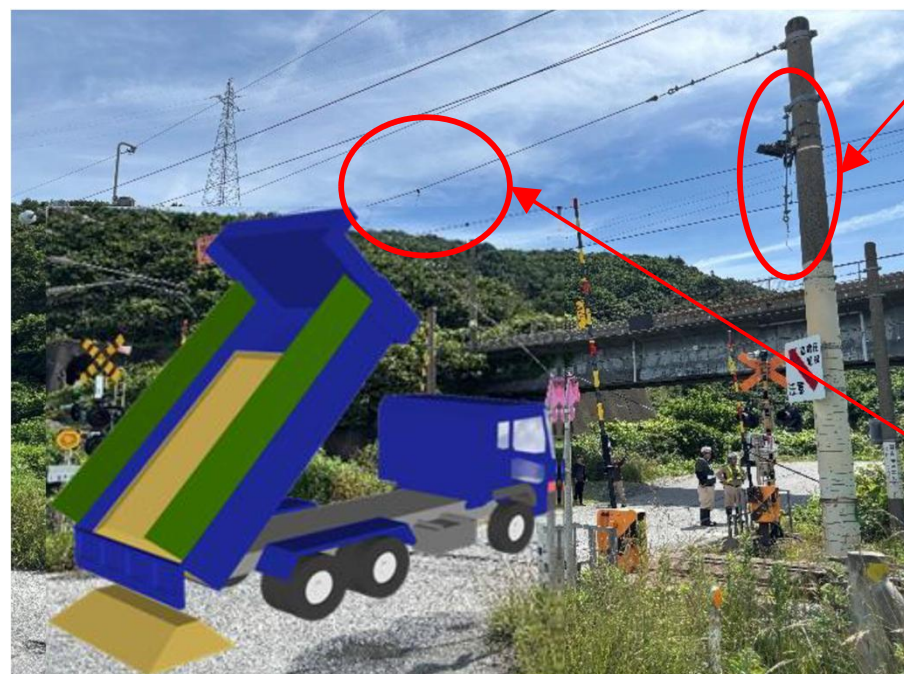
ダンプトラックの移動時に架空線を切断（物損事故）

日 時：令和7年6月16日（月） 8時35分

工事内容：道路改良工事

被害状況：架空線切断

建設機械等接触事故・公衆災害



スパン線切断



JR架線(トロリー線)損傷

【事故発生状況】

- ・荷台に溜まった雨水を排出したが、荷台を降ろさず走行したため、踏切に設置していた高電圧電線の高さ制限表示（制限高4.5m）のスパン線に接触し切断した。また、JRの架線(トロリー線)を損傷させた。

【事故発生原因】

- ・荷台を上げたまま走行させた運転手の「うっかりミス」。
- ・ダンプアップ警報装置（荷台の格納忘れを検出し警報）の整備不良。
- ・ダンプトラック待機場所でダンプアップし荷台に溜まった雨水を排出させた。（雨水の排出場所を指示していなかった）

バックホウの旋回時に架空線を切断（物損事故）

日 時：令和7年7月16日（水） 11時35分頃

工事内容：道路工事

被害状況：架空線切断

建設機械等接触事故・公衆災害



【事故発生状況】

・資材片付けを終えたバックホウが、盛土土砂運搬の4tダンプトラックを避けるために旋回した際に、バックホウアームにNTT通信線1本(横断線)が引っ掛かり切断した。

【事故発生原因】

- ・ダンプトラックとバックホウが輻輳する状態の中で監視人を配置していなかった。
- ・ダンプトラックが来た事で操作を慌てて行い、上空への注意が逸れた。
- ・資材片付けに用いた1tトラックの停車場所が架空線と近接していた。

バックホウの旋回時に架空線切断 (物損事故)

日 時：令和7年8月3日（日） 10時44分

工事内容：法面復旧工事

被害状況：架空線切断

建設機械等接触事故・公衆災害



【事故発生状況】

- ・0.7m³バックホウにて10t積ダンプトラックへの積込作業中、積込土砂を集積するために重機を移動して旋回したところ、アームで架空線ケーブルを切断した。

【事故発生原因】

- ・バックホウオペレータが、作業に集中し過ぎたため、架空線が有ることを失念してしまった。
- ・監視員が他の作業を見るため、監視位置から離れたたっている間に、バックホウが、架空線を直接目視できない位置へ移動した。
- ・ダンプトラック待機場所が、現場内に限定されていたため、待機車両が連なって停車しており、焦りが生じていた。

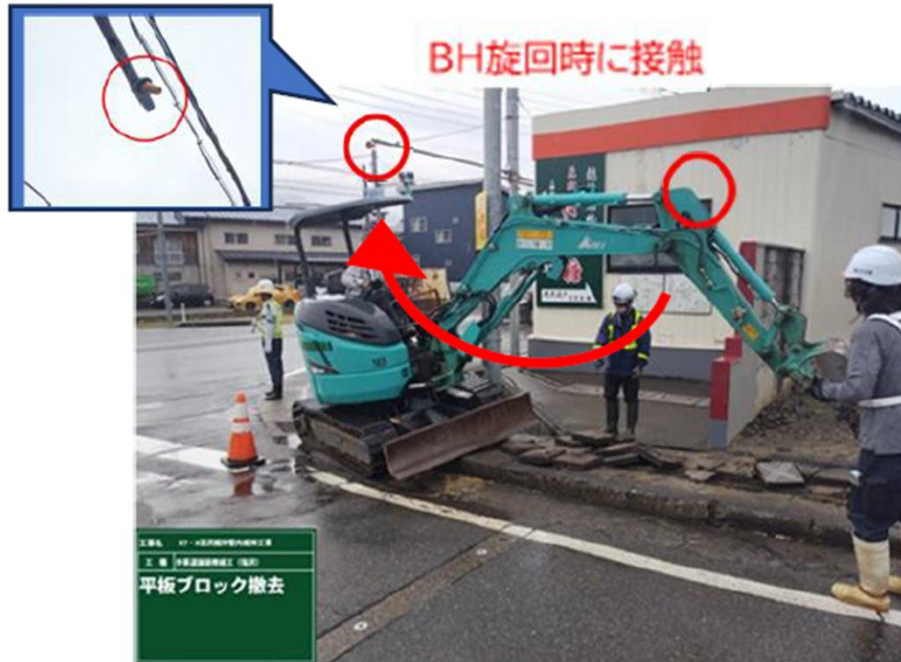
歩行者信号機の視覚障害者用付加装置を損傷（物損事故）

日 時：令和7年9月8日（月） 9時40分

工事内容：歩道舗装版取り壊し

被害状況：視覚障害者用付加装置の損傷

建設機械等接触事故・公衆災害



事故状況



事故発生詳細図

【事故発生状況】

- 歩道舗装版撤去作業中、BH0.1級によりAs殻をDTに積み込む際、旋回時にBHのアームが歩行者用信号機の視覚障害者用付加装置（ベル）に接触し破損させた。

【事故発生原因】

- 重機オペレーターと重機誘導員は周囲に気をとられており、上部の信号機等施設を確認しなかったため重機の旋回中に接触事故が起きた。

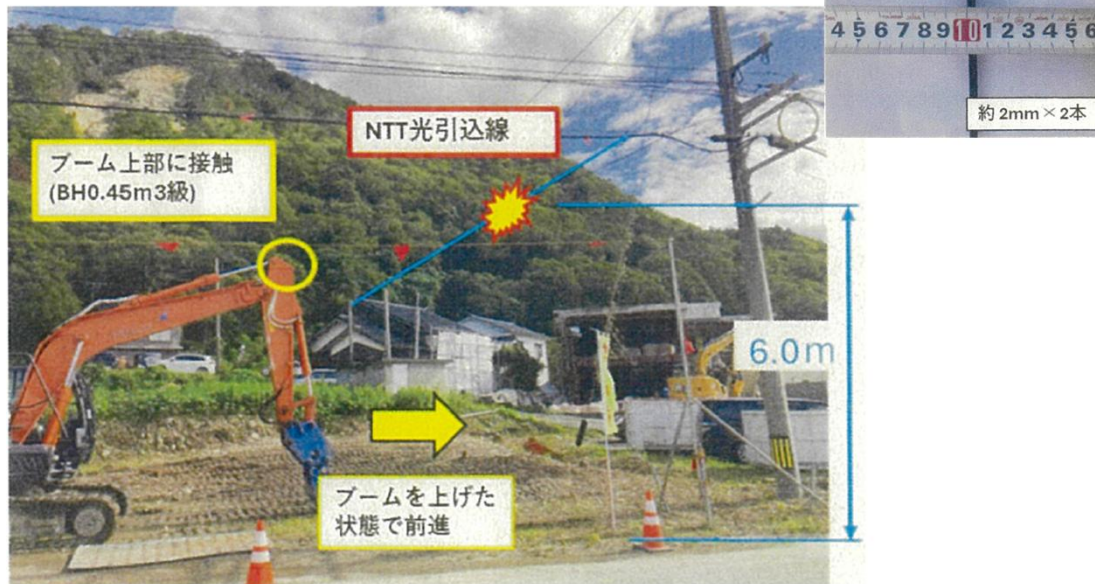
がれき撤去作業中に光ケーブルを切断（物損事故）

日 時：令和7年9月18日（金） 13時55分

工事内容：がれき撤去(整地作業)

被害状況：光ケーブルの切断

建設機械等接触事故・公衆災害



工事状況写真



事故状況概要

【事故発生状況】

・敷地内のがれき積み込み後バックホウで整地を行っていた。周辺状況を視認しながら整地を行うため同機のブームを上げた状態で移動したところ、ブームが宅内引込み用の光回線ケーブルと接触、切断し住宅1件の光回線を不通とした。

【事故発生原因】

- ・太い架空線の認識はあったが、細い引き込み線が把握できていなかった。本作業が終了していたため、監視員が持ち場を離れた。
- ・現場に見合った機械を選定せずに、現場に保有してある機械を使用した。

掘削時に埋設信号機ケーブルを切断（物損事故）

日 時：令和7年8月4日（月） 8時45分

工事内容：道路改良工事

被害状況：埋設ケーブル切断

建設機械等接触事故・公衆災害



事故発生箇所



信号機ケーブル切断

【事故発生状況】

・市道切り回し工事のため、迂回路線形上にある花壇の土砂をミニバックホウ（0.25m³）で掘削・撤去作業を実施。作業中にバケットの爪で信号機の埋設通信管（深さ300mm付近）を切断した。

【事故発生原因】

- ①試掘調査をしていなかった。
- ②施工計画書手順の前処理段階で花壇内を掘削してしまった。
- ③道路台帳には信号埋設管の記載が無く情報が無いため、指定業者と埋設物調査(立会)を行い、埋設管は花壇の外の歩道部と聞いていた。
- ④埋設シートと埋設管との離隔が、5cmしか無かった。

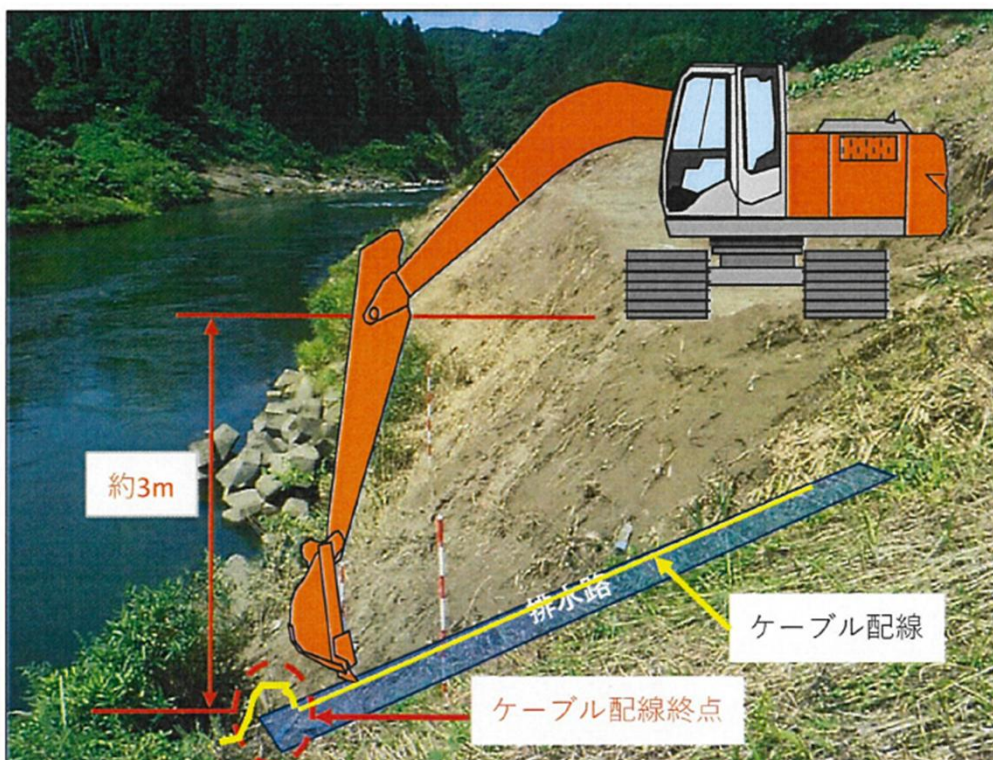
除草作業中に水位計ケーブルを切断（物損事故）

日 時：令和7年8月27日（水） 9時50分

工事内容：除草作業

被害状況：水位計ケーブル切断

建設機械等接触事故・公衆災害



バックホウとケーブルの高低差



使用機械

【事故発生状況】

- ・準備工(伐採工)作業中、排水路周囲を草刈り付きバックホウにて除草作業を行っていたところ、誤って水位計計測器のケーブルを切断した。

【事故発生原因】

- ・水路の周囲は雑草で覆われており、終点部分だけが水路の外側に飛び出していることに気づかなかった

バックホウにより埋設管を損傷（物損事故）

日 時：令和7年8月19日（火）13時20分

工事内容：管理用通路工

被害状況：地下埋設管の破損

建設機械等接触事故・公衆災害



事故状況概要

【事故発生状況】

・水源付近の試掘を実施中に、水源地ろ過材及び有孔管損傷により枡・配水池の水に濁りが発生した。

【事故発生原因】

- ・埋設管管理者に図面等の情報収集を怠った。
- ・発注者及び埋設物管理者の立会い前に先行して試掘作業を行った。
- ・水源施設付近には、埋設管はないだろうという思い込み・過信。
- ・作業の目的に合わない規格のバックホウを選定してしまった(オーバースペック)

埋設光ケーブルを損傷（物損事故）

日 時：令和7年11月12日（水） 15時00分頃

工事内容：付属物補修(引込柱取替)

被害状況：埋設光ケーブルの破損

建設機械等接触事故・公衆災害

被害状況



光ケーブルSM4C 埋設シート 埋設配管FEP50



光ケーブル切断部分



建柱車
アースオーガ

【事故発生状況】

- ・倒壊した鋼管柱の代替としてコンクリート柱を建柱するため、現地確認のため、倒壊した鋼管柱の根元を掘り起こそうとし、手掘りで掘削を実施。
地面が予想より硬く石なども出てきたことから、建柱車のアースオーガで掘削したところ、光ケーブルSM-4Cと埋設配管FEP50を切断した。

【事故発生原因】

現地を確認後、監督職員へコンクリート柱を建柱する提案をした際、地下埋設物についての協議と現地確認が不足していた。
本来建柱車が現場まで移動可能かを確認するだけだったが、作業効率だけを優先させて安易に作業してしまった。

残土置き場から移動時に目測を誤り架空線を損傷（物損事故）

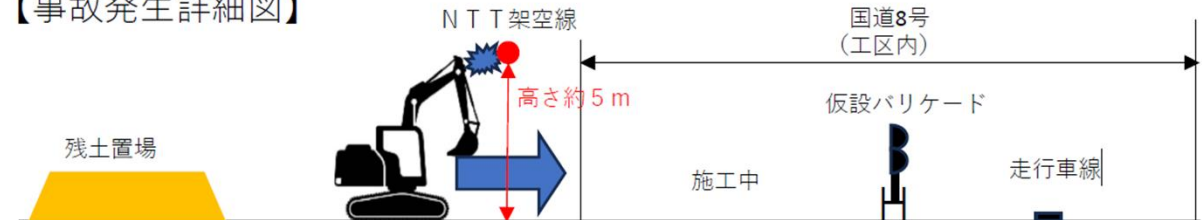
日 時：令和7年11月21日（金） 15時50分

工事内容：残土運搬作業

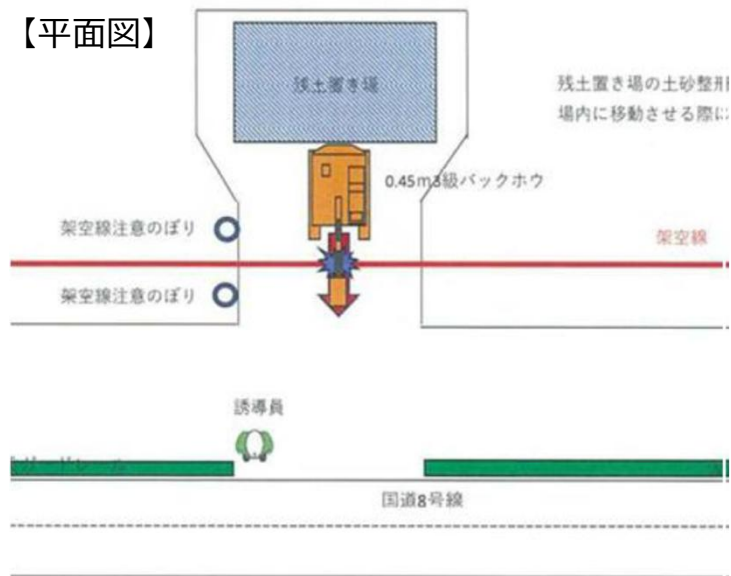
被害状況：架空線の損傷

建設機械等接触事故・公衆災害

【事故発生詳細図】



【平面図】



【事故状況写真】

【事故発生状況】

- 残土置き場でバックホウ0.45m³により残土処理完了後、バックホウを工区内に移動するために走行していた際、バックホウアーム上部がN T T 架空線（高さ約 5 m）に接触し、損傷させた。

【事故発生原因】

- バックホウ運転手は作業手順に基づき、バックホウを残土置き場付近の架空線手前で一時停止し、架空線とバックホウアームの離隔を目視で確認しながらアームを下げて架空線下部を走行したが、目測を誤ってしまい、バックホウアームの下げ方が足りていなかった。

計画回転場以外の場所で回転したために、側溝を損傷（物損事故）

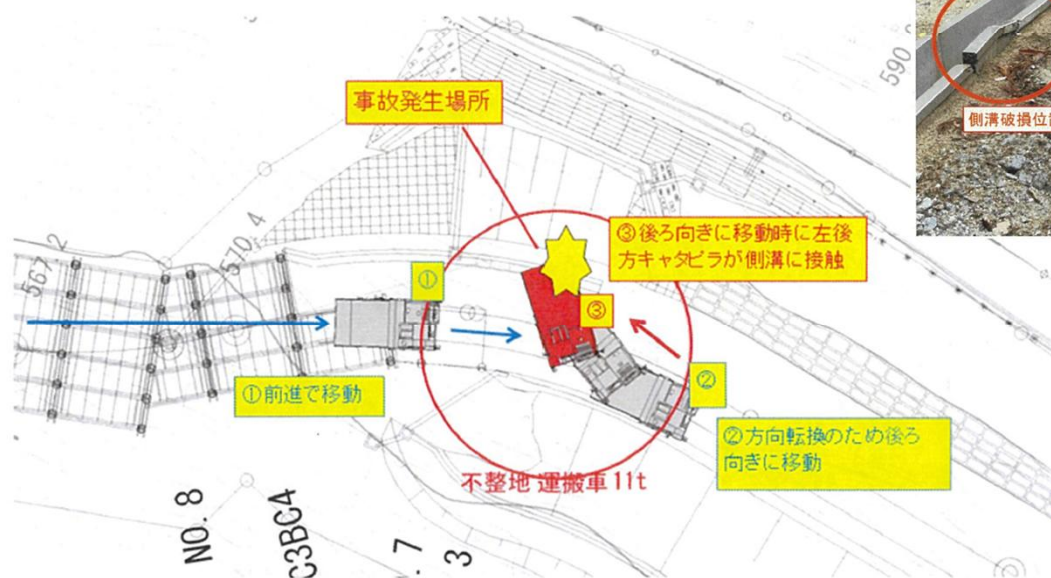
日 時：令和7年12月3日（水）10時20分

工事内容：採石敷き均し

被害状況：UP-300の破損

建設機械等接触事故・公衆災害

事故発生状況



事故発生現場写真



【事故発生状況】

・進入路の整備のためヘドロを不整地運搬車11 t で運搬している途中、方向転換するため後進したときに左後部が側溝に接触しPU-300を2本を破損させた。

【事故発生原因】

- ・計画上の回転場所でバックホウが路盤仕上げをしていたため、幅員が狭い場所で方向転換を行った。
- ・側溝の位置を明示していなかった。

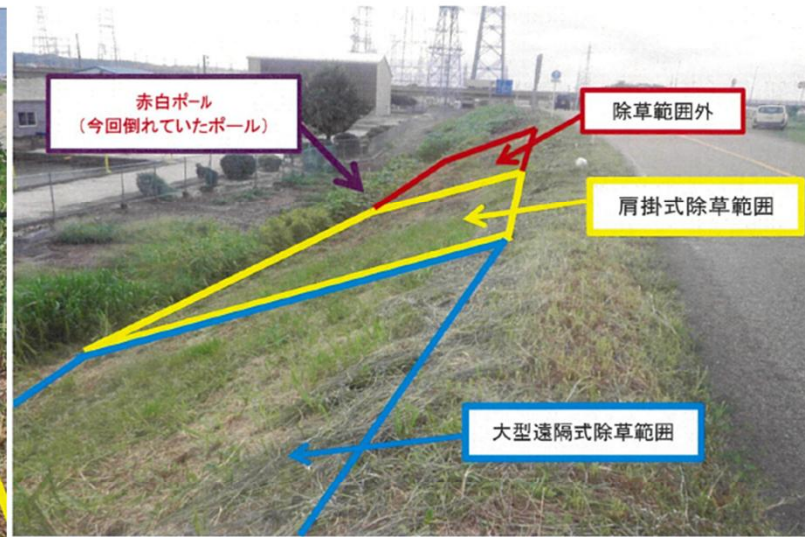
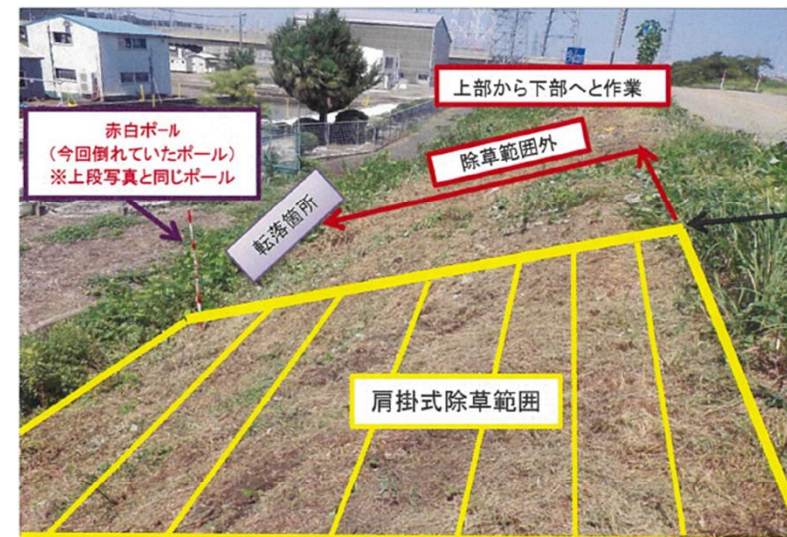
積みブロック上から除草機械が滑落（物損事故）

日 時：令和7年9月3日（水） 13時55分

工事内容：除草作業

被害状況：除草機械の滑落、水路の損傷

工具等取扱事故・公衆災害



滑落した除草機と水路の損傷状況

【事故発生状況】

- ・作業範囲外を除草している事に気づき、除草機械を堤防天端へ戻そうとしたところ、積みブロック上から滑落し、機体を損傷した。

【事故発生原因】

- ・遠隔操縦式除草機オペレータは作業責任者と展開図及び危険箇所マップを確認しながら作業を行っていたが、作業に集中しすぎて、片掛け式除草の範囲まで除草に入ってしまった。
- ・作業範囲の終点がわかりづらいため、事前に作業範囲を示すポールを現地に設置していたが、ポールが倒れている事に気付かず、片掛け式除草範囲をも超えて作業範囲外へ逸脱した。

スツールライトに接触し破壊（物損事故）

日 時：令和7年9月1日（月） 11時20分

工事内容：除草作業

被害状況：スツールライトを破壊

自動車等接触事故・公衆災害



破損したスツールライト



【事故発生状況】

- ・車両を移動する際に、車両前方にあったスツールライト(占用物件)を失念しそのまま前進した際にフロントバンパーとスツールライトが接触し、破損させた。

【事故発生原因】

- ・スツールライト前方にカラーコンを設置していたが、運転席からカラーコンは死角となり、確認できずに接触した。

運転を誤り占用施設を損傷（物損事故）

日 時：令和7年11月5日（水） 10時30分頃

工事内容：河川巡視作業

被害状況：占用施設の損傷、パトロール車タイヤのパンク他

自動車等接触事故・公衆災害

事故発生状況



①農道の轍からそれて脱輪



②元に戻そうとステアリングを切った。
③タイヤが水田止水板ハンドルに接触
④タイヤパンク、止水板ハンドル損傷

車両の損傷状況の損傷状況



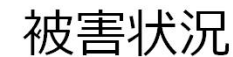
【事故発生状況】

・高水敷占用地の農道を巡視中に農業用水路に架かる溝橋手前で脱輪、その際に、河川パトロール車と占用農業用水施設（水田止水板ハンドル）に接触し一部を損傷した

【事故発生原因】

・不法投棄の確認のため、高水敷を走行していたが、運転員は周囲の状況を見ながら運転を行ったため、前方不注意で脱輪した

飛來落下・公眾災害



コンパネを仮置きしていたが飛散養生を行っておらず、風に煽られ飛散した。

作業許可日前に支障木の伐採、除根を実施（物損事故）

公衆災害

日 時：令和7年8月20日（水） 9時30分

工事内容：営繕工事

被害状況：許可受け前に樹木を伐採

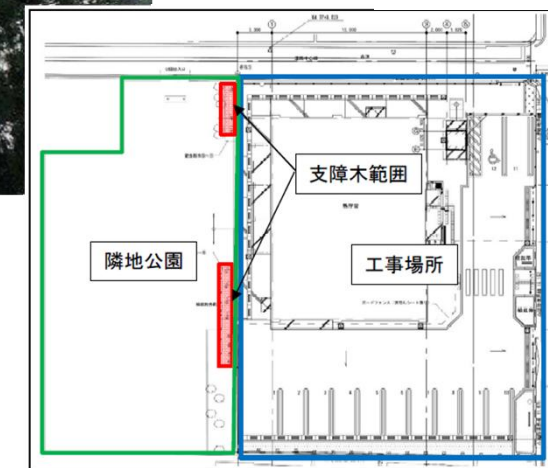


抜根作業



伐採作業

配置図



【事故発生状況】

・当該工事の支障木として隣地公園樹木の伐採抜根を予定しており、公園管理者より8/25（月）以降の作業許可を得ていたが8/20（水）に樹木を伐採抜根した。

【事故発生原因】

①8/25（月）からの隣地公園の使用許可を仮囲い設置可能日と勘違いした。

無許可で支障木の伐採を実施（物損事故）

日 時：令和7年7月25日（金）26日（土）

工事内容：地すべり対策工事

被害状況：許可受け前に樹木を伐採

公衆災害

伐採後の状況

山麓～1号支柱間

1号支柱～2号支柱間



伐採箇所

【事故発生状況】

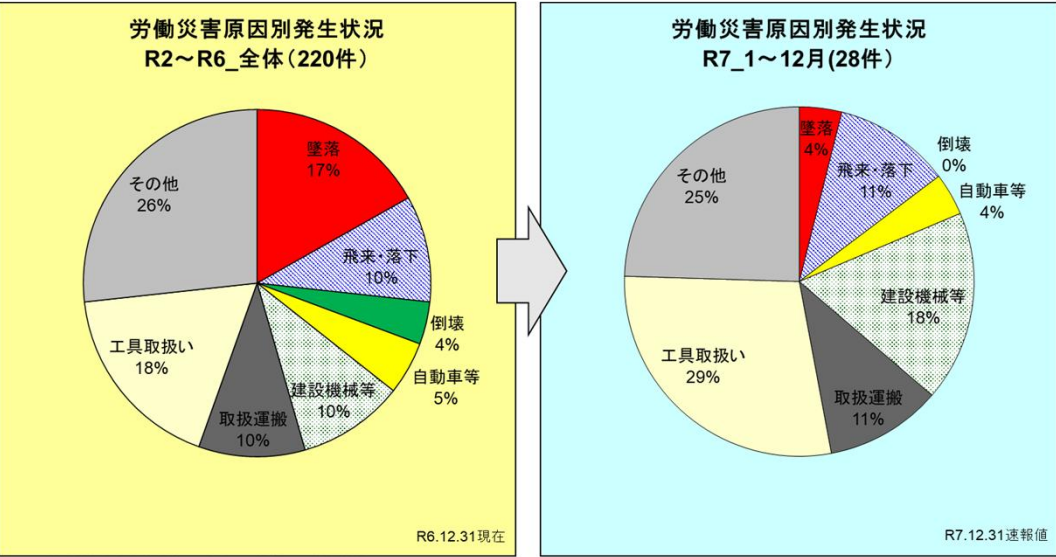
- ・国立公園自然保護区内に設置されたケーブルクレーン試運転時、クレーン走行に支障となる樹木が確認され、発注者に協議なく伐採を行った。

【事故発生原因】

下請けが伐採の必要性を把握した際、元請けの了解を得ずに伐採を行った。
元請けは無断で伐採をしてはいけない認識はあったが、下請けに対し周知がされていなかった。

4. 工具の取り扱い事故の分析

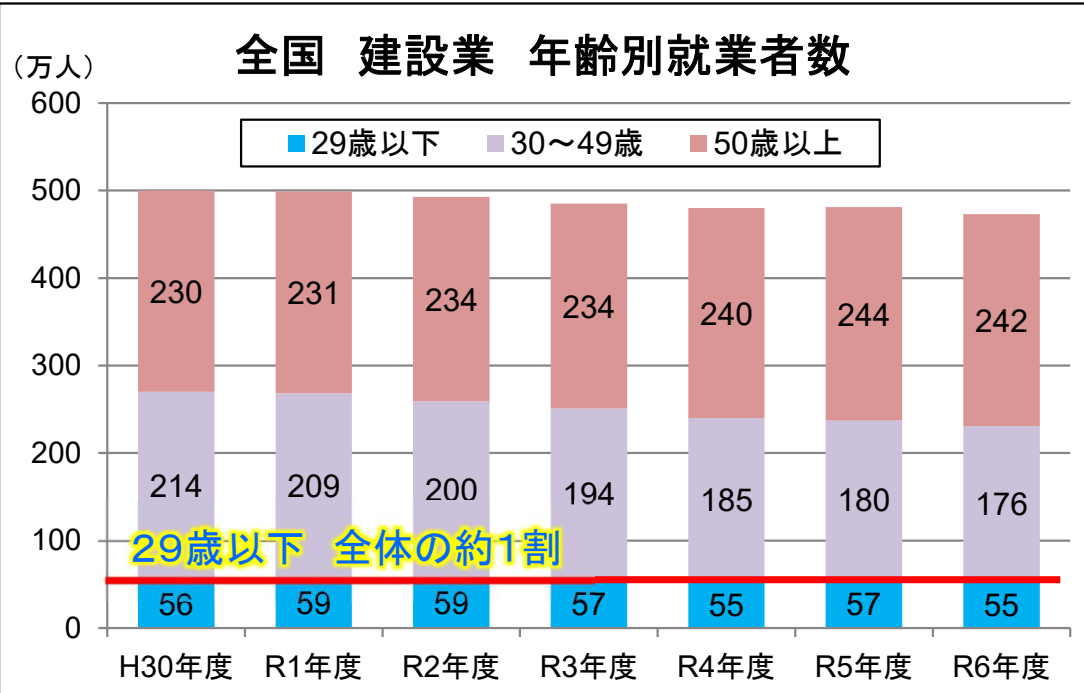
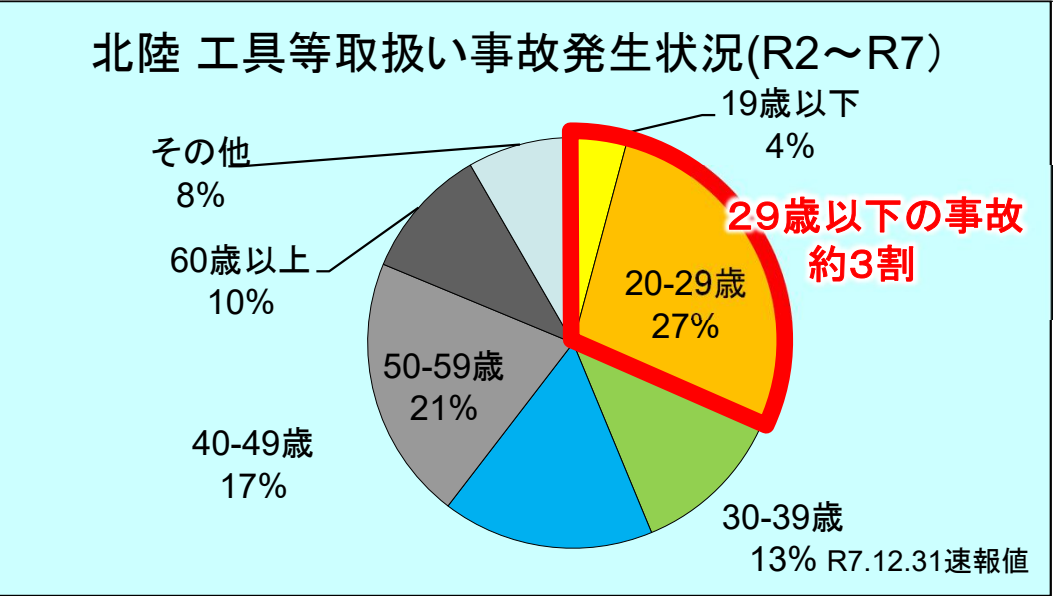
- 工具等取扱い事故のR2～R7の状況では29歳以下の事故が約3割を占めている。
- 建設業全体に占める29歳以下の就業者は約1割程度であるが、工具等の取扱いにより被災する事故が多い。（工具等：草刈り鎌、釘打機、ディスクグラインダー等）



膝の上に釘打機を置いて、両手で作業を実施



立ち上がろうとした際、誤発射

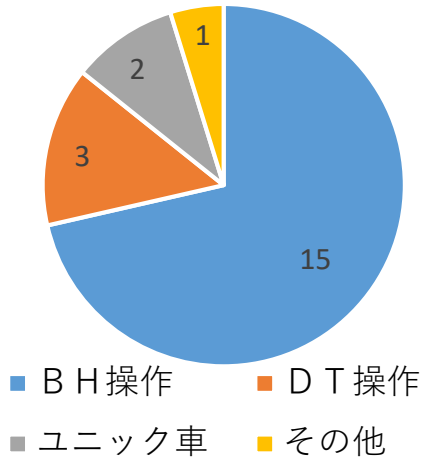


総務省 労働力調査より

5. 事故原因から見た公衆災害防止 の着眼点

公衆災害の架空線損傷をみると、建設機械バックホーによ切断が15件と非常に多い。
また、事故の発生は、監視員が不在の状態でのアーム操作やメインの作業を実施している時ではなく、作業終了後の回送時に発生したものが多い。

架空線損傷 原因別件数(R1～R7)

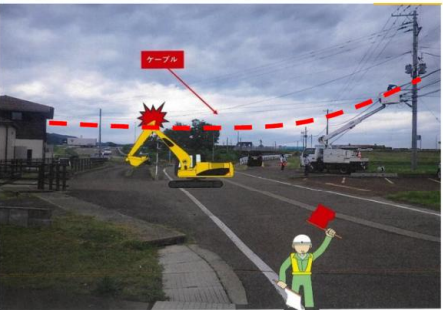


バックホウの回送時に架空線を切断 (物損事故)

国土交通省
北陸地方整備局

日 時：令和7年6月13日（金） 15時15分
工事内容：維持工事
被害状況：架空線切断

建設機械等接触事故・公衆災害



【事故発生状況】
・法面除草作業終了後、バックホウを回送するため、積込場所まで自走移動中に、市道上で方向転換して個人宅に引き込んでいた通信ケーブル（JCVケーブル）とバックホウが接触し、通信ケーブルを切断した。

【事故発生原因】
・バックホウの積込を現場の判断で予定外の場所で積込を行おうとしてしまった。※当該箇所は事前の確認を行っていなかった。（予定していたルートではない為）
・オペレーターの上空の架空線への注意が不足していた。

45

バックホウの旋回時に架空線切断 (物損事故)

国土交通省
北陸地方整備局

日 時：令和7年8月3日（日） 10時44分
工事内容：法面復旧工事
被害状況：架空線切断

建設機械等接触事故・公衆災害

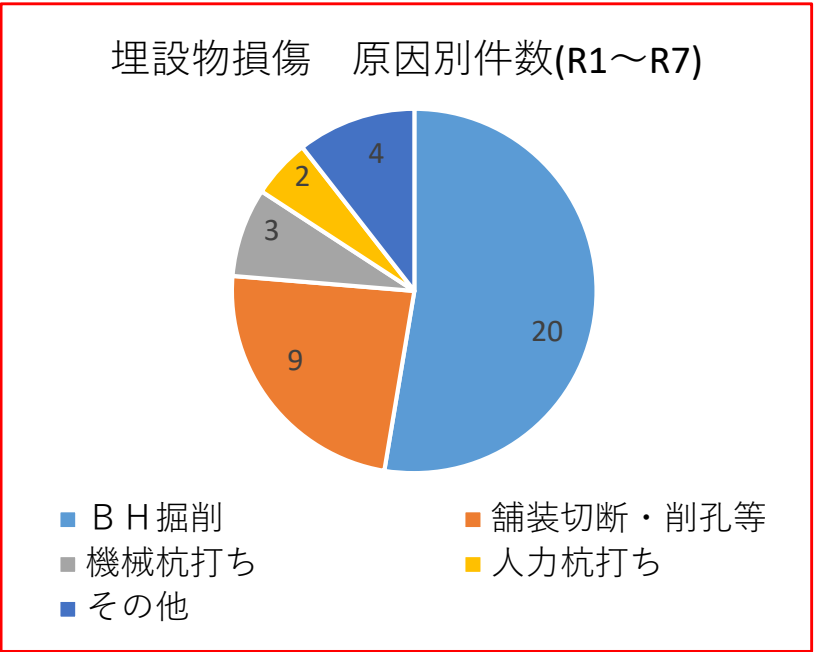


【事故発生状況】
・0.7m3バックホウにて10t積ダンプトラックへの積込作業中、積込土砂を集積するために重機を移動して旋回したところ、アームで架空線ケーブルを切断した。

【事故発生原因】
・バックホウオペレータが、作業に集中し過ぎたため、架空線が有ることを失念してしまった。
・監視員が他の作業を見るため、監視位置から離れたたてている間に、バックホウが、架空線を直接目視できない位置へ移動した。
・ダンプトラック待機場所が、現場内に限定されていたため、待機車両が重なって停車しており、焦りが生じていた。

18

「埋設物損傷」の原因は、バックホウ掘削時によるものが約半数となっており、埋設物の浅埋設箇所や埋設深さの変化点における損傷事故が多く発生。
事前調査や試掘が不十分なまま施工していることが主な原因となっている。



掘削時に埋設信号機ケーブルを切断（物損事故）

国土交通省
北陸地方整備局

日時：令和7年8月4日（月） 8時45分
工事内容：道路改良工事
被害状況：埋設ケーブル切断

建設機械等接触事故・公衆災害



事故発生箇所



信号機ケーブル切断

【事故発生状況】
・市道切り回し工事のため、迂回路線形上にある花壇の土砂をミニバックホウ（0.25m3）で掘削・撤去作業を実施。作業中にバケットの爪で信号機の埋設通信管（深さ300mm付近）を切断した。

【事故発生原因】
①試掘調査をしていなかった。②施工計画書手順の前処理段階で花壇内を掘削してしまった。
③道路台帳には信号埋設管の記載が無く情報がないため、指定業者と埋設物調査（立会）を行い、埋設管は花壇の外の歩道部と聞いていた。④埋設シートと埋設管との離隔が、5cmしか無かった。

13

17. 試掘作業中に水道管破損（物損事故）

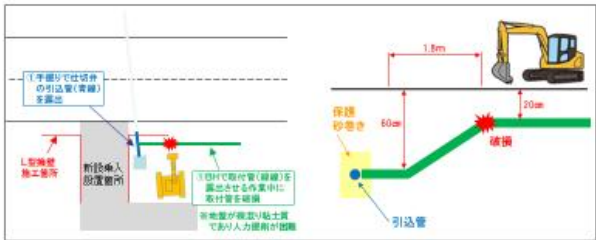
国土交通省
北陸地方整備局

①日時：令和5年7月3日（月） 8時35分頃
②工事内容：擁壁設置
③事故内容：バックホウによる埋設管破損
④被害状況：水道管破損

建設機械等事故



水道管破損状況



事故発生状況

【事故発生状況】
・埋設物の位置確認を行っていたところ、バックホウの刃先が水道管と接触し破損させた。

【事故発生原因】
・最初、人力掘削による試掘により水道管の引込管の埋設深を把握した。次に取付管の試掘を行う際に、地盤が硬い礫混じり粘性土で埋設深さも引込管と同じと思い込みバックホウで掘削した。

67

公衆災害を防止するため、特記仕様書に以下の条文を標準として明示していますので、適切・的確な対応をお願いします。

第〇条 架空線・埋設物等への接触・切断事故防止対策

1. 受注者は、工事範囲内にある架空線・埋設物等について、管理図及び占用台帳等による事前情報の収集を行い、必要に応じて管理者立会いのもと試掘等による調査を事前に実施することにより、当初図面に架空線・埋設物等正確な情報を記載するよう努めること。
2. 受注者は、設計図書等における架空線・埋設物等表示が明確でない場合で、設計図書の補完や修正設計のために工事発注後調査する場合は、調査法やその必要性を監督職員と協議する。
3. 受注者は、事前調査結果を監督職員に報告するものとする。
4. 埋設位置が台帳や設計図書で確認された場合であっても、実際の位置と異なる事も想定されるため、慎重な施工に努めること。
5. 公衆災害防止対策として、下記項目についてとりまとめ、作業員等へ周知徹底を図るものとする
 - (1) 工事現場、土取り場、土捨て場、資材置き場、資材運搬経路等工事に係る架空線等上空施設の事前調査(場所、種類、高さ等)結果。
 - (2) 掘削作業及び占用物件支障移転に伴う埋設物等の事前調査(位置、種類、深さ等)結果。
 - (3) 建設機械等のブーム、ダンプトラックのダンプアップ状態等での移動・走行の禁止対策。また、建設機械等の施工時においては、接触・切断が懸念される状態での旋回禁止対策。
 - (4) 現場出入り口での「高さ制限措置の設置」や架空線等への「防護カバー設置」等の事前対策。
6. 受注者は、公衆災害防止対策等について安全巡視等で確認するとともにKY日誌等に記録する。改善・補修等が必要となった場合は、適宜対応する。
7. 受注者は、新規入場者教育、KY 活動並びに安全教育等において、オペレータ、運転手及び交通誘導警備員等に対し、教育の徹底を図る。
8. 監督職員は、点検・教育の実施記録について、提出を求めることができる。

第〇条 情報通信光施設近接工事における切断等の事故防止対策

本工事は、情報ボックス(又は電線共同溝、CAB、IRN など)及び光ファイバーケーブルなど(以下「情報通信光施設」という。)の近接工事に該当することから、以下のとおり施工し、情報通信光施設の切断、損傷などの事故防止を図らなければならない。

1. 工事の施工は、情報通信光施設に関連する次の規程を遵守しなければならない。

【該当するもののみ記入する】

- (1) 情報ボックス管理規程及び情報ボックス保安細則
- (2) 電線共同溝管理規程(改定案)
- (3) 電線共同溝・情報ボックス管理マニュアル(Ver.2:平成15年4月)
- (4) 兼用工作物管理協定
- (5) 道路管理用光ファイバ等兼用工作物保守細則

2. 受注者は、監督職員の指示に基づき工事着手前に次の事項を実施しなければならない。

- (1) 受注者は、情報通信光施設に係る事故防止の責任者となる「設備事故防止責任者」を現場代理人若しくは監理(主任)技術者から選任して監督職員に提出すること。
- (2) 緊急時連絡体制及び施工体制を監督職員に提出すること。
- (3) 道路管理者担当者との立会により近接工事区間、情報通信光設備などの確認を行うこと。また、必要に応じて情報通信光施設の占有者及び兼用芯線使用者(以下「占有者等」という)との立会を行うこと。その場合は、道路管理担当者を通して占有者等へ要請するものとする。
- (4) 情報通信光施設の事故防止対策について監督職員の承諾を得ること。
- (5) 情報通信光施設の事故は、事故の重大性の認識が低いことに起因している面があるから、受注者は作業員、協力会社などの施工関係者に対して事故防止対策及び事故の重大性を周知すること。

6. お知らせ

「建設工事事故データベース(SAS)」に情報登録をします

- ・建設工事事故データベース(SAS)は、地方整備局・都道府県・政令指定都市・機構等が発注する公共工事で発生した一定規模以上の事故の事故報告データの集合体です。収集されたデータは、建設工事事故対策検討委員会や発注者において、工事事故防止に向けた対策の検討・立案に利用しています。
- ・休業4日以上 の 建設工事事故等を対象に、登録に必要な事故番号、パスワードを発注担当課長等に通知しますので、受注者・発注者は、インターネットを利用して登録(入力)してください。
- ・登録に関する詳細については、ホームページ内の「SASのガイドライン」を参照して下さい。



ホームページ <https://sas.hrr.mlit.go.jp/>

土木工事共通仕様書により、「建設工事事故データベースシステムに情報を登録すること」が明記されています。

登録対象となる事故

事故の分類	事故の定義
労働災害	<u>工事区域において工事関係作業が起因して、工事関係者が死亡あるいは負傷した事故。</u> 資機材・工事製品輸送作業が起因して工事関係者が死亡あるいは負傷した事故。 なお、ここでのいう負傷とは、 <u>休業4日以上</u> の負傷をいう。
もらい事故	<u>工事区域において当該関係者以外の第三者が起因して工事関係者が死亡又は負傷した事故。</u> なお、ここでのいう負傷とは、 <u>休業4日以上</u> の負傷をいう。
負傷公衆災害	<u>工事区域における工事関係作業及び輸送作業が起因して当該工事関係者以外の第三者が死傷した事故。</u> なお、ここでのいう第三者の負傷とは <u>休業4日以上もしくはそれに相当する負傷</u> をいう。
物損公衆災害	工事区域における <u>工事関係作業及び輸送作業が起因して第三者の資産に損害を与えた事故</u> にあって、第三者の死傷に繋がる可能性の高かった事故。

※ 工事区域：工事作業現場内および隣接区域

「あんぜん北陸」を発刊(四半期毎)
【整備局HPにも掲示】

あんぜん北陸 第242号 2025. 11. 13

◆令和7年1月～9月事故の状況◆

【事故の特徴】

- ☆労働災害と公衆災害を合わせた事故全体の件数は、31件発生しており過去5年平均に比べ22件減少しています。
- ☆7～9月は1～6月と比べて事故件数は減少しています。
- ☆休業4日以上労働災害は9件発生しています。

・各地でクマの目撃情報が相次いで人里でも安心できません。被害にあわれた方への支援や、これから季節は日没が早くなり、本格的な冬が来る前に、必要な用災害・公衆災害の安全教育等を行っていただきます。

北陸地方整備局
技術開発・管理部
工事安全管理分科会

**架空線・埋設物等への
接触・切断事故防止対策の徹底**

今年度の工事事故の傾向として、架空線、埋設物等への接触、切断の事故が多くなっています。掘削を行う前には、十分に情報の収集、試掘を行い埋設物への接触、切断事故の防止をお願いします。

また、バックホウでの作業時に手元に気を取られ、架空線に接触する等の事故も発生しています。作業前に周辺の状況を確認し、接触防止の必要な措置を行い、架空線へ接触しないよう気を付けましょう。

架空線、埋設物等の切断事故は社会的影響が極めて大きいことから、接触、切断事故の防止対策の徹底をお願いします。

～工事事故の発生状況～

令和7年1月から9月までの事故件数
19件、公衆災害は12件発生しており、



- ＜事故事例＞
- ・電柱撤去後に側溝を設置するため、仮設配水管の撤去作業を行っていた。
 - ・集水桝と仮設配水管の接合部の巻きコンクリートを撤去した際に巻きコンクリートの下にあった水道管を破壊。
 - ・埋設物を想定し人力にて施工し、既設柵底付け面まで掘削を行っていたが、埋設シートも無く、管路も確認できなかったため、バックホウで作業を行った。



クマによる被害に遭わないよう
十分に注意をしましょう

今年度は、全国でクマの出没、人身被害が増えています。クマの活動が活発となる早朝や夕方は特に注意が必要です。万一、クマに出会ったら、背を向けずにゆっくりとその場を離れるようにしましょう。

各県のHPにおいてクマに対する注意喚起や、目撃情報をまとめた、出没マップ等の情報提供がされていますので、被害に遭うことのないよう、各職場、現場において確認と注意喚起をお願いします。

【注意情報】
環境省
<https://www.env.go.jp/nature/choju/effort/effort12/effort12.html>



安全管理優良受注者表彰

北陸地方整備局では、毎年9月第4週を「労働災害防止週間」と定め、建設工事における労働災害の防止に向けて、北陸地方整備局所管の工事等に関し、その安全管理及び労働災害防止対策が特に優秀であって他の模範となる受注者を「安全管理優良受注者」として表彰しています。

令和6年度に完成した北陸地方整備局発注工事の受注者の中から15者を安全管理優良受注者として選定し、令和7年9月24日に北陸地方整備局において表彰式を行いました。



令和7年度 表彰

安全管理優良事例集をHPに掲載

安全管理優良受注者の取り組み事例を北陸地方整備局ホームページに掲載し、安全教育、安全管理等の参考として紹介しています

<https://www.hrr.mlit.go.jp/gijyutu/anzenkanri.html>

営繕工事の生産性向上等の取組

令和8年7月

北陸地方整備局営繕部

営繕事業における働き方改革の主な取組（令和8年度）

赤字：令和7年度からの変更箇所

官庁営繕事業における働き方改革の取組をパッケージ化して推進

1. 適正な工期設定・施工時期等の平準化

適正な工期設定等	○ 適正な工期・履行期間の確保（必要な工期・履行期間の延期を含む） ・「公共建築工事における工期設定の基本的考え方」 ・「建築工事適正工期算定プログラム（日建連）」の活用 ・「働き方改革に配慮した公共建築設計業務委託のためのガイドライン」 ○ 各工程の施工期間の確保（概成工期の発注時設定、実施工程表等による発注者（監督職員）の確認） ○ 猛暑による作業不能日数を考慮した工期設定
週休2日の取組	○ 「公共建築工事標準仕様書」において原則週休2日を規定 ○ 週休2日を前提として工期を設定、必要に応じて施工期間・時間等の変更について受注者と協議 ○ 工事・業務における現場環境改善（ウィークリースタンスの取組）
施工時期等の平準化	○ 適正な工期・履行期間の確保とともに、完成・完了時期を分散 ・債務負担行為の積極的活用 ・余裕期間制度の積極的活用（工事）、余裕期間制度の試行（設計業務）

2. 労務費等へのしわ寄せ防止の徹底

予定価格の適正な設定等	○ 「営繕積算方式」による予定価格の適正な設定 ・実勢価格や現場実態の的確な反映 ・工事規模・工期を踏まえた共通費等の算定 ・労務費等の内訳の把握が可能な「単位施工単価」の導入 ・猛暑による作業中断等に伴う労務費の割増（試行） ○ 施工条件の変更に伴う適切な設計変更 ○ 物価変動等に伴うスライド条項の適切な運用（工事）、業務スライドの試行
-------------	--

3. 生産性向上

ICTの積極的な活用等	○ 生産性向上技術の活用 ・官庁営繕事業における一貫したBIM活用（EIR（発注者情報要件）の適用（新営設計・工事）、BIMデータを活用した積算業務の試行） ・情報共有システムの活用、建設現場の遠隔臨場、デジタル工事写真の黒板情報電子化、ICT建築土工 等 ○ 工事の発注時・完成時における評価による生産性向上技術の導入促進
書類の効率化	○ 工事関係書類の削減、省略・集約可能な書類の明確化、工事関係書類データ入力支援ツールの提供 ○ 押印・署名廃止、原則電子による提出に一本化 ○ 国の統一基準として工事関係書類の標準書式を制定
関係者間調整の円滑化	○ 設計業務の発注における設計条件の明示 ○ 適切な設計図書の作成に向けた取組み（設計業務プロセス管理、施工条件の確認等） ○ 設計業務受注者から工事受注者等への遅滞ない設計意図伝達（期限遵守を契約図書に明記） ○ 関連する工事間での納まり等の調整を効率化（「総合図作成ガイドライン（士会連合会）」、BIMの活用） ○ 関係者間の情報共有や検討を迅速化（会議の早期開催、情報共有システムの活用等）

公共建築の工事・設計業務の受発注者への普及促進

第三次・担い手3法※(令和6年改正)等を踏まえ、国土交通省の直轄営繕事業において、令和8年度より下記のとおり取組を拡充し、働き方改革をより一層推進する。

※品確法・建設業法・入契法の一体的改正

多様な働き方の支援

- 労働基準法の時間外労働規制を踏まえ、**引き続き週休2日※を前提に工期を設定**。

※工期における全ての週において、原則として土曜日・日曜日を現場閉所日に指定し、週ごとに2日以上以上の現場閉所を行うことをいう。

- 工事受注者が**変形労働時間制等の週休2日以外の働き方を希望する場合は、施工期間、施工時間等について、受発注者間で協議の上、実施**。

工事における猛暑対策の拡充

- 「猛暑を考慮した工期設定」や「熱中症対策に関する費用の計上」に加え、次の取組を追加。
 - ・受発注者間の協議を通じた、**猛暑期間・猛暑時間における現場施工の回避**
 - ・技術提案評価型S型を活用し、生産性向上に資する技術を採用した**熱中症対策の提案の評価**
 - ・猛暑による**作業中断等に伴う労務費の割増** 等

労務費等へのしわ寄せ防止の徹底〔営繕積算方式〕

- 労務費等が確保されるよう、「営繕積算方式」について、以下の取組を追加。
 - ・労務費等の内訳の把握が可能な**「単位施工単価」の導入**（歩掛りにおいて作業休止時間等も考慮）
 - ・実態調査の結果を踏まえ、**一般管理費等率や専門工事業者等の諸経費の率を見直し**

業務における余裕期間制度・スライド制度の試行

- 建築設計業務を対象に、**余裕期間制度（フレックス方式：受注者が業務の始期と終期を全体履行期間内で任意に設定できる方式）を試行的に導入**。
- 昨今の設計業務委託等技術者単価の上昇等を踏まえ、建築関係建設コンサルタント業務においても価格転嫁対策を強化するため、令和8年度以降に新規契約する業務から**スライド制度（業務スライド）を試行導入**。

1. 適正な工期設定・施工時期等の平準化

- (1) 適正な工期設定等
- (2) 週休2日の取組
- (3) 施工時期等の平準化

(1) 適正な工期設定「公共建築工事における工期設定の基本的考え方」について

- 「公共建築工事における工期設定の基本的考え方」は、国、都道府県及び政令市が連携して、公共建築工事において適正な工期を確保するための方策や留意事項等を取りまとめたものである。
- 令和6年4月より建設業において時間外労働規制が適用されたこと等、建設業にまつわる動向等を踏まえ、建設業の働き方改革をより一層推進するために改定。(令和7年7月)

第1 基本方針

(赤字は主な改定点)

工事の規模及び難易度、地域の実情、自然条件、工事内容、施工条件等を踏まえ適切に工期を設定するものとする。

長時間労働是正や週休2日の達成等の働き方改革の推進にも考慮する。

第2 適正な工期を確保するための方策

1. 企画、調査及び設計段階

- (1) 調整等に要する期間を十分に想定した事業の企画
- (2) 次の事項に留意した調査・設計
 - ① 敷地・施設現況等の事前調査の十分な実施
 - ② 騒音・振動作業や立入り制限等の入居官署等との協議・把握
 - ③ 工期に影響を及ぼす事項の施工条件明示
 - ④ 設計図書の不整合・誤謬等を防止するための確実な図面審査
 - ⑤ 施工段階で行う行政手続きの設計段階での調整

2. 工事発注準備段階

- (1) 適切な工期の入札条件への設定
- (2) 必要に応じて余裕期間の設定等の契約上の工夫
- (3) 債務負担行為の積極的活用等、工事施工時期の平準化
- (4) 工事中に入居官署等が対応すべき事項の把握

3. 入札契約段階

- (1) 明確な質問回答と施工条件の明示
- (2) 工期短縮に関する技術提案の原則禁止

4. 施工段階

- (1) 迅速な承諾行為
 - ウィークリースタンスの配慮とワンデーレスポンスの実施
- (2) 工事の進捗状況の的確な把握
 - 週休2日の確保にあたり、必要に応じて関係者と調整
- (3) 関係工事間の調整の適切な実施
- (4) 工事関係書類の明確化・効率化
- (5) 工期変更への誠実な協議

第3 適正な工期を設定するための留意事項

- (1) 多雨・猛暑など自然的要因及び労働事情など社会的要因を考慮
- (2) 月単位の週休2日の確保や不稼働日等を考慮
- (3) 受電時期及び設備の総合試運転期間等の考慮

第4 工期の変更

資機材・労務の需給環境の変化や天災等により作業不能日が増加した場合等において適切な設計変更等を実施

(1) 適正な工期設定 ～営繕工事における各工程の適正な施工期間の確保～

後工程(内装工事、設備工事、舗装工事等)にしわ寄せを生じさせないよう配慮するなど、
各工程の適正な施工期間を確保する。

1 概成工期の設定 (工事発注準備段階)

- 新築を対象として、総合試運転調整の期間を確保するため、概成工期※1を設定し、現場説明書等に特記
- 「建築物適正工期算定プログラム」※2を参考として設定

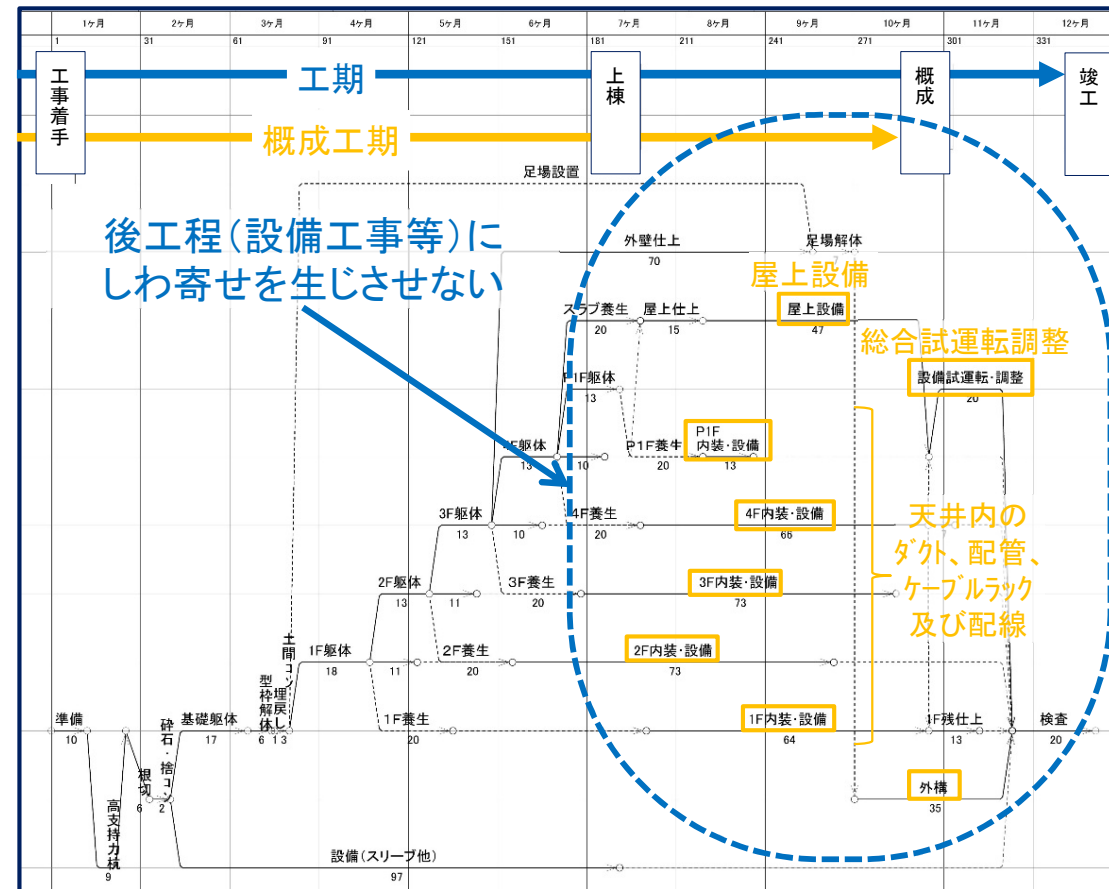
2 実施工程表の確認 (工事施工段階)

- 監督職員は、実施工程表の承諾に際し、以下の内容を確認

- ① 概成工期が明記されていること※3
- ② 監督する工事の各工程の施工期間が適正に確保されていること
- ③ 別契約の関連工事の施工期間が適正に反映されていること
- ④ 特に、建築物においては、全体の工程に影響する可能性の高い、次に示す設備工事の施工期間が適正に確保されていること
 - ア) 天井内のダクト、配管、ケーブルラック及び配線
 - イ) 屋上設備
 - ウ) 総合試運転調整

- 監督職員は、実施工程表が変更された場合の承諾に際しても、必要に応じて、上記の内容を確認

■ 建築工事の工程の例(事務所、RC-4、3,000㎡)



※1 建築物等の使用を想定して総合試運転調整を行ううえで、関連工事を含めた各工事が支障のない状態にまで完了しているべき期限。

※2 (一社)日本建設業連合会作成の最新版。

※3 概成工期が設定された工事の場合。

(2) 週休2日の取組

- 国土交通省が発注する営繕工事では、建設業における働き方改革の推進の観点から、平成30年度より、週休2日の取組状況に応じて労務費を補正する「週休2日促進工事」を実施している。
- 品確法に基づく発注関係事務の運用に関する指針の改正において、「土日を休日とする週休2日工事の実施に取り組むなど、週休2日の取得を推進し、施工条件等を考慮しつつその取組の質の向上を努めることが重要である。」とされたことを踏まえ、**令和7年度より、工期中の全ての週における週休2日の確保に向けた取組を推進**する。

発注方式 次のいずれかの方式により発注する。

発注方式	対象期間の現場閉所※1の状況		
	全ての週※2で2日※3以上（新規）	全ての月で4週8休以上（月単位の週休2日）	全体で4週8休以上（通期の週休2日）
I型	受注者が選択※4	必須	必須
II型	受注者が選択	受注者が選択	必須

労務費の補正

- ・ 現場閉所の状況に応じた労務費及び現場管理費の補正係数を設定
- ・ 予定価格の作成に当たっては、対象期間の**全ての週で2日以上**の現場閉所を行うことを前提として労務費及び現場管理費を補正
- ・ 現場閉所の達成状況を確認し、対象期間の現場閉所の状況が各水準に満たない場合は、水準に応じた補正分を減額変更

工事関係者の対応

- ・ 現場閉所の確認（受発注者双方の事務負担が増大しないよう既存書類を活用。）
- ・ モニタリング（受発注者へアンケート調査を実施し、週休2日確保の阻害要因を把握のうえ対応策を検討。）
- ・ 工事成績評定（従来から標準の評価項目として設定している「休日・代休の確保」において適切に評価。
明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合は減点。）

- ※1 分離発注工事の場合は、発注工事単位で現場作業が無い状態（現場休息）とする。
- ※2 原則として土曜日から金曜日の7日間とする。
- ※3 原則として土曜日及び日曜日を現場閉所日に指定する。土曜日又は日曜日を現場閉所日としない場合は当該曜日に代わる曜日を現場閉所日に指定する。
- ※4 受注者が工事着手前に発注者と協議する。

対象期間の現場閉所の状況	補正係数	
	労務費	現場管理費
全ての週で2日以上	1.02	1.01
全ての月で4週8休以上	1.02	なし
全体で4週8休以上	なし	なし

大臣官房官庁営繕部 各課長 殿
各地方整備局 総務部長 殿
営繕部長 殿
北海道開発局 事業振興部長 殿
営繕部長 殿

国会公契第24号
国営管第624号
国営計第183号
国営建技第11号
令和8年3月27日

大臣官房 会計課長
大臣官房官庁営繕部管理課長
大臣官房官庁営繕部計画課長
大臣官房官庁営繕部整備課長
（公印省略）

国土交通省直轄営繕工事における週休2日の取組方針について

建設業の働き方改革を推進する観点から、「営繕工事における週休2日促進工事の実施について（改定）」（令和7年3月25日付け国会公契第50号、国営管第617号、国営計第170号、国営建技第6号）により、営繕工事において労務費等の補正等の試行を行う週休2日の取組を行う工事（週休2日促進工事）を実施してきたところであるが、これまでの取組状況等を踏まえ、令和8年度以降に発注する工事について、下記のとおり行うこととしたので通知する。

記

1. 対象工事等
国土交通省直轄営繕工事を対象とする。
2. 令和8年度以降の週休2日の取組方針
他産業と遜色ない建設業の働き方の実現に向け、多様な働き方が求められていることから、地域の実情や現場の状況等を踏まえ、週休2日や交替制など、適切な方法により取り組むものとする。
なお、これまで実施してきた週休2日促進工事の取組は完了とし、**今後は労務費等の補正等を実施しないものとする。**
3. 多様な働き方の支援
多様な働き方を支援する観点から、発注者は、施工期間・時間等の変更について受注者から協議があった場合には、丁寧に協議に応じるものとする。

附 則

- 1 本通知は、令和8年4月1日以降に入札手続を開始する工事に適用する。
- 2 以下の通知（以下「旧通知」という。）は廃止する。ただし、令和8年3月31日までに入札手続を行う工事については、旧通知による。
（1）令和7年3月25日付け
国会公契第50号、国営管第617号、国営計第170号、国営建技第6号
「営繕工事における週休2日促進工事の実施について（改定）」
（2）令和7年12月10日付け国営積第7号
「営繕工事における週休2日促進工事の実施に係る積算方法等の運用について（改定）」

- **全ての営繕工事及び設計業務等**を対象に、現場環境の改善に向けた取り組みを実施
- 標準項目として、「**①依頼日・時間及び期限**」、「**②会議・打合せ**」、「**③業務時間外の連絡**」に関する取組を設定するなど、現場環境改善に努める

現場環境の改善に向けた取り組みの概要

(1) 目的

計画的に工事・業務を履行しつつ、非効率なやり方の業務環境等を改善し、より一層魅力ある仕事となるよう努める。

(2) 対象

- **全ての営繕工事**
- **全ての建築関係建設コンサルタント業務等**（災害対応等緊急を要する場合は除く）

(3) 取組内容(例)

土日・深夜勤務等を抑制するため、以下の取組を設定し、現場環境の改善を行う。

①依頼日・時間及び期限に関すること

- ・休日・ノー残業デーの業務時間外に作業しなければならない期限を設定しない。

②会議・打合せに関すること

- ・業務時間外にかかるおそれのある打合せ開始時間の設定をしない（具体的な時間を設定）
- ・打合せはWEB会議等の活用を努める。

③業務時間外の連絡に関すること

- ・業務時間外の連絡を行わない（ASP・メール等を含む）
- ・受発注者間でノー残業デーを情報共有する。

(4) 進め方

- 受注者によって、勤務時間、ノー残業デーなどが異なることから、**柔軟性をもった取組**とする。
- 工事や業務に差し支えないよう、**スケジュール管理を適切に実施**し、取組を実施する。

(3) 施工時期等の平準化 ～余裕期間制度の積極的活用～

①「発注者指定方式」： 余裕期間内で工期の始期を発注者があらかじめ指定する方式



②「任意着手方式」： 受注者が工事の開始日を余裕期間内で選択できる方式



③「フレックス方式」： 受注者が工事の始期と終期を全体工期内で選択できる方式



1. 余裕期間の長さ(発注者で設定) : 工期の40%を超えず、かつ、6ヶ月を超えない範囲
2. 余裕期間中の技術者の配置等 : 技術者の配置必要なし、現場着手してはいけない期間
(資機材の準備や下請者との協議は可、現場搬入不可)

2. 労務費等へのしわ寄せ防止の徹底

(1) 予定価格の適正な設定等

平成27年 1月30日策定
令和8年3月31日最終改訂

『営繕積算方式』活用マニュアル

(目次)

国土交通省 大臣

 国土交通省

(表紙)

1. 『営繕積算方式』と活用マニュアルについて

- ・『営繕積算方式』及び活用マニュアルについて (P.4)
- ・発注者責務の明確化 (品確法) (P.5)

2. 公共建築工事積算基準について

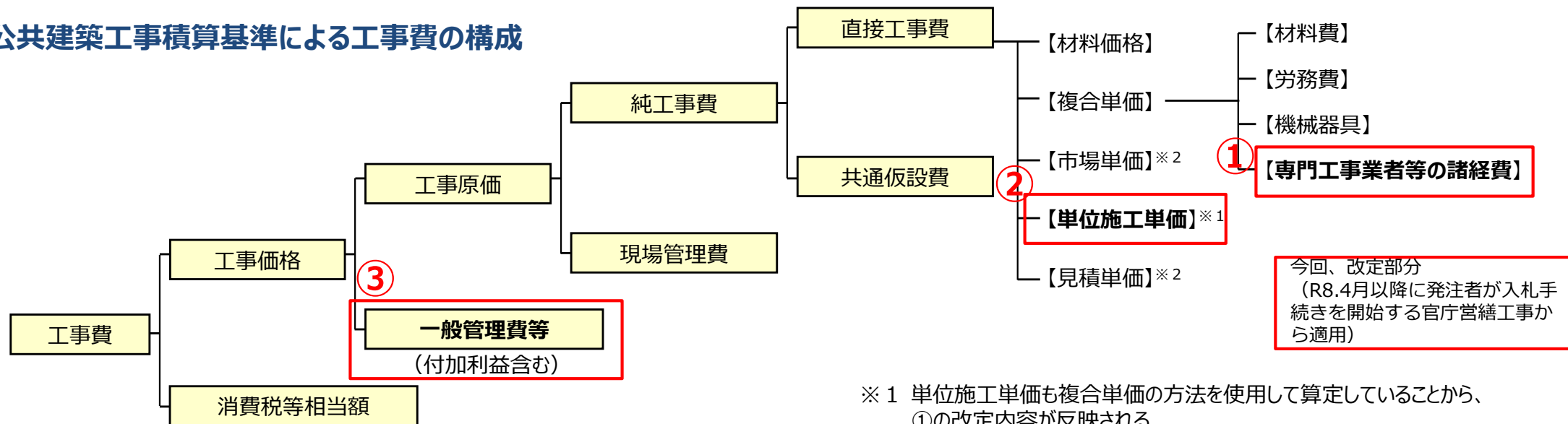
- ・「公共建築工事積算基準」の体系 (P.7)
- ・公共建築工事の工事費の構成 (P.8)
- ・単価及び価格の算定 (P.9)
- ・(参考) 直接工事費の単価種別による構成比 (P.10)
- ・市場単価適用工種 (P.11)
- ・労務費等の内訳が把握可能な新しい方式の積算単価「単位施工単価」の導入 (P.12～13)
- ・共通費の算定 (P.14)
- ・共通仮設費の算定 (P.15)
- ・現場管理費の算定 (P.16)
- ・一般管理費等の算定 (P.17)

3. 公共建築工事(復旧・復興工事を含む)の円滑な施工確保のための各種取組

- ・円滑な施工確保のための取組 (P.19～20)
- ・実勢価格や現場実態を的確に反映した単価及び価格の設定 (P.21～26)
- ・施工条件を踏まえた共通費の算定 (P.27～30)
- ・適切な工期設定と費用計上 (P.31～35)
- ・設計図書に基づく適切な数量算出 (P.36～38)
- ・施工条件の変更や物価変動等に対する適切な契約変更 (P.39～42)
- ・猛暑対策の取組(P.43)
- ・復旧・復興工事における円滑な施工確保のための各種取組 (P.44～45)

(1) 予定価格の適正な設定等 ～雇用に伴う必要経費の確保に向けて～

公共建築工事積算基準による工事費の構成



※1 単位施工単価も複合単価の方法を使用して算定していることから、

①の改定内容が反映される

※2 市場単価、見積単価についても専門工事業者等の諸経費は含まれている。

①専門工事業者等の諸経費の率の見直し

- 実態調査を実施し、諸経費の率を改定。
- 工種ごとに定めていた率を、「材料費、消耗材料費等」と「労務費」のそれぞれに全工種共通の率を設定することに改める。

「雇用に伴う必要経費」が確保されていることが、発注者の積算において明確になる

②新たな単位施工単価の設定

- 歩掛り調査を実施し、令和7年12月に導入した鉄筋（ガス圧接含む）、型枠に続き、「絶縁ケーブル」について、単位施工単価を追加導入。

※ 鉄筋、型枠は、R8.1月以降に発注者が入札手続きを開始する官庁営繕工事から適用している

③一般管理費等率の見直し

- 業界団体の協力を得て、実態調査を実施し、一般管理費等率について改定。
- 建築工事、電気設備工事、機械設備工事等で分かれていた算定式等を一本化。

(1) 予定価格の適正な設定等 ～専門工事業者等の諸経費の率の見直し～

○見直し前（例：建築 地業工事 床下防湿層敷き）

表 A1-3-3

床下防湿層敷き (1㎡当たり)				備考
名称	摘要	単位	所要量	
ポリエチレンフィルム	厚0.15mm	㎡	1.1	
普通作業員		人	0.005	
その他		式	1	

(注) 1. 「その他」の率対象は、普通作業員とする。

表 3-1-1 建築工事

工事種別	工 種	「その他」の率	「その他」の率対象	備 考
	仮 設	20～30%	労、雑	
	土 工	20～30%	労、雑	
	地 業	20～30%	労、雑	

※「その他」とは、製造業者・専門工事業者の諸経費

【設計労務単価】×【歩掛りの所要量】×【建築工事 地業「その他」の率】によりその他費を算出

○見直し後（例：建築 地業工事 床下防湿層敷き）

表 A1-3-3

床下防湿層敷き (1㎡当たり)				備考
名称	摘要	単位	所要量	率を乗ずる歩掛りの区分
ポリエチレンフィルム	厚0.15mm	㎡	1.1	労以外
普通作業員		人	0.005	労
諸 経 費		式	1	—

専門工事業者の諸経費を算出

表 3 専門工事業者等の諸経費の率

率を乗ずる歩掛りの対象	率	備 考
労務費（労）※	42～52%	
材料費、消耗材料費等（労以外）※	9～13%	

※標準歩掛り、単位施工単価のベース単価の歩掛りの表中において、（労）、（労以外）の略称により、率を乗ずる歩掛りの区分を示す。標準歩掛り、単位施工単価のベース単価と類似の材料等を用いる場合においては、表中の「率を乗ずる歩掛りの区分」に準じて率を乗ずる。

労務については、【設計労務単価】×【歩掛りの所要量】×【（労）の諸経費の率】により諸経費を算出

材料等については、【材料等の単価】×【歩掛りの所要量】×【（労以外）の諸経費の率】により諸経費を算出

合計して、
専門工事業者等の
諸経費を算出

(1) 予定価格の適正な設定等 ～新たな単位施工単価の設定～

単位施工単価の「ベース単価」及び「シフト単価」とは

各工種における代表的な規格・仕様の積算単価（ベース単価）は、複合単価の手法により労務や材料等の各地域の単価と歩掛りから、労務費や材料費等を積み上げて算定。

工種		規格・仕様	単位	札幌	東京	...
型枠	シフト単価	普通合板型枠 基礎部	m ²	YYYY	YYYY	...
	シフト単価	普通合板型枠 地下軸部 階高5.0m程度	〃	YYYY	YYYY	...
	シフト単価	普通合板型枠 ラーメン構造 地上軸部 階高2.8m程度	〃	YYYY	YYYY	...
	ベース単価	普通合板型枠 ラーメン構造 地上軸部 階高3.5～4.0m程度	〃	YYYY	YYYY	...
	シフト単価	普通合板型枠 壁式構造 地上軸部 階高2.8m程度	〃	YYYY	YYYY	...
	シフト単価	打放し合板型枠 ラーメン構造 地上軸部 B種 階高3.5～4.0m程度	〃	YYYY	YYYY	...
	シフト単価	打放し合板型枠 ラーメン構造 地上軸部 C種 階高3.5～4.0m程度	〃	YYYY	YYYY	...
	シフト単価	打放し合板型枠 壁式構造 地上軸部 B種 階高2.8m程度	〃	YYYY	YYYY	...
	シフト単価	打放し合板型枠 壁式構造 地上軸部 C種 階高2.8m程度	〃	YYYY	YYYY	...
	シフト単価	打放し合板型枠 壁式構造 地上軸部 C種 階高2.8m程度	〃	YYYY	YYYY	...

その他の規格・仕様の単価（シフト単価）は、元請業者と下請の専門工事業者間の取引についての調査結果に基づき、ベース単価を調整して算定。
シフト単価は「物価資料」の掲載価格によることを基本。

【算定式】

$$\text{シフト単価} = \text{ベース単価} \times \frac{\text{シフト単価の細目工種の取引調査結果に基づく単位施工当たりの価格}}{\text{ベース単価の細目工種の取引調査結果に基づく単位施工当たりの価格}}$$

（参考）物価資料にはベース単価についても価格を掲載

単位施工単価を導入する工種

令和7年12月、**鉄筋（ガス圧接含む）**、**型枠**について、公共建築工事標準単価積算基準に単位施工単価を導入。令和8年3月、**絶縁ケーブル**について追加導入。他の市場単価の工種についても、単位施工単価の導入に向けて、順次、調査・分析中。

(1) 予定価格の適正な設定等 ～一般管理費等率の見直し～

- 業界団体の協力を得て、実態調査を実施。調査の結果、一般管理費等率について改定。
- 建築工事、電気設備工事及び機械設備工事等で分かれていた一般管理費等率の算定式等を一本化。

改定前

工事原価	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超える
建築	17.24%	$28.978 - 3.173 \times \log_{10}(C_p)$	8.43%
工事原価	300万円以下	300万円を超え20億円以下	20億円を超える
電気	17.49%	$29.102 - 3.340 \times \log_{10}(C_p)$	8.06%
機械設備・昇降機	16.68%	$27.283 - 3.049 \times \log_{10}(C_p)$	8.07%

改定後

工事原価	300万円以下	300万円を超え30億円以下	30億円を超える
共通	20.11%	$32.597 - 3.591 \times \log_{10}(C_p)$	9.34%

C_p : 工事原価(千円)

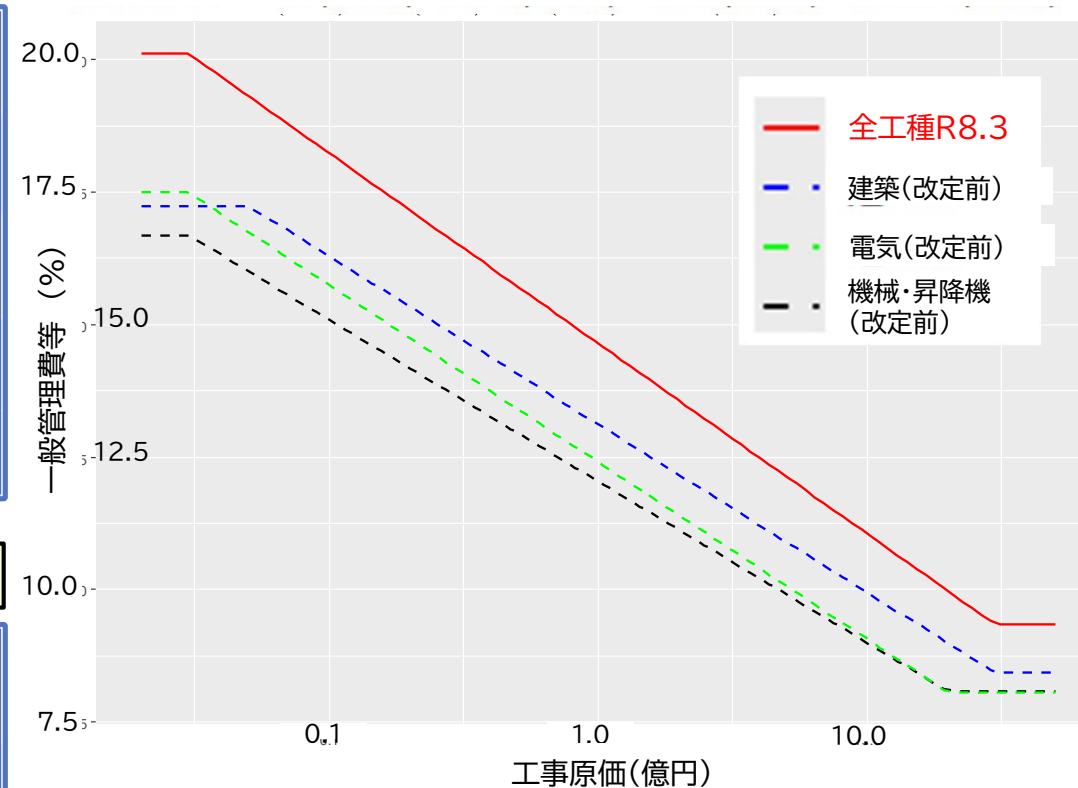


図 一般管理費等率 改定前との比較

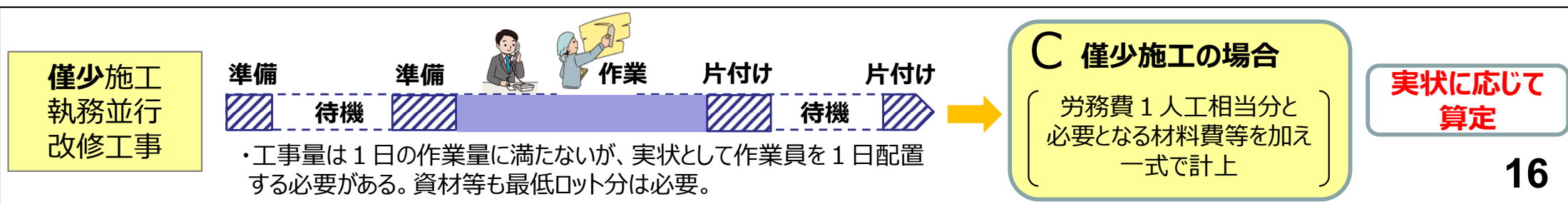
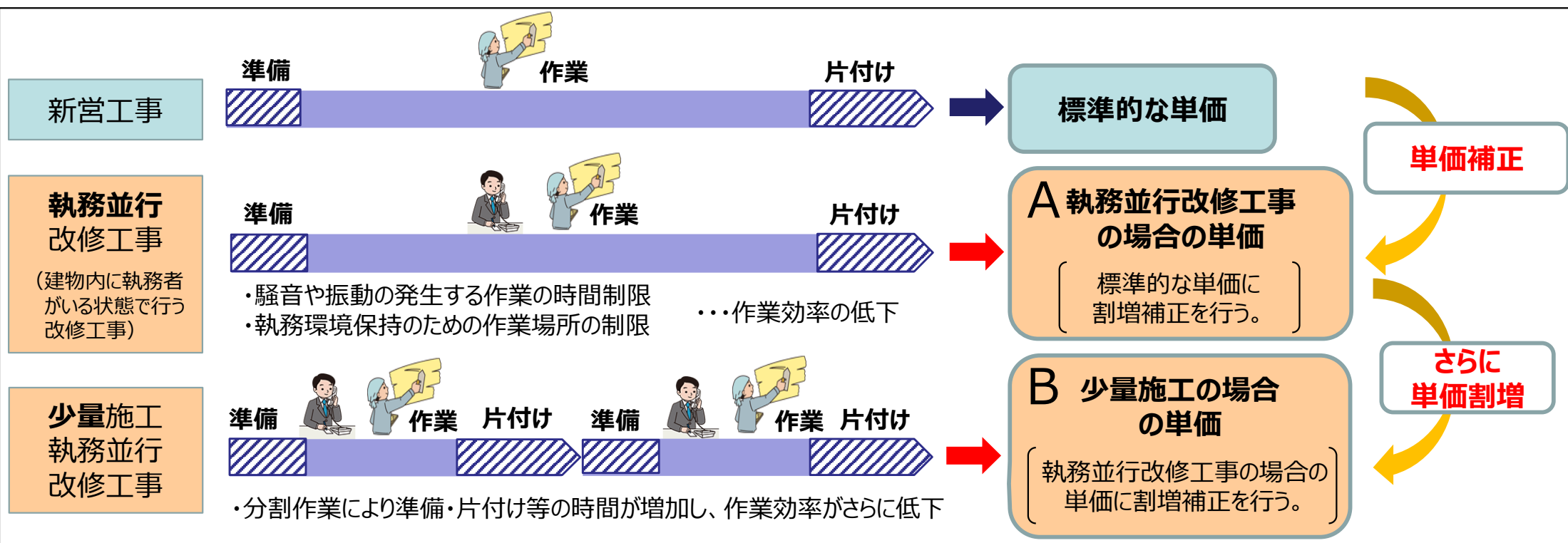
(1) 予定価格の適正な設定等 ～少量、僅少等の場合の単価補正等(1)～

※「営繕工事における適切な施工条件の明示及び積算について」(R1.10.25国営積第4号)より

○現場施工上必要と考えられる費用を適切に計上

【改修工事における単価補正等】

- A 執務並行改修の場合、複合単価及び市場単価の**単価補正**を行う
- B 改修工事で**施工数量が少量**の場合、Aの単価にさらに**単価割増**を行う
- C 改修工事で**施工数量が僅少**の場合、現場で**実際に必要な労務費・材料費等**を計上する



(1) 予定価格の適正な設定等 ～少量、僅少等の場合の単価補正等(2)～

※記載された単価は参考単価です。実際の積算においては最新の単価をご利用ください。

建築内装改修における単価割増の例（ビニル床タイル）

執務並行改修の場合、複合単価及び市場単価に（工種毎に定めている※¹）改修補正率を乗じる

各部位の施工数量※²が概ね100㎡以下（少量施工）の場合、さらに割増係数を乗じる。

新築工事を対象とした標準的な単価

市場単価
(半硬質 厚さ2.0 コンポジションビニル床タイルKT 一般床)
1,870円/㎡

A. 執務並行改修工事の場合の単価補正

「内外装（ビニル床材）」工事の補正率
単価 1,870円/㎡ × **1.08** ÷ **2,020円/㎡**

B. 少量施工の場合の単価割増

割増係数1.3の場合
単価 2,020円 × **1.3** ÷ **2,630円/㎡**

「少量施工を考慮した割増係数」の考え方の目安

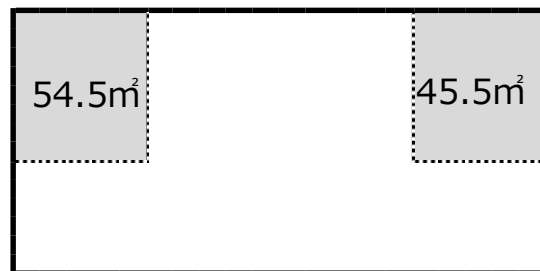
営繕工事における適切な施工条件の明示及び積算について
https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000048.html

施工数量が概ね100㎡以下

- ・ 点在する場合はその合計
- ・ 制約条件等により連続作業不可の作業場所が点在する場合は、概ね5か所未満

割増係数：「1.3」

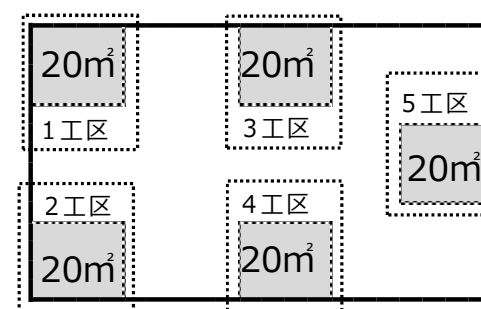
施工数量（合計）が100㎡、作業場所が2か所の例



施工数量が概ね100㎡以下であるが、制約条件等により連続作業不可の作業場所が概ね5か所以上で点在する、作業時間が極めて限られる、作業空間が著しく狭い等の制限によって施工効率が著しく低下する場合

割増係数：「1.3超～2.0程度」

施工数量（合計）が100㎡、作業場所が5か所の例



※1 工種毎の補正率については、「公共建築工事積算基準等資料」第4編 第1章 9改修工事の取り扱い 表A-1 表E-1 表M-1 を参照

※2 床、壁、天井部位ごとの同種工事の合計

(1) 予定価格の適正な設定等 ～少量、僅少等の場合の単価補正等(3)～

※記載された単価は参考単価です。実際の積算においては最新の単価をご利用ください。

各部位の施工数量が概ね10㎡以下（僅少施工）の場合の算定例（ビニル床タイル）

労務費1人工相当分と、必要となる材料等を加えて一式計上する

僅少施工を考慮しない場合

(半硬質 厚さ2.0 コンポジションビニル床タイルKT 一般床)

単価2,020円/㎡×10㎡ = 20,200円

C. 僅少施工の場合の単価

<内訳>	材料費	ビニル床タイル	10,290円※1
		接着剤	900円※2
	労務費	内装工 (1人工)	37,950円※3
	専門工事業者等の諸経費 (労)		17,836.5円※4
	専門工事業者等の諸経費 (労以外)		1,230.9円※5

※1 10.5㎡×980円/㎡ (材料の切り無駄等として5%を見込む)

※2 3kg ×300円/kg (0.3kg/㎡×10㎡=3kg)

※3 1人・日×1.15×33,000 円 (1人・日×執務並行改修割増※6 ×公共工事設計労務単価)

※4 37,950 円×0.47 (労務費×専門工事業者等の諸経費 (労) の率)

※5 (10,290円+ 900円)×0.11 (材料費×専門工事業者等の諸経費 (労以外) の率)

※6 「公共建築工事積算基準等資料」第4編 第1章 9 表A-1 表E-1 表M-1

68,200円

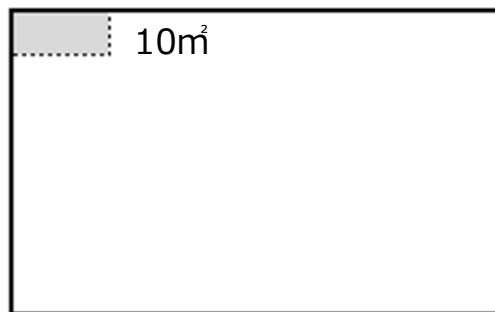
「僅少施工を考慮した積算」の考え方の目安

営繕工事における適切な施工条件の明示及び積算について

https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000048.html

○施工条件等により施工数量が僅少（概ね10㎡以下）となる場合は僅少箇所あたり労務費 1 人工を計上する※7

施工場所が 1 カ所の例



労務費
1カ所×1人工・日/カ所=
1人工

施工場所が 5 カ所（連続作業不可）の例



労務費
5カ所×1人工・日/カ所=
5人工

○材料費は、施工に最低限必要な単位の費用を実情に応じて算定する（例：塗料の数量をメーカー販売単位を踏まえ設定）

○建築に付随する設備工事で、施工場所が点在する場合は、僅少施工として取り扱う

※7 施工の実情に応じて半日分として0.5人工を計上する場合もある。また、施工数量が僅少となる部分が点在（5カ所程度以上）し、労務費が過大となり実情が合わないと考えられる場合は、改修割増複合単価及び改修割増市場単価に割増を行うことで対応する（1.3～2.0の範囲で適切に設定）。

(1) 予定価格の適正な設定等 ～見積活用方式の採用～

- 見積活用方式は、円滑な事業執行を目的に、公共建築工事積算基準類に基づく価格と実勢価格に乖離が生じていると考えられる項目について、入札参加者から提出される見積価格を用いて予定価格を設定する方式

※「営繕工事において入札参加者に見積りの提出を求め活用する方式「見積活用方式」の試行について」（平成26年2月6日付国営計第118号）より

営繕工事における「見積活用方式」の活用

https://www.mlit.go.jp/gobuild/mitsumori_manyuaru.html

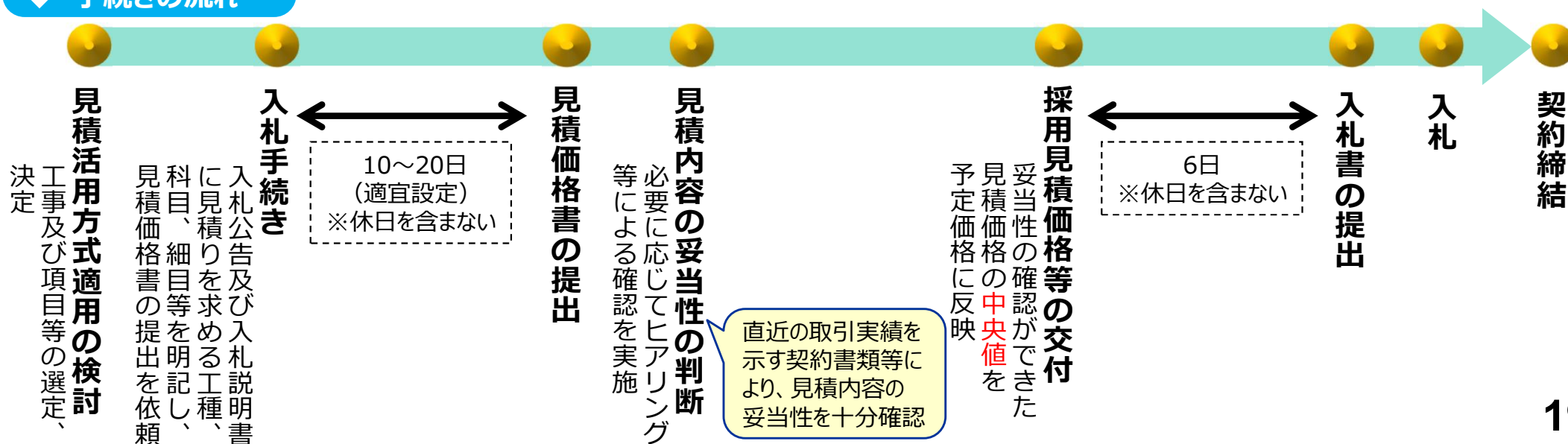
◆ 対象工事

- (1) 公共建築工事積算基準類に基づく価格（以下、「標準積算」）と実勢価格の間において乖離が生じ、不調・不落になった工事
- (2) 過去に不調・不落になった工事と同種及び類似工事、又は標準積算と実勢価格との乖離が生じるおそれのある項目等を有する工事（当初発注からも適用可能）

◆ 対象工種

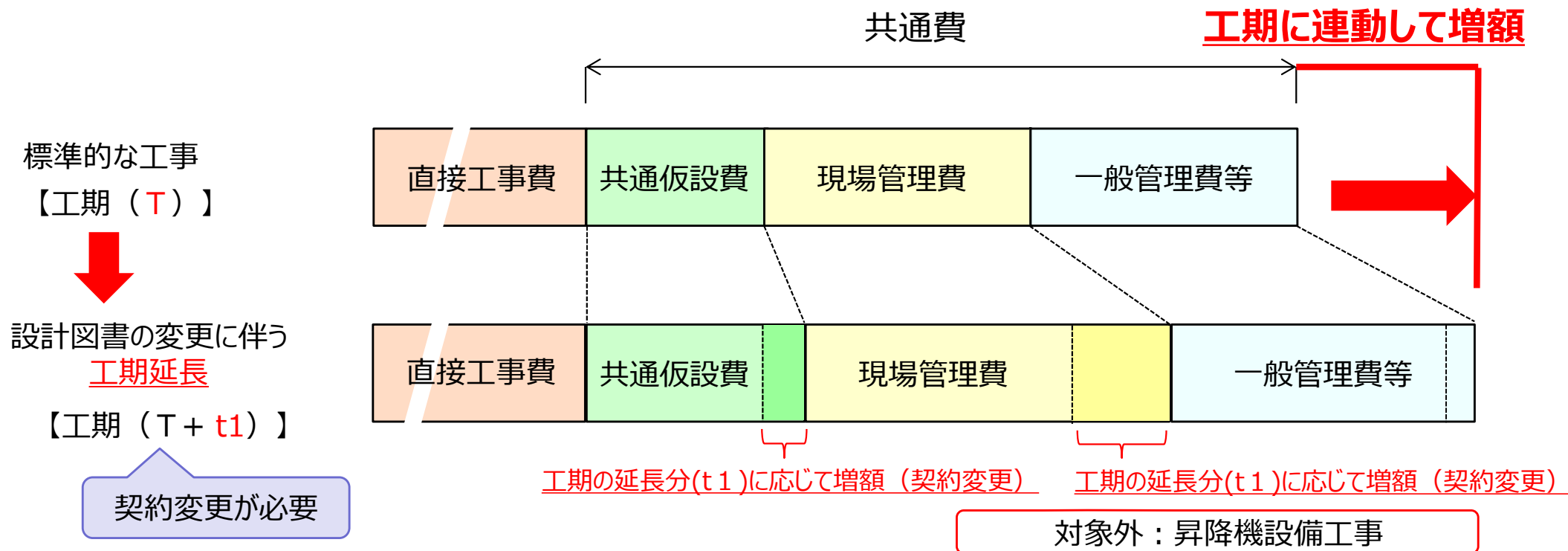
直接工事費のうち、現場条件等から標準積算の材料単価、複合単価、市場単価、単位施工単価及び見積単価に乖離がある項目並びに共通仮設費、現場管理費の積み上げ分等

◆ 手続きの流れ



※「公共建築工事共通費積算基準」より

◆「工期連動型共通費積算方式」



◆ 工期の影響を受ける主な項目

共通仮設費

- 仮設建物費（現場事務所等） …… 仮設建物の設置期間の長短により費用が変動
- 動力用水光熱費（工事用電気、水道料金） …… 動力用水光熱使用期間の長短により費用が変動 等

現場管理費

- 従業員給料手当（現場従業員等の給与） …… 現場従業員等の現場従事期間の長短により費用が変動
- 法定福利費（現場従業員等に関する法定福利費事業主負担額） …… 現場従業員等の現場従事期間の長短により費用が変動 等

(1) 予定価格の適正な設定等

～猛暑対策に必要な経費等の確保関連～

- 建設業における働き方改革の推進の観点から、令和6年度より、全ての営繕工事において「猛暑による作業不能日数」を考慮して工期を設定。工期中に実際に発生した猛暑による作業不能日数が、当初の工期設定における見込みと著しく乖離する場合は、必要に応じて工期及び請負代金額を変更することを可能としている
さらに、令和8年度より、猛暑による作業中断等に伴う労務費の増加費用の積算を試行する。
- 「一般的な熱中症対策」に係る費用については、積算基準に定める共通費の率により算定し、当初の工事費に計上。「一般的なもの以外の熱中症対策」に係る費用については、受発注者間で協議の上、設計図書の変更に
より計上することを可能としている

猛暑を考慮した工期設定と労務費の割増

- 猛暑による作業不能日数（工事場所近傍の観測地点におけるWBGT値^(注)が31以上の時間を日数換算した各年の日数の過去5年分の平均）を工事発注当初の工期に見込むとともに、設計図書に明記

（注）気温、湿度、日射・輻射を考慮した暑さ指数。31以上は「危険」とされている。
（日本気象学会「日常生活における熱中症予防指針Ver.4」（2022）より）

- 工期中に発生した猛暑による作業不能日数が、設計図書に明記する日数と著しく乖離し、受発注者間における協議により必要と認められる場合は、工期及び請負代金額を変更
- 猛暑による作業中断等に伴う労務費の増加費用の積算を試行

熱中症対策に関する費用の計上

- 「一般的な熱中症対策」に係る費用については、公共建築工事共通費積算基準に定める共通仮設費率及び現場管理費率に含まれており、これにより算定し当初の工事費に計上
- 「一般的なもの以外の熱中症対策」に係る費用については、対策の項目、期間等について受発注者間で協議の上、見積価格等を参考に設計図書の変更により計上

◆猛暑による作業不能日の算定方法の例

（2023年度 東京都千代田区※1の場合）

○ 4～10月の全てを工期に含む場合※2

年	WBGT値31以上の時間※3(h)	日数換算(日)
2018	84	10.50
2019	67	8.38
2020	64	8.00
2021	47	5.88
2022	89	11.13
平均	-	8.78

※1 東京観測所の数値を使用

※2 4～10月のうち一部のみが工期に含まれる月がある場合、当該月については、WBGT値31以上の時間数に、当該月における工期に含まれる日数の割合を乗じた時間数を使用

※3 4～10月の各日（土日祝・夏季休暇（3日）を除く）の8時～17時のWBGT値31以上の時間

③

猛暑による
作業不能日数
9日間

◆「一般的な熱中症対策」の例

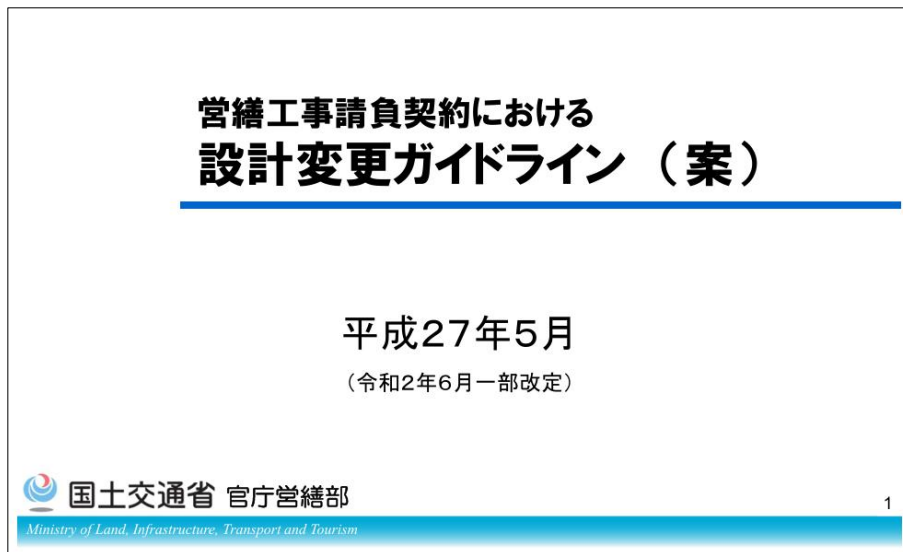
- ・作業場用大型扇風機、作業場換気用送風機
- ・エアコン、シャワー室、給水器、冷蔵庫、製氷機
- ・熱中飴、タブレット、経口補水液の常備
- ・遮光チョッキ、空調服
- ・ドライリスト、WBGT値の計測装置、等

◆「一般的なもの以外の熱中症対策」の例

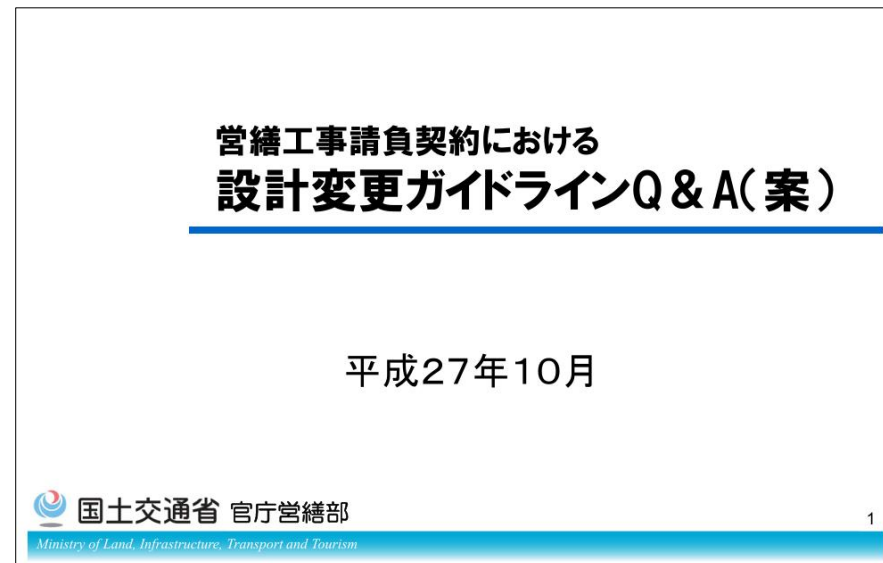
- ・足場に設置する遮光ネット、等

(1) 予定価格の適正な設定等 ～設計変更ガイドラインの適切な運用～

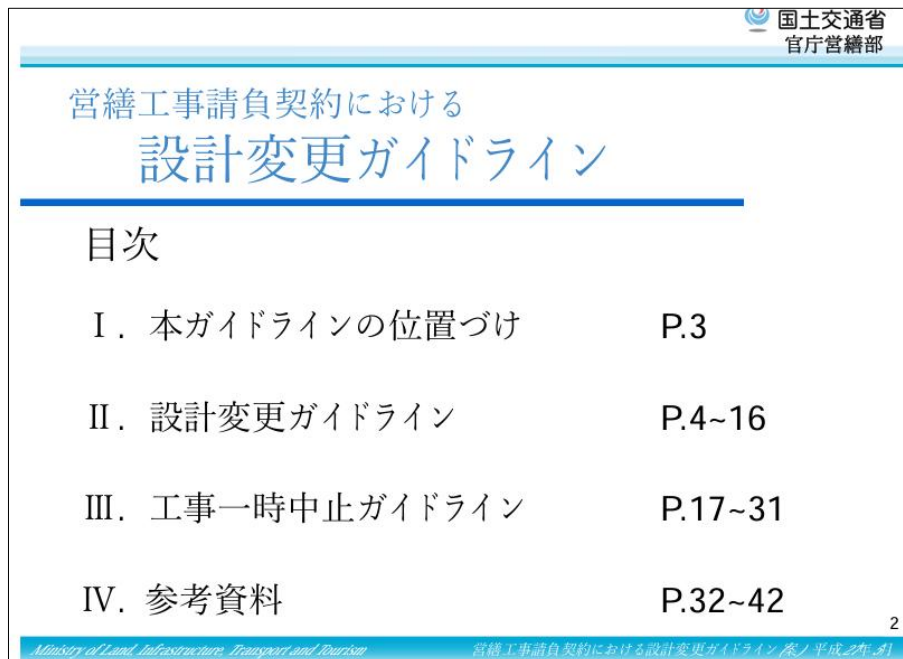
(表紙)



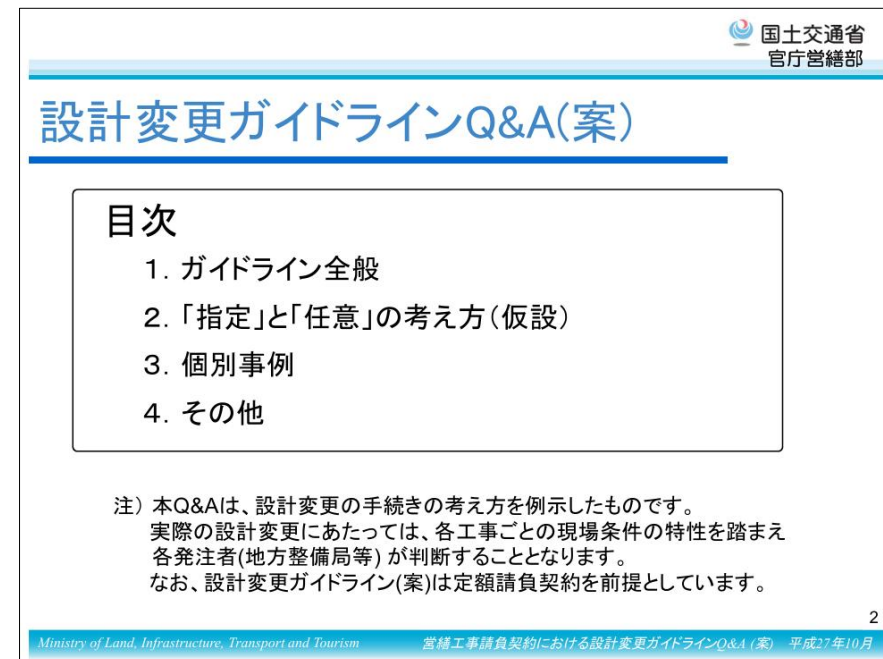
(表紙)



(目次)

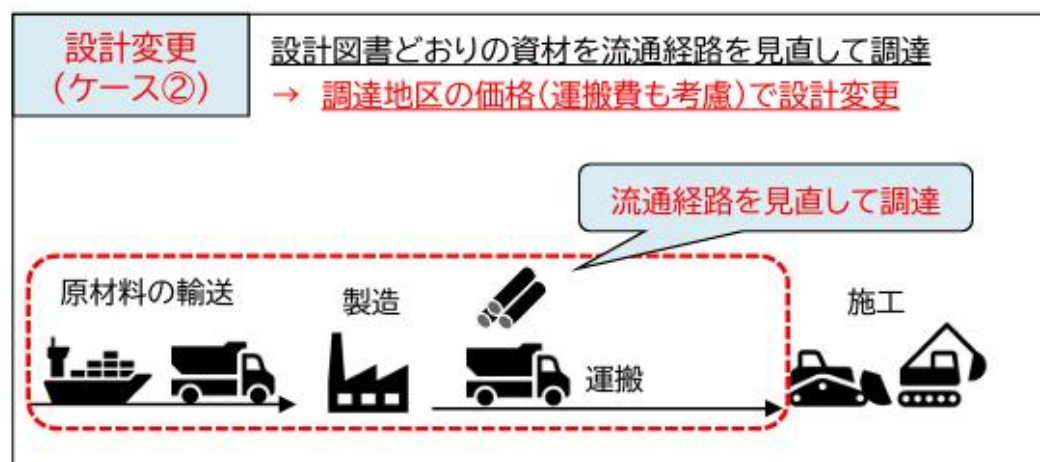
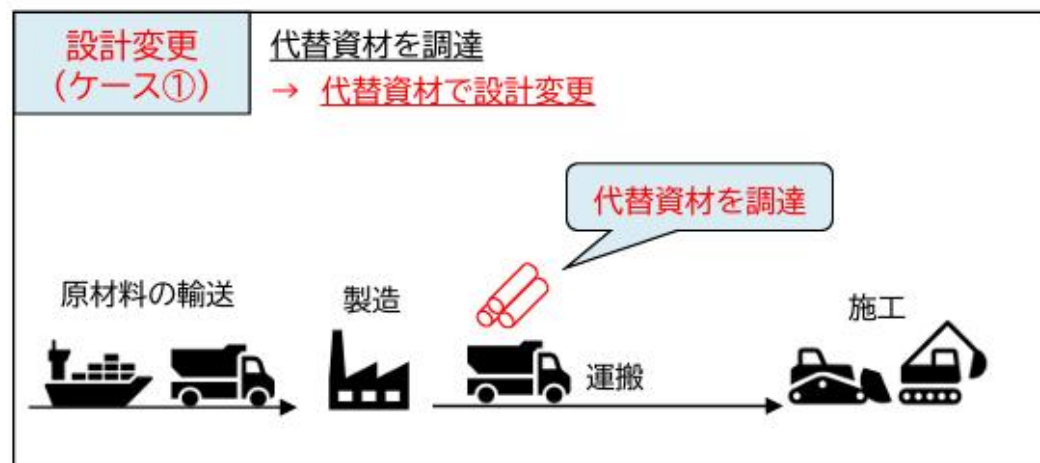
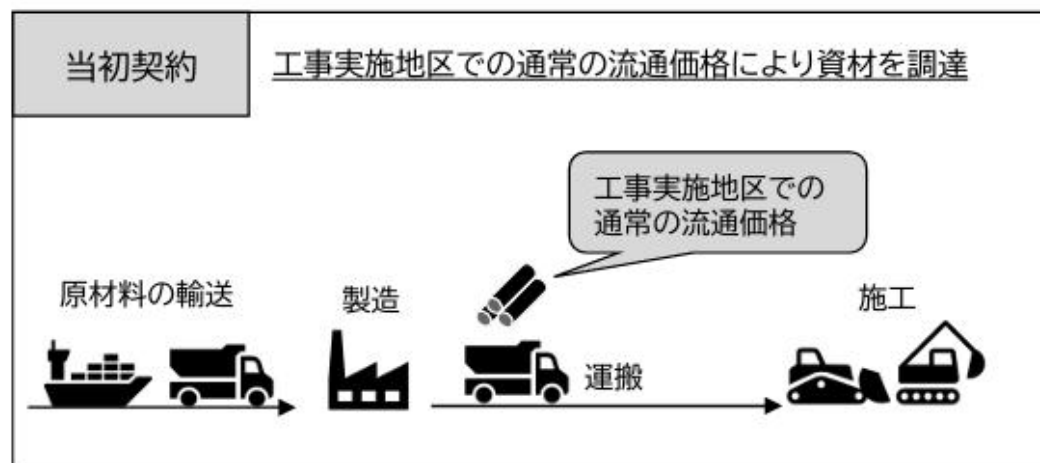


(目次)



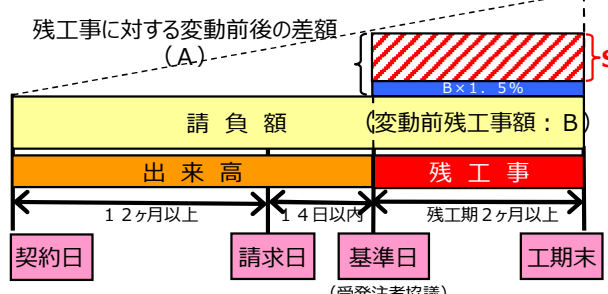
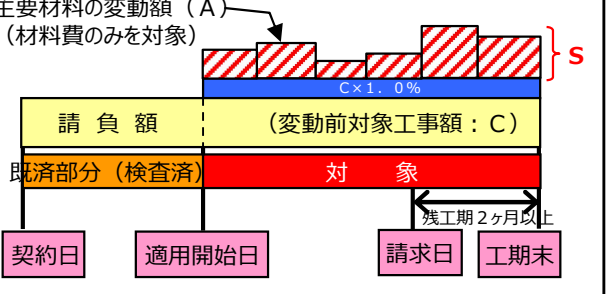
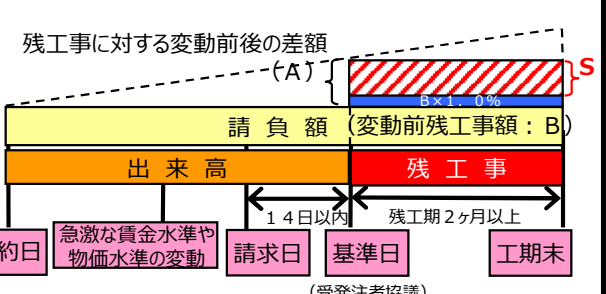
(1) 予定価格の適正な設定等 ～中東情勢の変化による設計変更の対応～

- 国土交通省では、昨今の中東情勢の変化に伴うナフサを由来とする建設資材について、供給の偏りや流通の目詰まりの解消に努めているところ。
- 受注者が安心して受注・施工できる環境を整備する観点から、ナフサを由来とする建設資材について、代替資材の調達や流通経路の見直し等、追加で必要となる内容を、受発注者間協議の上、設計変更する運用を、直轄工事において導入。



(1) 予定価格の適正な設定等 ～スライド条項の適切な運用～

公共工事標準請負契約約款26条（スライド条項）の適切な運用

項目		全体スライド (第1～4項)	単品スライド (第5項)	インフレスライド (第6項)
適用対象工事		工期が12ヶ月を超える工事 但し、残工期が2ヶ月以上ある工事 (比較的大規模な長期工事)	すべての工事 但し、残工期が2ヶ月以上ある工事	すべての工事 但し、残工期が2ヶ月以上ある工事
条項の趣旨		比較的緩やかな価格水準の変動に対応する措置	特定の資材価格の急激な変動に対応する措置	急激な価格水準の変動に対応する措置
請負額 変更の 方法	対象	請負契約締結の日から12ヶ月経過後の 残工事量に対する資材、労務単価等	部分払いを行った出来高部分を除く特定 の資材(鋼材類、燃料油類等)	基準日以降の残工事量に対する資材、労 務単価等
	受発注者 の負担	残工事費の1.5%	対象工事費の1.0% (但し、全体スライド又はインフレスライドと併用の場合、 全体スライド又はインフレスライド適用期間における 負担はなし)	残工事費の1.0% (30条「天災不可抗力条項」に準拠し、建設業者の経営 上最小限度必要な利益まで損なわないよう定められた 「1%」を採用。単品スライドと同様の考え)
	再 スライド	可能 (全体スライド又はインフレスライド適用後、12ヶ月経 過後に適用可能)	なし (部分払いを行った出来高部分を除いた工期内全ての 特定資材が対象のため、再スライドの必要がない)	可能
概要図		$S = \text{全体スライド}^{\ast}\text{変更額} = A - B \times 1.5\%$ ただし、$A > B \times 1.5\%$ の場合のみ全体スライド[※]を適用可能  残工事に対する変動前後の差額 (A) 請 負 額 (変動前残工事額: B) 出 来 高 残 工 事 12ヶ月以上 14日以内 残工期2ヶ月以上 契約日 請求日 基準日 工期末 (受発注者協議)	$S = \text{単品スライド}^{\ast}\text{変更額} = A - C \times 1.0\%$ ただし、$A > C \times 1.0\%$ の場合のみ単品スライド[※]を適用可能 主要材料の変動額 (A) (材料費のみを対象)  請 負 額 (変動前対象工事額: C) 既済部分(検査済) 対 象 残工期2ヶ月以上 契約日 適用開始日 請求日 工期末	$S = \text{インフレスライド}^{\ast}\text{変更額} = A - B \times 1.0\%$ ただし、$A > B \times 1.0\%$ の場合のみインフレスライド[※]を適用可能  残工事に対する変動前後の差額 (A) 請 負 額 (変動前残工事額: B) 出 来 高 残 工 事 14日以内 残工期2ヶ月以上 契約日 急激な賃金水準や物価水準の変動 請求日 基準日 工期末 (受発注者協議)

【スライド額】 材料価格、複合単価、市場単価、単位施工単価及び見積単価の価格を算出する。

・工事請負契約書第26条第5項(単品スライド条項)運用マニュアル(案)(営繕工事版)(令和7年12月) https://www.mlit.go.jp/gobuild/tanpinsuraido_eizen.html

・賃金等の変動に対する工事請負契約書第26条第6項(インフレスライド条項)運用マニュアル(暫定版)(営繕工事版)(令和4年9月) https://www.mlit.go.jp/gobuild/infuresuraido_eizen.html

(1) 予定価格の適正な設定等 ～遠隔地からの資材調達、不足する労働者の確保～

- 被災地で実施する営繕工事において、遠隔地から建設資材等を調達せざるを得ない場合や、不足する労働者を遠隔地から確保せざるを得ない場合に際し、実情に応じた適切な工事費を積算するための試行

★R8.3より試行拡充★

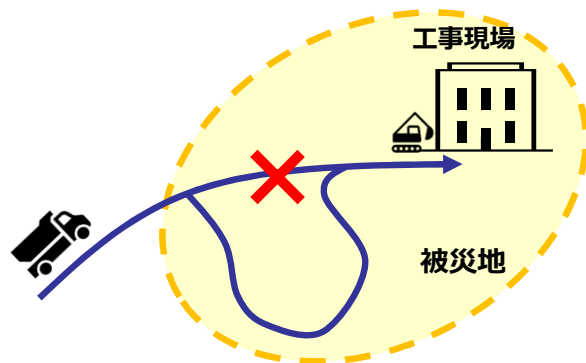
遠隔地からの建設資材等の調達

対象となるケースと計上する費用

- 当初想定していた地域（工事現場と同一の県内等）から調達できず調達条件や運搬距離が大きく変わった場合
⇒ 建設資材等の購入、賃貸及び運搬に要する費用
- 道路通行止め等により工事現場までの運搬距離が大きく変わった場合
⇒ 建設資材等の運搬に要する費用

対象とする建設資材等

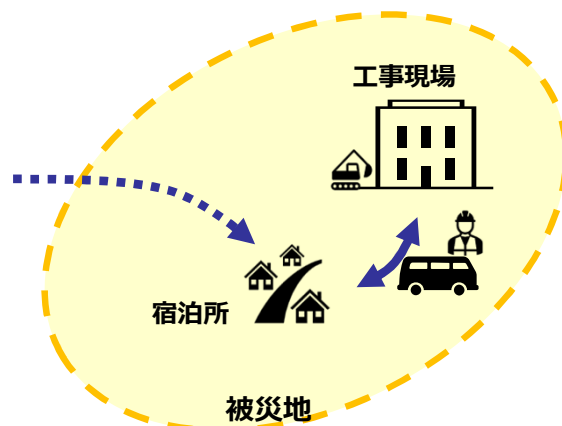
- ・鉄筋、鉄骨、コンクリート等の資材
- ・足場材等の仮設材
- ・トラック、舗装機械等の建設機械



不足する労働者の遠隔地からの確保（宿泊を要する場合）

対象となるケースと計上する費用

- 不足する労働者を遠隔地から確保せざるを得ず、工事現場近傍に宿泊させることが必要な場合
⇒
 - ・労働者の宿泊に要する費用
 - ・労働者を宿泊場所から日々、工事現場に送迎するために要する費用
 - ・募集及び解散に要する費用
 - ・賃金以外の食事等に要する費用



不足する労働者の遠隔地からの確保（長距離通勤を要する場合）

対象となるケース

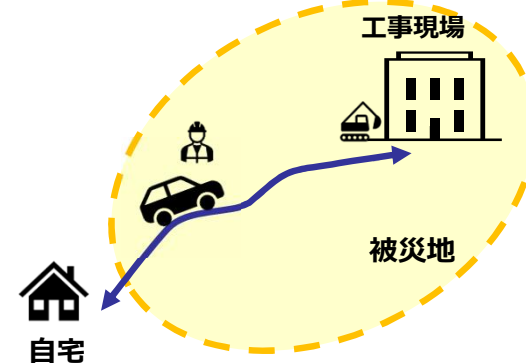
- 不足する労働者を遠隔地から確保せざるを得ず、遠隔地から工事現場まで継続的に長距離通勤を行う場合
⇒ 監督職員との協議により、作業時間を標準（8時間）より短縮して設定が可能

労務費の割増し

- 作業時間の短縮時間に応じ、割増し※

作業時間	割増し係数
7時間/日～7.5時間/日	1.06
4時間/日～7時間/日	1.14

※使用者の指揮命令下でない移動時間は労働時間に該当しないため、長距離通勤の時間分を費用負担するものではない。



3. 生産性向上

- (1) ICTの積極的な活用等
- (2) 書類の効率化
- (3) 関係者間調整の円滑化

(1) ICTの積極的な活用等 ～生産性向上技術の活用方針(R8.3)～

民間で開発、導入された生産性向上技術が、官庁営繕事業において導入、活用されやすくなるよう対応を行う。

生産性向上技術の活用 BIM、情報共有システム等

BIM※1活用

※1 Building Information Modelling

●BIM活用に係るEIRを適用する設計業務、工事

原則として全ての新営設計業務及び新営工事において、EIR※2を適用。

※2 Employer's Information Requirements (発注者情報要件)

- ・延べ面積3,000㎡以上の新営設計業務には、**指定項目を設定**。（具体的な実施内容は、受発注者間協議で決定。）
全ての新営設計業務及び新営工事には、BIM活用を推奨する項目（**推奨項目**）を設定。
- ・BIM伝達会議において工事受注者に**貸与可能な設計BIMデータについて説明、活用する場合には貸与**。

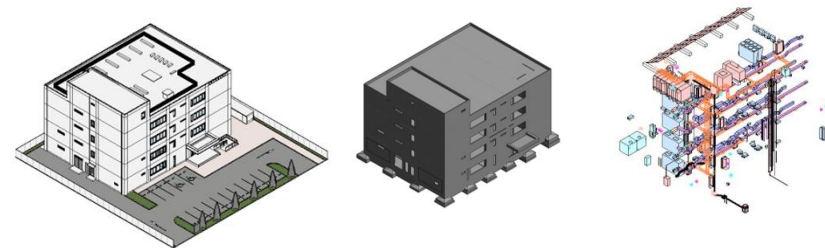
●BIMデータを活用した積算業務（試行）

BIMデータの形状情報や属性情報等から取得した情報に、積算に必要な条件やデータ等を追加して積算数量の算出を行う「**BIM連携積算**」を試行。

【参考】

官庁営繕事業の設計業務においてBIMデータを作成する場合のBIMデータの入力情報や設定内容の目安となる「営繕BIMモデル」を作成し、データを公開

（Revit版：令和6年10月、Archicad版：令和7年9月公開）

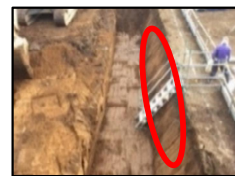


【他の取組】 情報共有システムの活用（原則全ての営繕工事で活用）、デジタル工事写真の黒板情報電子化の活用（原則全ての営繕工事で活用）

(1) ICTの積極的な活用等 ～生産性向上技術の活用方針(R8.3)～

施工 ICT建築土工※3の試行

※3 ICT土工の省力化施工技術を建築工事の根切り・土工事に活用するもの。



オープンカット法面整形(60° 3D)



つぼ堀 床付け(3D: 2D+深さ)



施工管理

デジタル技術を活用した監督検査（試行）

建設現場における監督職員の検査にデジタル技術を活用。
従来の目視による確認に代えて、タブレット等で撮影した画像判定で確認。

●デジタル配筋検査



対象物を撮影

検査結果
(判定結果+計測値)

●デジタルガス圧接継手外観検査



対象物を撮影
(撮影ガイド付き)

検査結果
(判定結果+計測値)

【他の取組】建設現場の遠隔臨場（原則全ての営繕工事で活用）

設計時の配慮

設計業務委託仕様書において、工事現場の生産性向上に配慮する旨を明記

工事の発注時・完成時における評価

総合評価落札方式における評価

・S型により発注する新営工事及び改修工事において、生産性向上技術に関する提案を評価。

【入札説明書等で例示している評価対象とする生産性向上技術】

プレキャスト化、プレハブ化、配管等のユニット化、自動化施工※4、BIMの活用、小黑板情報を活用した工事写真アルバムの自動作成、生産性向上に資する技術を採用した熱中症対策（工期に猛暑期間が含まれる場合で、共通仮設費又は現場管理費に計上するもの※5は除く）

※4 ICT建築土工、墨出しロボット、鉄筋結束ロボット、床コンクリート直均し仕上げロボット、追従運搬ロボット、自律運搬ロボット、溶接ロボット、ケーブル配線用延線ロープ敷設ロボット、天井裏配線作業ロボット、装着型作業支援ロボット等

※5 本資料の21頁 ◆「一般的な熱中症対策」の例 による に記載の内容

入口評価

請負工事成績評定における評価

出口評価

・全ての営繕工事において、受注者が入札時又は工事中に生産性向上技術に関する技術提案を行い、履行による効果が確認された場合、請負工事成績評定要領に基づき評価。

自動化施工の例



鉄筋結束ロボット



運搬ロボット



装着型作業支援ロボット

(2) 工事書類の簡素化 ～工事書類スリム化ガイド(営繕版)の策定～

～ ペーパーレスでストレス・レスな営繕工事 ～

工事書類スリム化ガイド(営繕版)は、**営繕工事における工事関係書類作成の一層の効率化**など現場技術者の負担低減を図るための具体的な取り組みを紹介するものです。

営繕工事においては、従前より「工事の書類の簡素化・効率化」の取り組みを行っていましたが、より多くの方にその内容を知っていただくため、わかりやすくとりまとめた本ガイドを策定したものです。



関係者間
調整の円滑化



削減と
簡素化

工事書類スリム化ガイド(営繕版)

～ペーパーレスでストレス・レスな営繕工事～

情報通信
機器の活用



ペーパー
レス化



令和6年10月

北陸地方整備局 営繕部 技術・評価課

現場技術者の負担軽減を図るための取組み

1. 営繕工事の生産性向上に向けた関係者間調整の円滑化

営繕事業の各段落(設計段階、施工段階)において、適切な設計図書の作成に向けた取組等、発注者として実施する事項の実施に努めます。

2. 工事関係書類の徹底した削減と簡素化

不要な資料を作らない・求めないようにします。



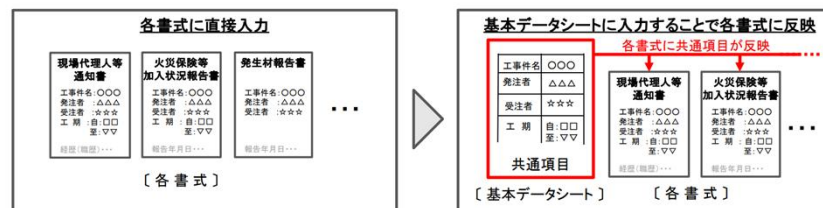
提出不要



施工体制台帳を提出



※工事関係書類の共通項目を自動で反映する機能を付加した書式の入力シートを使用により、工事関係図書等全99書式のうち、66書式について共通事項の自動反映が可能。



書式入力シート使用による簡素化イメージ

3. 電子データの活用によるペーパーレス化

ペーパーレス化による作業の削減、二重提出(紙と電子)を不要とします。

4. 情報通信機器の活用により打合せ・立会い・検査等を効率化

関係者の移動や待ち合わせ、準備等にかかる時間を削減します。

工事書類スリム化ガイド(営繕版)はこちらから

https://www.hrr.mlit.go.jp/eizen/002_koujikanren/SPCD_oct_2024.pdf



(3) 関係者間調整の円滑化 ～生産性向上に向けた関係者間調整の円滑化～

営繕工事の生産性向上に向けた取組みを確実に推進していくため、関係者間調整※の円滑化のために営繕事業の各段階において発注者として実施する事項（R5.3公表）のうち、特に設計に関する取組みについての理解を深めるための「事例解説」を作成しました（R7.3）。
※発注者、設計者、工事監理者、工事受注者、施設管理者等の多様な関係者間での調整

営繕工事の生産性向上に向けた関係者間調整の円滑化のために営繕事業の各段階において発注者として実施する事項（R5.3）

生産性向上のイメージ

【設計段階】

発注者が設計条件の明示や設計業務プロセス管理等の取組みを行うことで、適切な設計図書の作成につなげる

【施工段階】

発注者が余裕期間制度を活用した発注や情報共有の迅速化等のための取組みを行う

営繕事業の各段階（設計段階、施工段階）において、関係者間調整が円滑化



営繕工事の生産性向上

以下の事項の実施に努める等により、営繕工事のより一層の生産性向上に取り組むもの（該当箇所の抜粋）

【1.設計段階】

(1) 設計条件の明示

(2) 適切な設計図書の作成に向けた取組み

①諸条件の整理と適用基準 ②敷地や周辺の状態 ①設計業務プロセス管理 ②図面の整合性 ③設計段階における施工条件の確認 ④指定仮設の確認

【2.施工段階】

(1) 余裕期間の設定 (2) 遅滞ない設計意図伝達※1等 (3) 納まり等の調整※2の効率化

(4) 情報共有や検討等の迅速化 (5) 設計図書の変更への対応

※1: 施工段階で行う、設計意図を正確に伝えるための質疑応答・説明等、工事材料・設備機器等の選定に関する検討・助言等

※2: 工事受注者が施工上密接に関連する工事間で行う納まり等の調整

事例解説(R7.3)

● 参考事例

建設業団体より提供を受けた、過去3年間(62事例)の情報を基に、事例を整理(8分類)

◆ 改善点

参考事例を踏まえた“改善のための取組み”の具体例を記載

■ 関係者間調整の円滑化に役立つ参考資料

- 営繕工事の生産性向上に向けた関係者間調整の円滑化
- 働き方改革に配慮した公共建築設計業務委託のためのガイドライン
- 設計図書整合性向上ガイドブック(日本建築士会連合会)
- 営繕工事における情報共有システム機能要件と対応状況関連資料
- 営繕工事請負契約における設計変更ガイドライン(案)・Q&A(案)
- 公共建築工事における工期設定の基本的考え方(及び事例解説)
- 「公共建築工事の発注者の役割」解説書(第三版)

4. その他

- (1) 官庁営繕工事の発注情報メール配信サービス**
- (2) 中長期的な工事発注見通しの情報発信**
- (3) 公共建築相談窓口**

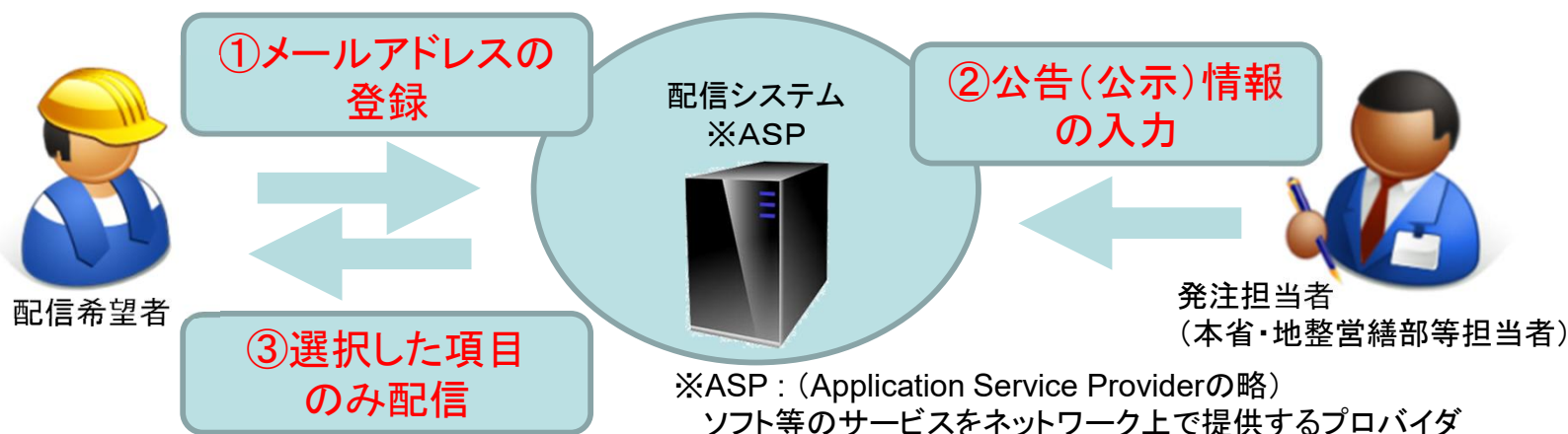
(1) 官庁営繕工事の発注情報メール配信サービス

概要

官庁営繕工事・業務が公告(公示)され次第、概要を配信希望者にメール配信

※北陸地方整備局営繕部独自として、
今後、発注見通しの情報も配信予定

- ① 配信希望者が、随時、官庁営繕部HPを通じて、配信を希望する項目(※)を選択し、配信先のメールアドレスを登録(登録は無料)
(※)発注機関、工事・業務の別、工種、施工場所等
- ② 発注担当者が、公告(公示)情報を配信システムに入力
- ③ 指定した日時に配信システムより、公告(公示)情報に合致する配信希望者へメール配信



登録方法

- 国土交通省官庁営繕部のホームページにアクセスし、「■登録手続きに進む」から登録。
- PC、タブレット、スマートフォン、携帯電話いずれの端末からも登録可能。登録は無料。

○国土交通省大臣官房官庁営繕部ホームページ（「官庁営繕部発注情報メール配信サービスについて」）

http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_fr2_000007.html

(2) 中長期的な工事発注見通しの情報発信

北陸地方整備局営繕部独自の取組

業団体からの要望(事業開始年度の4月に公表されても技術者の確保が難しいなど) ⇨ 「設計業務の契約状況」や「工事発注時期(予定)」をHPで公表

公表内容 令和8年6月8日時点

発注年度	業務名 ※1	施設所在地			設計業務工期	工事発注時期 ※2	備考
		新潟	富山	石川			
令和7年度	金沢駅西合同庁舎外1件(25)内部改修その他実施設計業務			○	【完了】 令和8年2月	時期未定	
	富山地方気象台設備棟(25)増築外1件設計業務		○		令和8年11月	時期未定	
	新潟県警察学校外2件(25)照明設備改修実施設計業務	○			令和8年10月	時期未定	
	富山県警察学校外2件(25)照明設備改修実施設計業務		○		令和8年7月	時期未定	
令和6年度	能登海上保安署(24)新築設計業務			○	【完了】 令和7年10月	令和8年度	
	輪島地方合同庁舎外1件(24)増築その他設計業務			○	【完了】 令和8年1月	令和8年度	
令和5年度	直江津港湾合同庁舎(23)新築設計業務	○			【完了】 令和7年11月	令和9年度(予定)	
	富山公共職安外1件(23)空調設備改修その他実施設計業務		○		【完了】 令和6年6月	令和8年度	
	三条労働基準監督署外1件(23)空調設備改修実施設計業務	○			【完了】 令和6年6月	令和8年度	
	新潟県警察機動隊訓練塔(23)新築設計業務	○			【完了】 令和6年7月	時期未定	
令和4年度	富山地家裁(22)新築設計業務		○		【完了】 令和6年10月	令和9年度(予定)	

※1 : HP掲載の資料では情報業務名をクリックすると業務の概要が確認できます

※2 : 工事発注時期は予定をが変更になることがあります

掲載場所

国土交通省北陸地方整備局営繕部ホームページ

https://www.hrr.mlit.go.jp/eizen/1501067hp/00_gyoumuahacyujoyokyo.pdf

この二次元コード
からダウンロード
できます



(3) 公共建築相談窓口



北陸地方整備局営繕部では、新潟、富山、石川県内における
公共建築全般にわたっての相談窓口を開設しております。

営繕事業及び営繕行政の的確な推進に向けて、
公共建築に関する技術的な相談を受け付けるための窓口です。

◇北陸地方整備局

営繕部計画課（新潟県、富山県、石川県）

TEL:025-280-8880 FAX:025-370-6504

mailメール:pb-soudan2011@hrr.mlit.go.jp

受付時間:9:00～17:00（土・日・祝日・年末年始を除く、電子メールやFAXは24時間受付）

金沢営繕事務所（石川県、富山県）

TEL:076-263-4585 FAX:076-231-6369

受付時間:9:00～17:00（土・日・祝日・年末年始を除く、FAXは24時間受付）